

保健福祉部の概要

令和7（2025）年度版

函館市保健福祉部

函館市民憲章

わたくしたちは、北海道の文化発祥の地、函館に住む市民です。

山と海にかこまれた美しい自然を誇り、すぐれた市民性をはぐくんできた函館を、いっそう住みよい都市に発展させるため、わたくしたち市民とまちの理想像をかかげ、ここに市民憲章を定めます。

- 1 真心あふれる函館市民、あたたかいまち
- 1 健康で働く函館市民、にぎわうまち
- 1 文化を誇る函館市民、はぐくむまち
- 1 自然を生かす函館市民、きれいなまち
- 1 郷土を愛する函館市民、のびゆくまち

(昭和52年5月3日制定)

いきいき長寿都市宣言

憲法にうたわれている基本的人権が尊重され、いつまでも生きがいを持ち、健やかに暮らせる社会を築くことは、わたくしたち函館市民みんなの願いです。

美しい自然に恵まれ、何よりも福祉を大切にすることのまちに、共に力を合わせて、心から長寿を喜び合えるまち函館を実現することをめざし、ここに「いきいき長寿都市」を宣言します。

- 1 長い間社会の発展に尽くしてきた高齢者が、敬愛され、尊重されるまちをめざします。
- 1 豊かな知識と経験をもった高齢者が、社会の一員として自らいきいきと活動できるまちをめざします。
- 1 家庭の安らぎと地域の温かさに包まれて暮らせるやさしいまちをめざします。
- 1 生活をより豊かにする保健、医療、福祉などが充実され、いつまでも健康で安心して暮らせるまちをめざします。
- 1 だれもがひとしく憩い、集い合う安全で快適に暮らせるまちをめざします。

(平成6年12月10日制定)

目 次

函館市のあらまし	1
機構表	2
事務分掌	5
当初予算	12
地域福祉	14
1 第4次函館市地域福祉計画	
「みんなで創る地域共生社会」～誰もが笑顔で自分らしく暮らせる地域づくり～	14
高齢者福祉	18
1 高齢者の状況	18
2 第10次函館市高齢者保健福祉計画・第9期函館市介護保険事業計画	20
3 介護保険	36
4 高齢者福祉サービスの推進	51
5 高齢者の生きがいつくりの推進	56
6 要援護高齢者対策の推進	59
障がい児・者福祉	61
1 障がい児・者の状況	61
2 函館市障がい者基本計画，函館市障がい福祉計画	63
3 障害者総合支援法の施行	75
4 はこだて療育・自立支援センター	102
5 北海道障がい者スポーツ大会の開催	104
生活保護	105
1 生活保護制度のあらまし	105
2 生活保護の状況	107
健康増進	113
1 市民の健康状況	113
2 第3次函館市健康増進計画	115
3 第3次函館市食育推進計画	118
4 生活習慣病予防事業	120
5 健康診査を中心とした生活習慣病対策	128
6 がんについての普及啓発，患者支援	130
7 食育推進事業	130
8 歯科保健事業	137
9 健康づくり事業	139
10 口腔保健センター	139
11 石綿健康被害救済制度に関する事	141

指導監査	142
1 社会福祉法人等の運営指導	142
その他の社会福祉	147
1 福祉サービス苦情処理制度	147
2 函館市社会福祉審議会	147
3 民生委員・児童委員	148
4 函館市社会福祉協議会	150
5 福祉に関する助成制度	150
6 中国帰国者等生活支援事業	152
7 生活困窮者自立支援対策事業	152
8 旧軍人軍属等援護	154
9 日本赤十字社北海道支部函館市地区	155
10 その他の施設	157
社会福祉施設等一覧	160
介護保険施設等一覧	179
社会福祉法人一覧	186

※保健所の概要については，別途「保健所事業概要」を作成しています。

函館市のあらまし

函館市は、北海道の南端部に位置し、恵まれた自然、集積した都市機能、歴史と伝統に培われた文化など数多くの優れた特性を背景に、北海道と本州を結ぶ交通の結節点として、また、南北海道の中核都市として成長してきました。

平成16年12月の近隣4町村との合併を契機に、平成17年10月に政令指定都市に準じた事務権限を持つ「中核市」へと移行し、また、平成28年3月には北海道新幹線が開業し、まちに活気と賑わいが生まれており、中心市街地の活性化や地域特性を生かしたまちづくりを進めているところです。

福祉分野においては、誰もが安心して暮らせる豊かな地域社会を築くことを目的に平成14年7月に「福祉のまちづくり条例」を施行し、市民や事業者が一体となった地域福祉推進の取り組みを進めており、平成24年4月には、市立障がい児・者施設である青柳学園、あおば学園、ともえ学園について、各事業間の連携による効果的なサービス提供を行うため統合整備し、療育機能の充実を図ることを目的として新たにはこだて療育・自立支援センターを開設しました。

また、平成31年3月には、誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていくため、「第4次函館市地域福祉計画(2019～2028年度)」を策定しました。

さらに、令和3年3月には、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進するため「第9次函館市高齢者保健福祉計画および第8期函館市介護保険事業計画(令和3～5年度)」を策定したほか、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等を提供する体制を確保するため「第7期函館市障がい福祉計画(令和6～8年度)」を策定しています。

国の構造改革や本格的な地方分権の推進など、地方自治を取り巻く環境は大きく変化しているなか、今後も地域特性を生かしながら、豊かな市民生活を実現し、魅力にあふれ個性豊かなまちづくりを進めていくため、「人が輝き まちが輝く 交流都市 はこだて」を将来像に、様々な交流を通じて、文化や産業をはぐくみ、新たな価値を生み出す地域社会の創造をめざしていきます。

1 位置と面積

面積	位置(市役所を中心とする)		広ぼう	
	経度(東経)	緯度(北緯)	東西	南北
677.87km ²	140度44分	41度46分	41.1km	32.8km

2 函館市の人口、世帯数の推移

(各年度4月末現在)

年度	R4	R5	R6
人口	246,395人	242,464人	238,435人
男	112,016人	110,367人	108,536人
女	134,379人	132,097人	129,899人
世帯数	140,637世帯	139,798世帯	138,824世帯

機構表

		【主査】	【担当】	単位:人 【会計年度 任用職員・ 嘱託職員】		
保健福祉部 【部長1】	保健福祉部 (次長1)	管理課 (課長:1)	庶務係	1	7	1
			社会援護担当	1		1
			苦情処理担当	1	②	2
		地域福祉課 (課長:1)	地域福祉担当	2	3	
			福祉推進担当	1	1	
		指導監査課 (課長:1)	社会福祉法人・施設担当	2	1	
			障がい等担当	1	1 ①	
			高齢者担当	3	6	1
		地域包括ケア推進課 (課長:1)	支援体制担当	1	2	
			医療・介護連携担当	1	1	
			福祉拠点担当	2	1	
		臨時特別給付金担当 (担当課長:1)	臨時特別給付金担当	2	3	
			企画・管理担当	1	2	
		介護保険課 (課長:1)	介護サービス担当	1	7	1
			介護認定担当	1	6 ①	16
			介護保険料担当	1	7 ①	5
			介護予防担当	2	3	1
		高齢福祉課 (課長:1)	家族介護支援・認知症担当	1	2	2
			相談支援窓口	2	7	2
			健康増進担当	5	10	3
障がい保健福祉課 (課長:1)	相談支援・精神保健担当	3	13 ①	11		
	公費医療等担当	2	4	1		
	社会参加・事業担当	2	3	1		
	給付管理担当	1	4	1		
	障がい者スポーツ大会担当	1	1	3		
生活支援総務課 (課長:1)	管理担当	1	4	3		
	健康管理支援担当	1	2	3		
	不正受給対策担当	1		2		
	第1担当	1	5 ⑤	1		
生活支援課 (課長:1)	第2担当	1	7 ①	3		
	第3担当	1	6			
	第4担当	1	7	2		
	第5担当	1	7			
	第6担当	1	5 ①			

函館市福祉事務所
【所長1】

単位：人

【主査】 【担当】 【会計年度
任用職員・
嘱託職員】

保健所【所長1】	保健所（次長1）	湯川福祉課 （課長：1）	福祉担当	1	4	1
			生活支援第1担当	2	9	1
			生活支援第2担当	1	8	1
			生活支援第3担当	1	7	1
		亀田福祉課 （課長：1）	福祉担当	1	5	4
			介護・高齢・ 障がい相談窓口	2	6	3
			生活支援第1担当	1	7	1
			生活支援第2担当	1	7	2
			生活支援第3担当	1	8	1
			生活支援第4担当	1	7	2
		戸井福祉課 （課長：1）	主査	(1)	(2) (1)	
		恵山福祉課 （課長：1）	主査	(2)	(4) (1)	(1)
			つつじ保育園	(1)	(5)	(7)
		榎法華福祉課 （課長：1）	主査	(2)	(3)	
南茅部福祉課 （課長：1）	主査	(2)	(1) (1)	(1)		
はこだて療育 ・自立支援センター （課長：1）	主査	7	20 ③	46		
地域保健課 （課長：1）	企画担当	1	1	3		
	医務担当	1	2			
	薬事担当	1	3			
	生活衛生課 （課長：1）	環境衛生担当	3	3 ①	3	
		食品衛生担当	2	5 ①	1	
	保健予防課 （課長：1）	感染症・難病担当	3	13	2	
食肉検査所 （課長：1）	主査	2	3	3		
衛生試験所 （課長： 生活衛生課長兼務）	微生物担当	1	2			
	理化学担当	1	2	1		

単位：人
【会計年度
任用職員・
嘱託職員】

	【主査】	【担当】			
子どもサービス課 (課長:1)		認定・入退所担当	(1)	(3)	(6)
子育て支援課 (課長:1)		医療助成担当	(1)	(3)	(1)
		母子児童担当	(2)	(6)	(6)
子ども見守り・相談課 (課長:1)		要保護児童等支援担当	(3)	(6)	(5)

- ※ は福祉事務所に属するもの
 ※ ○内数字は再任用職員数
 ※ ()内数字は兼務職員数

保健福祉部の職員数

(単位：人)

保健福祉部長 保健所長	保健福祉部次長 福祉事務所長 保健所次長	課 長	主査	担当	計	再任用	会計年度 任用職員・ 嘱託職員
2	3	18	84	255	362	18	139

※ 令和7年7月1日現在(兼務職員数を除く)

事務分掌

保健福祉部

管理課

- (1) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事。
- (2) 旧軍人等の恩給に関する事。
- (3) 引揚者、未帰還者、留守家族等の援護に関する事。
- (4) 行旅病人および行旅死亡人に関する事。
- (5) 災害救助に関する事。
- (6) 援護寄託品に関する事。
- (7) 日本赤十字社に関する事。
- (8) 社会福祉思想の啓発に関する事。
- (9) 斎場に関する事。
- (10) 福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する事。
- (11) 福祉サービス苦情処理委員に関する事。
- (12) 社会福祉施設整備事業に関する事。

庶務係

- (1) 部内の庶務および経理に関する事。

地域福祉課

- (1) 民生委員および児童委員に関する事。
- (2) 民生委員推薦会に関する事。
- (3) 社会福祉協議会に関する事。
- (4) 総合福祉センターに関する事。
- (5) 総合福祉センター運営委員会に関する事。
- (6) 社会福祉審議会に関する事。
- (7) 地域福祉および福祉のまちづくりの推進に関する事。
- (8) 福祉のまちづくり推進委員会に関する事。
- (9) 介護人材確保に関する事。
- (10) 老人福祉センターに関する事。

指導監査課

- (1) 社会福祉法人、社会福祉施設および社会福祉連携推進法人の指導および監査に関する事。
- (2) 社会福祉法人の設立認可等に関する事。
- (3) 社会福祉事業（他の主管に属するものを除く。）の許可等に関する事。
- (4) 社会福祉連携推進法人の認定等に関する事。
- (5) 介護保険法に基づく事業者等の指定等ならびに運営の指導および監査に関する事。
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者等の指定等ならびに運営の指導および監査に関する事。

- (7) 有料老人ホームの届出等ならびに運営の指導および監査に関すること。
- (8) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定等ならびに運営の指導および監査に関すること。
- (9) 養介護施設従事者等による高齢者の虐待の防止に関すること。
- (10) 社会福祉施設等の整備の助成（他の主管に属するものを除く。）に関すること。

地域包括ケア推進課

- (1) 地域包括ケアシステムの構築に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (3) 生活支援体制整備事業に関すること。
- (4) 医療・介護連携の推進に関すること。
- (5) 福祉コミュニティエリアに関すること。
- (6) 福祉拠点に関すること。
- (7) 生活困窮者に対する自立の支援に関すること。

介護保険課

- (1) 高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画に関すること。
- (2) 介護保険料の収納管理および過誤納金の還付等に関すること。
- (3) 介護保険事業に係る報告等に関すること。
- (4) 介護給付等費用適正化事業に関すること。
- (5) 保険給付等に関すること。
- (6) 介護予防・生活支援サービス事業に関すること。
- (7) 損害賠償請求および返納金に関すること。
- (8) 要介護認定および要支援認定に関すること。
- (9) 介護認定審査会に関すること。
- (10) 被保険者の資格の取得および喪失に関すること。
- (11) 介護保険料の賦課および収納に関すること。
- (12) 滞納処分に関すること。

高齢福祉課

- (1) 高齢者福祉および介護の総合相談に関すること。
- (2) 認知症施策の推進に関すること。
- (3) 一般介護予防事業に関すること。
- (4) 高齢者の虐待の防止に関すること。
- (5) 施設措置費負担金，使用料等の収納に関すること。
- (6) 高齢者に対する公共交通機関の乗車料金の助成に関すること。
- (7) 高齢者の在宅福祉サービスに関すること。

健康増進課

- (1) 健康づくりに関すること。
- (2) 健康づくりの計画に関すること。
- (3) 健康づくり事業の企画および調整に関すること。
- (4) 食育の推進に関すること。
- (5) 栄養の指導および調査に関すること。
- (6) 歯科保健（乳幼児歯科健診に係るものを除く。）に関すること。
- (7) 健康増進法に基づく健康増進事業（肝炎ウイルス検診に係るものを除く。）に関すること。
- (8) 食品表示法に関すること（国民の健康の保護を図るために必要な食品に関する表示の事項および食品等の収去に係るものを除く。）。
- (9) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導に関すること。
- (10) がんの予防および早期発見の推進に関すること。
- (11) 石綿による健康被害の救済に関すること。

障がい保健福祉課

- (1) 障がい者基本計画および障害福祉計画に関すること。
- (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定等に関すること。
- (3) 指定自立支援医療機関に関すること。
- (4) 障害者等に対する公共交通機関の乗車料金の助成に関すること。
- (5) 重度身体障害者等タクシー基本料金乗車券の交付に関すること。
- (6) 精神保健および精神障害者福祉に関すること。
- (7) 重度心身障害者医療費助成に関すること。
- (8) 自殺予防対策連絡会議に関すること。
- (9) 自殺予防普及啓発事業等に関すること。
- (10) 障害者の虐待の防止に関すること。

生活支援総務課

- (1) 生活保護に係る医療機関等の指定等に関すること。
- (2) 生活保護に係る医療機関等の運営指導に関すること。
- (3) 生活保護に係る返還金および徴収金の収納に関すること。
- (4) 生活保護に係る損害賠償請求に関すること。

生活支援課

- (1) 浮浪者の送還に関すること。

湯川福祉課

- (1) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
- (2) 旧軍人等の恩給に関すること。
- (3) 引揚者、未帰還者、留守家族等の援護に関すること。
- (4) 介護保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。

- (5) 高齢者および障害者等に対する公共交通機関の乗車料金の助成に係る届けおよび申請の受付に関すること。
- (6) 重度身体障害者等タクシー基本料金乗車券の交付に関すること。
- (7) 遺児手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。

亀田福祉課

- (1) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
- (2) 旧軍人等の恩給に関すること。
- (3) 引揚者、未帰還者、留守家族等の援護に関すること。
- (4) 日本赤十字社に関すること。
- (5) 介護保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (6) 高齢者の虐待の防止に関すること。
- (7) 高齢者および障害者等に対する公共交通機関の乗車料金の助成に係る届けおよび申請の受付に関すること。
- (8) 高齢者の在宅福祉サービスに関すること。
- (9) 重度身体障害者等タクシー基本料金乗車券の交付に関すること。
- (10) 精神保健および精神障害者福祉に関すること。
- (11) 遺児手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (12) 障害者の虐待の防止に関すること。

福祉事務所

高齢福祉課

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関すること。

障がい保健福祉課

- (1) 障害者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 身体障害者手帳の交付に関すること。
- (3) 介護給付費等の支給に関する審査会に関すること。
- (4) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に関すること。
- (5) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に関すること。
- (6) 精神障害者および精神に障害のある児童の福祉に関すること。
- (7) 特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当および福祉手当に関すること。

生活支援総務課

- (1) 生活保護要保護者の保護に関すること。
- (2) 就労自立給付金および進学・就職準備給付金に関すること。
- (3) 生活保護金品の交付および就労自立給付金および進学・就職準備給付金の支給に関すること。

- (4) 生活保護の医療券に関すること。
- (5) 被保護者就労支援事業および被保護者健康管理支援事業に関すること。
- (6) 社会福祉統計に関すること。
- (7) 社会福祉の現業に関すること。

生活支援課

- (1) 生活保護要保護者の保護に関すること。
- (2) 就労自立給付金および進学・就職準備給付金に関すること。
- (3) 被保護者就労支援事業および被保護者健康管理支援事業に関すること。
- (4) 社会福祉の現業に関すること。

湯川福祉課

湯川支所および銭亀沢支所の所管区域内の次に掲げる事項ならびに戸井支所，恵山支所，楸法華支所および南茅部支所の所管区域内の第6号，第7号，第9号，第10号および第11号に掲げる事項

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (3) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (4) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (5) 児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当，福祉手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (6) 生活保護要保護者の保護に関すること。
- (7) 就労自立給付金および進学・就職準備給付金に関すること。
- (8) 生活保護金品の交付ならびに就労自立給付金および進学・就職準備給付金の支給に関すること。
- (9) 生活保護の医療券に関すること。
- (10) 被保護者就労支援事業および被保護者健康管理支援事業に関すること。
- (11) 社会福祉の現業に関すること。

亀田福祉課

亀田支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者および障害者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関すること。
- (3) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に関すること。
- (4) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に関すること。
- (5) 精神障害者および精神に障害のある児童の福祉に関すること。
- (6) 特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当および福祉手当に関すること。

- (7) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (8) 児童扶養手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (9) 生活保護要保護者の保護に関すること。
- (10) 就労自立給付金および進学・就職準備給付金に関すること。
- (11) 生活保護金品の交付および就労自立給付金および進学・就職準備給付金の支給に関すること。
- (12) 生活保護の医療券に関すること。
- (13) 被保護者就労支援事業および被保護者健康管理支援事業に関すること。
- (14) 社会福祉の現業に関すること。

戸井福祉課

戸井支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (3) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (4) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (5) 児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当，福祉手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (6) 生活保護要保護者の相談に関すること。
- (7) 生活保護金品の交付および就労自立給付金および進学・就職準備給付金の支給に関すること。

恵山福祉課

恵山支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (3) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (4) 市立保育所等の入所，退所等に関すること。
- (5) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (6) 児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当，福祉手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (7) 生活保護要保護者の相談に関すること。

- (8) 生活保護金品の交付および就労自立給付金および進学・就職準備給付金の支給に関する
こと。

楯法華福祉課

楯法華支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (3) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (4) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (5) 児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当，福祉手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (6) 生活保護要保護者の相談に関すること。
- (7) 生活保護金品の交付および就労自立給付金および進学・就職準備給付金の支給に関する
こと。

南茅部福祉課

南茅部支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (3) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (4) 認可保育所等の入所，退所等に関すること。
- (5) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (6) 児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当，福祉手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (7) 生活保護要保護者の相談に関すること。
- (8) 生活保護金品の交付および就労自立給付金および進学・就職準備給付金の支給に関する
こと。

当初予算

一般会計

(単位：千円)

款 項 目	令和7年度 当初予算A	財源内訳(令和7年度分)					令和6年度 当初予算B	比較 A-B
		特定財源				一般財源		
		国庫支出金	道支出金	地方債	その他			
民生費	33,631,625	20,182,696	2,917,029	290,300	682,911	9,558,689	33,079,680	551,945
社会福祉費	13,989,703	5,591,550	2,910,184	290,300	569,737	4,627,932	13,706,870	282,833
社会福祉総務費	1,156,581	122,320	1,483	249,600	9,282	773,896	1,560,932	△ 404,351
障害者福祉費	11,104,230	5,464,261	2,731,063		13,288	2,895,618	10,477,344	626,886
重度心身障害者医療助成費	546,059		177,638		92,970	275,451	549,995	△ 3,936
療育・自立支援センター費	173,795			33,400	263,332	△ 122,937	116,269	57,526
老人福祉費	1,009,038	4,969		7,300	190,865	805,904	1,002,330	6,708
生活保護費	19,614,625	14,591,146	0	0	106,674	4,916,805	19,343,196	271,429
生活保護総務費	117,088	77,812				39,276	117,781	△ 693
扶助費	19,497,537	14,513,334			106,674	4,877,529	19,225,415	272,122
災害救助費	3,750	0	2,812	0	0	938	3,750	0
災害救助費	3,750		2,812			938	3,750	0
社会福祉施設整備資金費	6,500	0	0	0	6,500	0	6,500	0
社会福祉施設整備費	6,500				6,500	0	6,500	0
介護保険費	17,047	0	4,033	0	0	13,014	19,364	△ 2,317
介護保険事業費	17,047		4,033			13,014	19,364	△ 2,317
衛生費	1,629,861	42,983	48,907	130,500	146,227	1,261,244	1,330,729	299,132
保健衛生費	1,629,861	42,983	48,907	130,500	146,227	1,261,244	1,330,729	299,132
保健衛生総務費	402,920	6,816	37,761	130,500	11,100	216,743	282,348	120,572
健康増進費	247,172	10,492	10,396		24,453	201,831	232,728	14,444
感染症等予防費	716,892	25,068	78			691,746	480,084	236,808
環境衛生費	67,680	607	672		43,965	22,436	171,049	△ 103,369
火葬場費	195,197				66,709	128,488	164,520	30,677
教育費	9,810					9,810	9,404	406
教育総務費	9,810					9,810	9,404	406
私立学校振興費	9,810					9,810	9,404	406
保健福祉部予算	35,271,296	20,225,679	2,965,936	420,800	829,138	10,829,743	34,419,813	851,483

国民健康保険事業特別会計

(単位：千円)

款 項 目	令和6年度当初予算A	令和7年度当初予算B	比 較 B-A
保健事業費	13,478	13,492	14
特定健康診査等事業費	12,048	12,062	14
特定健康診査等事業費	12,048	12,062	14
保健事業費	1,430	1,430	0
保健衛生普及費	1,430	1,430	0
合 計	13,478	13,492	14

介護保険事業特別会計

(単位：千円)

款 項 目	令和6年度当初予算A	令和7年度当初予算B	比 較 B-A
総務費	269,469	237,706	△ 31,763
総務管理費	64,758	39,987	△ 24,771
一般管理費	62,621	37,937	△ 24,684
趣旨普及費	2,137	2,050	△ 87
徴収費	29,722	19,332	△ 10,390
賦課徴収費	29,722	19,332	△ 10,390
介護認定費	174,989	178,387	3,398
介護認定費	174,989	178,387	3,398
保険給付費	30,233,703	29,079,269	△ 1,154,434
介護諸費	29,237,773	28,145,809	△ 1,091,964
介護サービス給付費	29,211,565	28,119,307	△ 1,092,258
審査支払委託費	26,208	26,502	294
高額介護サービス費	995,930	933,460	△ 62,470
高額介護サービス費	873,499	822,186	△ 51,313
高額医療合算介護サービス費	122,431	111,274	△ 11,157
地域支援事業費	1,881,504	1,951,573	70,069
地域支援事業費	1,881,504	1,951,573	70,069
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,392,472	1,456,307	63,835
包括的支援等事業費	489,032	495,266	6,234
保健福祉事業費	0	0	0
保健福祉事業費	0	0	0
保健福祉事業費	0	0	0
基金積立金	146,745	127,317	△ 19,428
基金積立金	146,745	127,317	△ 19,428
介護給付費準備基金積立金	146,745	127,317	△ 19,428
諸支出金	10,101	10,101	0
過年度支出金	10,001	10,001	0
過年度支出金	1	1	0
第1号被保険者保険料還付金	10,000	10,000	0
還付加算金	100	100	0
還付加算金	100	100	0
職員費	479,503	499,083	19,580
職員費	479,503	499,083	19,580
一般部局職員費	479,503	499,083	19,580
予備費	10,000	10,000	0
予備費	10,000	10,000	0
予備費	10,000	10,000	0
合 計	33,031,025	31,915,049	△ 1,115,976

地域福祉

1 第4次函館市地域福祉計画

「みんなで創る地域共生社会」

～誰もが笑顔で自分らしく暮らせる地域づくり～

(1) 計画策定の趣旨等

ア 計画策定の背景と趣旨

少子高齢・人口減少社会という大きな課題に直面するなか、地域で相互に支え合う意識や連帯感の希薄化が進み、また、インターネット等の普及により生活環境が大きく変化し、価値観の多様化によって世代間に意識の違いが広がるなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

さらに、ひきこもりや支援拒否などによる社会からの孤立、虐待、暴力などの社会問題や、ダブルケア（育児と介護が同時進行している状態など）、8050問題（80代の親とひきこもる50代の子どもの経済的、精神的な問題）のような複合化・複雑化した課題を抱えている世帯が顕在化するなど、分野ごとの相談体制では対応が困難な地域生活課題が生じています。

こうした課題の解決に向けては、地域住民一人ひとりが自らの課題として捉えながら様々な地域資源を活用し、「支え手」「受け手」という関係を超えて主体的に活動することがこれまで以上に求められています。

また、国でも、社会的孤立や排除をなくし、誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の重要性を示していることから、本市においても、行政と地域住民等が問題意識を共有しながら連携し、地域生活課題の解決を図ることで、「地域共生社会」の実現に向けた取組をさらに進めていくため、平成31年3月、第4次函館市地域福祉計画を策定しました。

イ 地域福祉とは何か

市民および企業の地域福祉に関する意識や取組状況を調査することにより、本市における課題や問題点を整理するために行った「地域福祉に関する意識調査」では、多くの住民が地域生活課題があると回答しています。

これらの問題を解決し、「地域共生社会」の実現をさらに進めるためには、まず私たち自身が地域社会の中で、つながりを持ちながら生活していることを認識する必要があります。

地域福祉とは、地域に暮らす人たちが自らの意思で結びつきを強め、社会的孤立や排除をなくし、誰もが平等で、お互いの個性や特性を認め合いながら、課題の解決に向けた取組を継続して行うことです。

ウ 計画の位置付け

本計画は社会福祉法第107条に規定されている、「市町村地域福祉計画」に位置付けられるものです。

本市では、地域福祉の理念の普及に努めるため、2004年度（平成16年度）に函館市地域福祉計画を策定し、2008年度（平成20年度）には第2次、2013年度（平成25年度）には第3次の計画を策定してきましたが、地域福祉のさらなる推進を図るため、本計画を策定しました。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）を包含したものとなっています。

エ 計画の期間

地域福祉の理念は、今後も変わることなく将来へつなげていくべきものですが、地域全体に浸透させるには多くの時間が必要となることから、計画期間は2019年度（平成31年度）から2028年度までの10年とします。

2024年度に中間評価を行い、その結果を踏まえ、函館市再犯防止推進計画等の見直しを行いました。

(2) 函館市福祉のまちづくり条例との関係

函館市福祉のまちづくり条例では、すべての市民が安心して日常生活を営み、自らの意思で自由に行動し、真に豊かで、ゆとりと生きがいのある地域社会を築き上げていくため、市、事業者および市民は、共に手を携えながら、あらゆる分野において障壁のないまちづくりに取り組むこととしています。

この取組を進めるためには、個人の特性や多様性を認め合い、住民が相互に支え合い、連携し合うことのできる仕組みづくりが不可欠ですが、この取組こそ、地域福祉の推進そのものであることから、本計画と函館市福祉のまちづくり条例がめざすまちの姿は同じものです。

(3) 地域福祉計画の基本理念

本市では、これまで国が策定指針で示してきた（1）住民参加、（2）共に生きる社会づくり、（3）男女共同参画、（4）福祉文化の創造の4つの理念を基本理念として掲げ、地域福祉の推進を図ってきました。

2017年（平成29年）6月に改正された社会福祉法（2018年（平成30年）4月1日施行）を踏まえ、国からは、これまでの基本理念の視点を大切にしながら、さらに社会的孤立や排除をなくし、誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の重要性が示されましたが、この実現のためには、地域住民等、支援関係機関および行政が今まで以上に連携・協働し、地域生活課題を「我が事」として捉え、「丸ごと」受け止めながら解決に向け努力することが重要となります。

そのため、本計画における基本理念は、これまで掲げていた4つの理念を踏まえ、さらに「地域共生社会」実現に向けた取組を進めるため、誰もがわかりやすい表現に改めました。

- ・基本理念 「みんなで創る地域共生社会」
～誰もが笑顔で自分らしく暮らせる地域づくり～

(4) 地域福祉計画の基本目標

ア 基本目標1「人と人がつながる地域づくり」

少子・高齢化の傾向が今後も進むと見込まれているなか、世代間交流の重要性が地域福祉懇談会で課題として挙げられ、意識調査では、年齢が低くなるほど「隣近所にどのような人が暮らしているのか知らない」や「隣近所とは軽い付き合いを望んでいる」といった回答の割合が高くなるなど、地域のつながりが薄れていくことが懸念されています。

そのため、世代を問わず地域住民等のつながりを築くことが、地域生活課題の把握や住民主体による課題解決に結びつくと考えられることから、「人と人がつながる地域づくり」を1つ目の基本目標に定めます。

基本施策	1-1	地域住民等が集う拠点づくり
	1-2	地域福祉活動の活性化
	1-3	地域住民等と支援関係機関の連携

イ 基本目標2「安心して暮らせる地域づくり」

高齢者世帯の増加など日常的な見守りや支援が必要な世帯が増えていくと考えられますが、意識調査では、「地域の中で何らかの手助けが必要な世帯が増えている」ことが地域生活課題として多く挙げられ、また地域福祉懇談会においても支援が必要と思われる方の早期発見や支援拒否に対する対応について意見が出されています。

地域の中で不安や課題を抱えている方に必要な支援を届けるためには、地域住民等がそれらの課題を早期発見し解決を図るとともに、地域住民等、支援関係機関および行政がそれぞれの役割を理解し連携を図ることで、必要な支援につなげる仕組みが必要なことから、「安心して暮らせる地域づくり」を2つ目の基本目標に定めます。

基本施策	2-1	制度の狭間の課題への対応
	2-2	権利擁護に対する支援
	2-3	適切な福祉サービスの提供
	2-4	生活困窮世帯への支援
	2-5	自殺防止のための対策

ウ 基本目標3「誰もが参加できる地域づくり」

地域生活課題が多様化し、支援を必要とする方が増加すると考えられるなか、地域福祉懇談会では地域での交流や支え合いの不足に対する懸念が出され、意識調査では年齢が低くなるほどボランティア等への参加が少ない結果となっています。

また、地域福祉活動には、交流の場やボランティア等に参加することばかりではなく、近所の高齢者世帯の様子を気にかけるなど、身近でできる取組も数多くあります。

こうした活動に主体的に取り組む地域住民等を増やすためには、地域福祉に対する意識の醸成を図るとともに、誰もが活動に参加しやすい環境づくりが重要なことから、「誰もが参加できる地域づくり」を3つ目の基本目標に定めます。

基本施策	3-1	地域福祉に対する意識の醸成
	3-2	新たな人材の養成
	3-3	積極的な情報発信

2 地域福祉の推進

(1) 地域共生社会啓発ワークショップの実施

市内の高校生・大学生を対象とした地域共生社会を啓発するワークショップを実施し、地域共生社会の構築の基盤となる地域住民の意識向上を図ります。

実施状況

年度	回数	参加者数（延人数）
令和3年度	2回 ^{※2}	44名 [※]
令和4年度	2回	43名
令和5年度	3回	77名
令和6年度	3回	65名

※ 令和3年度はオンライン開催。

令和7年度予算 242千円

(2) 地域福祉啓発動画の放映

地域福祉の推進に関わる各種福祉制度や施策，地域における様々な課題や取り組みなどを市民に広く知ってもらうために制作した動画を公共施設等で放映することにより，市民の地域福祉に対する意識を醸成し，各種施策や取り組みへの参加を促すことで，地域福祉活動の活性化や新たな担い手の確保につなげます。

- 制作動画
- ・ 『地域包括ケアの推進』
 - ・ 『民生委員・児童委員の活動』
 - ・ 『在宅福祉委員会の活動』
 - ・ 『手話を知ろう！学ぼう！』
 - ・ 『函館市「高齢者交通料金助成制度」の手続き』

高齢者福祉

高齢化の進展に伴う介護ニーズの増加や、要介護高齢者を支える家族の状況の変化などの社会的な背景から、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年（2000年）に介護保険制度が施行されてから、今年で25年が経過します。

本市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、老人福祉法や介護保険法に基づく「函館市高齢者保健福祉計画・函館市介護保険事業計画」を策定し、介護保険サービスの基盤整備のほか、介護予防の推進や生きがいつくりの促進、生活環境の整備など、様々な高齢者施策に総合的に取り組んでいます。

1 高齢者の状況

(1) 65歳以上の人口

（令和7年3月31日現在 単位：人）

区分	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100歳 以上	合計	総人口 に占める割合 (%)
男	7,569	8,937	8,263	5,322	3,010	1,273	242	36	34,652	32.5
女	9,252	11,131	11,670	9,089	6,673	3,829	1,303	196	53,143	41.6
合計	16,821	20,068	19,933	14,411	9,683	5,102	1,545	232	87,795	37.4

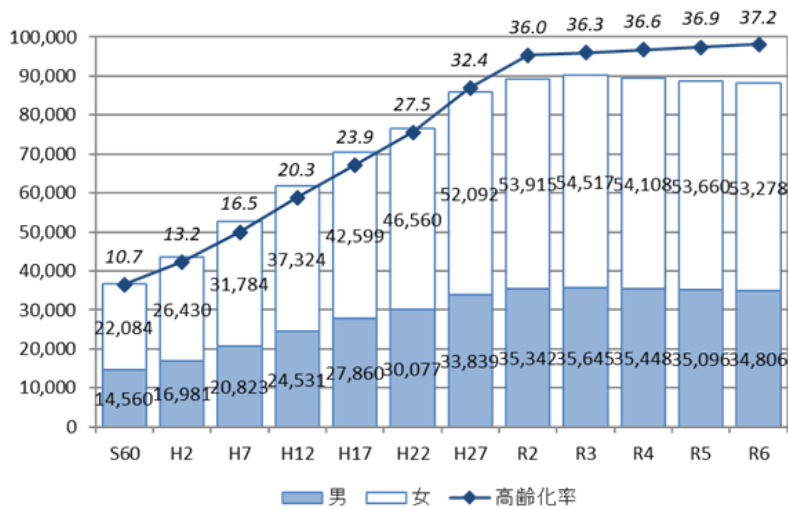
65歳以上の人口割合

(単位：人，%)

区分 年	函館市の人口				高齢化率		
		うち65歳以上			函館市	北海道	国
		男	女				
昭和60	342,540	36,644	14,560	22,084	10.7	9.7	10.3
平成2	328,493	43,411	16,981	26,430	13.2	12.0	12.1
7	318,308	52,607	20,823	31,784	16.5	14.8	14.5
12	305,311	61,855	24,531	37,324	20.3	18.2	17.3
17	294,264	70,459	27,860	42,599	23.9	21.4	20.1
22	279,127	76,637	30,077	46,560	27.5	24.7	23.0
27	265,979	85,931	33,839	52,092	32.4	29.1	26.6
令和2	251,084	89,257	35,342	53,915	36.0	32.2	28.7
3	248,106	90,162	35,645	54,517	36.3	32.5	29.0
4	244,431	89,556	35,448	54,108	36.6	32.8	29.1
5	240,218	88,756	35,096	53,660	36.9	33.1	29.4
6	236,515	88,084	34,806	53,278	37.2	33.4	29.6

※ 国勢調査（昭和60年～平成12年は旧町村分を合算）

※ 令和6年の函館市の人口および高齢化率は令和6年12月末現在（住民基本台帳）とし、北海道および国の高齢化率は令和7年1月1日現在



(2) ひとり暮らしの高齢者

(令和2年国勢調査 単位：人)

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計
男	1,834	1,696	1,054	796	764	6,144
女	2,659	3,466	3,355	3,191	3,522	16,193
計	4,493	5,162	4,409	3,987	4,286	22,337

2 第10次函館市高齢者保健福祉計画・第9期函館市介護保険事業計画

(令和6(2024)年3月策定)

(1) 計画策定にあたって

ア 計画策定の根拠および背景

高齢者全体の保健・福祉の施策全般を定める老人福祉法第20条の8に規定された市町村老人福祉計画となる高齢者保健福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込量などを定める介護保険法第117条に規定された市町村介護保険事業計画を一体的に策定するものであり、これまで3年ごとに見直しながら、高齢者の保健・福祉にかかわる各種サービスの総合的な提供に努めてきました。

このような中、令和5(2023)年には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布されたほか、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により介護保険法が改正されたことから、前計画の取組を基礎としながら、中長期的な人口動態や介護ニーズを見据えた介護サービス基盤の整備をはじめ、地域包括ケアシステムを深化・推進するため各種施策に取り組む計画としています。

イ 計画期間

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間

ウ 計画策定に向けた体制および取組

以下の取組などを通じて本計画を策定しています。

(ア) 函館市高齢者計画策定推進委員会の開催

- ・ 構成員15名、令和5年度は4回開催

(イ) 市民への情報公開

- ・ 函館市高齢者計画策定推進委員会の会議の公開および協議経過をホームページ上で公開
- ・ パブリックコメントの実施

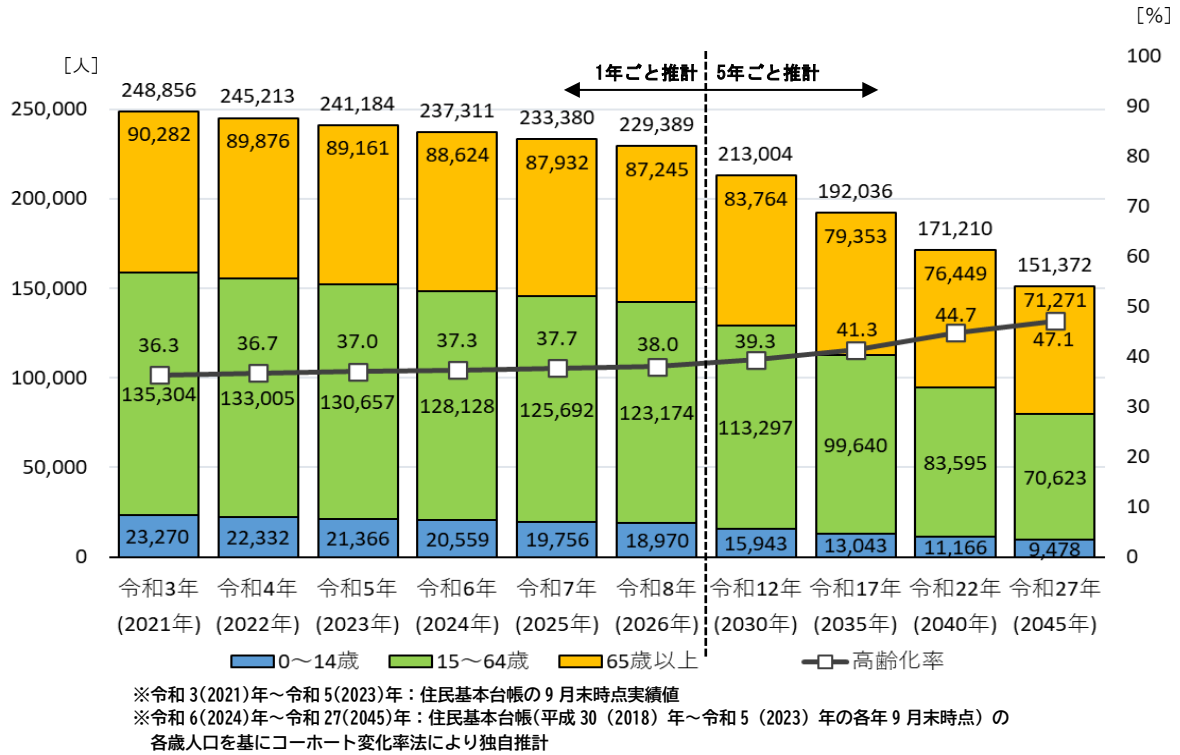
(ロ) 各種調査の実施

- ・ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
- ・ 在宅介護実態調査
- ・ 介護保険施設等需給状況調査
- ・ 介護人材の確保・定着に向けたアンケート調査
- ・ 介護保険サービス等の提供に係る事業者意向調査

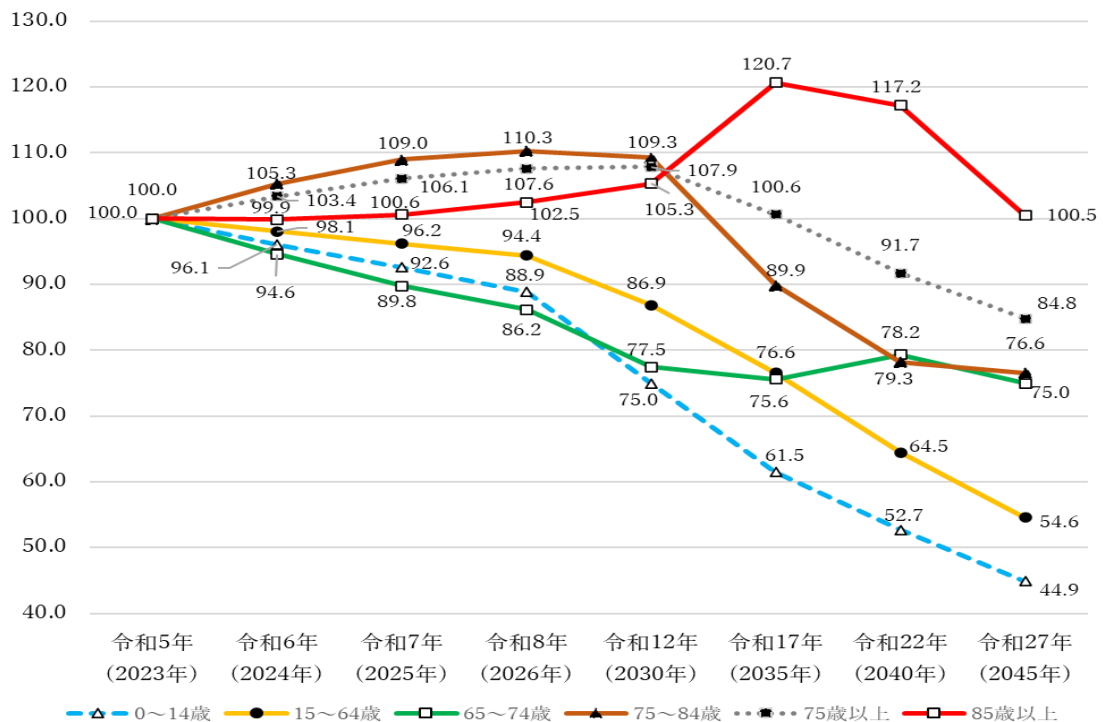
(2) 高齢者を取りまく現状と課題

【本市の人口と高齢化率】

本市の総人口は減少傾向にあり、高齢者数、生産年齢人口ともに減少していくものと見込まれますが、65歳未満の人口の減り方が高齢者数の減り方を上回るため、今後も高齢化率は上昇していくことが予測されます。

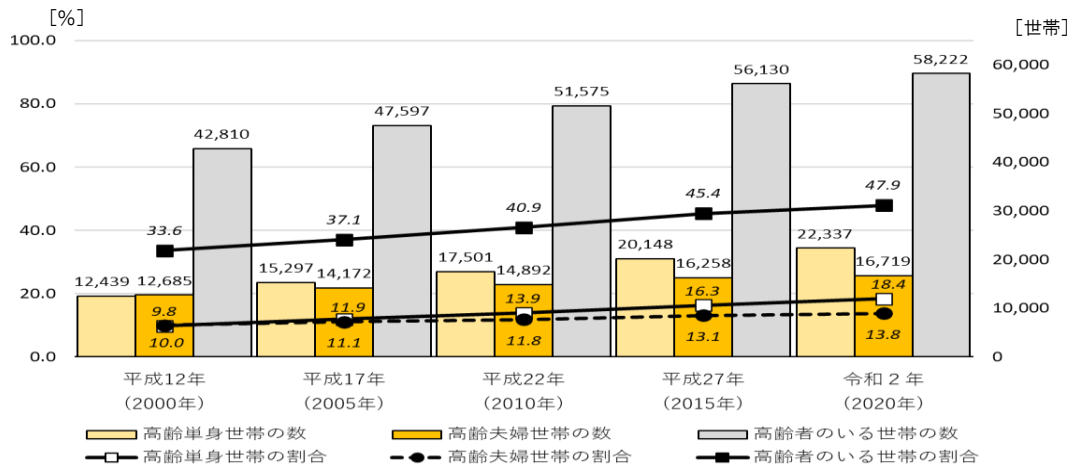


【参考：令和5(2023)年9月末時点を100とした場合の年齢区分ごとの増減推移】



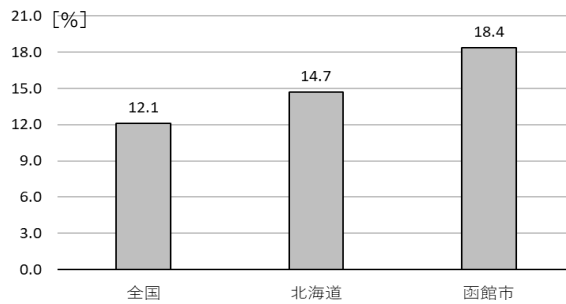
【本市の高齢者の世帯状況】

本市では一般世帯に占める高齢単身世帯の割合は増加傾向であり、令和2年（2020年）の国勢調査の結果では一般世帯のうち18.4%が高齢単身世帯であり、国や北海道と比較して高い状況にあります。



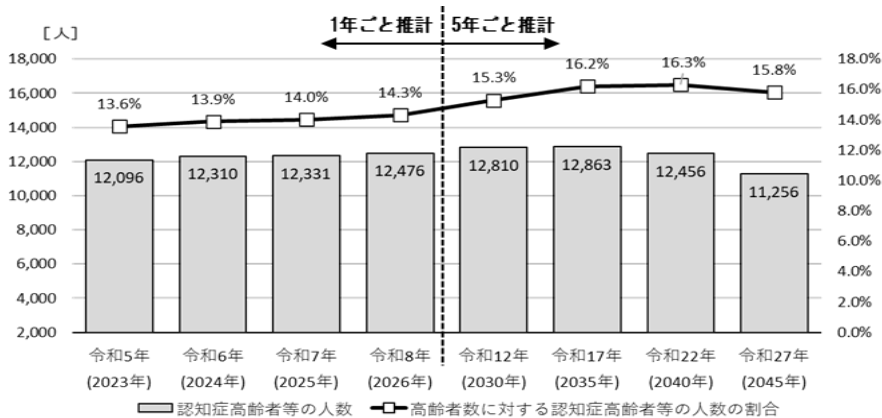
※国勢調査を基に作成

【参考：令和2（2020）年国勢調査結果における一般世帯に占める高齢単身世帯の割合の比較】



【認知症高齢者等の人数】

認知症高齢者等の人数は、令和5年（2023年）9月末時点における認知症高齢者等の出現率が将来にわたって一定であると仮定した場合、令和12年（2030年）から令和17年（2035年）にわたる期間まで、さらに増加するものと予測されます。



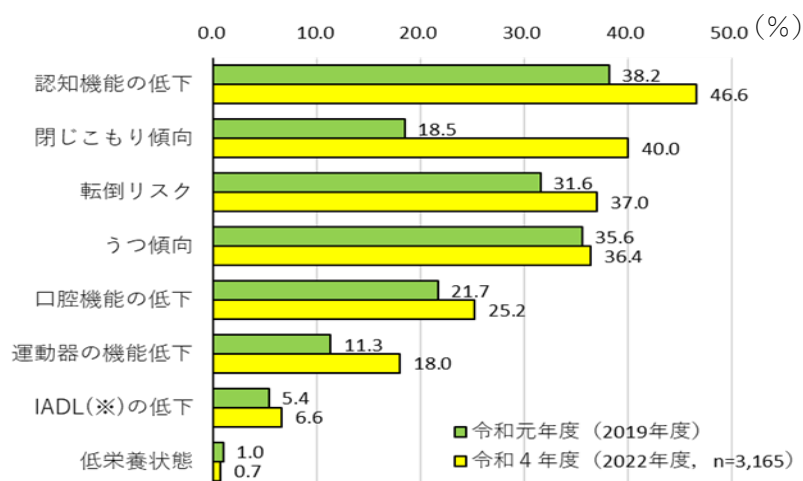
※函館市保健福祉部介護保険課資料（令和5(2023)年の9月末日現在）および本市の要介護（要支援）認定者数に基づく推計

※第2号被保険者を含む

【身体機能等の低下リスクの該当状況】

非認定者の身体機能等の低下リスクの該当状況では、「認知機能の低下」が最も高く次いで「閉じこもり傾向」が高くなっています。

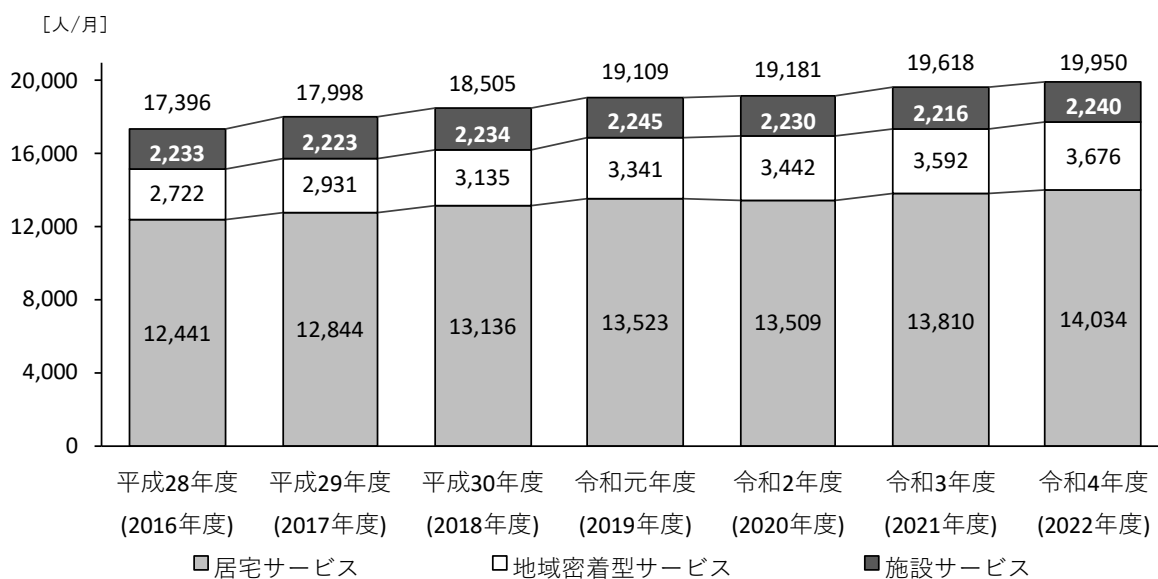
また、低栄養状態を除き、各リスク項目に該当する人の割合が令和元年度より増加傾向にあります。この要因としては、新型コロナウイルス感染症を背景とした外出自粛等の影響が相当程度あるものと考えられます。



* IADL (手段的日常生活動作) とは、乗り物の利用、買物、調整、財産管理等の日常生活上の複雑な動作のことを指します。一般的に、IADLの障害が起こってから、次に、食事、更衣、移動などのADL (日常生活動作) の障害が起こるとされています。
 * 出典：令和4年度 (2022年度) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【介護保険サービスの利用者数 (月平均)】

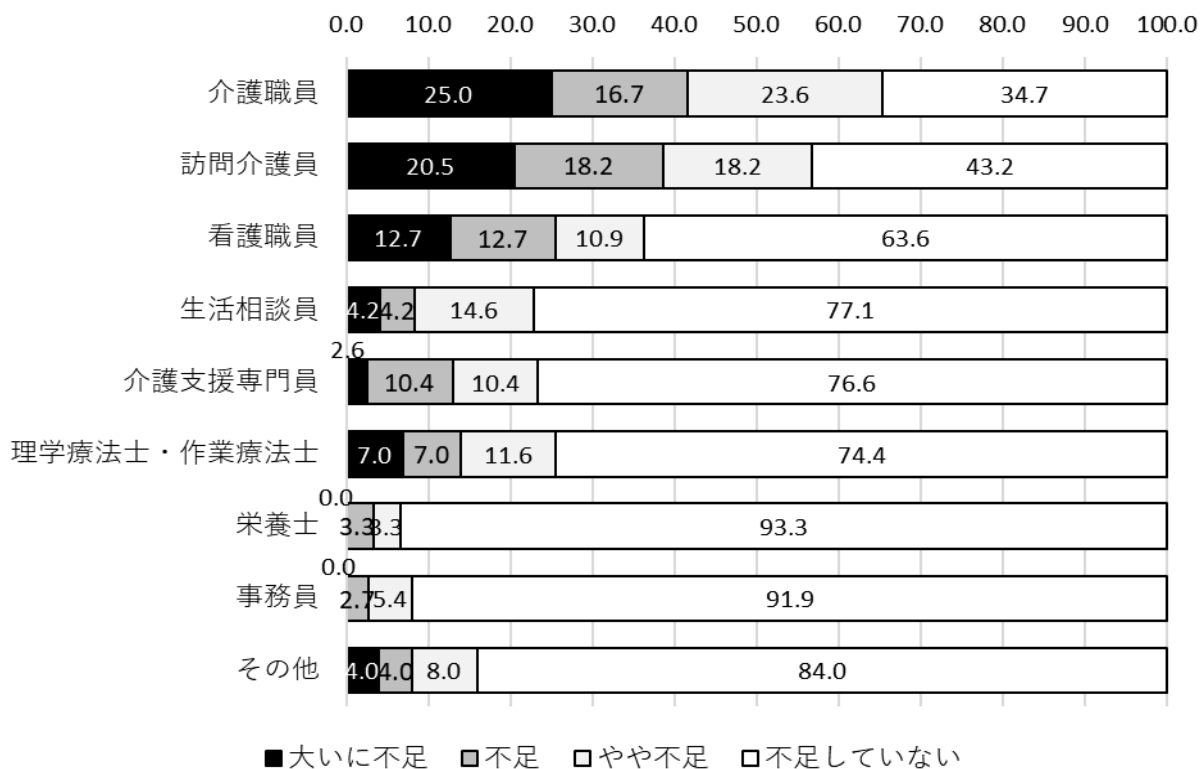
施設サービスの利用者数は横ばい、居宅および地域密着型のサービス利用者数は増加傾向にあります。



※介護保険事業状況報告を基に作成

【従業員の過不足の状況】

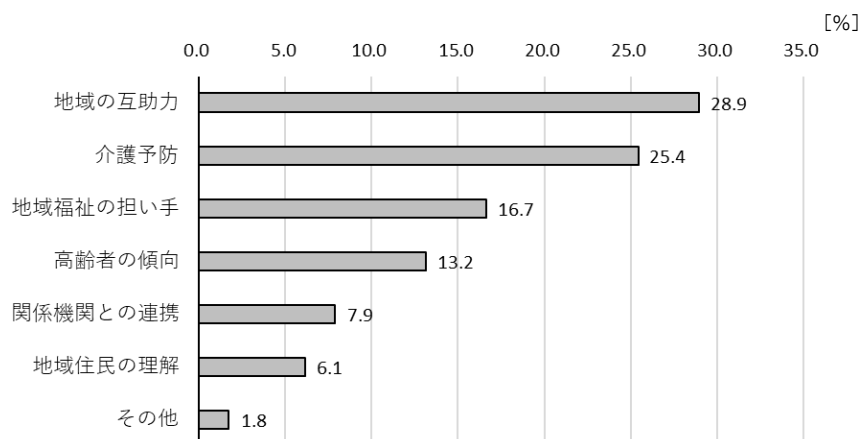
介護職員および訪問介護員の不足を感じている割合が約4割となっています。



※令和4年度（2022年度）介護人材の確保・定着に向けたアンケート調査

【地域ケア会議で抽出された地域課題】

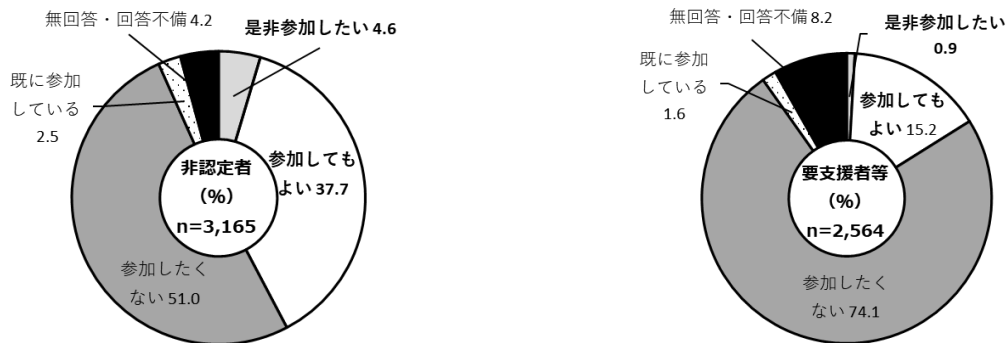
「地域の互助力」が最も高く、次いで「介護予防」が高くなっています。



* 地域ケア会議：地域住民および民生委員・児童委員などの地域の支援者、介護支援専門員（ケアマネジャー）等の多職種が集まり、個別ケースの支援内容の検討や地域の課題について話し合う会議
 * 出典：令和4年度（2022年度） 函館市地域包括支援センター活動実績

【地域づくりに「参加者として」参加してみたい人の割合】

非認定者および要支援者等の約4割が、参加に前向きな回答をしています。



※令和4年度（2022年度）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

※非認定者…要介護等の認定を受けていない人

※認定者…要介護等の認定を受けている人のうち、要介護1～5以外の人

【高齢者をとりまく現状から考えられる課題】

本市の高齢者数は減少していきませんが、75歳以上の後期高齢者、とりわけ85歳以上の高齢者の増加が予測されるほか、15歳から64歳までの生産年齢人口が高齢者数の減り方を上回ることから、高齢化率は今後も上昇するものと見込まれます。また、一般世帯に占める高齢単身世帯および高齢夫婦世帯の数は、直近に行われた令和2年（2020年）の国勢調査時点まで増加し続けており、今後増加する医療・介護ニーズに対して高齢者の生活を支える担い手の不足が見込まれます。

また、認知症高齢者の増加が予測されるとともに、認知症の方への介護に不安を抱える方や、認知機能の低下リスクを有する高齢者が一定数存在しているほか、新型コロナウイルス感染症を背景とした、外出自粛などによる閉じこもり傾向の増加からは、身体機能の低下リスクが懸念される場所であり、認知症の方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせるよう、認知症に関する正しい知識や認知症の方に関する正しい理解を深め、認知症の早い段階から、本人の意思を尊重したサービスが切れ目なく提供されることが重要であるほか、地域づくりに前向きな高齢者を地域活動へつなぐ取組みの推進が求められます。

これらのことから、高齢者やその家族が孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることができるよう、また、支援が必要な際には、適切な支援に結び付けられるよう、介護人材の確保・育成や、介護保険制度の適正な運営など安定した介護サービスの提供を図ることはもとより、地域住民が共に支え合いながら、地域づくりを推進していくことが必要であり、多様な主体による高齢者の生活の支援体制づくりを介護予防と健康増進の取組みとともに引き続き進めていくなど、地域包括ケアシステムをより一層深化・推進する必要があります。また、これらの取り組みは、地域の互助力の低下や介護サービスを含む様々な産業の担い手の不足への対応という観点からも重要です。

さらに、介護保険サービスの利用の増加や、保険料を負担する被保険者数の減少などから、介護保険料が上昇傾向にあります。持続可能な介護保険制度の構築を図るため、被保険者の負担能力に応じた保険料のあり方について、国の動向等を踏まえた見直しが必要です。

(3) 計画の基本的な考え方と施策

ア 計画の基本理念と基本方針

第8期計画までの基本理念については、平成6年(1994年)のいきいき長寿都市宣言の趣旨である「いつまでも健康で生きがいを持ち、安心して生活できる社会をめざして」とし、この理念の実現に取り組んでまいりました。

第9期計画期間中には、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年(2025年)を迎えますが、本市における高齢者を取り巻く状況を中長期的に見据えると、75歳以上の高齢者、とりわけ85歳以上の人口の伸びが見込まれ、医療・介護を必要とする高齢者など、さまざまなニーズのある要介護(要支援)高齢者の増加のほか、介護の担い手となる生産年齢人口の急減が、全国や北海道に先行する形で進むものと見込まれます。

また、一般世帯に占める高齢単身世帯および高齢夫婦のみ世帯の割合が3割を超えているほか、認知症高齢者の増加が想定される中、血縁、地縁、社縁といった共同体の機能の弱体化といった社会構造の変化など、高齢者、家族および地域を取り巻く福祉ニーズは複雑化・多様化してきています。

第9期計画における基本理念は、これまでの理念の視点を踏まえ、高齢者がいきいきと暮らしていくために、一人ひとりが生きがいを持ち、自分らしく活躍しながら自立した生活を送ることができるよう、環境の整備や安定した介護保険制度の運営を図るとともに、地域の多様な主体や市民相互の支え合いによる地域共生社会の実現を目指し、以下のとおり設定するとともに、3つの基本方針を掲げ、各種施策に取り組みます。

基本理念

高齢者がいきいきと暮らす、ふれあいと、ささえあいのまちをめざして

■基本方針Ⅰ 地域の支え合いの推進

高齢者や家族が地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の多様な主体の連携や市民相互の支え合い等を進めます。

【施策の方向性と取組の内容】

高齢化の進行や、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の割合が増加するなか、高齢者やその介護をする家族が孤立せず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることができるよう、地域包括支援センターを中核として、保健・医療・福祉の関係団体や民生委員・児童委員、町会、地域住民等の多様な主体が連携し、地域で支え合える仕組みや体制づくりを推進するほか、高齢者の自立支援に資する取り組みを進めます。

また、本市における高齢者人口は減少に転じましたが、75歳以上の後期高齢者人口は今後も増加し、とりわけ85歳以上の人口割合が高まることが見込まれることから、医療と介護双方のニーズを有する高齢者や、認知症高齢者が増加するものと予測されます。

このため、医師会をはじめ関係団体と緊密に連携しながら、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築を進めるとともに、認知症の人が尊厳を保持しながら、その家族等を含め、地域の理解と協力のもと希望を持って安心して暮らし続けることができるよう、認知症に関する正しい知識と理解の促進や相談先の周知を進めるとともに、認知症と思われる初期の段階からの困りごとに継続して支援ができる体制の構築に取り組みます。

■基本方針Ⅱ 自立した生活を送ることができる環境の整備

高齢者が生きがいを持ち、自分らしく活躍しながら、能力に応じて自立した生活を送ることができるような取り組みや環境の整備等を進めます。

【施策の方向性と取組の内容】

高齢者が地域において自立した生活を営み、また介護が必要となってもその重度化を遅らせるためには、一人ひとりが、健康の維持に取り組むとともに、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要です。

このため、介護予防や健康づくりに関する知識の普及に努めるとともに、高齢者が身近な場所で、これらの活動に取り組むことができるよう、介護予防に主体的に取り組む地域住民グループへの支援を推進します。

また、高齢者が趣味や特技、サークル活動、ボランティア活動、就業等の交流および活動ができる多様な機会や場を広げる取り組みを進めるとともに、外出支援の充実を図るほか、高齢者の自立支援を推進するため、リハビリテーションの専門職、管理栄養士および歯科衛生士と連携した取り組みを推進します。

さらに、市民、団体、行政といったあらゆる主体が連携した協働のまちづくりや、ユニバーサルデザイン化の推進などによる福祉のまちづくりを進めるほか、交通安全対策、消費者・防犯意識の啓発、防火・防災対策の強化、高齢者向けの住まいの確保やその支援などに取り組む、安心・安全な生活環境の整備を進めます。

■基本方針Ⅲ 安定した介護保険制度の構築

将来にわたり、質の高い介護保険サービスを適切かつ公平公正に受けられるよう、サービス提供環境の充実と適正な運営の確保を図ります。

【施策の方向性と取組の内容】

少子化に伴い、働き手を確保する環境は厳しさを増しており、介護分野においても人材不足が見込まれるなか、人材の確保や育成とともに、業務の効率化を図るなど、ケアの質を保ちながら、必要なサービスが安定して提供できる体制の維持に取り組むことが重要です。

このため、介護サービス事業所への新規就労や介護職の業務負担の軽減等を促進するとともに、介護分野の魅力を発信するなど、中長期的な視点を含めた人材の確保策を推進するほか、キャリアアップへの支援の拡充や介護サービス従事者を対象とした定期的な研修等を実施するなどサービスの質の向上を図るとともに、介護サービス事業者の文書事務等の負担軽減などの取り組みや、国が構築を進めている、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤について、活用に向けた検討を進めるなど、ICTの活用による業務の効率化に向けた取り組みを進めます。

また、介護保険制度は公費と被保険者の保険料により運営する社会保険制度であることから、保険料の適切な賦課や介護認定の公平性・公正性の確保および適正実施を推進するとともに、介護給付等の費用の適正化に取り組めます。

イ 個別施策

基本方針	基本施策	
	施策目標	個別施策
I 地域の 支え合 いの推 進	1 共に支え合う地域づくりの推進	
	・多様な人々の支え合いによる地域社会の実現をめざします ・支援を必要とする方へ早期に介入し適切な支援を行います	(1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 地域ケア会議の推進 (3) 高齢者の日常生活支援体制の充実・強化 (4) 高齢者虐待防止の推進 (5) 地域における見守り活動の推進 (6) 介護に取り組む家族等への支援の充実 (7) 福祉コミュニティエリアにおける取組の推進
	2 在宅医療・介護連携の推進	
	・切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に向けた取組を推進します	(1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 (2) 医療・介護連携支援センターの機能の充実
	3 認知症高齢者等への支援の充実	
	・認知症の方とその家族を支える地域づくりに取り組めます	(1) 知識の普及と理解の促進 (2) 認知症の方と家族への支援体制の強化 (3) 医療・介護・地域連携による適時・適切な予防・支援の推進 (4) 成年後見制度の利用促進
II 自立した 環境の 整備 生活を送 ることが できる	4 介護予防・健康づくりによる自立の推進	
	・高齢者が主体的に身近な場所で介護予防と健康づくりに取り組む環境を整えます	(1) 介護予防の普及・啓発 (2) 地域の主体的な介護予防活動の支援 (3) 地域リハビリテーションの推進 (4) 高齢期の健康づくり・疾病予防の推進
	5 主体的な社会参加の促進	
	・高齢者が地域社会に主体的に参加できる環境を整えます	(1) 支え合い活動への参加支援 (2) 生涯学習・スポーツ活動の推進 (3) 就業機会の拡大
	6 暮らしやすいまちづくりの推進	
	・高齢者が地域でいきいきと暮らせる生活環境の整備を進めます	(1) 市民協働の推進 (2) 安心・安全な生活の確保 (3) 福祉のまちづくりの推進 (4) 高齢者向け住まいの確保への支援
III 安定した 介護保 険	7 介護保険制度の適正な運営	
	・介護保険制度の適正な運営を進め、効果的・効率的な介護給付を実施します	(1) 情報発信の充実 (2) 人材の確保・育成と業務改善の推進 (3) 事業者への支援・指導体制の充実 (4) 低所得者向け施策の実施 (5) 介護認定の公平性・公正性の確保と適正実施の推進 (6) 介護給付適正化計画の推進

ウ 個別事業

基本方針	
基本施策	個別施策
	事業名
I 地域の支え合いの推進	
1 共に支え合う地域づくりの推進	
(1) 地域包括支援センターの機能強化	
	ア 地域包括支援センターの体制整備 イ 地域包括支援センターとの連携・協働 ウ 地域包括支援センターの普及・啓発 エ 福祉拠点としての支援の推進
(2) 地域ケア会議の推進	
	ア 地域ケア会議の開催 イ 地域ケア会議の充実
(3) 高齢者の日常生活支援体制の充実・強化	
	ア ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業 イ 東部地区外出支援サービス ウ 除雪サービス エ 「食」の自立支援事業 オ 高齢者生活援助員派遣事業 カ ショートステイ事業 キ シルバーハウジング生活援助員派遣事業 ク 在宅福祉ふれあいサービス事業 ケ 安心ボトル（救急医療情報キット）配付事業 コ 介護支援ボランティアポイント事業 サ 生活支援体制整備事業
(4) 高齢者虐待防止の推進	
	ア 高齢者虐待防止の普及・啓発 イ 高齢者虐待防止ネットワークの構築 ウ 高齢者虐待事例への対応
(5) 地域における見守り活動の推進	
	ア 高齢者見守りネットワーク事業 イ 地域の見守り活動の普及・啓発
(6) 介護に取り組む家族等への支援の充実	
	ア 家族介護者交流事業 イ 男性家族介護者交流事業 ウ 介護マーク配付事業 エ 家族介護支援員の配置 オ 家族介護慰労事業 カ 家族介護用品給付事業 キ 認知症サポーター養成事業 ク チームオレンジの整備
(7) 福祉コミュニティエリアにおける取組の推進	
	福祉コミュニティエリアにおける取組の推進

基本方針	
基本施策	
個別施策	事業名
I 地域の支え合いの推進	
2 在宅医療・介護連携の推進	
(1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	PDCAサイクルに沿った在宅医療・介護連携推進事業の運営
(2) 医療・介護連携支援センターの機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ア 地域の医療・介護の資源の把握 イ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築推進 ウ 在宅医療・介護連携に関する相談支援 エ 地域住民への普及・啓発 オ 医療・介護関係者の情報共有の支援 カ 医療・介護関係者の研修
3 認知症高齢者等への支援の充実	
(1) 知識の普及と理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ア 認知症ケアパスの普及および活用 イ 認知症ガイドの配布 ウ 軽度認知障害スクリーニングテストの実施 エ 若年性認知症への理解の促進
(2) 認知症の人と家族への支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ア 認知症サポーター養成事業 イ 認知症カフェ認証事業 ウ 認知症地域支援推進員の配置 エ 認知症関連団体支援事業 オ チームオレンジの整備
(3) 医療・介護・地域連携による適時・適切な予防・支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ア 認知症相談の実施 イ 認知症初期集中支援チームの配置 ウ 函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム
(4) 成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ア 成年後見センターの設置・運営 イ 市民後見人の養成 ウ 成年後見制度利用支援事業

基本方針	
基本施策	
個別施策	事業名
II 自立した生活を送ることができる環境の整備	
4 介護予防・健康づくりによる自立の推進	
(1) 介護予防の普及・啓発	ア 介護予防の普及・啓発 イ 介護予防教室 ウ 介護予防体操の普及 エ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
(2) 地域の主体的な介護予防活動の支援	ア 地域住民グループの支援 イ 介護予防体操リーダーの養成および支援 ウ 介護支援ボランティアポイント事業
(3) 地域リハビリテーションの推進	地域リハビリテーション活動支援事業
(4) 高齢期の健康づくり・疾病予防の推進	ア 心身の健康の増進 イ 感染症の予防
5 主体的な社会参加の促進	
(1) 支え合い活動への参加支援	ア 介護支援ボランティアポイント事業 イ 生活支援体制整備事業
(2) 生涯学習・スポーツ活動の推進	ア 社会参加の促進 イ 生涯学習の充実・促進 ウ スポーツ活動の推進
(3) 就業機会の拡大	ア 高齢者の雇用の確保と促進 イ シルバー人材センターへの支援 ウ 就業支援の実施等
6 暮らしやすいまちづくりの推進	
(1) 市民協働の推進	ア 市民活動への支援 イ 町会活動への支援
(2) 安心・安全な生活の確保	ア 交通安全対策の強化 イ 消費者・防犯意識の啓発 ウ 防火・防災対策の強化
(3) 福祉のまちづくりの推進	ア 道路の整備 イ 公園・緑地等の施設整備 ウ 公共交通の利便性の向上
(4) 高齢者向け住まいの確保への支援	ア 高齢者福祉施設への入所・入居 イ 高齢者向け住宅の供給確保 ウ 住宅改修等への支援

基本方針	
基本施策	
個別施策	事業名
Ⅲ 安定した介護保険制度の構築	
7 介護保険制度の適正な運営	
(1) 情報発信の充実	ア 制度の周知・啓発 イ 介護サービスに関する情報提供
(2) 人材の確保・育成と業務改善の推進	ア サービス従事者の育成と質の向上 イ 介護職員の人材確保 ウ 介護サービス事業者の文書事務等の負担軽減 エ 介護サービスにおける事故防止の徹底
(3) 事業者への支援・指導体制の充実	ア 適正な事業者の指定 イ 事業者への指導・監査
(4) 低所得者向け施策の実施	ア 介護保険料の軽減 イ 介護保険料の減免 ウ 利用者負担の軽減
(5) 介護認定の公平性・公正性の確保と適正実施の推進	ア 訪問調査員に対する研修・指導 イ 適正な要介護認定の推進
(6) 介護給付適正化計画の推進	介護給付適正化計画の推進

(4) 日常生活圏域の設定

本市の日常生活圏域は 10 圏域とし、各圏域に地域包括支援センターを、東部圏域にはプランチ 1 か所を設置し、介護保険サービス等の相談をはじめとする高齢者への総合的な支援を行い、地域包括ケアシステムを支える中核機関として各種取組を推進するとともに、8050 問題のように個人・家族の複雑化した問題に対応する「福祉拠点」としての相談・支援体制を整え、地域で支える福祉の実現を図ります。

<日常生活圏域の町名>

圏域	町名
西部	入舟町, 船見町, 弥生町, 弁天町, 大町, 末広町, 元町, 青柳町, 谷地頭町, 住吉町, 宝来町, 東川町, 豊川町, 大手町, 栄町, 旭町, 東雲町, 大森町
中央部第1	松風町, 若松町, 千歳町, 新川町, 上新川町, 海岸町, 大縄町, 松川町, 万代町, 中島町, 千代台町, 堀川町, 高盛町, 宇賀浦町, 日乃出町, 的場町, 金堀町, 広野町
中央部第2	大川町, 田家町, 白鳥町, 八幡町, 宮前町, 時任町, 杉並町, 本町, 梁川町, 五稜郭町, 柳町, 松陰町, 人見町, 乃木町, 柏木町
東中央部第1	川原町, 深堀町, 駒場町, 湯浜町, 湯川町1丁目～3丁目, 花園町, 日吉町1丁目～4丁目
東中央部第2	戸倉町, 榎本町, 上野町, 高丘町, 滝沢町, 見晴町, 鈴蘭丘町, 上湯川町, 銅山町, 旭岡町, 西旭岡町1丁目～3丁目, 鱒川町, 寅沢町, 三森町, 紅葉山町, 庵原町, 亀尾町, 米原町, 東畑町, 鉄山町, 蛾眉野町, 根崎町, 高松町, 志海苔町, 瀬戸川町, 赤坂町, 銭亀町, 中野町, 新湊町, 石倉町, 古川町, 豊原町, 石崎町, 鶴野町, 白石町
北東部第1	富岡町1丁目～3丁目, 中道1丁目・2丁目, 鍛冶1丁目・2丁目
北東部第2	美原1丁目～5丁目, 赤川町, 赤川1丁目, 亀田中野町, 北美原1丁目～3丁目, 石川町, 昭和1丁目～4丁目
北東部第3	山の手1丁目～3丁目, 本通1丁目～4丁目, 陣川町, 陣川1丁目・2丁目, 神山町, 神山1丁目～3丁目, 東山町, 東山1丁目～3丁目, 水元町, 亀田大森町
北部	浅野町, 吉川町, 北浜町, 港町1丁目～3丁目, 追分町, 亀田町, 桔梗町, 桔梗1丁目～5丁目, 西桔梗町, 昭和町, 亀田本町, 亀田港町
東部	戸井地区 小安町, 小安山町, 釜谷町, 汐首町, 瀬田来町, 弁才町, 泊町, 館町, 浜町, 新二見町, 原木町, 丸山町
	恵山地区 日浦町, 吉畑町, 豊浦町, 大濶町, 中浜町, 女那川町, 川上町, 日和山町, 高岱町, 日ノ浜町, 古武井町, 恵山町, 柏野町, 御崎町
	鍛法華地区 恵山岬町, 元村町, 富浦町, 島泊町, 新恵山町, 絵紙山町, 新八幡町, 新浜町, 銚子町
	南茅部地区 古部町, 木直町, 尾札部町, 川汲町, 安浦町, 臼尻町, 豊崎町, 大船町, 双見町, 岩戸町



(5) 第9期計画における介護保険サービス等の利用量の見込み

令和6年度(2024年度)以降の介護保険サービス等の利用量の見込みについては、令和5年(2023年)9月末日時点で算出した要介護(要支援)認定者数の推計値と、令和5年度(2023年度)のサービスの利用量の見込みを基に算出しています。

施設・居住系サービス基盤の整備については、令和5年9月に実施した「介護保険施設等需給状況調査」の結果や、令和6年度以降におけるサービス利用量の見込み等を踏まえ、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)27床分(3ユニット)の整備を計画します。なお、この整備事業者の選定にあたっては、公募を原則とします。

(人)

介護保険サービス	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	計
居宅(介護予防)サービス				
訪問サービス	94,992	96,540	97,656	289,188
通所サービス	53,652	54,120	54,576	162,348
短期入所サービス	8,652	8,772	8,952	26,376
福祉用具・住宅改修サービス	87,336	88,968	90,120	266,424
特定施設入居者生活介護	9,156	9,216	9,276	27,648
介護予防支援・居宅介護支援	115,680	116,160	116,388	348,228
計(A)	369,468	373,776	376,968	1,120,212
地域密着型(介護予防)サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	12,432	12,804	13,020	38,256
夜間対応型訪問介護	12	12	12	36
地域密着型通所介護	12,672	13,392	13,692	39,756
認知症対応型通所介護	828	828	828	2,484
小規模多機能型居宅介護	5,256	5,316	5,328	15,900
認知症対応型共同生活介護(注1)	10,344	10,452	10,572	31,368
地域密着型特定施設入居者生活介護(注2)	4,308	4,356	4,368	13,032
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,560	1,560	1,560	4,680
看護小規模多機能型居宅介護	1,464	1,488	1,488	4,440
計(B)	48,876	50,208	50,868	149,952
施設サービス				
介護老人福祉施設	15,696	15,852	16,008	47,556
介護老人保健施設	8,844	9,084	9,396	27,324
介護医療院(注3)	3,732	3,912	4,152	11,796
計(C)	28,272	28,848	29,556	86,676
合計(A+B+C)	446,616	452,832	457,392	1,356,840

(人)

介護予防・生活支援サービス	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	計
訪問型サービス	23,231	24,738	26,711	74,680
通所型サービス	28,617	30,473	32,903	91,993
介護予防ケアマネジメント	31,960	34,033	36,747	102,740
合計	83,807	89,244	96,361	269,412

注1：認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)については、令和8(2026)年度の利用量が881人/月(10,572人÷12月)となり、現定員数880床を超えることが見込まれます。

注2：地域密着型特定施設入居者生活介護については、施設の廃止に伴い、第8期計画で定める定員数435人から406人に減少しましたが、令和8(2026)年度の利用量364人/月(4,368人÷12月)は、施設廃止後の定員数(406人)との比較においても充足することから、現定員数を定員とします。

注3：介護医療院については、医療療養病床を有する医療機関からの転換意向に伴う追加的需要分として、事業所数1か所、定員数48人を見込むものとします。

(6) 計画の推進

ア 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、その進捗状況を点検し、P l a n（計画）、D o（実施）、C h e c k（評価）、A c t i o n（改善）のサイクルに基づき、計画を着実に実施するとともに、施策や事業の効果について、定量的な指標により点検評価を行い、函館市高齢者計画策定推進委員会などから意見をいただきます。

また、協議経過等について本市のホームページを通じて公表します。

イ 計画における成果指標

指標	現状値	目標値	指標設定の考え方
1	家族・親族との交流の頻度がほとんどなく、家族・親族以外との関わりもあまりない人の割合 非認定者 4.1% 要支援者等 2.8% [令和4年]	非認定者 4.1%未満 要支援者等 2.8%未満 [令和7年]	高齢者と様々な人との関わりを示す指標です。 現状値未満を目標値とします。
2	会・グループ（町会、趣味サークル等）への参加割合 51.6% [令和4年]	51.6%超 [令和7年]	高齢者の社会参加の状況を示す指標です。 現状値超を目標値とします。
3	認知症に関する相談窓口を知っている人の割合 非認定者 25.0% 要支援者等 26.7% [令和4年]	非認定者 25.0%超 要支援者等 26.7%超 [令和7年]	認知症の方やその家族が相談できる環境にあるかについて確認する指標です。現状値超を目標値とします。
4	認知症サポーター養成研修の受講者数 累計 17,363人 [令和4年度]	累計 20,000人超 [令和8年度]	認知症高齢者やその家族を支援し見守る体制の推進状況を示す指標です。 令和8年度末で累計20,000人超の受講者を目標値とします。
5	介護予防教室の開催数 630回 [令和4年度]	660回 [令和8年度]	高齢者の介護予防の取組状況を示す指標です。 令和8年度で660回を目標値とします。
6	リハビリテーションサービスの利用者割合 7.3% [令和4年度]	7.3%超 [令和8年度]	高齢者の運動・生活機能の維持向上への取組状況を示す指標です。 現状値超を目標値とします。
7	はこだて医療・介護連携サマリー活用機関の割合 54.4% [令和4年度]	52.5%超 [令和8年度]	在宅医療・介護連携に係る取り組みの活用状況を示す指標です。 現状値超を目標値とします。

※ 指標1～3の値は、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による。

3 介護保険

(1) 介護保険制度の概要

ア 制度の概要

制度の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料負担とサービス利用との関係が明確な社会保険方式であること ・ 利用するサービスが選択できる利用者本位の制度であること ・ 市町村による「措置」から利用者とサービス提供事業者との「契約関係」となったこと ・ サービスが適切に総合的に利用できるよう、専門職の連携・協力によるケアマネジメントの仕組みを導入したこと
運営主体	保険を運営する保険者は、函館市です。
被保険者	40歳以上の方は、原則として全員が被保険者として加入します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号被保険者 65歳以上の方 ・ 第2号被保険者 40歳～64歳の方
サービスの利用	介護保険のサービスを受けられる状態かどうかの認定（要介護認定）を受け、介護サービス計画を作成し、これに基づいてサービスを利用します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号被保険者 介護または日常生活に支援が必要な方 ・ 第2号被保険者 初老期における認知症、脳血管障害などの老化に伴う病気（16疾病）により、介護や生活支援が必要な方
サービスの利用者負担	原則として、かかった費用の1割または2割もしくは3割を負担しますが、低所得者に対する各種軽減利用者負担措置があります。

イ 要介護認定の状況（令和7年3月末現在）

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者	3,530	2,879	4,280	3,107	2,297	2,372	1,602	20,067
65歳以上	402	343	396	345	228	198	137	2,049
75歳未満								
75歳以上	3,128	2,536	3,884	2,762	2,069	2,174	1,465	18,018
第2号被保険者	38	45	60	68	41	29	33	314
合計	3,568	2,924	4,340	3,175	2,338	2,401	1,635	20,381

(2) 介護保険サービス

ア 在宅サービス（令和7年3月末現在）

区 分	内 容	事業者数
訪問介護	ホームヘルパーの訪問による介護や家事などの援助	90(86)
訪問入浴介護	家庭を訪問しての入浴介助	4(4)
訪問看護	看護師や保健師の訪問による看護の支援	36(36)
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士の訪問による機能訓練	16(15)
居宅療養管理指導	医師，薬剤師などの訪問による療養上の管理・指導	—
通所介護	デイサービスセンターでの入浴，食事，機能訓練等	50(49)
通所リハビリテーション	老人保健施設，医療機関などでの機能訓練等	16(16)
短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどへの短期入所	28(27)
短期入所療養介護	老人保健施設，医療機関などへの短期入所	11(11)
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどにおける介護	12(12)
福祉用具貸与	車いす，ベッドなどの福祉用具の貸与	22(22)
福祉用具購入費支給	入浴，排泄用具などの福祉用具購入費支給 (限度10万円)	20(20)
住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修費の 支給(限度20万円)	指定不要
居宅介護支援 介護予防支援	介護サービス計画の作成やサービス提供事業者との 連絡調整等(利用者負担なし)	94 (10)

※ 事業者数欄の()内の数は，介護予防サービス提供事業者数

((令和6年度実績 ※介護予防・生活支援サービス事業分を含む))

区 分	総件数	総利用実日数	1件当りの利用日数
訪問介護	57,943	564,017	9.7
訪問入浴介護	1,270	5,343	4.2
訪問看護	20,629	129,531	6.3
訪問リハビリテーション	10,684	54,338	5.1
居宅療養管理指導	39,102	82,933	2.1
通所介護	64,598	437,695	6.8
通所リハビリテーション	16,756	102,064	6.1
短期入所生活介護	8,854	138,176	15.6
短期入所療養介護	331	3,053	9.2
特定施設入居者生活介護 (短期利用含む)	8,974	261,544	29.1
福祉用具貸与	86,327	2,491,731	28.9
福祉用具購入費支給	1,298	—	—
住宅改修費支給	1,059	—	—
居宅介護支援介護予防支援	147,550	—	—

イ 地域密着型サービス（令和7年3月末現在）

区 分	内 容	事業者数
定期巡回・随時対応型サービス	日中・夜間を通じて、定期巡回サービスと随時の訪問サービス	15(-)
夜間対応型訪問介護	夜間にホームヘルパーが訪問しておむつの交換や体位変換などの定期巡回サービス等	0(-)
地域密着型通所介護	デイサービスセンターでの日常動作訓練、入浴、食事等	38(37)
認知症対応型通所介護	認知症高齢者のためのデイサービスセンターでの日常動作訓練、入浴、食事等	5(4)
小規模多機能型居宅介護	通いを中心として訪問、泊まりを組み合わせ、入浴や食事、機能訓練等	19(19)
認知症対応型共同生活介護	認知症のある方が共同生活を営むグループホーム（要支援2以上）	47(47)
看護小規模多機能型居宅介護	通いを中心として訪問、泊まりを組み合わせ、入浴や食事、機能訓練等に加え訪問看護も提供	6(-)
地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模な介護付き有料老人ホーム等の入所者へ、入浴や食事、機能訓練、療養上の世話等	13(-)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模な特別養護老人ホームの入所者へ、入浴や食事、機能訓練、療養上の世話等	5(-)

※ 事業者数欄の（ ）内の数は、介護予防サービス提供事業者数（令和6年度実績）

区 分	総件数	総利用実日数	1件当りの利用日数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	12,645	357,201	28.2
夜間対応型訪問介護	3	91	30.3
地域密着型通所介護	11,556	87,279	7.6
認知証対応型通所介護	877	12,836	14.6
小規模多機能型居宅介護（短期利用含む）	4,815	104,385	21.7
認知証対応型共同生活介護（短期利用含む）	9,974	290,991	29.2
複合型サービス（短期利用含む）	1,418	29,919	21.1
地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用含む）	4,301	126,274	29.4
地域密着型介護福祉施設サービス	1,612	46,597	28.9

ウ 施設サービス（令和7年3月末現在）

区 分	内 容	施設数	定員
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で、自宅では介護が困難な 方が入所する施設	17	1,351人
介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定し、リハビリに重点を置いたケ アが必要な方が入所する施設	8	896人
介護医療院	慢性期の医療・介護ニーズに対応するた め、医療と介護を一体的に受けることがで きる施設	4	232人

※ 施設サービスの利用は、要介護1以上の方です。

(令和6年度実績)

区 分	総件数	総利用実日数	1件当りの利用日数
介護老人福祉施設サービス	14,524	416,998	28.7
介護老人保健施設サービス	8,853	250,259	28.3
介護医療院サービス	3,204	93,020	29.0

(3) 利用者負担

介護保険サービスの利用は、原則かかった費用の1割、また、65歳以上の第1号被保険者であって、一定以上の所得がある方は2割、特に所得の高い方は3割を負担しますが、低所得者に対する各種軽減利用者負担措置があります。

ア 利用者負担軽減の状況（令和6年度実績）

区 分	延 人 数	月平均人数
障害者施策ホームヘルパー利用者支援事業対象者 (障害者自立支援法のホームヘルプサービス利用で定 率負担額が0円だった方の利用者負担を全額免除)	0人	0人
社会福祉法人利用者負担軽減事業対象者 (利用者負担額(1割分)を50%または25%軽減 生活保護受給者の居住費を100%軽減)	1,166人	98人
負担額限度額対象者 (施設入所者等の食費・居住費の一部負担軽減)	23,935人	1,995人
特定負担額限度額対象者 (特養旧措置入所者の食費の一部負担軽減)	12人	1人
高額介護(介護予防)サービス費支給対象者 (月額利用者負担の一定額以上を給付)	40,280人	3,356人

(4) 保険料

保険料は、65歳以上の方（第1号保険料）と40歳から64歳までの方（第2号保険料）では異なります。

ア 第1号保険料

第1号保険料は、本人や世帯の所得状況に応じて13段階に分けられており、基準額（第5段階の額）は月額6,640円となっています。

(7) 段階別の保険料（令和7年度）

区分	要件		算定式	月額保険料	被保険者数
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円以下	世帯全員が市民税非課税	基準額 ×0.285	1,892円	23,171 (26.5%)
第2段階	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円超～120万円以下		基準額 ×0.485	3,220円	9,822 (11.2%)
第3段階	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超		基準額 ×0.685	4,548円	8,734 (10.0%)
第4段階	・本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円以下	世帯の中に市民税課税者がいる世帯	基準額 ×0.9	5,976円	7,717 (8.8%)
第5段階	・本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円超		基準額 ×1.0	6,640円	7,153 (8.2%)
第6段階	・本人の合計所得金額が120万円未満	本人が市民税課税	基準額 ×1.2	7,968円	10,141 (11.6%)
第7段階	・本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満		基準額 ×1.3	8,632円	11,998 (13.7%)
第8段階	・本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満		基準額 ×1.5	9,960円	4,535 (5.2%)
第9段階	・本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満		基準額 ×1.7	11,288円	1,676 (1.9%)
第10段階	・本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満		基準額 ×1.9	12,616円	852 (1.0%)
第11段階	・本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満		基準額 ×2.1	13,944円	454 (0.5%)
第12段階	・本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満		基準額 ×2.3	15,272円	233 (0.3%)
第13段階	・本人の合計所得金額が720万円以上	基準額 ×2.4	15,936円	1,069 (1.2%)	

※ 第1～3段階には、保険料の基準額に対する割合を引き下げる軽減を実施しています。

※ 月額保険料は、基準額の月額に所得段階別の割合を掛けて、円未満の端数を四捨五入した金額を表示していますので、実際の保険料の額とは必ずしも一致しない場合があります。

※ 被保険者数は令和7年5月末現在の内訳です。4・5月に資格取得した者は除きます。

(イ) 令和6年度収納状況

(単位：千円)

区 分	特 別 徴 収	普 通 徴 収	滞納繰越分	合 計
調定額	5,372,735	570,253	38,166	5,981,154
収入済額	5,372,735	552,876	15,769	5,941,380
収納率	100%	97.0%	41.3%	99.3%

(ウ) 低所得者などに対する保険料の軽減等

- ・ 災害（震災・風水害・火災等）、失業、その他の理由で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付を猶予したり、減免が受けられる場合があります。
- ・ 第2段階・第3段階の保険料で、所得が低く生活に困窮している方は、申請により保険料が軽減される場合があります。

事業開始 平成13年度（10月）

内 容 第2段階・第3段階の保険料で、生活保護基準以下の収入のため保険料の支払いが困難な方について、条例に定める減額賦課を行う前の第1段階の保険料に軽減します。

イ 第2号保険料

第2号保険料は、医療保険の保険料として一括徴収されます。

保険料は、加入している医療保険の算定方法によりますが、国や事業主も半額を負担しています。

(5) 地域支援事業

ア 介護予防・生活支援サービス事業

開始年度 平成 29 年度

内 容 要支援者等に対し、要支援状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止および地域における自立した日常生活の支援を行うため、旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護に相当するサービスのほか、生活援助のみの訪問サービスや、運動機能・口腔機能の向上を目的とした通所サービスを実施します。

令和 7 年度予算額 1,397,745 千円

イ 介護予防普及啓発事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 介護予防活動のきっかけ作りを狙いとする「フレイル予防体力測定会」の実施のほか、より実践的な知識の習得や運動等を行う「介護予防教室」等の開催をはじめ、「はこだて賛歌 de 若返り体操」DVDの配布、町会・老人クラブ等の団体に対する講話と実技の指導など、住民主体の介護予防の推進についても取り組みます。

令和 7 年度予算額 52,538 千円

ウ 地域住民グループ支援事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 地域で介護予防に取り組むグループの支援を行うほか、市が養成した介護予防体操リーダーの支援のため、「フォローアップ講座」や「ゆる元体操中級指導者認定講座」を開催します。

令和 7 年度予算額 255 千円

エ 介護支援ボランティアポイント事業

開始年度 平成 26 年度

内 容 40 歳以上の市民が介護施設等においてボランティア活動を行い、その実績に応じて付与されたポイントを換金または商品との交換ができる体制を構築することにより、高齢者の社会参加を通じた介護予防の推進を図ります。市が養成した住民グループの自主活動促進のための「介護予防体操リーダー（ボランティア）」に対して、その活動を支援する取り組みを行います。

令和 7 年度予算額 2,279 千円

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

開始年度 平成 29 年度

内 容 地域における介護予防の取組を機能強化するために、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）および管理栄養士・栄養士、歯科衛生士の関与を促進し、生きがいや役割をもって生活できる地域の実現を目指します。

令和 7 年度予算額 1,605 千円

カ 地域包括支援センター運営事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、日常生活圏域（10 圏域）に 1 か所ずつ「地域包括支援センター」を設置し、次の業務を中心に様々な支援を行います。

- ・地域のネットワーク構築，高齢者の実態把握や相談対応を行う総合相談支援業務
- ・高齢者虐待や消費者被害の防止などに関する対応を行う権利擁護業務
- ・高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ・高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるように支援をする地域ケア会議推進事業
- ・住宅改修理由書を作成する住宅改修支援事業

令和 7 年度予算額 309,892 千円

キ 在宅医療・介護連携推進事業

開始年度 平成 27 年度

内 容 医療と介護のサービスを一体的に提供する体制を構築するため、医療や介護の関係多職種で構成する協議会および部会・分科会を設置し、在宅医療・介護サービスの情報共有による相談体制や、サービスの提供体制について協議を進めるほか、平成 29 年 4 月に設置した医療・介護連携支援センターにおいて、それらの仕組み等を全市的に広げる取り組みを進めます。

令和 7 年度予算額 29,300 千円

ク 生活支援体制整備事業

開始年度 平成 27 年度

内 容 地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の一つとして、市全域で 1 か所、日常生活圏域ごとに各 1 か所の生活支援コーディネーターを配置し、地域における住民主体の助け合い活動を促進する仕組みおよび高齢者の社会参加を促進する仕組みの創出ならびに充実を図ります。

令和 7 年度予算額 52,258 千円

ケ 家族介護者交流事業

開始年度 平成 13 年度

内 容 要介護高齢者等の介護にあたっている家族を、介護から一時的に解放し、日帰り旅行、施設見学などを活用した介護者相互の交流会に参加してもらうことにより心身の元気回復（リフレッシュ）を図ります。

令和 7 年度予算額 888 千円

コ 男性家族介護者交流事業

開始年度 平成 29 年度

内容 男性家族介護者ならではの悩み、不安、介護負担を男性介護者相互の交流を通じ精神的な不安の解消を図ります。

開催回数 6 回（令和 6 年度）

令和 7 年度予算額 183 千円

サ 家族介護慰労事業

開始年度 平成 13 年度

内 容 介護保険の要介護認定で「要介護 2（認定調査時の主治医意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上のものに限る）または要介護 3・4・5」と認定され、過去 1 年間介護保険のサービス（福祉用具貸与、特定福祉用具販売および住宅改修を除く。）の利用日数が 10 日以内の方を、在宅で介護している市民税非課税世帯の家族に慰労金（10 万円）を支給します。

令和 7 年度予算額 6,968 千円

シ 家族介護支援員の配置

開始年度 平成 26 年度

内 容 高齢者や認知症の人を在宅で介護している家族の悩み等を受け止め、介護負担を軽減するため面接や電話およびメール等で相談支援を行います。

相談件数 655 件（令和 6 年度 延件数）

令和 7 年度予算額 342 千円

ス 介護マーク配付事業

開始年度 平成 26 年度

内 容 認知症等の人の家族が、駅のトイレで付き添うときなどに偏見や誤解を受けることのないよう、介護者であることを周囲に知らせる介護マーク名札を配付し、介護者を温かく見守り支えあう地域づくりを推進します。

令和 7 年度予算額 17 千円

セ 家族介護用品給付事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 介護保険の要介護認定で「要介護 3・4・5」と認定された市民税非課税世帯の方を在宅で介護している市民税非課税世帯の家族に、紙おむつ等の購入に要する経費の一部（月額 5,000 円まで）を給付します。

令和 7 年度予算額 9,036 千円

ソ 「食」の自立支援事業

開始年度 平成 8 年度

内 容 地域の事業者が実施している配食サービスを活用し、在宅のひとり暮らしの高齢者等または身体障がい者で老衰、心身の障がい等の理由により、食事の調理が困難な世帯に、定期的に食事を提供するとともに、当該利用者の安否の確認を行うことにより、高齢者等の地域における自立した生活を支援します。

年 度	R4	R5	R6
延利用食数	11,754	10,453	11,595

令和 7 年度予算額 6,073 千円

費用の負担 受託事業者が利用者から 1 食あたり 400 円を徴収

タ シルバーハウジング生活援助員派遣事業

開始年度 平成 8 年度

内 容 シルバーハウジングの入居者が安心して暮らすことができるよう、生活援助員が生活相談、助言、安否の確認、各種情報の提供、緊急時の対応、一時的な疾病等の対応、関係機関等との連絡などのサービスを提供します。

実施施設 市営住宅花園団地 4 号棟（40 戸）

令和 7 年度予算額 6,705 千円

チ 地域ケア会議推進事業

開始年度 平成 22 年度

内 容 民生児童委員等の地域関係者や福祉・保健・医療の専門職、行政等が市全域に共通する地域課題を共有し、解決策の検討を行うことで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、周知や会議等を開催します。

- ・函館市地域ケア全体会議
- ・ケアプラン検討事業

実施状況	年度	地域ケア全体会議		ケアプラン検討事業	
		回数	参加者	回数	参加者
	4	1 回	216 名	6 回	50 名
	5	1 回	170 名	4 回	34 名
	6	1 回	119 名	3 回	24 名

令和 7 年度予算額 2,258 千円

(6) 認知症施策

ア 認知症介護予防普及啓発事業

開始年度 平成 28 年度

内 容 軽度認知障害（MC I）のスクリーニングテストを行うことにより，認知症予防の取組みの推進を図るほか，町会・老人クラブ等の団体に対して，認知症の予防や早期発見，早期診断等の認知症に関する講話を行います。

令和 7 年度予算額 1,885 千円

イ 函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム「ぬくもりネットワーク」

開始年度 平成 9 年度

内 容 徘徊などにより行方不明となった認知症高齢者等を関係機関の連携により速やかに発見し，保護することを目的に連絡通報，保護体制のシステムを実施します。

函館市 ANSIN メール配信件数

年 度 \ 区 分	件 数
R4	11
R5	12
R6	5

ウ 認知症サポーター養成講座

開始年度 平成 18 年度

内 容 認知症に関する正しい知識を持ち，地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより，認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域の基盤をつくることを目的に開催しています。

実施状況

年 度 \ 区 分	実施回数	参加者数
R4	27	730
R5	45	1,313
R6	51	1,588

令和 7 年度予算額 554 千円

エ 成年後見制度利用支援事業

開始年度 平成 16 年度

内 容 介護保険サービス等を利用するために成年後見制度の利用が有効と認められる認知症高齢者で、一定の要件に該当する方に、市長申立てを行うほか、成年後見制度利用に係る費用を助成します。

実施状況

区 分 年 度	市長申立 件 数	申立費用 助成件数	報酬助成 件 数
R4	9	0	74
R5	27	1	87
R6	21	0	101

令和 7 年度予算額 32,070 千円

オ 認知症地域支援・ケア向上事業

開始年度 平成 27 年度

内 容 医療および介護サービス等の関係機関との連携を図るための支援や、認知症の人や家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を市および各地域包括支援センターに配置し、誰でも集える認知症カフェを開催するなどにより、認知症の人や家族が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

令和 7 年度予算額 12,547 千円

カ 認知症初期集中支援推進事業

開始年度 平成 30 年度

内 容 「認知症初期集中支援チーム（はこだてオレンジケアチーム）」を配置し、認知症専門医の指導のもと、保健師、介護支援専門員等の専門職が、認知症の人やその家族を訪問し、適切な医療や介護サービスにつなげるなど初期の支援を集中的に行い、自立生活のサポートを行うことで、認知症の方の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

令和 7 年度予算額 7,679 千円

キ 函館市成年後見センター

開始年度 平成 28 年度

内 容 急速な高齢化に伴い増加傾向にある認知症高齢者や、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見制度に関するワンストップ窓口として、相談から利用に至るまでの支援や、新たな担い手である市民後見人の育成・活動支援を行うとともに、地域連携ネットワークの中核機関として関係団体等とのコーディネート機能を担うなど、成年後見制度の利用促進を図ります。

令和 7 年度予算額 19,286 千円

(7) 介護従事者確保施策

ア 介護職員等資格取得支援事業

開始年度 令和5年度

内 容 介護職員初任者研修および介護福祉士実務者研修の受講費用の一部を補助し、市内の介護保険事業所または一部の障がい福祉サービス事業所等における新たな人材の参入と職員の定着・キャリアアップを促進し、介護人材の安定的な確保と質の高いサービスの提供を図ります。

実施状況 ※令和4年度まで「介護職員初任者研修受講支援事業（介護職員初任者研修のみ補助対象）」として実施

年度	補助件数	
	介護職員初任者研修	介護福祉士実務者研修
令和元年度	10人	—*
令和2年度	23人	—*
令和3年度	25人	—*
令和4年度	27人	—*
令和5年度	16人	39人
令和6年度	16人	23人

令和7年度予算額 2,336千円

イ 介護助手活用促進事業

開始年度 平成30年度

内 容 介護事業所が介護職の業務の見直しを行い、地域人材を直接介助以外の補助業務に従事する「介護助手」として雇用した場合に雇用奨励金を交付し、介護職の業務負担の軽減や、介護職が専門性の高い業務に注力できるよう労働環境の改善を図り、介護職の職場定着と介護人材の確保につなげます。

実施状況

年度	参加事業者	地域人材向け説明会参加者	就労マッチング希望者	就労マッチング者
令和元年度	3事業者	57人	30人	11人
令和2年度	4事業者	17人	21人	11人
令和3年度	3事業者	—*	13人	7人
令和4年度	1事業者	—*	18人	3人
令和5年度	1事業者	—*	18人	3人
令和6年度	1事業者	—*	3人	1人

※地域人材向け説明会参加者は令和3年度から補助対象外。

令和7年度予算額 600千円

ウ 介護人材確保・育成促進事業

開始年度 令和5年度

内 容 介護事業所への就労を希望している潜在介護職員等を対象とした講義や実技演習、職場体験会、企業説明会を実施するとともに、既に就労している介護職員を対象としたコミュニケーションやリーダーシップ・マネジメントスキル等に関するセミナーを実施し、就労定着から就労後のフォローアップまで一体的に支援することで、更なる介護人材の確保を図ります。

実施状況 ※令和4年度まで「介護のしごと就労マッチング事業」として実施

令和4年度	区分	内容	参加者数
	就労支援セミナー	講義・パソコン研修・実地研修	43人
	プチ職場体験ツアー	職場体験	16人
	就職面接会(2回)	事業者との面接会	63人
	市内介護関係への就労者		13人

令和5年度	区分	内容	参加者数
	就労支援セミナー	講義・演習	29人
	職場体験会	職場体験	13人
	企業説明会(2回)	事業者との面接会	77人
	介護職員向けセミナー	スキルアップセミナーの開催	614人
	市内介護関係への就労者		21人

令和6年度	区分	内容	参加者数
	就労支援セミナー	講義・演習	34人
	職場体験会	職場体験	14人
	企業説明会(2回)	事業者との面接会	51人
	介護職員向けセミナー	スキルアップセミナーの開催	442人
	市内介護関係への就労者		25人

令和7年度予算額 8,964千円

エ 「介護のしごと魅力発信教室」開催事業

開始年度 令和4年度

内 容 市内の小・中学生を対象に、介護の仕事の魅力に関する講義や高齢者支援の疑似体験を実施し、若年層の介護の仕事への関心を高め、将来の介護人材の確保を図ります。

実施状況

年度	受講者数
令和4年度	374人
令和5年度	61人
令和6年度	315人

令和7年度予算額 605千円

オ 介護人材養成活動支援事業

開始年度 令和5年度

内 容 市内の介護福祉士養成施設や学校が本来の教育活動とは別に行う、介護への理解促進やイメージの向上に関する自主的な取り組みに対し支援金を交付し、小・中学生等の若い世代に介護への理解促進やイメージの向上を図ります。

実施状況

年度	受講者数
令和5年度	552人
令和6年度	552人

令和7年度予算額 1,500千円

カ 介護人材等地域定着奨励金

開始年度 令和6年度

内 容 市内に所在する介護保険事業所または一部の障害福祉サービス事業所等において、初めて介護職員等として就労を開始した方に対し、新規就労および継続就労の奨励金を支給することで新規就労の促進および定着支援を図ります。

実施状況

年度	交付者数		
	新規		継続
令和6年度		うち資格あり	
	68人	38人	—

令和7年度予算額 15,600千円

4 高齢者福祉サービスの推進

(1) 高齢者・介護総合相談窓口

開始年度 平成7年度

内 容 高齢者等の保健・福祉の様々な相談に応じ、総合的なサービス提供を行うことにより、市民サービスの向上に努めています。

設置場所 保健福祉部高齢福祉課， 亀田福祉課

戸井支所市民福祉課

恵山支所市民福祉課

椴法華支所市民福祉課

南茅部支所市民福祉課

活動状況（令和6年度）

区分	生活援助員派遣		食の自立支援事業	
	相談	訪問	相談	訪問
高齢	76	0	116	0
亀田	5	0	8	0
戸井	1	0	-	-
恵山	2	0	-	-
椴法華	2	0	-	-
南茅部	0	0	-	-
計	86	0	124	0

区分	東部 外出支援		緊急通報 システム		除雪		老福ショート ステイ		虐待対応	
	相談	訪問	相談	訪問	相談	訪問	相談	訪問	相談	訪問
高齢	12	0	519	0	186	0	205	0	3,106	100
亀田	-	-	64	0	176	5	44	0	5	0
戸井	16	0	14	0	6	0	0	0	0	0
恵山	4	0	15	0	10	0	0	0	1	0
椴法華	46	0	5	0	5	0	0	0	0	0
南茅部	5	0	10	0	0	0	5	0	0	0
計	83	0	627	0	383	5	254	0	3,112	100

活動状況つづき（令和6年度）

区分	障害者控除		いきいき住まいリフォーム		養護老人ホーム入所		在宅介護相談	
	相談	訪問	相談	訪問	相談	訪問	相談	訪問
高齢	134	0	66	0	143	6	1,069	0
亀田	14	0	21	2	7	0	1,049	0
戸井	0	0	0	0	0	0	46	0
恵山	0	0	0	0	0	0	0	0
椴法華	0	0	0	0	0	0	3	0
南茅部	0	0	0	0	0	0	136	0
計	148	0	87	2	150	6	2,303	0

区分	保健・医療相談		合計	
	相談	訪問	相談	訪問
高齢	10	0	5,642	106
亀田	10	0	1,403	7
戸井	0	0	83	0
恵山	0	0	32	0
椴法華	0	0	61	0
南茅部	0	0	156	0
計	20	0	7,377	113

(2) 高齢者等在宅生活支援事業

ア 東部地区外出支援サービス事業

開始年度 平成7年度

内 容 東部地区に居住するねたきり高齢者等で、一般の交通機関を利用することが困難な者に対し、移送用車両により医療機関等への送迎を行います。

令和7年度予算額 14,343千円（高齢分7,432千円）

イ 除雪サービス事業

開始年度 平成7年度

内 容 ひとり暮らしの高齢者等ならびに身体障がい者で、除排雪の労力の確保が困難な世帯に対し、生活通路等の確保のための除排雪や屋根の雪下ろしを行います。

令和7年度予算額 6,493千円

ウ 生活援助員派遣サービス

開始年度 平成7年度

内 容 ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に生活援助員を派遣し、居宅で自立した生活を送るために一時的で軽易な生活援助サービスを行います。

令和7年度予算額 210千円

費用の負担 受託事業者が利用者から作業1時間あたり120円（1回2時間まで）を徴収

実施状況

区 分 / 年 度	R4	R5	R6
外 出 支 援	延 1,886人	延 1,882人	延 1,721人
除 雪	延 2,737件	延 854件	延 933件
生 活 援 助 員	延 67件	延 90件	延 108件

(3) ショートステイ事業

開始年度 平成12年度

内 容 在宅での自立した日常生活を営むことに支障がある高齢者を一時的に短期入所生活介護施設に入所させ、生活指導等のサービスを提供し、当該高齢者およびその家族の福祉の向上を図ります。

実施施設 短期入所生活介護施設等 35施設

令和7年度予算額 1,895千円

費用の負担 受託事業者が利用者から日額773円、送迎片道184円を徴収（その他食費、滞在費、日常生活費は自己負担）

(4) 安心ボトル（救急医療情報キット）配付事業

開始年度 平成 24 年度

内 容 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対し、かかりつけ医療機関や持病等について記載した情報用紙等を保管するキット（安心ボトル）を配布し、万一の際の救急活動に役立て高齢者の日常生活の安心と安全を図ります。

対 象 者 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者，またはそれに準じる世帯

令和 7 年度予算額 50 千円

(5) ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置事業

開始年度 平成 4 年度

内 容 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、火災・急病その他の緊急時に簡単な操作で消防本部等に通報できる装置を設置することにより、日常生活における不安感を取り除き、安心して生活ができるようにします。

対 象 者 おおむね 65 歳以上の者で、次の条件のいずれかを満たす者。

ア ひとり暮らしおよび高齢者のみの世帯で身体虚弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難な方

イ ひとり暮らしで突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有する方

ウ ア、イの要件を満たさない 85 歳以上のひとり暮らし高齢者で日常生活に不安を抱えている方

エ ひとり暮らし以外でも、ア、イに準ずると認められる高齢者のいる世帯または高齢者のみの世帯

センター設備
端末機の
整備状況

・緊急通報 … 消防本部 ・相談通報 … 保健福祉部高齢福祉課

年 度	R4	R5	R6
新規設置台数	133	161	171
年度末設置台数	1,309	1,261	1,248

令和 7 年度予算額 25,677 千円

(6) いきいき住まいリフォーム助成事業

開始年度 平成 6 年度

内 容 身体機能が低下した高齢者や重度の身体障がい者などが、車イスや補装具等を使用して日常生活を送ることができるよう、住宅を改造（バリアフリー化）する費用の一部を助成します。（前年の所得税が課税されていない世帯が対象）

実施施設 玄関、廊下、浴室、便所、洗面所等の段差解消、手すり取付、ドアの取替等の部分的な改造工事 ※改造工事に要する費用の 3 分の 2，上限 50 万円（ただし、介護保険制度や障害者福祉制度の助成額を減ずる。）

実施状況

年 度	R4	R5	R6
利用件数	3	1	2

令和 7 年度予算額 638 千円

費用の負担 利用者から事業者へ改造工事の費用を支払い後、市がその費用の 3 分の 2（上限 50 万円）を利用者へ給付する。

(7) 在宅福祉ふれあい事業

開始年度 平成3年度

内 容 地域における相互扶助の精神や社会福祉に対する意識の高揚を図るための住民参加による在宅福祉事業に補助し、高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

実施主体 社会福祉法人函館市社会福祉協議会

事業内容 ア 在宅福祉ふれあいサービスに関する事業

町会単位で設置する「在宅福祉委員会」が行う訪問安否確認サービス、会食・茶話会の開催や訪問理容美容サービス等

イ ボランティア団体が行う地域福祉活動の支援に関する事業

ボランティア活動を実践している団体に対する援助等

ウ 高齢者、障がい者等を対象とする健康づくりおよび生きがいづくりの推進に関する事業

世代間交流活動等の地域福祉活動へ援助

エ 在宅福祉事業の促進に関する事業

補助率 ボランティア等の育成、地域における福祉活動の普及・啓発等
対象経費の10分の9、10分の10

令和7年度予算額 42,440千円

(8) 生活支援ハウス運営事業

開始年度 平成13年度

内 容 独立して生活することに不安のある高齢者に対し、介護支援機能、居住機能、交流機能を提供することにより、安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援します。

施設数 2施設

令和6年度予算額 30,956千円

費用の負担 市が利用者の負担能力に応じて負担金を徴収。

(9) 軽費老人ホーム運営費補助事業

開始年度 平成17年度 (※ 中核市移行により平成17年10月北海道から移管)

内 容 老人福祉の増進を図るため、函館市に所在する軽費老人ホームに対し、運営費の補助をします。

施設数 5施設

令和7年度予算額 150,392千円

5 高齢者の生きがいくりの推進

(1) 高齢者交通料金助成事業

開始年度 平成 30 年度（高齢者交通料金助成券は平成 29 年度で廃止）
内 容 函館市内で交通系 IC カード「イカすニモカ（ICASnimoca）」を使用して市電または函館バスに乗車した際、運賃の半額分のポイントを付与することにより交通料金を助成します（年間上限 10,000 円）。
対 象 者 函館市に住所を有する満 70 歳以上の高齢者
（障害者等外出支援事業による交通助成を受給する者を除く。）
令和 7 年度予算額 89,859 千円

(2) 温泉等入浴優待事業

開始年度 昭和 55 年度
内 容 旧恵山町，旧榎法華村および旧南茅部町地区において，所定の温泉へ高齢者を入浴優待することにより，高齢者の生きがいと健康の保持増進を図ります。実施内容については，各地区毎で異なります。なお，旧恵山町地区においては，障がい者，母子家庭の方への優待も行っています。
令和 7 年度予算額 8,737 千円
費用の負担 北海道後期高齢者医療広域連合から一部助成があります。

(3) 老人クラブ運営費補助事業

開始年度 昭和 38 年度
内 容 高齢者の知識および経験を生かし，生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ，老後の生活を豊かなものにするとともに，明るい長寿社会づくりを目的に，老人クラブに運営費を補助します。

会員数の
状 況

区分 / 年度	R4	R5	R6
クラブ数	87	80	78
会員数（人）	3,666	3,302	3,161

補 助 額 1 クラブ当たり均等割 20,000 円＋会員割 1,300 円（平成 24 年度改正）
（平成 23 年度 均等割 10,000 円＋会員割 1,300 円）

令和 7 年度予算額 5,790 千円

(4) 老人クラブ連合会運営費補助事業

開始年度 昭和 52 年度
内 容 高齢者の社会活動を促進するため，老人クラブに対する指導事業および高齢者の幅広い社会活動促進を図っている老人クラブ連合会に運営費を補助します。
令和 7 年度予算額 10,095 千円

(5) 高齢者趣味の作品展

開始年度 昭和41年度

内 容 作品等の展示発表を通して、趣味の向上を図り、生きがいを高めます。

実施状況 期間：9月を中心とする約1か月間

会場：市役所1階市民ホール

出品参加者1,147人 出品数694点（令和6年度）

令和7年度予算額 6千円

(6) 老人福祉センター

高齢者（60歳以上の方）が健康で明るく、生きがいのある生活を送ることができるように、保健師が健康、保健などの各種相談に応じるほか、趣味・教養講座の開催や芸能発表会などを行う施設です。

区 分	湯川老人福祉センター	谷地頭老人福祉センター	総合福祉センター内老人福祉センター
所在地	湯川町1丁目7番26号	谷地頭町13番18号	若松町33番6号
種 別	A型	A型	B型
敷地面積	2,500㎡	1,328.57㎡	総合福祉センター2階一部 (416.70㎡) (共用部分は除く)
建 物	ブロック造平屋建 670.53㎡	鉄筋コンクリート造2階建 958.86㎡	
総工費	57,080千円	559,535千円	—————
開設年月日	昭和45年4月1日	昭和49年1月19日 平成11年8月1日 移転改築	平成6年4月1日
入浴設備	温泉を使用	温泉を使用	無
利用時間	午前9時30分～ 午後4時30分	午前9時30分～ 午後4時30分	午前9時～ 午後5時
料 金	無 料	無 料	無 料
休 館 日	月曜日	日曜日	月曜日

利用状況

施設名 \ 年度	R元		R2	
	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)	利用者 ^{※2} (うち入浴利用者)	1日平均 ^{※2} (うち入浴利用者)
湯川	56,282 (52,886)	216 (203)	7,279 (2,858)	27 (11)
谷地頭	54,809 (52,845)	209 (202)	3,469 (2,247)	13 (8)
美原 ^{※1}	40,543 (34,990)	156 (135)	—	—
総合福祉センター内	44,607	145	18,489	60
計	196,241 (140,721)	726 (540)	29,237 (5,105)	100 (19)
施設名 \ 年度	R3		R4	
	利用者 ^{※3} (うち入浴利用者)	1日平均 ^{※3} (うち入浴利用者)	利用者 ^{※3} (うち入浴利用者)	1日平均 ^{※3} (うち入浴利用者)
湯川	6,712 (0)	23 (0)	15,972 (7,869)	55 (27)
谷地頭	2,892 (0)	10 (0)	10,362 (6,875)	35 (23)
総合福祉センター内	20,849	68	22,161	72
計	30,453 (0)	101 (0)	48,495 (14,744)	162 (50)
施設名 \ 年度	R5		R6	
	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)
湯川	42,906 (35,659)	146 (122)	44,572 (36,174)	153 (124)
谷地頭	30,922 (28,086)	106 (96)	33,000 (29,430)	113 (101)
総合福祉センター内	25,502	84	24,288	80
計	99,330 (63,745)	336 (218)	101,860 (65,604)	346 (225)

※1 令和2年3月31日付け美原老人福祉センター廃止。

※2 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月28日から3月31日まで臨時休館。

※3 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月20日から5月25日まで臨時休館。令和2年5月26日～令和4年12月12日（湯川老人福祉福祉センター）、令和2年5月26日～令和4年11月27日（谷地頭老人福祉センター）入浴サービス休止。

令和7年度予算額 73,386千円（総合福祉センター内老人福祉センターの経費は除く。）
費用の負担 全額市費負担

6 要援護高齢者対策の推進

(1) 養護老人ホーム

施設の目的 65歳以上の方で、環境上の理由および経済的な理由により、居宅での生活が困難な方が市の措置により入所できる施設です。

(令和7年4月1日現在)

措置状況	区 分	施設数	措置者数
	市 内 施 設	2 か所	242 人
	市 外 施 設	12	50
	計	14	292

市内：永楽荘，まろにえ

市外：好日園（七飯町），三杉荘（せたな町），静山荘，慈啓会ふれあいの郷（札幌市），恵明園（江別市），やすらぎ荘（新得町），旭光園（旭川市），潮見老人ホーム（東京都江東区），聖明園曙荘（東京都青梅市），豊寿園（千葉県船橋市），津軽ひかり荘（青森県弘前市），ひのき（江差町）

令和7年度予算額 563,972千円

費用の負担 市が本人や扶養義務者の負担能力に応じて負担金を徴収。

(2) 高齢者虐待防止等対策事業

開始年度 令和4年度

内 容 ア 函館市高齢者・障がい者虐待防止等対策協議会
司法関係者，学識経験者等各分野の専門家や医療関係，介護関係，警察等関係団体の代表者によって構成される会議を開催し，高齢者虐待や障がい者虐待等に関する情報交換，関係機関の連携のあり方および役割分担等について協議する。

イ 普及啓発活動
・講演会の開催・リーフレットの配付・ポスター展の開催

令和7年度予算額 490千円

(3) 高齢者虐待への対応

内 容 高齢者虐待防止法に基づき、市の責務として関係機関と連携し、高齢者虐待の早期発見や適切な支援に努める。

実 績 ○養護者による高齢者虐待の現状（65歳未満は含まず）

	新規受理・対応継続	虐待判断	虐待の種類					虐待ではない	判断に至らず	調査中	対象年度以前に虐待判断済で対応継続
			身体的	介護等放棄	心理的	性的	経済的				
R4年度	101件 (新規66件)	42件	29件	9件	4件	0件	7件	6件	26件	13件	14件
R5年度	177件 (新規143件)	60件	35件	9件	6件	0件	17件	81件	2件	13件	21件
R6年度	176件 (新規135件)	48件	22件	12件	3件	0件	13件	85件	0件	16件	27件

※調査が年度をまたぐ場合があるため、通報件数と判断件数は必ずしも一致しない。

※虐待判断は養護関係（高齢者を養護する方）にある方を対象とする

○養介護施設従事者等による高齢者虐待の現状（65歳未満は含まず）

	新規受理・対応継続	虐待判断	虐待の種類					虐待ではない	判断に至らず	調査中	対象年度以前に虐待判断済で対応継続
			身体的	介護等放棄	心理的	性的	経済的				
R4年度	14件 (新規12件)	6件	4件	2件	0件	1件	0件	1件	3件	3件	1件
R5年度	22件 (新規15件)	8件	6件	2件	3件	0件	1件	0件	6件	4件	4件
R6年度	32件 (新規26件)	9件	11件	18件	4件	1件	0件	0件	18件	5件	0件

※調査が年度をまたぐ場合があるため、通報件数と判断件数は必ずしも一致しない。

(4) 高齢者見守りネットワーク事業

開始年度 平成20年度

内 容 高齢者の孤立を防ぎ、住み慣れた地域で安心して在宅生活が継続できるよう、地域住民と事業所、行政など関係機関が相互に連携・協力し、高齢者の見守り体制を構築するとともに、支援が必要な高齢者を早期に把握し、適切な支援につなげます。

実施状況 ①高齢者の実態把握

地域包括支援センターが介護保険サービス等を利用していない高齢者宅を訪問し実態把握を行うとともに、必要時、適切な支援につなげます。

- ・65歳以上高齢者単身世帯を対象とした実態把握（平成20～24年度）
- ・65歳以上高齢者のみ世帯を対象とした実態把握（平成25～28年度）
- ・75歳以上高齢者単身世帯を対象とした実態把握（平成29年度～）

②見守り協定の締結

事業の趣旨に賛同する民間事業者等と協定を締結し、通常の業務活動中に支援や保護を求められた場合、訪問先などで異変等を発見したときに市に通報していただき、市は関係機関と連携し適切な対応を行います。

- ・協定締結事業者数（令和7年4月1日現在） 26事業者

障がい児・者福祉

障がいの重度化・重複化，精神障がい者や難病患者に対する福祉施策の拡充の必要性など，新たな課題が発生するとともに，障がいのある人のニーズも多様化してきており，国においても社会福祉構造改革が進められ，平成18年4月には身体，知的，精神の障がい種別に関わらず，一元的なサービスの提供や就労支援などを柱とした障害者自立支援法が，平成23年8月には障害者基本法の一部を改正する法律が施行されたところであり，さらに平成24年6月には，地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等，障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため，障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）と改め，新たな障害保健福祉施策を講ずることとしています。

市においても平成18年度および平成27年度に障害者基本法に基づき，障がいのある人の施策全般にわたる基本的な事項を定める中長期の計画として「函館市障がい者基本計画」を策定するとともに，その実施計画として障害者総合支援法および児童福祉法に基づく「函館市障がい福祉計画」を策定し，障害福祉サービス等の必要量とその確保に関し定め，障がい者施策のさらなる推進を図ることとしています。

1 障がい児・者の状況

〔身体障がい〕

身体障がい児・者の障がい別・等級状況

(令和7年4月1日現在 単位:人)

障がい区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	構成比(%)
視覚障がい	18歳未満	1	1	1	2	0	0	5	7.4%
	18歳以上	258	243	51	61	122	60	795	
	計	259	244	52	63	122	60	800	
聴覚・平衡機能障がい	18歳未満	0	7	5	2	0	4	18	8.0%
	18歳以上	46	164	118	244	2	283	857	
	計	46	171	123	246	2	287	875	
音声・言語・そしゃく機能障がい	18歳未満	0	0	0	0			0	1.1%
	18歳以上	0	5	76	35			116	
	計	0	5	76	35			116	
肢体不自由	18歳未満	18	11	7	5	6	1	48	47.9%
	18歳以上	909	995	1,088	1,502	461	207	5,162	
	計	927	1,006	1,095	1,507	467	208	5,210	
内部障がい	18歳未満	7	0	4	1			12	35.6%
	18歳以上	2,504	30	504	826			3,864	
	計	2,511	30	508	827			3,876	
計	18歳未満	26	19	17	10	6	5	83	100.0%
	18歳以上	3,717	1,437	1,837	2,668	585	550	10,794	
	計	3,743	1,456	1,854	2,678	591	555	10,877	
構成比(%)		34.4%	13.4%	17.0%	24.7%	5.4%	5.1%	100.0%	

障がい別状況 (各年度4月1日現在 単位:人)

年度 区分	5			6			7		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
視覚障がい	5	856	861	4	814	818	5	795	800
聴覚・平衡 機能障がい	18	861	879	20	869	889	18	857	875
音声・言語・ そしゃく機能 障がい	0	121	121	0	123	123	0	116	116
肢体不自由	59	5,743	5,802	52	5,415	5,467	48	5,162	5,210
内部障がい	14	3,904	3,918	12	3,922	3,934	12	3,864	3,876
計	96	11,485	11,581	88	11,143	11,231	83	10,794	10,877

等級別状況 (各年度4月1日現在 単位:人)

年度 区分	5			6			7		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
1 級	38	3,913	3,951	32	3,809	3,841	26	3,717	3,743
2 級	17	1,538	1,555	18	1,466	1,484	19	1,437	1,456
3 級	21	1,973	1,994	19	1,902	1,921	17	1,837	1,854
4 級	8	2,834	2,842	9	2,779	2,788	10	2,668	2,678
5 級	6	647	653	6	608	614	6	585	591
6 級	6	580	586	5	577	582	5	550	555
計	96	11,485	11,581	89	11,141	11,230	83	10,794	10,877

[知的障がい]

知的障がい児・者の程度別状況 (各年度4月1日現在 単位:人)

年度 区分	5			6			7		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
重 度	91	920	1,011	95	933	1,028	103	941	1,044
中度・軽度	453	1,709	2,162	467	1,779	2,246	488	1,836	2,324
計	544	2,629	3,173	562	2,712	3,274	591	2,777	3,368

[精神障がい]

等級別状況 (各年度4月1日現在 単位:人)

年度 区分	5			6			7		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
1 級	0	190	190	1	201	202	1	199	200
2 級	3	1,812	1,815	5	1,859	1,864	2	1,911	1,913
3 級	10	1,165	1,175	6	1,241	1,247	7	1,294	1,301
計	13	3,167	3,180	12	3,301	3,313	10	3,404	3,414

2 函館市障がい者基本計画，函館市障がい福祉計画

◎第2次函館市障がい者基本計画

(1) 計画策定の趣旨等

この計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として策定するもので、「函館市地域福祉計画」，「函館市高齢者保健福祉計画・函館市介護保険事業計画」，「函館市子ども・子育て支援事業計画」などの他の諸計画との整合性を図りながら、今後の障がい者施策の基本となる計画です。

(2) 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から令和7年度までの10か年とし、社会情勢やニーズの変化、前期の事業の進捗状況などを踏まえ、中間年（令和2年度）に令和3年度から令和7年度までを期間とする後期推進指針を作成しました。また、市町村福祉計画と市町村障害者計画について、施策を一体的に推進し、実効性のある障がい福祉サービスを提供することを目的として、2つの計画を統合するために終期を令和8年度に改定しました。

(3) 計画の基本的考え方

○ 計画の基本理念

この計画は、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し支え合い、社会を構成する一員として暮らす共生社会の実現のため、「リハビリテーション」の理念と「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承するとともに、障がいを理由とする差別をなくし、あらゆる社会的障壁を取り除くことにより、「障がいのある人が生きがいを持ち、自立し、安心して暮らせる共生社会の実現」をめざします。

○ 計画の基本的な方向

① 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が、自らの選択により住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を送るため、一人ひとりの障がいの特性などに応じた保健・医療・福祉サービスの提供体制や、障がいのある人やその家族などの様々なニーズなどに対する相談支援体制の充実を図ります。

② 自立と社会参加の促進

障がいのある人が、社会の一員として自分らしく生きがいを持って暮らし、個性と能力を十分発揮し、自己実現をめざすことができるよう、障がいなどの早期発見、早期療育の支援体制や、ライフステージや障がいの状況に応じた様々な支援体制の充実に努めます。

③ バリアフリー社会の実現

障がいの有無にかかわらず、共に支え合う社会の実現をめざし、社会的障壁を取り除き、障がいや病気に対する理解を深めるための普及・啓発や障がいの特性に応じた支援体制の充実を図るとともに、障がいのある人への差別や虐待をなくすための権利擁護の充実に向けた取組みを推進します。

○ 後期推進指針の視点

後期推進指針については、「計画の基本的な方向」に加え、個別事業ごとに、これまでの主な取組状況から課題を捉えた上で、次の視点で各施策を推進していきます。

- 1 相談支援体制の充実と強化
- 2 障がいのある人の地域生活への移行の促進
- 3 地域社会の支え合い
- 4 障がいのある人の就労の促進
- 5 障がいのある子どもに対する支援の強化
- 6 権利擁護の推進

(4) 分野別施策

第1 地域生活の支援体制の充実

① 生活支援

【基本的な考え方】

障がいのある人が、自らの選択により住み慣れた地域で安心して暮らすため、障がいのある人やその家族などの様々なニーズなどに対する相談支援を行い、いつでも必要とするサービスを選択できるよう、関係機関との連携を図りながら、サービスの量的確保および障がい福祉サービス事業者への指導などによるサービスの質の向上に努めます。

【施策の推進方向と主要施策】

- ア 相談支援機能の充実
 - ・相談支援体制の充実
- イ 日常生活支援体制の整備
 - ・障がい福祉サービス等の提供基盤の整備
 - ・地域生活支援事業の充実
 - ・福祉コミュニティエリアの整備
 - ・補装具・日常生活用具の有効活用
- ウ 重度化・高齢化への対応
 - ・家族等に対する支援体制の充実
 - ・重度の障がいのある人に対する支援体制の整備
 - ・一時支援体制の整備
- エ 地域生活への移行の促進
 - ・地域生活への移行の支援
 - ・地域生活への定着の支援
- オ 住居の確保
 - ・グループホーム等の整備
 - ・公営住宅等の整備
 - ・住宅入居支援策の推進
- カ 各種障がいへの対応
 - ・障がいのある人への支援の充実
- キ 生活安定施策の推進
 - ・経済的支援の充実
- ク サービスの質の向上
 - ・各種研修の充実等
 - ・事業所の適切な事業展開の促進

② 保健・医療

【基本的な考え方】

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、適切な保健・医療・リハビリテーションなどの充実のほか、障がいの要因となる疾病等の予防、早期発見、治療や健康を維持するための取組みを推進します。

【施策の推進方向と主要施策】

ア 障がいの要因となる疾病等の予防対策と治療

- ・母子保健対策の推進
- ・生涯を通じた疾病予防対策の充実
- ・青・壮年期からの疾病の早期発見・早期治療対策の推進

イ 障がいのある人の保健・医療の充実

- ・難病対策の充実
- ・精神障がい者施策の充実
- ・リハビリテーション医療体制の整備
- ・口腔保健・歯科医療体制の整備
- ・医療給付等の充実

第2 自立と社会参加の促進

① 教育・育成

【基本的な考え方】

支援を要する障がいのある子どもや教育上特別な配慮を要する子どもが、身近な地域において、その能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な療育や教育が受けられるよう、様々な取組みなどの情報提供に努めるとともに、障がいに応じた療育や教育体制の充実を図ります。

【施策の推進方向と主要施策】

ア 障がい児療育の充実

- ・保健，医療，福祉，教育の連携
- ・療育体制の充実
- ・障がい児保育の充実

イ 学校教育の充実

- ・教育相談・指導体制の整備
- ・教育内容の充実
- ・障がいの特性に配慮した教育の充実
- ・職員研修の充実
- ・学校外活動の推進
- ・施設のバリアフリー化の促進

② 雇用・就労

【基本的な考え方】

障がいのある人が社会の一員として、地域で経済的に自立し、障がいの特性や本人の適性に応じて、能力を十分に発揮することができるよう、企業などにおける障がい者雇用の促進や福祉的就労の充実を図ります。

【施策の推進方向と主要施策】

ア 雇用の促進

- ・障がいのある人の雇用の啓発
- ・職場への定着のための支援
- ・相談、情報提供の充実
- ・各種助成制度の周知活用
- ・市職員への障がいのある人の雇用の推進

イ 就労機会の拡大

- ・職域の拡大

ウ 職業訓練の充実

- ・職業能力の向上

エ 福祉的就労の充実

- ・就労移行支援事業所等の活用
- ・授産製品等の販路拡大

③ 社会参加

【基本的な考え方】

障がいのある人の社会参加を促進し、生活の質の向上を図るため、スポーツ・レクリエーション・文化活動や、社会参加活動などへの参加機会の拡大と、これらの活動へ障がいのある人が、主体的、自主的に参加できるよう支援の充実に努めます。

【施策の推進方向と主要施策】

ア 社会参加の促進

- ・社会参加の促進
- ・ボランティアとの連携
- ・移動支援、コミュニケーション支援の充実

イ スポーツ・文化活動の推進

- ・スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ・文化活動の推進

ウ 行事等への参加の促進

- ・行事等への参加の促進
- ・情報提供の充実

第3 バリアフリー社会の実現

① 権利擁護・理解の促進

【基本的な考え方】

障がいのある人もない人も、お互いの人権と個性を尊重し、地域で自分らしく安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けた地域づくりをめざし、障がいのある人に対する差別や偏見の解消と虐待の防止を図ります。

【施策の推進方向と主要施策】

- ア 権利擁護の推進と虐待防止
 - ・虐待防止の啓発および相談支援体制の充実
 - ・差別解消に向けた啓発
- イ 成年後見制度等の充実
 - ・成年後見制度等の普及・啓発および利用促進
- ウ 理解の促進
 - ・ノーマライゼーションの理念の啓発活動の促進
- エ 心のバリアフリーの促進
 - ・福祉教育の推進
- オ 地域福祉活動の推進
 - ・ボランティア活動の促進
 - ・交流活動の促進

② 生活環境

【基本的な考え方】

障がいのある人もない人も、すべての人が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に向けた支援の充実や、住宅、公共施設、道路、交通機関などのバリアフリー化を進めるとともに、防犯対策や災害時における障がいの特性に配慮した支援体制の整備を推進します。

【施策の推進方向と主要施策】

- ア 福祉のまちづくりの推進
 - ・福祉のまちづくりの推進
- イ 住まいの整備
 - ・住宅の確保
 - ・住宅改善の促進
- ウ 移動・交通対策の推進
 - ・道路、交通安全施設の整備
 - ・移動・交通手段の確保
 - ・外出支援の充実
- エ 防災・防犯対策の推進
 - ・防災・防犯対策の推進

③ 情報・コミュニケーション

【基本的な考え方】

障がいのある人の自立と社会参加の促進や、豊かで快適な生活の実現のため、障がいの特性に応じた情報提供に努めるとともに、情報収集や円滑なコミュニケーションが得られるよう、情報のバリアフリー化の促進と意思疎通の支援の充実を図ります。

【施策の推進方向と主要施策】

ア 情報バリアフリーの推進

- ・情報提供の充実
- ・情報のバリアフリー化

イ コミュニケーションの推進

- ・コミュニケーション支援体制の充実

(5) 計画の推進

すべての市民が福祉に対する理解を深め、行政はもとより、障がいのある人、市民、ボランティア、関係機関・団体などが、それぞれの立場で力を合わせて、相互に連携しながら施策を展開することを基本とします。

関係部局・団体などと密接に連携および協働し、障がいの特性やライフステージに応じた適切なサービスの提供ができるよう総合的に取り組みます。

必要に応じて国や北海道に要望などを行うとともに、これら関係機関とも連携および協働しながら、各事業を推進します。

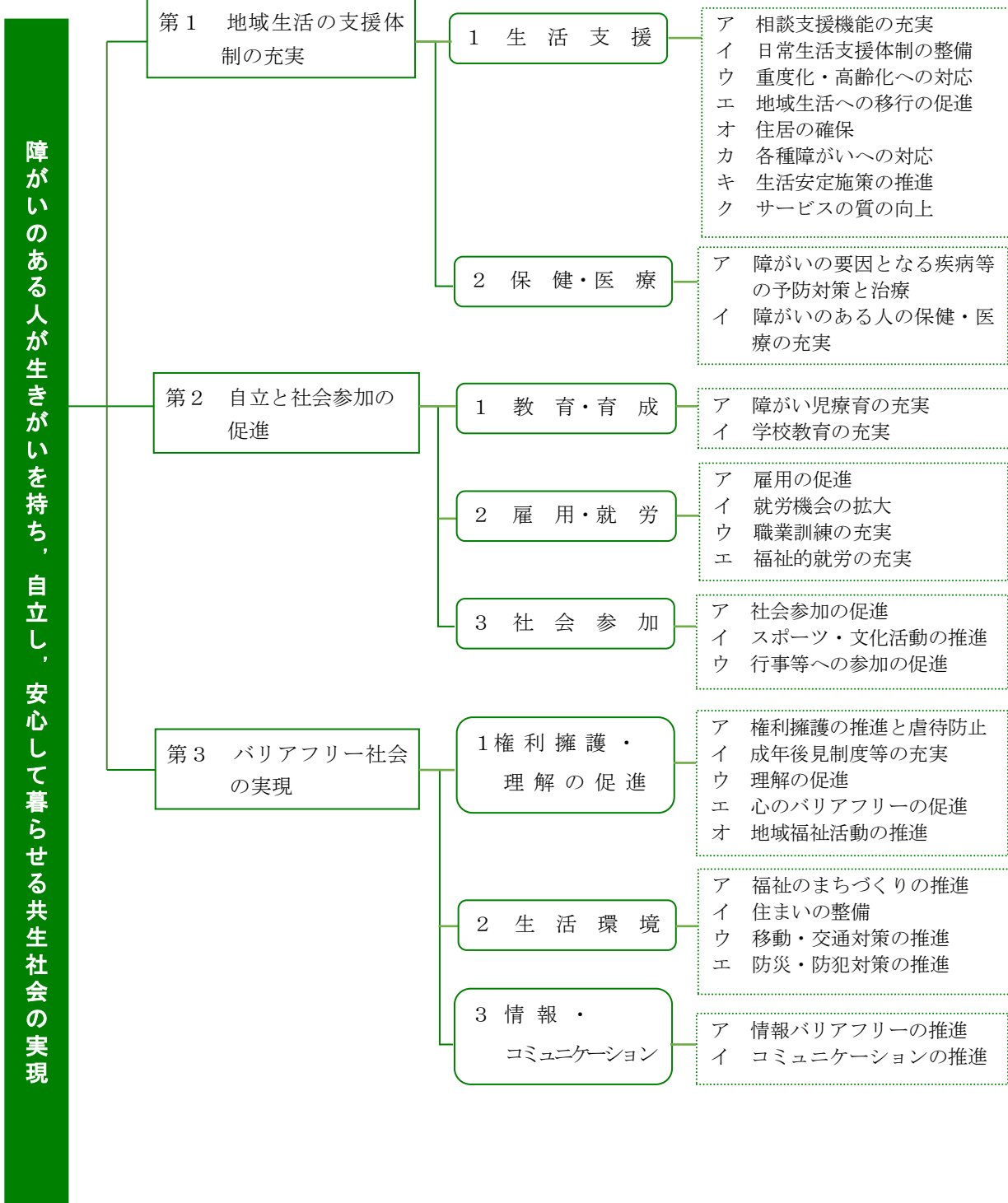
(6) 施策の体系

【基本理念】

【基本的な方向】

【施策区分】

【施策の推進方向】



◎第7期函館市障がい福祉計画

(1) 計画策定の趣旨等

本市においては、障害者総合支援法により策定が義務付けられている障害福祉計画について、第1期から第6期まで（第5期計画から、障害児福祉計画を包含し、一体として策定）、それぞれ3か年の計画を策定し、サービス提供体制の整備を進めてきました。

令和6年度からの「第7期函館市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条および児童福祉法第33条の20に基づき、障害福祉サービスの提供体制等に係る令和8年度末の目標を設定するとともに、障害福祉サービスおよび相談支援、地域生活支援事業ならびに障害児通所支援および障害児相談支援を提供するための体制を総合的かつ計画的に確保することをめざし、策定しました。

(2) 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

(3) 計画推進のための基本的事項

○ 計画の基本理念

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるよう、障がい者基本計画に掲げる「障がいのある人が生きがいを持ち、自立し、安心して暮らせる共生社会の実現」という理念のもと、障がいのある人がその有する能力と適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供をはじめとするさまざまな支援を行います。

○ 計画の基本的な方向

① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加ひいては包摂的（インクルーシブ）な社会の実現を図っていくことができるよう、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の充実を図ります。

② 障がい種別によらないサービス提供の推進

障がい種別によらない一元的な制度のもとで、市が、障害福祉サービス等の実施主体として、北海道および南渡島圏域の市町と連携しながら障害福祉サービス等の充実に努めます。

また、障害者総合支援法に基づく給付の対象となる発達障がい者、高次脳機能障がい者および難病患者等については、障害福祉サービスの活用が促されるように、必要な情報を提供します。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービスの提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、重度化・高齢化した人や精神病床における長期入院患者等といった地域生活への移行や地域生活の継続等に課題を抱える人であっても、希望する支援を受けられるように、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、市民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

⑤ 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どもおよびその家族に対し、身近な場所で、それぞれのニーズに応じた質の高い専門的な支援を切れ目無く一貫して受けることができるよう、障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がいのある子どもが、障害児支援を利用し、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着しているなど日常生活を営むために医療を要する障がいのある方（以下「医療的ケア児等」という。）といった専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

⑥ 障がい福祉人材の確保・定着

安定的な障害福祉サービス等の提供体制およびそれを担う人材の確保・定着を図るために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場の魅力についての積極的な周知・広報等を行うとともに、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係機関等と協力して取り組みます。

⑦ 障がいのある人の社会参加を支える取組定着

障がいのある人の社会参加を促進するため、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるようにするため多様な意思疎通支援を講じて情報保障の確保を図ります。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がいのある人が文化芸術を鑑賞し、または、創造や発表等の多様な活動に参加する機会を確保するほか、視覚障がい者等が読書を通じて文字・活字文化の恵みを受け取るなど、社会参加の多様なニーズを踏まえた環境の整備を推進します。また、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通支援に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、障がい特性に配慮した意思疎通支援者の養成などにより、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進します。

(4) 第7期計画における重点的な取組み

- ① 相談支援体制の充実と強化
- ② 障がいのある人の地域生活への移行促進
- ③ 地域社会の支え合い
- ④ 障がいのある人の社会参加の促進
- ⑤ 障がいのある子どもに対する支援の強化
- ⑥ 権利擁護の推進

(5) 令和8年度の成果目標

計画の策定にあたり、国から示された指針に基づくとともに、第6期計画までの進捗状況や障害福祉サービス等の利用状況と利用意向調査の結果等から本市の実情を踏まえ、令和8年度の成果目標を設定しました。

○ 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国が示した値（地域生活移行者6%以上、入所者数の5%以上を削減）を基本としながら、基準日となる令和4年度末の福祉施設の入所者数536人の約3.4%、18人が地域生活へ移行するとともに、約1.1%、6人の入所者を減少させることを目標とします。

項目	数値	備考
基準日の施設入所者数 A	536人	令和4年度末の施設入所者数
【令和8年度末目標値】 地域生活移行者数 B	18人 (3.4%)	上記のうち、地域のグループホームや自宅等への移行者数 (割合は、 $B \div A$)
【令和8年度末目標値】 施設入所者減少数 C	6人 (1.1%)	令和8年度末時点施設入所者減少数 (割合は、 $C \div A$)

○ 一般就労への移行等

国が示した値を勘案し、令和8年度中に令和3年度年間一般就労移行者実績の1.28倍の72人が、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行することを目標とします。

また、令和8年度に就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とします。

さらに、就労定着支援事業の利用者数に係る目標として、国の基本指針に基づき、令和8年度中に令和3年度年間就労定着支援事業利用者実績の1.41倍の10人とします。

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所が就労定着支援事業所全体の5割になることを目標とします。

項目	数値	備考
令和3年度の 年間一般就労移行者数 A	56人	
【令和8年度末目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数 B	72人 (1.28倍)	倍率は、 $B \div A$
【令和8年度末目標値】 就労定着支援事業の利用者数 C	10人 (1.41倍)	令和3年度就労定着支援事業利用者 7人
令和8年度の 就労移行支援事業所数(推計) D	4か所 (5割)	令和8年度就労移行支援事業所数 8か所
令和8年度の 就労定着支援事業所数(推計) E	2か所	
【令和8年度末目標値】 就労定着率が7割以上の 就労定着支援事業所の数 F	1か所 (5割)	割合は、 $F \div E$

○ 障害児支援の提供体制の整備

① 児童発達支援センターの設置

本市では、児童発達支援センターが2か所設置されております。

障がいの重度化・重複化に対応し、児童発達支援センターを中核とした重層的な体制の構築を目指すとともに、地域支援機能を強化することにより、障がいのある子どもの地域社会への参加や包摂（インクルージョン）の推進を図ります。

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

本市では、主に重度心身障害児を支援する発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所は既に1か所以上確保されておりますが、今後は、重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるよう地域におけるニーズを把握するとともに、課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

③ 医療的ケア児等を支援するための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置

函館地域障害者自立支援協議会において協議を行うとともに、医療的ケア児等と家族のための支援ガイドブックによる情報提供を行います。また、北海道が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修について関係者に周知し受講を促すことで、修了者の増員を図ります。

○ 相談支援体制の充実・強化等について

平成27年度に設置した基幹相談支援センターにおいて、引き続き、様々な障がい種別に対応した総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域における相談支援体制の強化を図るため、相談支援事業所の従事者に対する指導、助言等を行うほか、地域における身近な相談窓口として令和4年度から福祉拠点と位置付け、自立相談支援機関を併設した市内10か所の地域包括支援センターにおいて、各福祉拠点と障がい支援機関との連携を強化し、より適切な障害福祉サービスの活用や専門的な相談支援への繋ぎなどによる支援の充実を図ります。

さらに、函館地域障害者自立支援協議会において、関係機関が抱える困難ケースなどの個別事例の検討を行い、地域の支援体制のさらなる充実を図ります。

○ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組の実施

函館高齢者・障がい者虐待防止研修会などを通じて、障害福祉サービス事業所従事者の脂質の向上に取り組みます。

さらに、障害福祉サービス事業所等に対する集団指導や指導監査を通じて、その適正な運営の確保を図ります。

また、北海道や函館地域自立支援協議会が実施する研修へ市職員が参加することにより、障害福祉サービス等への理解を深め、適切な相談支援の実施に努めます。

○ 地域生活支援の充実

令和2年度から地域生活支援拠点（あんしんネットワーク）の運用を開始するとともに、地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置しており、引き続き、運用状況を函館地域障害者自立支援協議会で報告し、年1回以上運用状況の検討を行います。

また、障害福祉サービスの利用に係る障害支援区分認定調査により、強度行動障がい者を有する障がい者の支援ニーズを把握し、地域生活支援拠点（あんしんネットワーク）との連携に努め、必要な支援を行います。

○ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健、医療、福祉関係者による協議の場を毎年度1回以上開催し、支援体制づくりを推進します。

(6) 計画の推進

① 関係機関との連携

障害福祉サービス等、障害児通所支援等および地域生活支援事業を円滑に実施するためには、事業者や関係団体等と行政との連携が重要であることから、函館地域障害者自立支援協議会を核としたネットワークを充実・強化していきます。

② 国および北海道との連携

国および北海道と連携しながら、制度改正などの動向を的確に把握し、施策を推進していくとともに、本市の実情や課題などを踏まえ、国および北海道に対し、制度の改善や財政措置の充実などについて要望していきます。

③ 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、PDCAサイクルにより評価・点検を行います。

3 障害者総合支援法の施行

平成24年6月に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（平成24年法律第51号）により、従来の障害者自立支援法は、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改正されました。

その主な内容は、「基本的人権を享有する個人としての尊厳」が明記され、法の目的を実現するために、障害福祉サービスによる支援に係る給付、地域生活支援事業その他必要な支援を総合的に行うことのほか、障害者の範囲の見直しが行われ、支援の対象が身体、知的、精神に障がいがある者（発達障がいを含む）に限定されていたのが、難病の患者が対象として加えられ、現在に至っています。

(1) 障害福祉サービス利用者の決定状況

年度	5	6	7
障がい者	1,976	2,003	2,045
障がい児	105	111	106
精神障がい者	872	928	1,011
難病患者等	13	12	13
計	2,966	3,054	3,175

※難病患者等は、障害者手帳を所持していない者をカウントしている。

(2) 自立支援給付

ア 障害福祉サービス

(ア) 居宅介護等サービス

内 容 居宅において、ホームヘルパーなどが介護、家事等の全般にわたる援助を行います。

実施状況

区分	年度	4	5	6
身体障がい者	実 人 員	238 人	231 人	254 人
	延利用時間	46,247.25 時間	43,685.50 時間	44,295.25 時間
	支 給 額	213,072 千円	194,044 千円	179,306 千円
知的障がい者	実 人 員	54 人	58 人	67 人
	延利用時間	4,731.50 時間	4,583.00 時間	5,337.25 時間
	支 給 額	22,082 千円	21,764 千円	23,498 千円
障 がい 児	実 人 員	15 人	19 人	18 人
	延利用時間	1,426.00 時間	1,656.50 時間	1,368.00 時間
	支 給 額	7,724 千円	8,937 千円	7,726 千円
精 神 障 がい 者	実 人 員	164 人	170 人	169 人
	延利用時間	9,720.00 時間	10,379.00 時間	9,902.25 時間
	支 給 額	29,951 千円	32,883 千円	28,053 千円

令和7年度予算額 178,279千円(身体障がい者), 19,465千円(知的障がい者),
8,079千円(障がい児), 27,652千円(精神障がい者)

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担, 4分の1の道費負担があります。

(イ) 生活介護

内 容 施設における日中活動で、創作的活動、機能訓練、入浴等のサービスの提供を行います。

実施状況 [身体・知的障がい者分]

区分	年度	4	5	6
実 人 員		961 人	957 人	948 人
延 利 用 回 数		226,216 回	224,735 回	221,392 回
支 給 額		2,599,131 千円	2,620,920 千円	2,653,962 千円

[精神障がい者分]

区分	年度	4	5	6
実 人 員		15 人	15 人	16 人
延 利 用 回 数		2,022 回	2,106 回	1,964 回
支 給 額		13,786 千円	14,245 千円	12,147 千円

令和 7 年度予算額 2,706,081 千円 (身体・知的障がい者), 11,161 千円 (精神障がい者)
 費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担, 4 分の 1 の道費負担があります。

(ウ) 短期入所サービス

内 容 介護を行う方の病気その他の理由により、自宅で介護を受けられない障がい者に対して、短期間、入所した施設において適切な支援を行います。

実施状況

区分	年度	4	5	6
身体障がい者	実 人 員	18 人	18 人	23 人
	延 利 用 回 数	451 回	637 回	729 回
	支 給 額	3,661 千円	5,254 千円	6,375 千円
知的障がい者	実 人 員	48 人	57 人	68 人
	延 利 用 回 数	1,981 回	1,952 回	2,747 回
	支 給 額	15,953 千円	16,668 千円	25,050 千円
障 がい 児	実 人 員	23 人	26 人	21 人
	延 利 用 回 数	283 回	409 回	293 回
	支 給 額	2,691 千円	3,445 千円	2,474 千円
精 神 障 が い 者	実 人 員	6 人	5 人	5 人
	延 利 用 回 数	34 回	46 回	42 回
	支 給 額	216 千円	364 千円	353 千円

令和 7 年度予算額 6,502 千円 (身体障がい者), 24,132 千円 (知的障がい者)
 1,872 千円 (障がい児), 228 千円 (精神障がい者)
 費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担, 4 分の 1 の道費負担があります。

(エ) 療養介護等

内 容 機能訓練，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護および日常生活上の援助を行います。

年度	4	5	6
区分			
実 人 員	41 人	39 人	37 人
支 給 額	160,054 千円	145,718 千円	150,446 千円

令和 7 年度予算額 146,731 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

(オ) 施設入所支援

内 容 施設に入所する人に，夜間や休日，入浴，排泄，食事の介護等を行います。
実施状況

年度	4	5	6
区分			
実 人 員	554 人	552 人	539 人
延 利 用 回 数	192,216 回	189,037 回	183,834 回
支 給 額	951,208 千円	973,112 千円	1,071,706 千円

令和 7 年度予算額 1,078,556 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

(カ) 就労継続支援

内 容 一般就労等での就労が困難な人に，働く場を提供するとともに，知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

実施状況 [身体・知的障がい者分]

年度	4	5	6
区分			
実 人 員	698 人	746 人	746 人
延 利 用 回 数	133,418 回	141,473 回	144,433 回
支 給 額	966,314 千円	1,058,095 千円	1,155,647 千円

[精神障がい者分]

年度	4	5	6
区分			
実 人 員	702 人	782 人	857 人
延 利 用 回 数	99,311 回	106,299 回	112,984 回
支 給 額	766,244 千円	860,075 千円	997,964 千円

令和 7 年度予算額 1,283,417 千円 (身体・知的障がい者)， 1,123,249 千円 (精神障がい者)

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

(キ) 就労移行支援

内 容 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

実施状況 [身体・知的障がい者分]

年度	4	5	6
区分			
実 人 員	64 人	51 人	72 人
延 利 用 回 数	6,168 回	4,139 回	5,668 回
支 給 額	52,789 千円	37,069 千円	53,638 千円

[精神障がい者分]

年度	4	5	6
区分			
実 人 員	95 人	86 人	82 人
延 利 用 回 数	9,492 回	7,509 回	4,385 回
支 給 額	98,124 千円	85,524 千円	49,919 千円

令和7年度予算額 53,011千円(身体・知的障がい者), 48,691千円(精神障がい者)
費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担, 4分の1の道費負担があります。

(ク) 自立訓練

内 容 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

実施状況 [身体・知的障がい者分]

年度	4	5	6
区分			
実 人 員	31 人	26 人	24 人
延 利 用 回 数	3,519 回	3,259 回	3,238 回
支 給 額	23,707 千円	21,137 千円	22,127 千円

[精神障がい者分]

年度	4	5	6
区分			
実 人 員	20 人	28 人	34 人
延 利 用 回 数	5,053 回	5,137 回	6,342 回
支 給 額	30,058 千円	33,117 千円	40,418 千円

令和7年度予算額 21,166千円(身体・知的障がい者), 33,331千円(精神障がい者)
費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担, 4分の1の道費負担があります。

(ケ) 共同生活援助

内 容 夜間や休日に、共同生活を行う住居において、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに相談や日常生活上の援助を行います。

実施状況

区分		年度		
		4	5	6
身体・知的障がい者	実 人 員	322 人	339 人	336 人
	延 利 用 回 数	104,032 回	107,986 回	108,607 回
	支 給 額	613,113 千円	652,727 千円	680,500 千円
精神障がい者	実 人 員	141 人	147 人	164 人
	延 利 用 回 数	40,748 回	41,497 回	44,164 回
	支 給 額	175,344 千円	198,893 千円	222,273 千円

令和7年度予算額 671,132千円(身体・知的障がい者), 221,502千円(精神障がい者)
 費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担, 4分の1の道費負担があります。

(コ) 就労定着支援

内 容 一般就労に移行した障がい者について、環境変化により生じる生活面の課題に関して、就労の継続を図るため、企業・自宅への訪問のほか、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

実施状況

区分		年度		
		4	5	6
身体・知的障がい者	実 人 員	4 人	3 人	2 人
	延 利 用 回 数	37 回	36 回	24 回
	支 給 額	1,225 千円	1,414 千円	980 千円
精神障がい者	実 人 員	3 人	2 人	4 人
	延 利 用 回 数	34 回	17 回	2 回
	支 給 額	985 千円	475 千円	34 千円

令和7年度予算額 987千円(身体・知的障がい者), 0千円(精神障がい者)
 費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担, 4分の1の道費負担があります。

(サ) 自立生活援助

内 容 障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した障がい者に対し、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な戸別訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

相談件数

区分		年度		
		4	5	6
身体・知的障がい者	実 人 員	0 人	2 人	4 人
	延 利 用 回 数	0 回	6 回	23 回
	支 給 額	0 千円	140 千円	688 千円
精神障がい者	実 人 員	0 人	5 人	10 人
	延 利 用 回 数	0 回	31 回	76 回
	支 給 額	0 千円	632 千円	1,945 千円

令和7年度予算額 795千円(身体・知的障がい者), 1,738千円(精神障がい者)
 費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担, 4分の1の道費負担があります。

イ 地域相談支援

内 容 障害者施設等に入所（入院）している障がい者の地域での生活に移行するための支援や、地域に移行した障がい者に対して常時の連絡体制をとり、緊急訪問等の対応をすることにより、安定した地域生活を送るための支援を行います。

実施状況

区分		年度		
		4	5	6
身体・知的障がい者	実 人 員	0 人	0 人	0 人
	延 利 用 回 数	0 回	0 回	0 回
	支 給 額	0 千円	0 千円	0 千円
精神障がい者	実 人 員	0 人	0 人	0 人
	延 利 用 回 数	0 回	0 回	0 回
	支 給 額	0 千円	0 千円	0 千円

令和7年度予算額 0千円（身体・知的障がい者）、100千円（精神障がい者）

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

ウ 計画相談支援

内 容 支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定後に障害福祉サービス事業者との連絡調整およびサービス等利用計画の作成を行うことにより、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援を行います。

実施状況

区分		年度		
		4	5	6
身体・知的障がい者	実 人 員	1,733 人	1,764 人	1,818 人
	延 利 用 回 数	4,135 回	4,243 回	4,622 回
	支 給 額	72,213 千円	79,177 千円	97,178 千円
精神障がい者	実 人 員	420 人	507 人	634 人
	延 利 用 回 数	1,262 回	1,579 回	1,816 回
	支 給 額	22,887 千円	29,414 千円	32,713 千円

令和7年度予算額 100,805千円（身体・知的障がい者）、35,531千円（精神障がい者）

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

エ 自立支援医療（更生医療）

開始年度 平成 18 年度
 内 容 身体の障がいの除去または軽減をして、職業能力を増進し、または日常生活を容易にすることなどを目的とした医療を行います。
 対 象 者 18 歳以上の身体障害者手帳所持者
 自己負担 医療費の原則 1 割負担とするが、月額負担の上限があります。
 給付状況

(単位:人)

年度	4	5	6
区分			
視 覚 障 害	0	0	0
聴 覚 障 害	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能障害	1	1	1
肢 体 不 自 由	3	7	1
心 臓 機 能 障 害	0	0	0
じん臓機能障害	975	961	947
肝 臓 機 能 障 害	2	2	2
免 疫 機 能 障 害	15	13	15
計	996	984	966

令和 7 年度予算額 723,236 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担、4 分の 1 の道費負担があります。

オ 自立支援医療（精神通院）〔道事業〕

開始年度 平成 18 年度
 内 容 心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むことや精神障がいの適正な医療の普及を図ることを目的とした医療を行います。
 対 象 者 統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要するもの
 自己負担 医療費の原則 1 割負担とするが、月額負担の上限があります。
 給付状況

(単位:人)

年度	4	5	6
区分			
受 給 者 数	6,046	5,997	5,984

令和 7 年度予算額 予算計上なし

費用の負担 全額道費負担

カ 補装具

開始年度 昭和 24 年度（身体障がい者），昭和 23 年度（身体障がい児）
 内 容 身体障がい者・児の失われた機能を補い，日常生活を円滑にするため，障がい適した用具の購入または修理費を支給します。
 自己負担 費用の原則 1 割負担ですが，月額負担の上限があります。
 交付状況

〔身体障がい者分〕

(単位:件)

区分	年度 4		5		6		区分	年度 4		5		6		
	交付	修理	交付	修理	交付	修理		交付	修理	交付	修理	交付	修理	
義 手	4	2	3	1	1	1	補 聴 器	115	19	133	42	90	31	
義 足	5	7	7	13	6	14	車 い す	37	62	52	71	35	58	
装 具	107	12	95	10	93	13	歩 行 器	6	0	4	0	4	0	
座位保持装置	0	0	5	7	5	6	歩行補助つえ	6	0	2	0	6	0	
視覚障害者安全つえ	25	0	19	0	17	0	電動車いす	8	21	10	21	8	22	
義 眼	2	0	1	0	0	0	そ の 他	0	0	0	0	0	0	
眼 鏡	50	3	35	3	31	1	計	365	126	366	168	296	146	
								交付額(千円)	44,339		54,204		51,928	

〔身体障がい児分〕

(単位:件)

区分	年度 4		5		6		区分	年度 4		5		6		
	交付	修理	交付	修理	交付	修理		交付	修理	交付	修理	交付	修理	
義 足	0	2	3	0	3	0	電動車いす	0	0	0	1	0	0	
装 具	14	0	13	0	17	0	座位保持いす	1	0	2	0	1	1	
座位保持装置	11	5	6	3	3	0	起立保持具	0	0	0	0	0	0	
義 眼	0	0	0	0	0	0	歩 行 器	0	0	1	0	0	0	
眼 鏡	1	0	2	0	1	0	歩行補助つえ	0	0	0	0	1	0	
補 聴 器	1	11	5	12	3	7	そ の 他	2	1	0	1	0	4	
車 い す	9	3	6	5	2	3	計	39	22	38	22	31	15	
								交付額(千円)	10,295		11,983		7,041	

令和 7 年度予算額 54,075 千円（身体障がい者），8,810 千円（身体障がい児）
 費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

(3) 地域生活支援事業

ア 成年後見制度利用支援事業

開始年度 平成 16 年度
 内 容 知的障がいや精神障がいのため，障がい者福祉サービスを利用するための手続きが困難で，一定の要件に該当する方に，成年後見制度の利用に係る費用を助成します。

令和 7 年度予算額 21,265 千円
 費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

イ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

開始年度 平成 14 年度（手話通訳者：平成元年度，要約筆記奉仕員：平成 9 年度）
内 容 聴覚および言語機能障がい者が，手話通訳を必要とする場合には手話通訳者を，主として話しことばをコミュニケーション手段としている聴覚障がい者（中途失聴者，難聴者）が要約筆記を必要とする場合には，要約筆記者を派遣します。

派遣状況

(単位:人)

年度	4	5	6
区分			
手話通訳者(延人数)	1,479	1,470	1,400
要約筆記者(延人数)	145	128	67

令和 7 年度予算額 12,969 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助，4 分の 1 の道費補助があります。

ウ 盲ろう者通訳・介助員派遣事業

開始年度 平成 26 年度
内 容 視覚と聴覚の重複障がいのある重度の盲ろう者の方のコミュニケーションを支援するために，盲ろう者通訳・介助員を派遣します。

派遣状況

(単位:人)

年度	4	5	6
区分			
盲ろう者通訳・介助員(延人数)	0	11	22

令和 7 年度予算額 437 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助，4 分の 1 の道費補助があります。

エ 代筆・代読支援員派遣事業

開始年度 令和 4 年度
内 容 視覚障がいにより字の読み書きが困難な方に対して，本人に代わって書類等の読み書きを行う代筆・代読支援員を派遣します。

派遣状況

(単位:件)

年度	4	5	6
区分			
代筆・代読支援員(利用回数)	165	135	254

令和 7 年度予算額 993 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助，4 分の 1 の道費補助があります。

オ 日常生活用具給付等事業

開始年度 昭和 44 年度（障がい者），昭和 47 年度（障がい児）

内 容 在宅の重度障がい児・者の日常生活の便宜を図るため，障がいの種類と程度に応じて，各種の生活用具を給付（一部貸与）します。

給付・貸与状況（障がい者）

（単位：件）

区分	年度			区分	年度		
	4	5	6		4	5	6
特殊寝台	7	4	4	点字器	0	0	3
特殊マット	1	3	2	点字タイプライター	0	0	0
移動用リフト	0	0	0	視覚障がい者用ポータブルコーダー	12	9	8
入浴補助用具	6	9	13	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	1	3	16
頭部保護帽	8	5	9	視覚障害者用拡大読書器	26	19	13
歩行補助つえ	1	4	4	暗所視支援眼鏡	9	0	0
移動・移乗支援用具	9	12	11	盲人用時計	9	8	13
移動・移乗支援用具（暖かいブーツ）	0	0	0	視覚障害者用地デジ対応ラジオ	0	1	0
特殊便器	1	0	0	聴覚障害者用通信装置	6	3	4
電磁調理器	1	3	1	聴覚障害者用情報受信装置	30	24	49
聴覚障害者用屋内信号装置	5	4	4	人工喉頭	11	16	45
透析液加温器	5	2	0	点字図書	0	0	0
ネブライザー	0	0	1	居宅生活動作補助用具	4	2	0
電気式たん吸引器	7	2	8	ストマ	7,244	7,603	7,487
盲人用音声式体温計	8	6	2	紙おむつ	672	681	731
盲人用体重計	6	5	3	その他	0	0	0
携帯用会話補助装置	0	1	1	計	8,103	8,435	8,438
情報・通信支援用具	12	5	3	給付額(千円)	87,557	83,748	84,673
点字ディスプレイ	2	1	3				

給付・貸与状況（障がい児）

（単位：件）

区分	年度			区分	年度		
	4	5	6		4	5	6
訓練用ベット	1	0	0	点字ディスプレイ	0	0	0
特殊マット	1	1	0	点字器	0	0	0
移動用リフト	0	0	0	点字タイプライター	0	0	0
入浴補助用具	1	3	0	視覚障がい者用ポータブルコーダー	0	0	0
頭部保護帽	2	3	0	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	0	0	0
歩行補助つえ	0	1	0	視覚障害者用拡大読書器	0	0	0
移動・移乗支援用具	0	1	0	盲人用時計	0	0	0
移動・移乗支援用具（暖かいブーツ）	0	0	0	視覚障害者用地デジ対応ラジオ	0	0	0
特殊便器	0	0	0	聴覚障害者用通信装置	0	0	0
電磁調理器	0	0	0	聴覚障害者用情報受信装置	29	29	13
聴覚障害者用屋内信号装置	0	0	0	人工喉頭	0	0	0
透析液加温器	0	0	0	点字図書	0	0	0
ネブライザー	1	0	0	居宅生活動作補助用具	0	1	0
電気式たん吸引器	2	0	1	ストマ	16	16	16
盲人用音声式体温計	0	0	0	紙おむつ	210	157	129
盲人用体重計	0	0	0	その他	0	1	0
携帯用会話補助装置	0	0	0	計	263	213	159
情報・通信支援用具	0	0	0	給付額(千円)	2,915	2,198	1,456

令和 7 年度予算額 95,146 千円（身体・知的障がい者等），2,772 千円（身体・知的障がい児等）

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助，4 分の 1 の道費補助があります。

カ 移動支援事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

実施状況

		年度		
区分		4	5	6
身体障がい者	実 人 員	1 人	0 人	1 人
	延 利 用 回 数	1 回	0 回	5 回
	支 給 額	3 千円	0 千円	8 千円
知的障がい者	実 人 員	22 人	22 人	25 人
	延 利 用 回 数	292 回	192 回	413 回
	支 給 額	1,699 千円	2,783 千円	3,061 千円
障 が い 児	実 人 員	0 人	0 人	0 人
	延 利 用 回 数	0 回	0 回	0 回
	支 給 額	0 千円	0 千円	0 千円
精 神 障 が い 者	実 人 員	0 人	0 人	0 人
	延 利 用 回 数	0 回	0 回	0 回
	支 給 額	0 千円	0 千円	0 千円

令和 7 年度予算額 51 千円（身体障がい者），3,077 千円（知的障がい者），
50 千円（障がい児），19 千円（精神障がい者）

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

キ 障害者地域活動支援センター事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 通所により創作的活動または生産活動の機会および社会との交流促進等の日中活動の場を提供し、障がい者の地域生活支援の促進を図ります。

実施施設 あいよる 21，おはよう，函館地域生活支援センター，函館夢ファクトリー，陽だまり

令和 7 年度予算額 62,445 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

ク 障害者訪問入浴サービス事業

開始年度 平成 12 年度（平成 11 年度までは高齢者等在宅生活支援事業で実施）

内 容 歩行が困難で移送に耐えられない等の事情がある在宅の身体障がい者を訪問し、宅内もしくは車内で入浴サービスを提供します。

実施施設 【宅内入浴】 Sompo ケア（株），アースポート（株），藤井カンパニー合同会社

令和 7 年度予算額 7,509 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

ケ 日中一時支援事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 介護を行う方の病気その他の理由により、自宅で介護を受けられない障がい児・者に対して、昼間、一時的に施設において日常生活の支援を行います。

実施施設 障がい者対象 21ヶ所 , 障がい児対象 8ヶ所

令和 7 年度予算額 524 千円 (身体・知的障がい者), 3,265 千円 (障がい児),
106 千円 (精神障がい者)

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助, 4 分の 1 の道費補助があります。

コ 点訳奉仕員等養成事業

開始年度 平成 9 年度

内 容 点訳または、朗読、手話、要約筆記に必要な技術等の指導を行い、これらに従事する奉仕員を養成します。

実施状況 (令和 6 年度) 点訳奉仕員養成講座 8 回, 朗読奉仕員養成講座 8 回, 要約筆記奉仕員養成講座 (手書き) 3 回, 同 (パソコン) 6 回, 手話奉仕員養成講座 (入門) 28 回, 同 (基礎) 16 回, 同 (レベルアップ) 14 回

実施施設 函館市総合福祉センター

令和 7 年度予算額 1,427 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助, 4 分の 1 の道費補助があります。

サ 手話通訳者・要約筆記者養成事業

開始年度 平成 26 年度

内 容 手話通訳者養成講座および要約筆記者養成講座を開催し、手話通訳者および要約筆記者を養成します。

令和 7 年度予算額 929 千円 (の内, 補助基準額 206 千円)

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

シ 盲ろう者通訳・介助員養成事業

開始年度 平成 26 年度

内 容 函館市内で実施される盲ろう者通訳・介助員派遣事業に従事する通訳・介助員を養成します。

令和 7 年度予算額 277 千円 (の内, 補助基準額 57 千円)

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

ス 手話通訳者・要約筆記者指導者養成事業

開始年度 平成 28 年度

内 容 北海道手話通訳者養成講師育成研修会および要約筆記者指導者養成研修の受講者に旅費の一部を助成し、手話通訳者および要約筆記者養成講座の指導者を養成します。

令和 7 年度予算額 438 千円（の内、補助基準額 392 千円）

費用の負担 要約筆記者指導者養成研修は、補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

セ 手話出前講座事業

開始年度 平成 28 年度

内 容 講座を通じ市民への手話の普及・啓発を図り、手話に対する理解の促進を図ります。

令和 7 年度予算額 354 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

ソ ノーマライゼーション推進事業

開始年度 昭和 61 年度

内 容 ノーマライゼーションの理念を啓蒙・普及することを目的に、一般市民の方が参加できるような各種事業を行います。

実施状況（令和 6 年度）ノーマリー教室、障害者週間記念行事、事業所訪問、広報活動

令和 7 年度予算額 3,000 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

タ ヘルプマーク配布事業

開始年度 令和元年度（平成 29 年度・30 年度は、北海道の事業として実施）

内 容 義足や人工関節を使用している方や内部障がいなど、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としている事を知らせるヘルプマークを配布し、障がい者の不安を解消し、市民の配慮等を促進します。

実施施設（ヘルプマーク配布場所）市役所障がい保健福祉課、亀田福祉課、湯川福祉課、市立函館保健所保健予防課

令和 7 年度予算額 81 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

チ 身体障害者自動車運転免許取得助成事業

開始年度 昭和 50 年度

内 容 第 1 種運転免許（二輪車を除く）または第 2 種運転免許を取得するために要した経費の 3 分の 2 を助成します。（限度額 100 千円）

対 象 者 ・市内に住所を有し、身体障害者手帳の部位別の等級が 1 ～ 4 級に該当する方
・助成を受けようとする月の属する年の市町村民税が非課税の方

年度	4	5	6
区分			
助 成 人 員	0 人	1 人	0 人
助 成 金 額	0 千円	100 千円	0 千円

令和 7 年度予算額 200 千円

費用の負担 全額市費負担

ツ 重度身体障害者用自動車改造助成事業

開始年度 昭和 52 年度

内 容 自らが所有し、運転する自動車の操作装置および駆動装置などの改造に要した経費を助成します。（限度額 100 千円）

対 象 者 ・市内に住所を有し、身体障害者手帳の部位別の等級が 1，2 級に該当する肢体不自由者
・本人の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方

年度	4	5	6
区分			
助 成 人 員	4 人	4 人	2 人
助 成 金 額	400 千円	330 千円	200 千円

令和 7 年度予算額 300 千円

費用の負担 全額市費負担

テ 身体障害者スポーツ教室

開始年度 平成 8 年度

内 容 障がい者の体力維持，機能回復，自立更生を図ることを目的に，サウンドテーブルテニス教室，車椅子バスケットボール教室，モルック教室，ブラインドラジニング教室，ボルダリング教室等を開催します。

令和 7 年度予算額 297 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助，4 分の 1 の道費補助があります。

ト 障がい福祉のしおり発行

開始年度 昭和 54 年度

内 容 障がい福祉制度の周知を図るため、障がい者を対象とした各種制度（日常生活援助、費用負担軽減、年金・手当、医療等）の概要等を紹介した冊子を発行しています。

令和 7 年度発行予定部数 3,000 冊

令和 7 年度予算額 2,320 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

ナ 視覚障害者用福祉ガイドブック作成

開始年度 昭和 60 年度

内 容 視覚障がい者の知識の向上を図るため「障がい者のしおり」等を録音し、障がい者へ配布します。

令和 7 年度作成予定数 CD218 枚

令和 7 年度予算額 186 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

ニ 中途障害者生活訓練事業

開始年度 平成 10 年度

内 容 中途障がい者に対し、自宅内およびその周辺地域等において、講師を派遣し、歩行訓練や日常生活に必要な訓練および指導等を行います。

実施状況 受講人数 0 人（令和 6 年度）

令和 7 年度予算額 66 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

ヌ 精神障害者地域生活支援事業（精神障害者福祉ホーム）

開始年度 平成 18 年度

内 容 住居を必要としている精神障がい者に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行い地域における自立生活および社会参加を促進します。

実施施設 啓明ホーム

令和 7 年度予算額 4,273 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

ネ 精神保健ふれあい交流事業

開始年度 平成元年度

内 容 精神障がい者の地域への参加や市民の障がい者に対する誤解や偏見を取り除くため、スポーツ大会やレクリエーションを通して、障がい者同士の交流やボランティアの人々とのふれあいを深めます。

参加人数 (令和6年度) スポーツ大会 77人, ボウリング大会 67人

令和7年度予算額 329千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫負担, 4分の1の道費負担があります。

ノ 基幹相談支援センター事業

開始年度 平成27年度

内 容 障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他の利用支援等、必要な支援を行うほか、地域における相談支援等の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を総合的に行います。

実施施設 障害者生活支援センターぱすてる

令和7年度予算額 36,455千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助, 4分の1の道費補助があります。

(4) 地域生活支援促進事業

ア 障害者虐待防止対策支援事業

開始年度 平成24年度

内 容 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、市の責務として関係機関と連携し、障害者虐待の早期発見や適切な支援に努めます。

令和7年度予算額 213千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助, 4分の1の道費補助があります。

イ 重度障がい者等就労支援特別事業

開始年度 令和6年度

内 容 重度障がい者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等(在宅就労の場合の就労場所を含む)における支援を行うことにより就労機会の拡大および社会参加の促進を図ります。

令和7年度予算額 3,402千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助, 4分の1の道費補助があります。

(5) 障害児支援給付

児童福祉法の改正により、平成24年4月から、都道府県に替わり市町村が給付することになりました。

ア 障害児通所給付

(ア) 児童発達支援

内 容 児童発達支援センター等で、日常生活における基本的な動作の指導，知識・技能の付与，集団適応訓練を行います。

実施状況

年度	4	5	6
区分			
実人数	457人	529人	560人
延利用回数	33,394回	40,511回	44,402回
支給額	465,015千円	573,463千円	640,234千円

令和7年度予算額 662,902千円

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担，4分の1の道費負担があります。

(イ) 放課後等デイサービス

内 容 学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練を行います。

実施状況

年度	4	5	6
区分			
実人数	776人	854人	978人
延利用回数	102,500回	118,044回	128,420回
支給額	1,036,335千円	1,230,383千円	1,383,774千円

令和7年度予算額 1,401,786千円

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担，4分の1の道費負担があります。

(ウ) 保育所等訪問支援

内 容 児童発達支援センター等の職員が、保育所等を利用中の児童に対し、集団生活の適応に必要な支援を行います。

実施状況

年度	4	5	6
区分			
実人数	40人	50人	75人
延利用回数	154回	221回	445回
支給額	3,134千円	4,394千円	8,604千円

令和7年度予算額 9,288千円

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担，4分の1の道費負担があります。

イ 障害児相談支援給付

内 容 通所給付決定および通所給付決定の変更前に、障害児相談支援利用計画を作成します。

実施状況

年度	4	5	6
区分			
実人数	771人	821人	876人
延利用回数	1,701回	1,764回	1,950回
支給額	29,617千円	31,954千円	34,647千円

令和7年度予算額 34,462千円

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担，4分の1の道費負担があります。

(6) 障がい児・者援護事業

ア 重度心身障害者医療費助成事業

開始年度 昭和48年度

内 容 函館市では、重度心身障がい者の方が病院等で診療を受けたときの、保険診療に係る医療費の一部を助成しています。

医療費の助成を受けるためには、事前に「重度心身障害者医療費受給者証」の交付申請手続きが必要です。

対 象 者

- ・身体に障がいのある方で、1～3級の身体障害者手帳をお持ちの方。
- ・知的障がいのある方で、IQ50以下の方。
- ・精神障がいのある方で、1級の精神保健福祉手帳をお持ちの方。

※ ただし、対象者の要件に所得制限があります。

主たる生計維持者等の所得額が下表を下回るものが対象要件です。

扶養人数	所得限度額(控除後の額)
0人	6,287,000円
1人	6,536,000円
2人	6,749,000円
3人	6,962,000円
4人	7,175,000円
5人	7,388,000円

助成される医療費

- ・保険内の入院（精神障がいは入院を除く）・通院・調剤・補装具等の費用。

※ ただし、以下のものは「自己負担」となります。

- ・3歳以上の市民税課税世帯の受給者

「かかった医療費の1割」

(1ヵ月の上限額 通院：18,000円，入院：57,600円)

後期高齢者医療保険1割負担の場合は「助成無」

後期高齢者医療保険の被保険者証をご使用ください。

- ・3歳未満の受給者，3歳以上の市民税非課税世帯の受給者

「初診時一部負担金」。

(医科：580円，歯科：510円，柔整：270円)

※ なお，保険外診療，食事療養標準負担額，生活療養標準負担額，訪問看護基本利用料の1割（1ヵ月の上限額 課税世帯：18,000円，非課税世帯：8,000円）は自己負担です。

令和7年度予算額 546,059千円

費用の負担 補助基準額の2分の1以内の道費補助があります。

医療助成費の推移

年度	受給者 年間平均 (人)	年間受診件数		年間助成費(円)		
			1人当り (件)		1人当り (円)	1件当り (円)
4	7,043	170,620	24.2	515,779,749	73,233	3,023
5	6,824	177,544	26.0	535,747,059	78,509	3,018
6	6,668	175,567	26.3	527,675,516	79,136	3,006

イ 障害者地域活動緊急介護人派遣事業

開始年度 平成13年度

内 容 障がい児(者)を日常的に介護している方に，緊急な出来事などが生じ，介護できない場合に生活支援員を派遣します。

利用登録者 188人

生活支援員 3人

派遣状況

(単位：件)

年度	4	5	6
区分			
派遣件数	15	6	7

令和7年度予算額 20千円

費用の負担 全額市費負担

ウ ひとり暮らし身体障害者等緊急通報システム

開始年度 平成12年度

内 容 在宅のひとり暮らしの重度身体障がい者に対し，火災・急病その他の緊急時に，簡単な操作で消防本部等に通報できる装置を貸与します。

(高齢福祉課に障がい者分を一本化している)

費用の負担 全額市費負担

エ 子ども発達支援事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 発達遅れまたは障がいのある児童とその家族が、日常的に適切な療育や相談指導を受けることができるよう、発達支援センターの機能を整備するとともに、専門的支援を確保することによって、発達支援体制の充実を図ります。

実施施設 つくしんぼ学級

令和 7 年度予算額 4,059 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

オ 特別障害者手当等

開始年度 昭和 61 年度

内 容 ア 特別障害者手当

20 歳以上で精神または身体に重度の障がいを有し、常時特別の介護を必要とする方に支給します。

イ 障害児福祉手当

20 歳未満で、常時介護を必要とする重度障がい児に支給します。

ウ 福祉手当（経過措置）

昭和 61 年 3 月 31 日福祉手当支給要件該当者であって、「特別障害者手当」および「障害基礎年金」をともに受給できない方に引き続き支給します。

実施状況

(各年度4月1日現在 単位:人,円)

区分	5		6		7	
	受給者数	手当月額	受給者数	手当月額	受給者数	手当月額
特別障害者手当	175	27,980	185	28,840	177	29,590
障害児福祉手当	69	15,220	68	15,690	69	16,100
福祉手当	4	15,220	4	15,690	4	16,100

令和 7 年度予算額 84,217 千円

費用の負担 負担対象額の 4 分の 3 の国庫負担があります。

カ 重度身体障害者等タクシー料金助成事業

開始年度 昭和 56 年度（平成 8 年度改正）

内 容 重度身体障がい者等が通院等にタクシーを利用する場合に、料金の一部（基本料金×年間 36 回、申請月により枚数が異なります）を助成します。

対 象 者 重度身体障がい者のうち、1～3 級の下肢または体幹機能障がい者、1・2 級の視覚障がい者、1 級の内部障がい者および重度知的障がい者

実施状況

区分		年度	4	5	6
交 付 人 員	下 肢 ・ 体 幹		1,593 人	1,527 人	1,437 人
	視 覚		444 人	429 人	406 人
	内 部		2,104 人	2,061 人	2,033 人
	重 度 知 的		296 人	303 人	303 人
	合 計		4,437 人	4,320 人	4,179 人
交 付 枚 数		154,665 枚	151,101 枚	146,727 枚	
利 用 枚 数		60,901 枚	58,050 枚	55,022 枚	
金 額		30,496 千円	30,308 千円	29,775 千円	

令和 7 年度予算額 29,919 千円

費用の負担 全額市費負担

キ 障害者等外出支援事業（身体・知的障がい児・者）

開始年度 平成 24 年度（平成 30 年度より I C カード化）

内 容 身体・知的障がい者の公共交通機関の乗車料金の負担を軽減することにより、施設等への通所など外出を支援し、社会活動の促進を図ります。

対 象 者 身体障がい児・者（1～4 級）、知的障がい児・者（重度・中度）、特別児童扶養手当の対象児

助成内容 市電・函バスにおいて乗車料金を I C カードで精算した場合に、乗車料金の全額を助成します。

- ① 施設等通所者 乗車料金の全額を助成，年間助成上限額はなし
- ② 施設等通所者以外
乗車料金の全額を助成，年間助成上限額最大 36,000 円
- ③ 施設等通所者以外で介護人対象者（身体 1 種，身体 2 種 2 級，視覚 4 級，および音声・言語・そしゃく 3 級，知的重度・中度，特別児童扶養手当の対象児）
乗車料金の全額を助成，年間助成上限額 36,000 円

区分		年度	4	5	6
身 体 ・ 知 的 障 が い	対 象 者		12,226 人	12,151 人	11,662 人
	申 請 者		3,448 人	3,355 人	2,638 人
	助 成 費		36,100 千円	35,735 千円	36,074 千円

令和 7 年度予算額 44,344 千円（身体・知的障がい者）

費用の負担 全額市費負担

ク 障害者等外出支援事業（精神障がい者）

開始年度 平成 24 年度（平成 30 年度より I C カード化）

内 容 精神障がい者の公共交通機関の乗車料金の負担を軽減することにより，施設等への通所など外出を支援し，社会活動の促進を図ります。

助成内容 市電・函バスにおいて乗車料金を I C カードで精算した場合に，乗車料金の全額または半額を助成します。

① 施設通所者

1・2 級：乗車料金の全額を助成，年間助成上限額はなし

3 級：乗車料金の半額を助成，年間助成上限額はなし

② 施設等通所者以外

1・2 級：乗車料金の全額を助成，年間助成上限額最大 72,000 円

3 級：乗車料金の半額を助成，年間助成上限額最大 36,000 円

		年度		
区分		4	5	6
精神障がい	対 象 者	3,312 人	3,313 人	3,404 人
	申 請 者	1,820 人	1,782 人	1,758 人
	助 成 費	35,872 千円	36,953 千円	36,831 千円

令和 7 年度予算額 42,590 千円（精神障がい者）

費用の負担 全額市費負担

ケ 心身障害者扶養共済掛金助成事業

開始年度 昭和 48 年度

内 容 心身障がい児・者をもつ保護者に万一のことがあったとき，保護者に代わって，残された心身障がい児・者に年金（1 口加入 2 万円，2 口加入 4 万円）を支給する共済制度（道事業）の 1 口目の納付した掛金に対し，規則で定める額を助成します。

助成状況

		年度		
区分		4	5	6
実 人 員		25 人	24 人	24 人
金 額		685 千円	665 千円	702 千円

令和 7 年度予算額 849 千円

費用の負担 全額市費負担

コ 軽度中等度難聴児補聴器購入等助成事業

開始年度 平成 28 年度

内 容 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の保護者に対し，補聴器の購入または修理に要した費用の一部を助成します。

助成基準額 1 個につき 37,380 円以内

令和 7 年度予算額 704 千円

費用の負担 全額市費負担

(7) 障がい児・者相談援護施策

ア 障がい者総合相談窓口

開始年度 平成 14 年度

内 容 障がい者やその家族等からの保健・福祉などの相談に対して、適切な助言や情報提供を行うとともに、福祉サービスの利用決定を行います。

設置場所 福祉事務所障がい保健福祉課， 亀田福祉課

イ 精神保健福祉相談事業

開始年度 平成 14 年度

内 容 保健師や精神保健福祉相談員が、障がい者やその家族等からの保健・福祉などの相談に対して、助言や情報提供を行うとともに福祉サービスの利用決定を行います。

設置場所 福祉事務所障がい保健福祉課

ウ 障害者相談員

開始年度 昭和 44 年度（平成 17 年度以降，中核市への委譲事務として実施）

内 容 障がい者に適切な指導助言を行い、障がい者の福祉の増進を図るため、専門の相談員を配置しています。

相 談 員 身体障害者相談員 12 名，知的障害者相談員 2 名（R6. 4. 1～R8. 3. 31）

令和 7 年度予算額 372 千円

費用の負担 全額市費負担

エ ろうあ相談員の配置

開始年度 昭和 47 年度

内 容 ろうあ者の職場復帰，社会復帰に必要な相談相手として，助言，指導を行う専門の相談員を配置しています。

相 談 員 1 名

相談状況

(単位：件)

内容 年度	生活	職業	医療	年金等の 公的手続	その他	計
4	211	12	52	11	154	440
5	272	11	43	5	201	532
6	227	5	36	10	184	462

オ 専任手話通訳者の配置

開始年度 昭和 51 年度

内 容 聴覚障がい者とのコミュニケーションを促進するために，手話通訳者を配置しています。

通 訳 者 3 名（障がい保健福祉課 2 名， 亀田福祉課 1 名）

カ 知的障害者巡回相談事業 [道事業]

開始年度 昭和 35 年度

内 容 18 歳以上の知的障がい者を対象に医学的および心理学的判定を行い、必要な指導を行います。

実施状況 (単位:回,人)

年度	4	5	6
区分			
回数	6	6	6
判定人数	19	26	20

(8) 精神保健事業

ア 心の健康相談事業

内 容 心の健康について不安のある方やその家族に対し、月 1 回精神科医がこれからの対応や関わりなどについて個別に助言しています。

費用の負担 全額市費負担

イ 精神保健家族セミナー

開始年度 平成 3 年度

内 容 精神障がい者を抱える家族に対して、病気と障がいに対する正しい知識・情報を提供し、家族機能の回復と強化を図ります。また、グループワークを通じて、お互いの悩みを知るとともに、家族同士が支えあい、交流しあえる場となっています。

令和 7 年度予算額 100 千円

費用の負担 全額市費負担

ウ 家族会支援

内 容 精神障がい者家族会の支援を通じて、精神障がい者が地域の中で自主的に生活出来るように支援をしています。

(9) 自殺予防対策事業

ア 関係機関との連携・情報交換

開始年度 平成 20 年度

内 容 自殺対策連絡会議を必要時、実務者会議を年 2 回開催し、自殺予防対策に関する意見交換や、自殺の現状把握等に関する情報交換を行います。

イ 普及啓発事業

開始年度 平成 21 年度

内 容 自殺予防に関する講演会やパネル展を開催したり、パンフレットやステッカー、カード、クリアファイル等、様々なものを作成、配布し、広く市民に周知を図ります。

実施状況

	4	5	6
自殺予防講演会	中止	中止	1回実施
自殺予防パネル展	9/10~9/16	9/9~9/19	9/10~9/16

令和 7 年度予算額 274 千円

費用の負担 2分の1 道費負担があります。

ウ 相談支援事業

開始年度 平成 23 年度（函館いのちのホットライン）

内 容 保健師や精神保健相談員による随時の面接、電話相談のほかに、夜間の電話相談窓口として「函館いのちのホットライン」を開設、平成 25 年度からは弁護士会と共催し相談会を実施するなど、相談窓口の拡充を図ります。

実施状況

	4		5		6	
函館いのちのホットライン	155日開設	213件	153日開設	185件	154日開設	178件
随時相談(自殺関連)	面接相談	1件	面接相談	0件	面接相談	0件
	電話相談	66件	電話相談	28件	電話相談	28件
暮らしとこころの相談会	面接相談	1件	面接相談	2件	面接相談	5件
	電話相談	0件	電話相談	0件	電話相談	0件

令和 7 年度予算額 459 千円

費用の負担 2分の1 の道費負担があります。

エ 若年層対策事業

開始年度 平成 27 年度（若年層向け相談・居場所づくり事業フリースペース「ヨリドコロ」開設（8月より開始））

内 容 自殺リスクの高い若年である未遂者やひきこもり者、精神障がい者等が集い、相談をすることができる居場所を提供することで、社会性を培い、自殺リスクの減少を図ります。

実施状況 令和 6 年度 全 95 回 延 207 人利用（毎週水・金曜日開設）

令和 7 年度予算額 691 千円

費用の負担 3分の2 の道費負担があります。

オ 人材養成事業

開始年度 平成 22 年度（ゲートキーパー研修）

内 容 悩んでいる人に気づき，声をかけ，話を聞いて，必要な支援につなげ，見守る人であるゲートキーパーを養成する研修会や，函館いのちのホットラインに従事する団体等に対し，相談のスキルアップを図るために研修会等を行います。

実施状況

区分	年度	4	5	6
ゲートキーパー研修		受講者 37名	受講者211名	受講者415名
ホットライン従事者研修		1回実施 *	1回実施 *	1回実施 *

*自殺対策相談支援業務従事者研修として対象を拡大して実施

令和 7 年度予算額 169 千円

費用の負担 2分の1，3分の2の道費負担があります。

カ その他の事業（自殺未遂者対策）

開始年度 平成 25 年度

内 容 自殺のハイリスク者として未遂者があると言われており，未遂者への対応をすることが自殺者を減少させることにもつながります。そのため，北海道渡島保健所と協同し，まず初めに今後の自殺未遂者対策を考えるうえで，自殺未遂者調査を行い，その結果をもとに今後の自殺未遂者対策を推進します。

実施状況 令和 6 年度

南渡島地域自殺未遂者支援地域検討会議 1回開催
支援連携体制構築事業（令和 6 年度 対象者 0 名）

（10）依存症対策事業

開始年度 平成 25 年度

内 容 依存症当事者や家族が身近な地域で支援を受けながら回復できるよう，地域の支援体制を構築することを目的に，北海道渡島保健所と協同し，支援者学習会やつどいを開催します。

実施状況

区分	年度	4	5	6
依存症支援者学習会		1回実施	1回実施	1回実施
依存症を考えるつどい		毎月1回 (第3土曜日)実施	毎月1回 (第3土曜日)実施	毎月1回 (第3土曜日)実施

*新型コロナウイルス感染症拡大のため中止した月あり

令和 7 年度予算額 18 千円

費用の負担（自殺ハイリスク支援者研修事業として）2分の1の道費負担があります。

(11) 各種証明書等の発行

内 容 障がい者に対して実施している各種割引、減免等の制度を受けるために必要な証明書等を発行します。

発行状況

各種証明書の発行状況

(単位:件)

区分 年度	障害者手帳	NHK受信料	自動車税等	有料道路	その他	計
4	7	393	9	581	0	990
5	151	393	6	612	0	1,162
6	94	391	3	650	0	1,138

4 はこだて療育・自立支援センター

施設の目的 市立障がい児・者施設であった青柳学園，あおば学園，ともえ学園の3園を統合整備し，平成24年4月から供用を開始しました。

これまで各園で実施してきた事業を継続するとともに，発達障がいの専門医の配置により，医療および療育体制を強化するなど，統合によるメリットを生かし，障がい児・者の福祉を推進する中核的な機能を有する施設として運営しています。

敷地面積 4,736.72 m²

延床面積 4,588.20 m²

構造等 鉄筋コンクリート造2階建て

所在地 函館市湯川町2丁目39番26号

共通設備 玄関，ふれあいホール，情報提供スペース，ボランティア室，多目的ホール，会議室

令和7年度予算額 173,795千円（人件費除く）

費用の負担 利用料一部負担および給食費・特定費用分

実施事業

① 児童発達支援事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター はぐみ

利用定員 1日40名

内容 心身の発達に不安や遅れのある子どもを対象に，日常生活における基本的動作や知識技能の習得，集団生活への適応を目的とした支援を行います。

併せて，医師の指示のもと，「肢体不自由児」を対象とした治療（リハビリテーション）を行います。

② 保育所等訪問支援事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター 保育所等訪問支援事業所

内容 保育所や幼稚園等を現在利用中または今後利用予定の支援を要する子どもに対し，療育の専門職員が保育所等を訪問し，集団の中で楽しく過ごせるよう，個々の発達の特性に応じた支援と訪問先施設のスタッフに対する支援方法の助言等を行います。

③ 障害児相談支援事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター 相談支援事業所

内容 障がいのある子どもや専門的な支援を要する子どもの居宅等を訪問し，心身の状況，生活環境および日常生活全般のアセスメントから，子どもや保護者が希望する生活や自立した日常生活を営むことができるよう，「障害児支援利用計画」を作成するとともに，一定期間ごとにモニタリングを実施する等の支援を行います。

④ 生活介護事業

ア

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター あおやぎ

利用定員 1日20名

内 容 主として身体に障がいのある方に対して、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつおよび食事の介護、創作活動などの機会の提供等の支援を行います。

イ

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター ともえ

利用定員 1日20名

内 容 主として知的障がいのある方に対して、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつおよび食事の介護、創作活動または生産活動の機会の提供等の支援を行います。

⑤ 自立訓練（生活訓練）事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター ライフあおば

利用定員 1日6名

内 容 障がいの状況から自立生活が困難な方に対して、有期限のプログラムに基づき、生活能力の維持、向上等のために必要な訓練等の支援を行います。

⑥ 就労継続支援B型事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター ワークあおば

利用定員 1日30名

内 容 主として知的障がいのある方に対して、生産活動等の機会を提供し、就労に関する知識および能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

⑦ 診療所

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター診療所

診療科目 小児科，精神科，整形外科(休診中)，リハビリテーション科

内 容 予約制で原則中学生までを対象として、運動・精神発達や心の問題についての診療・検査・リハビリテーション等を行います。

⑧ 日中一時支援事業

利用定員 1日5名

内 容 障がいのある子どもの自立支援と日常生活の充実に資するため、見守り、社会に適応するための訓練その他必要な保護支援を行います。

⑨ あそびのひろば

事業名称 あそびのひろば ゆう i n g

開 催 月に1回程度

利用定員 1日5組の親子

内 容 ことばやコミュニケーションの発達に不安のある子どもとその保護者を対象に、親子で楽しめる遊びなどを提供し、保護者の相談を受け、子どもの発達を促し、保護者の不安を解消することを目的としています。

5 北海道障がい者スポーツ大会の開催

実施年度 令和7年度

内 容 身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者がスポーツを通じて体力を維持・増進し、障がい者の自立と社会参加の促進を図るとともに、道民の障がい者に対する理解を深め、北海道における障がい者のスポーツをより発展させることを目的として開催されている北海道障がい者スポーツ大会を、北海道、公益財団法人北海道障がい者スポーツ協会および渡島管内11市町主催のもと開催します。

令和7年度予算額 5,200千円

生活保護

1 生活保護制度のあらまし

憲法第25条は「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定しています。生活保護法は、憲法が保障する生存権を実現するための制度の1つとして制定されたものです。

生活保護制度の基本原則として

- ① すべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護と最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的とする「国家責任による最低生活保障」の原理
- ② 法の定める要件を満たす限り、すべての国民が保護を受けることができる「保護請求権無差別平等」の原理
- ③ 「健康で文化的な生活水準を維持することができる最低生活保障」の原理
- ④ 真に不足する部分を保護する「保護の補足性」の原理

の4つがあります。この保護の補足性については、以下のような保護の要件があります。

ア 本人のもつ資産、能力その他あらゆるものを活用すること。

イ 民法に定める扶養義務者の扶養および他の法律に定める扶助は、保護に優先すること。

これらの手段を講じてもなお生活に困るときに、はじめて生活保護が開始されます。

(1) 保護を受けるには

保護を受けるには、まず「保護申請」が必要です。これは本人またはその扶養義務者その他の同居の親族による申請のことで、(ただし、急迫した状況の場合は職権による保護ができます。)

この申請に基づき、世帯を単位として、国の基準により困窮の程度に応じて必要な扶助額を決定します。

(2) 保護の種類

- ① 生活扶助……衣食その他の日常生活や移送に必要な費用
- ② 住宅扶助……家賃、家屋の補修、その他住宅の維持のために必要な費用
- ③ 教育扶助……教材、学用品、給食その他義務教育に必要な費用
- ④ 医療扶助……病気の治療に必要な費用
- ⑤ 介護扶助……要介護者、要支援者の介護のために必要な費用
- ⑥ 出産扶助……出産のために必要な費用(原則として助産施設入所)
- ⑦ 生業扶助……生業、技能修得および高校等就学に必要な費用
- ⑧ 葬祭扶助……葬祭を行うのに必要な費用

これらは、医療扶助および介護扶助を除き原則として金銭給付です。生活扶助は居宅を原則としますが、状況によって各種の施設や病院などに入所(院)して行うことができます。

(3) 保護の決め方

生活保護は「保護基準」により算出されたその世帯の最低生活費とその世帯の得た収入から必要な控除を行い、その結果で保護の要否が判断され、保護費が決められます。したがって、世帯を構成する人員、年齢などにより一様ではなく、種類もそれぞれ異なります。

(4) 被保護者の権利および義務

- ① 不利益変更の禁止（生活保護法第56条）…正当な理由なくして保護は変更されない。
- ② 公課の禁止（生活保護法第57条）…保護金品に対する租税その他公課は課せられない。
- ③ 差し押さえの禁止（生活保護法第58条）…保護金品またはこれを受ける権利の差し押さえ禁止。
- ④ 譲渡の禁止（生活保護法第59条）…保護を受ける権利の譲渡禁止。
- ⑤ 生活上の義務（生活保護法第60条）…常に能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り生活の維持、向上に努めること。
- ⑥ 届出の義務（生活保護法第61条）…生計の状況または居住地、世帯構成に変動のあったときは届け出ること。
- ⑦ 指示等に従う義務（生活保護法第62条）…保護を受けたときは、すみやかに必要な指導・指示および保護施設の規程に従うこと。
- ⑧ 費用返還義務（生活保護法第63条）…急迫の場合等に保護を受けたとき、事後に返還命令があった場合はすみやかに返還すること。

(5) 自立支援の取組み（自立支援プログラム）

- ① 就労支援プログラム…就労指導員がマンツーマンで就職を支援
- ② 子ども健全育成プログラム…子どもを抱える世帯に対し、養育・就学を支援
- ③ 年金調査支援プログラム…各種年金加入歴等を調査し、年金等の受給および受給額の増額を支援
- ④ 就労準備支援事業…未就労期間が長期に及んでいたり、ひきこもりがちな被保護者を対象に、日常生活習慣の確立や就労に必要な基礎能力の形成を図る ※NPO法人へ委託
- ⑤ 有料職業紹介事業者活用プログラム…民間有料職業紹介事業者を活用し就職を支援

(6) 被保護者健康管理支援事業（令和3年1月開始）

- ① 健診受診勧奨…健診受診により自分の健康状態を知るとともに、生活習慣病の発症予防や疾病の早期発見・治療を進めます。
- ② 医療機関受診勧奨…健診の結果「要医療」の方や治療を中断している方に受診を勧奨し、適切な治療に結び付けます。

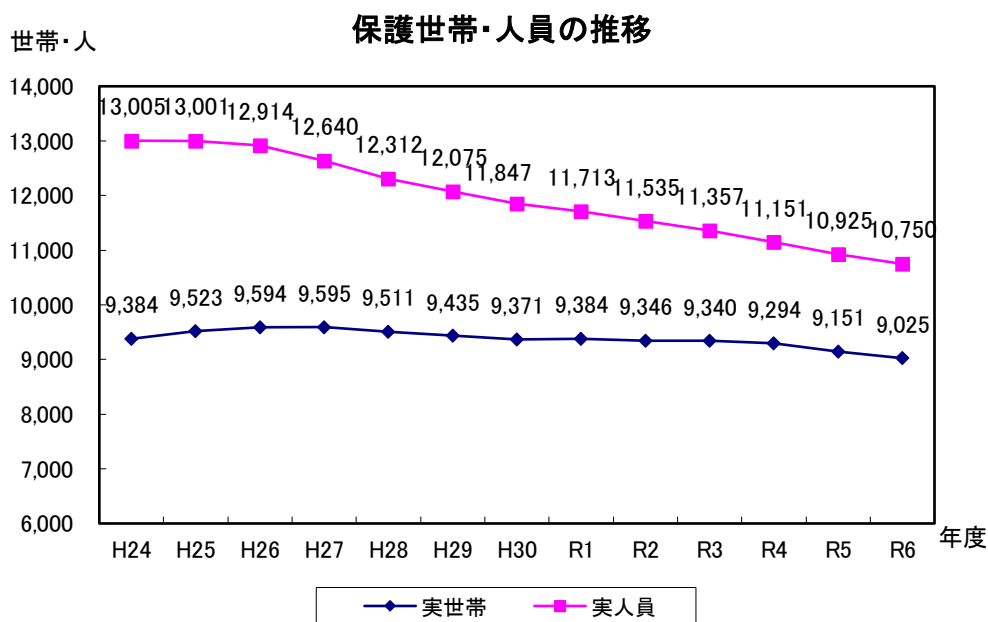
- ③ 保健指導・生活支援…生活習慣の改善が必要な方に保健指導を実施します。必要に応じ主治医と連携します。
- ④ 頻回受診指導…対象者に対して適正な受診ができるよう指導します。

2 生活保護の状況

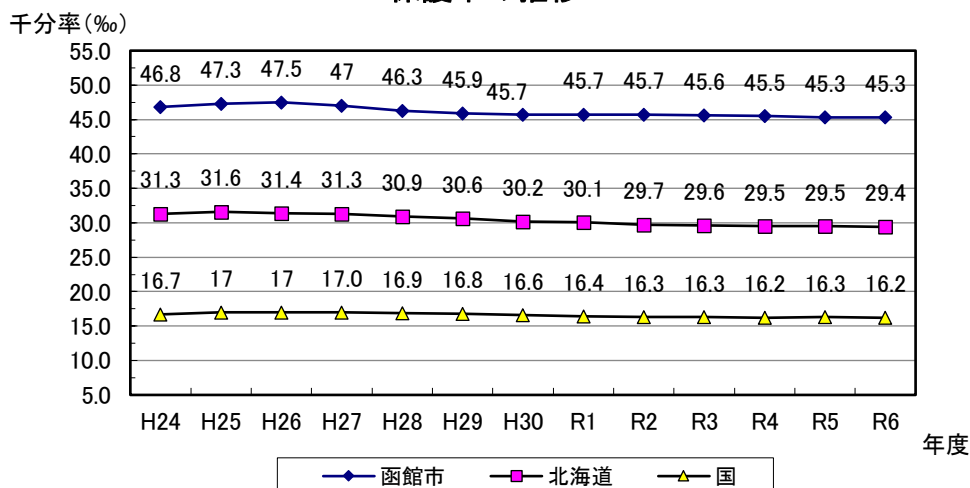
(1) 保護人員および年間保護費の推移

区分 年度	全人口 (9月末)		被保護(月平均)				年間保護費		保護率 (%)
	人口	指数	実世帯		実人数		金額(千円)	指数	
			世帯	指数	人員	指数			
R4	245,213	100.0	9,294	100.0	11,151	100.0	19,409,466	100.0	45.5
R5	241,184	98.4	9,151	98.5	10,925	98.0	19,974,881	102.9	45.3
R6	237,285	96.8	9,025	97.1	10,750	96.4	19,666,642	101.3	45.3

※ 保護率(%) = 実人員 ÷ 全市人口 × 1,000



保護率の推移



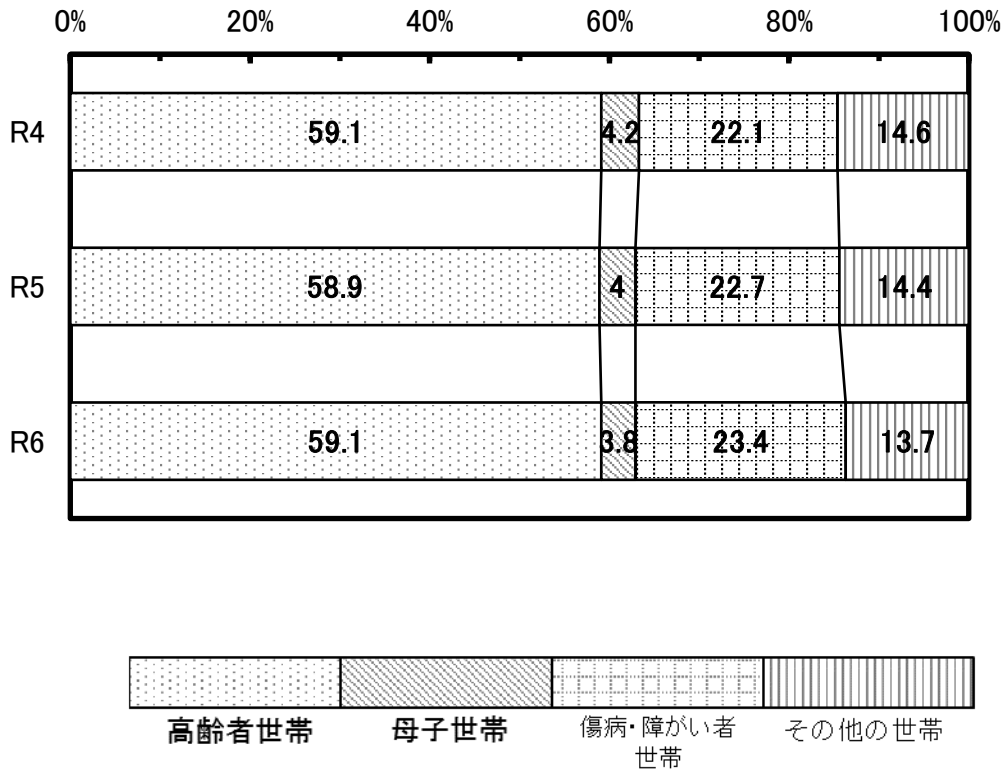
(2) 扶助別保護人員の推移 (月平均)

年度	区分	保護世帯数	保護人員	扶助別人員					
				生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	他の扶助
R4	人員	9,294	11,151	9,826	9,645	399	2,794	9,831	241
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
R5	人員	9,151	10,925	9,592	9,412	377	2,771	9,751	209
	指数	98.5	98.0	97.6	97.6	94.5	99.2	99.2	86.7
R6	人員	9,025	10,750	9,310	9,166	355	2,775	9,550	214
	指数	97.1	96.4	94.7	95.0	89.0	99.3	97.1	88.8

(3) 被保護世帯類型の推移 (月平均)

区分	高齢者世帯		母子世帯		傷病障がい者世帯		その他世帯		計		停止世帯
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	
R4	5,481	59.1	395	4.2	2,053	22.1	1,351	14.6	9,280	100.0	14
R5	5,381	58.9	369	4.0	2,068	22.7	1,320	14.4	9,138	100.0	13
R6	5,328	59.1	342	3.8	2,107	23.4	1,234	13.7	9,011	100.0	14

保護世帯の構成



(4) 被保護世帯労働力類型 (月平均)

区分 年度	世帯主が働いている世帯①						世帯員が働いている世帯②		①+②		非稼働世帯		計	
	常用	日雇	内職	その他	計									
	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
R4	1,160	6	13	9	1,188	12.8	176	1.9	1,364	14.7	7,916	85.3	9,280	100.0
R5	1,196	6	11	10	1,223	13.4	165	1.8	1,388	15.2	7,750	84.8	9,138	100.0
R6	1,196	6	11	8	1,221	13.5	160	1.8	1,381	15.3	7,630	84.7	9,011	100.0

(5) 人員構成別世帯数の推移

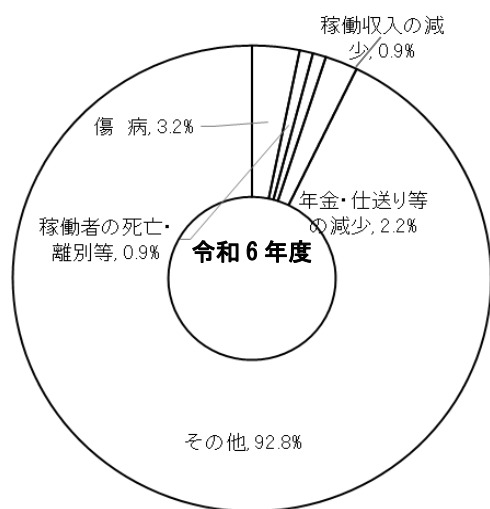
(各年7月年次調査)

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人以上世帯	計
R4	世帯数	7,839	1,157	209	56	9	9	4	9,283
	構成比%	84.4	12.5	2.3	0.6	0.1	0.1	0.0	100.0
R5	世帯数	7,768	1,071	212	50	12	7	5	9,125
	構成比%	85.1	11.7	2.3	0.6	0.1	0.1	0.1	100.0
R6	世帯数	7,692	1,021	205	56	16	8	2	9,000
	構成比%	85.5	11.3	2.3	0.6	0.2	0.1	0.0	100.0

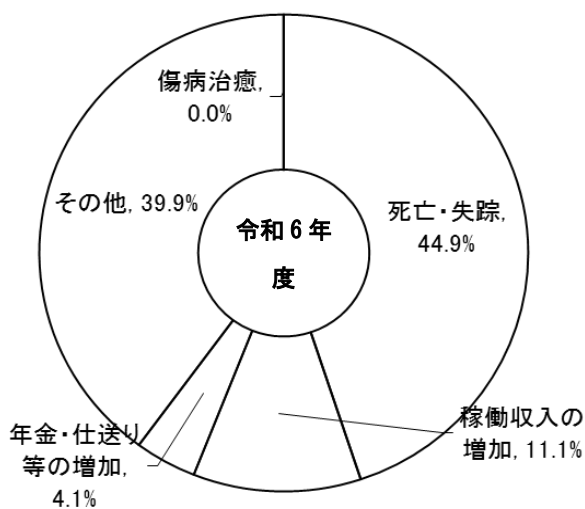
(6) 保護の開始・廃止の理由別状況

区分		R4		R5		R6	
		延 件 数	比 率	延 件 数	比 率	延 件 数	比 率
保 護 の 開 始	世帯主の傷病	1	0.1	33	3.3	31	3.2
	世帯員の傷病	22	2.2	4	0.4	0	0
	働いていた者の死亡・離別・不在	21	2.1	19	1.9	9	0.9
	働きによる収入の減少・喪失	49	4.8	39	3.9	9	0.9
	年金・仕送り等の減少・喪失	29	2.8	33	3.3	22	2.2
	その他	893	88.0	867	87.2	910	92.8
	計	1,015	100.0	995	100.0	981	100.0
保 護 の 廃 止	世帯主の傷病治癒	0	—	0	—	0	—
	世帯員の傷病治癒	0	—	0	—	0	—
	死亡・失踪	480	42.9	511	44.2	488	44.9
	働きによる収入の増加	80	7.2	103	8.9	121	11.1
	年金・仕送り等の増加	51	4.6	55	4.8	45	4.1
	その他	507	45.3	487	42.1	432	39.9
	計	1,118	100.0	1,156	100.0	1086	100.0

保護開始の理由



保護廃止の理由



(7) 教育扶助の受給人員

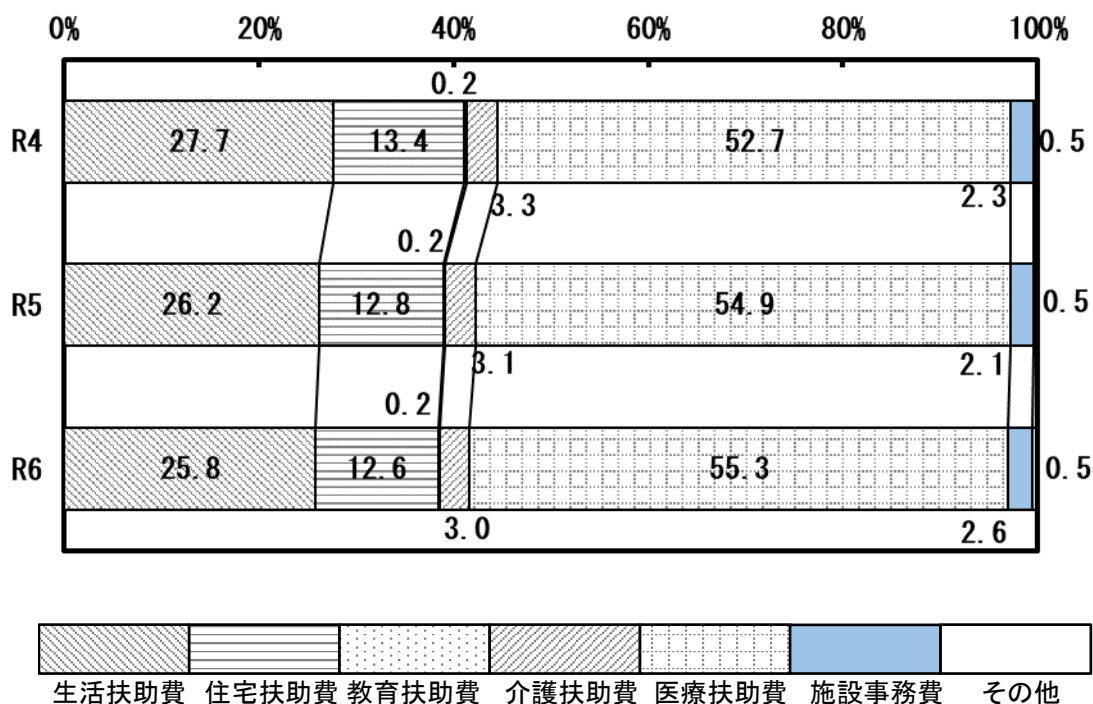
(各年7月年次調査)

年度	R4	R5	R6
小学校	203	205	206
中学校	183	160	145
計	386	365	351

(8) 生活保護費の年度別比較

種別	生活扶助費	住宅扶助費	教育扶助費	介護扶助費	医療扶助費	出産扶助費	生業扶助費	葬祭扶助費	施設事務費	就労自立給付金	進学準備給付金	計
R4	5,371,821	2,597,021	45,164	631,041	10,226,978	1,442	25,038	61,348	439,380	3,933	6,300	19,409,466
R5	5,234,148	2,548,801	42,073	622,664	10,970,554	525	22,552	65,626	456,263	5,375	6,300	19,974,881
R6	5,076,439	2,484,858	39,228	589,788	10,870,389	705	23,162	62,851	502,210	6,412	10,600	19,666,642

生活保護の扶助割合



(9) 医療扶助費の内訳 (上段：件数, 下段：金額)

(単位：件, 千円)

区分 年度	診療報酬費用					福祉事務所 払い医療費	合計
	入院	入院外	歯科	調剤	計		
R4	9,447	139,740	17,377	121,203	287,767	30,648	318,415
	5,415,703	2,526,596	331,972	1,839,202	10,113,473	113,505	10,226,978
R5	10,480	137,541	18,021	119,940	285,982	31,995	317,977
	6,142,361	2,552,897	338,096	1,800,653	10,834,007	136,547	10,970,554
R6	10,303	135,188	17,987	119,265	282,743	32,229	314,972
	6,118,539	2,489,180	329,022	1,768,979	10,705,720	164,669	10,870,389

(10) 生活保護法指定医療機関の状況

(各年4月1日現在)

年度 区分	R5			R6			R7		
	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局
医療機関数	193	124	168	190	122	170	191	121	172

(11) 生活保護法指定介護機関状況

年度 区分	R5		R6		R7	
	在宅	施設	在宅	施設	在宅	施設
介護機関数	1,251	30	1,264	30	1,207	30

健康増進

誰もが、より長く元気に暮らしていくための基盤として、健康の重要性はより高まってきており、平時から個人の心身の健康を保つため、健康づくりの取組が重要です。

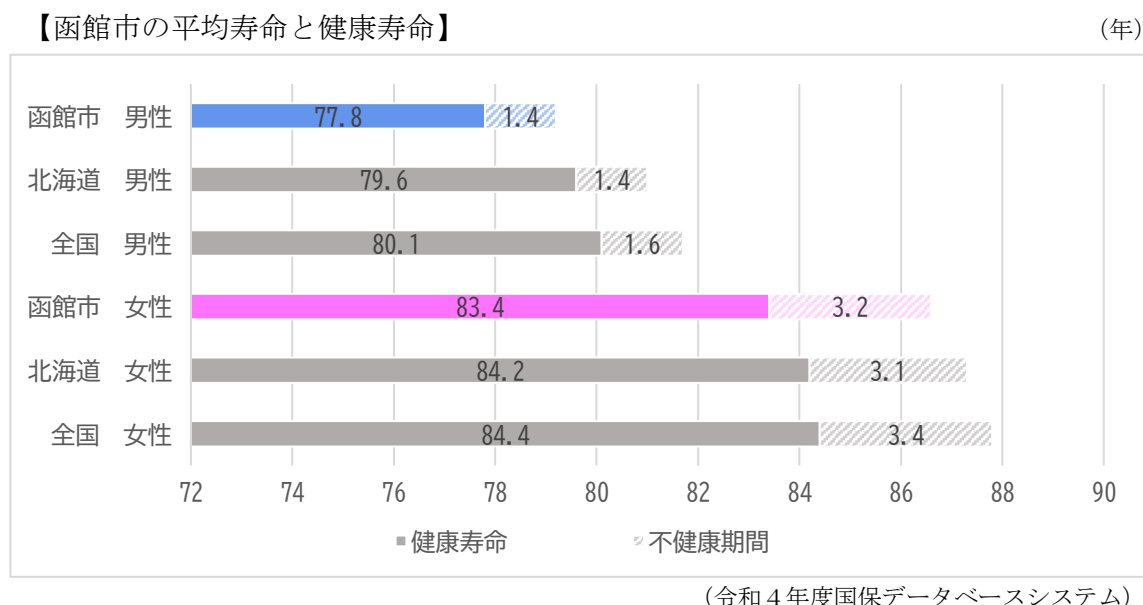
国では、基本的な法整備や仕組みの構築、データヘルス・ICTの利活用、社会環境整備等、諸活動の成果により健康寿命は着実に延伸しています。一方で、一部の指標の悪化、データの見える化・活用が不十分である等の課題が指摘されており、また、今後さらなる少子化・高齢化、社会の多様化等の社会変化が予想されています。これらを踏まえ、健康寿命の延伸と健康格差の縮小により、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンとし、「誰一人取り残さない健康づくり」や「より実効性を持つ取組の推進」に取り組む「第3次函館市健康増進計画」を令和6年度から推進します。

本市においては、健康寿命が全国、北海道よりも短い状況であることから、生涯をより長く健康的に過ごし活躍できるよう、産学官連携やICTの活用による健康増進の環境づくりの基盤を整備し、健康課題の解決に向けて各種健康増進事業を推進しています。

1 市民の健康状況

(1) 平均寿命と健康寿命

平均寿命と健康寿命は、いずれも全国および北海道よりも短い状況です。不健康期間については、全国と同水準となっています。



※健康寿命：健康寿命とは、「健康に生活できる期間」のことで、国では、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定義されており、平均寿命と健康寿命の差は、日常生活に制限のある「不健康期間（健康ではない期間）」を意味する。厚生労働省「健康寿命の算定方法の指針」より、本計画では介護保険制度の要介護2から要介護5までを「不健康な状態」とした、「日常生活動作が自立している期間の平均」を採用している。

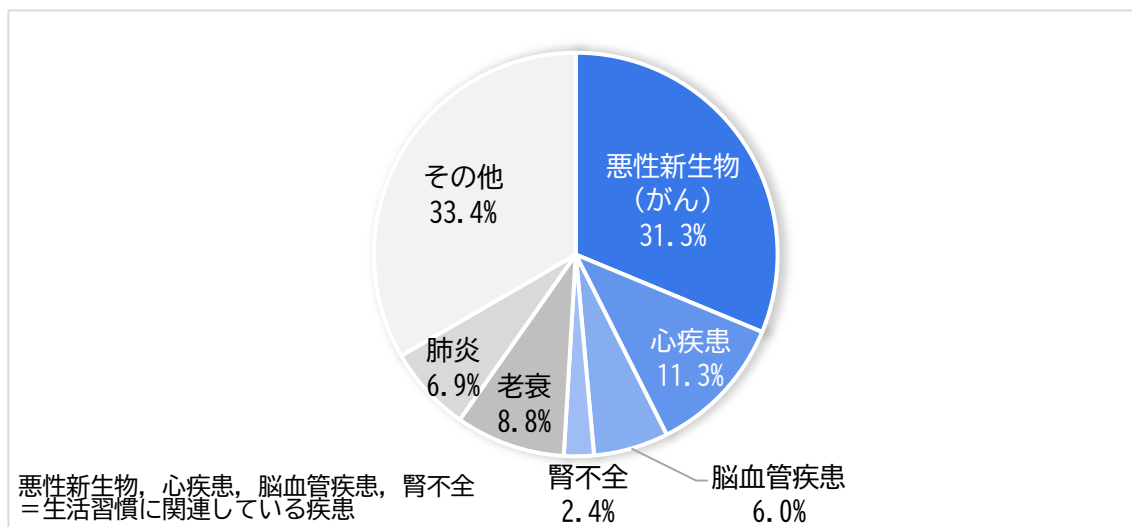
※不健康期間：「平均寿命 - 健康寿命」で算出。

(2) 主要死因

死因の約半数が生活習慣に関連している疾患であり、生活習慣病対策が重要です。

【主要死因の構成比】

(%)

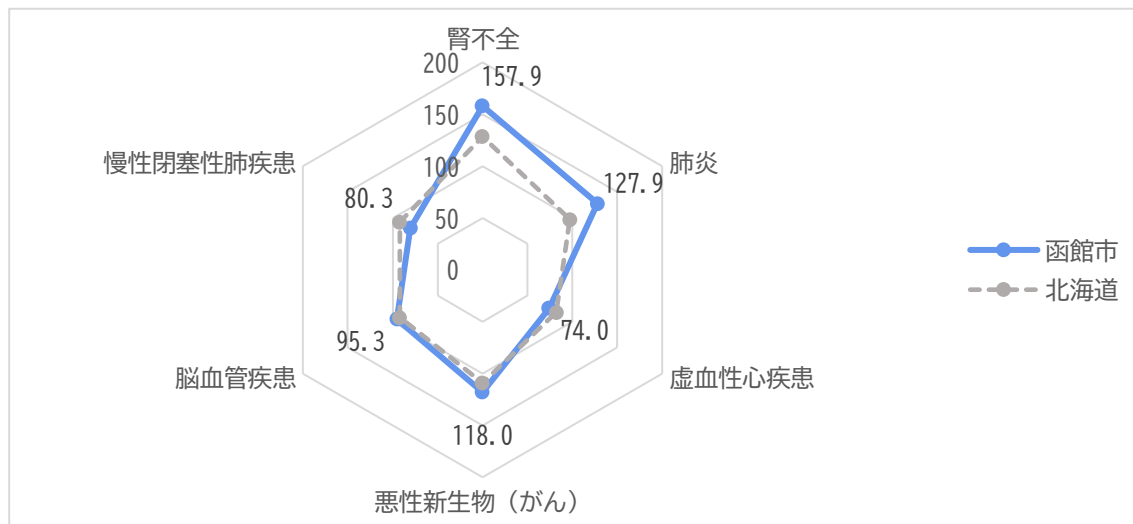


(令和4年(2022年)版 保健所事業概要)

(3) 標準化死亡比 (SMR)

主要な疾患のSMRは、腎不全、肺炎、悪性新生物(がん)が高い状況です。一方で、虚血性心疾患、脳血管疾患、慢性閉塞性肺疾患は全国と同水準か低い状況です。そのため、本市ではSMRが高く、生活習慣で改善が期待できる腎不全と悪性新生物の対策が課題となります。

【標準化死亡比】



(平成22年～令和元年公益財団法人北海道健康づくり財団「北海道における主要死因の概要10」)

※標準化死亡比 (SMR) : 年齢構成が異なる地域の死亡率を比較するための指標であり、全国平均の死亡率を100(基準値)としており、基準値より大きい場合は全国平均より死亡数が多いことを表している。

2 第3次函館市健康増進計画

「函館市健康増進計画」は、市民が心身ともに健やかに生活し、健康寿命の延伸を目指す、本市の健康づくり計画です。1次計画が平成24年度で、2次計画が令和5年度で終了し、令和5年度に3次計画を策定しました。

函館市では働く世代から高齢期にかけ、肥満者の割合の増加や運動習慣の悪化、喫煙率が高い状況などの健康課題は現在も残っています。

本計画では健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、これらの健康課題の解決に重点的に取り組み、健康づくりを推進していきます。

(1) 「函館市健康増進計画」のこれまでの経過

ア 「函館市健康増進計画」の策定（平成14年度）

市民一人ひとりの健康づくりを地域全体で支援することを基本に、生活習慣を改善することにより健康を増進し、生活習慣病を予防する一次予防を重視した計画を策定しました。

イ 「函館市健康増進計画」の中間評価（平成18年度）

計画の中間年度に、市民の健康状態を把握し、今後の健康づくり施策の一層の充実とより効果的な推進に役立てるため、中間評価を実施しました。

ウ 「函館市健康増進計画」の改訂（平成20年度）

中間評価の結果等から市民の健康課題が明らかになり、また、平成20年度から医療保険者によるメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査および特定保健指導が実施されたことなどを踏まえ、国の医療計画等との整合性を図りながら、市民の健康づくり施策の一層の推進を図るため、本計画の改訂を行いました。

エ 「函館市健康増進計画」の最終評価（平成24年度）

1次計画の最終年度に、市民の健康意識・生活習慣アンケート調査（平成23年）等の結果および各種統計から市民の健康等の実態を把握し、計画策定時の数値等と直近の数値を比較分析して、年代ごとの目標の達成度や課題を明らかにし、2次計画に反映させるために最終評価を実施しました。

オ 「第2次函館市健康増進計画」の策定（平成25年度）

1次計画の最終評価の結果やその後の社会情勢の変化などを踏まえ、必要な見直しを行い、2次計画を策定しました。

カ 「第2次函館市健康増進計画」の中間評価（平成29年度）

計画策定時に設定した目標の達成状況や市民の健康状態の変化などを把握し、目標達成に向けた取組方法の検討を行うことを目的として、中間評価を実施しました。

キ 「第2次函館市健康増進計画」後半の重点取組の設定（平成30年度）

中間評価の結果等から明らかになった課題を踏まえ、がん対策の推進、たばこ対策の推進、介護予防事業との連携（若い頃からの健康づくり）を計画後半の重点取組としました。

ク 「第2次函館市健康増進計画」の評価（令和4年度）

市民の健康意識・生活習慣アンケート調査（令和3年度）の結果および各種データ等から、目標の達成度や健康課題を明らかにし、令和6年度からの3次計画に反映

させるために、最終評価を実施しました。

ケ 「第3次函館市健康増進計画」の策定（令和5年度）

2次計画の評価において、次世代の健康状態は改善傾向に向かっているものの、働く世代や高齢期にかけて、多くの健康課題が残っていることに加え、引き続き健康寿命が、全国、北海道よりも短い状況であったことから、生涯より長く健康的に過ごし活躍できるよう、産学官連携やICTの活用による健康増進の環境づくりの基盤を整備し、2次計画の評価結果や健康データの調査分析によって抽出した本市の健康課題の解決を重点的に取り組む「第3次函館市健康増進計画」を策定しました。

(2) 計画の概要

ア 基本理念：「誰もが健やかで心豊かに暮らせるまち」

高齢になってからの重症化を防ぐため、特に働く世代を中心とした施策を展開する中で、重点的に健康課題の解決に取り組むとともに、産学官連携やICTの活用によって健康増進の環境づくりと基盤整備に取り組み、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、「誰一人取り残さない健康づくり」を推進します。

イ 第3次函館市健康増進計画の基本方針

(ア) 個人の行動と健康状態の改善

【重点取組】生活習慣病対策

(イ) 社会環境の質の向上

【重点取組】ヘルスリテラシーの向上対策

ウ 計画の期間

令和6年度から令和17年度まで

エ 施策の体系



オ 市民が目指す取組一覧

区 分		市民が目指す取組
基本施策1 生活習慣の改善	栄養・食生活	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日、体重・血圧を測ろう。 ・1日5皿、野菜料理を食べよう。 ・減塩を意識しよう。 ・(高齢期にプラス) たんぱく質をしっかり食べよう。
	身体活動・運動	<ul style="list-style-type: none"> ・意識的に体を動かし『+10(プラステン)』を目指そう。 ・立って過ごす時間を増やそう。 ・楽しみながら運動を続けよう。
	飲酒	<ul style="list-style-type: none"> ・適正飲酒量を守ろう。 ・休肝日を週に2日連続して設けよう。 ・(女性にプラス) 妊娠・授乳期は必ずお酒をやめよう。
	喫煙	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙に取り組もう。 ・望まない受動喫煙を防止しよう。 ・(女性にプラス) 妊娠・授乳期は必ずタバコをやめよう。
	歯・口腔の健康	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日、口腔ケアをしよう。 ・定期的に、歯科検診を受けよう。
	休養	<ul style="list-style-type: none"> ・日中の運動・身体活動を増やし、睡眠の質を高めよう。 ・就寝前のスクリーンタイムを控え、寝付きをよくしよう。 ・(働く世代にプラス) 余暇時間を確保しよう。
基本施策2 発症予防・生活習慣病の重症化予防	糖尿病・高血圧対策	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日、体重・血圧を測ろう。 ・毎年、検診を受けよう。 ・健診結果を活かし、生活習慣の改善や医療機関への受診をしよう。
	腎疾患対策	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、検診を受けよう。 ・健診結果を活かし、生活習慣の改善や医療機関への受診をしよう。
	がん対策	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣を改善しよう。 ・定期的に、がん検診を受けよう。 ・ピロリ菌検査や肝炎ウイルス検査を受けよう。 ・(次世代にプラス) 子宮頸がんワクチンを受けよう。
基本施策3 生活機能の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日、体重・血圧を測ろう。 ・バランスのとれた食事を摂ろう。 ・楽しみながら運動を続けよう。 ・(女性にプラス) 定期的に、骨粗しょう症検診を受けよう。 	

(3) 計画の推進

効率的・効果的に健康施策を展開していくためには、事業の評価や社会情勢の把握はもとより、各種健康データの評価や分析を行うため、PDCAサイクルの体制を構築する必要があります。入手可能な各種データを合わせ、札幌医科大学や協会けんぽ北海道支部と連携して現状分析を行います。

それらの分析結果を函館市健康増進計画策定推進委員会へ報告し、分野ごとの取組効果を取りまとめるとともに、進捗管理を行い、現状について協議・評価を実施します。そこで協議・評価された内容について共有を図り、各分野の取組へ反映します。

3 第3次函館市食育推進計画

(1) 計画策定の背景

平成17年に制定された食育基本法に基づき、子どもの頃に健全な食習慣を身に付けることが、生涯にわたって健全な心身で生活することにつながることから、平成23年に第1次、平成28年に第2次の「はこだてげんきな子 食育プラン(函館市食育推進計画)」を策定し、市民一人ひとりが食育に理解を深め、食を通して心豊かで健やかな暮らしを実現することを基本理念として食育を推進してきました。

第2次計画が令和2年度で満了になることから、評価を行い、「健康寿命の延伸」や「子育て世代等の若い世代」等の目指すべき方向性を示し、多様な関係者の連携を図りながら食育を推進するため、策定推進委員会を設置し、第3次計画を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

食育基本法第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画であり、函館市基本構想を具体化する個別計画として位置付け、「健康はこだて21(第2次)」等の関連計画と整合性を図りました。

(3) 計画の期間

令和3年度から令和12年度までの10年間とし、適宜、中間評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

(4) 計画の基本的な考え方について

ア 基本理念

函館市民一人ひとりが食を通じて心豊かで健やかな暮らしを実現することができるように食育を推進します。

イ 基本目標

- ・生涯にわたって健康なからだをつくる
- ・豊かな心を育む
- ・函館の豊かな食資源や食文化を通して食の大切さを知る

ウ 基本方針

- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・多様な暮らしに配慮した若い世代への食育の推進
- ・食文化の継承や食の循環を意識した食育の推進

(5) 計画の推進

ア 推進体制

基本目標を実現するためには、家庭、幼児教育・保育施設、小・中学校等、地域等関係団体、行政などが相互につながりを持ちながら取り組んでいく必要があるため、庁内関係課が連携し、「函館市食育計画策定推進委員会」の協力を得ながら推進します。

イ 推進にあたっての指標

客観的な指標を掲げ、目標を現状以上とし食育の推進に努力します。

項目		計画策定時	目標	
① 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上 ほぼ毎日食べている市民の割合	若い世代	36.1%	55%	
	市民	57.9%	70%	
② 野菜をほぼ毎食食べる市民の割合		43.9%	50%	
③ 食塩（塩分）摂取を控えるようにしている市民の割合		67.9%	75%	
④ 朝食を毎日食べる市民の割合	小学生	84.5%	87%	
	中学生	79.5%	83%	
⑤ 朝食を抜くことが週3回以上ある市民の割合	若い世代	32.7%	30%	
	市民	20.9%	15%	
⑥ 必要と考えられている睡眠時間をとることができる 子どもの割合	小学生	41.1%	現状値以上	
	中学生	27.1%	現状値以上	
⑦ 適正体重者の割合	小学生	男	81.8%	86%
		女	86.9%	89%
	中学生	男	86.0%	89%
		女	87.5%	90%
	若い世代	男	63.9%	65%
		女	67.1%	70%
	市民	男	51.1%	55%
		女	52.0%	55%
⑧ ヘルスメイト（食生活改善推進員）の人数		92人	現状値以上	

資料：①②③⑤⑦市民の健康意識・生活習慣アンケート調査

④全国学力・学習状況調査

⑤⑦函館市国民健康保険特定健診結果

⑥学習意識調査

⑦全国体力・運動能力、運動習慣等調査 函館市の結果概要

⑧函館市食生活改善協議会実績

参考：「若い世代」とは、20歳代30歳代。「市民」とは、①②③20歳以上、⑤⑦40～64歳。

「小学生」とは、④小学6年、⑥小学4年生、⑦小学5年生。

「中学生」とは、④中学3年、⑥中学1年生、⑦中学2年生。

「計画策定時」とは、①、②、③、⑤若い世代、⑦若い世代は平成28年度値、④、⑤市民、

⑦小学生・中学生・市民、⑥は令和3年度値、⑧は令和元年度値。

4 生活習慣病予防事業

本市の疾患別死亡率をみると、がん・心臓病・脳血管疾患といういわゆる生活習慣病によるものが全死因の半数以上を占めています。

これらは、壮年期から増加しはじめるため、健康増進法に基づき生活習慣病に着目した健康診査のほか、がん検診、骨粗しょう症検診、健康教育、健康相談等を実施し、疾患の早期発見、食事や運動等の生活習慣の改善に関する保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及を図るなど、生活習慣病の予防に努めています。

(1) 健康手帳

開始年度 昭和 58 年度

内 容 健康手帳は、特定健診・保健指導その他の健康の保持のために必要な事項を記録し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的として、40 歳以上の健康相談等を受けた市民に対し利用を促しています。
健康手帳は厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。

(2) 健康診査

開始年度 平成 20 年度

内 容 医療保険者による特定健康診査が実施されたことから、市では健康増進法（健康増進法施行規則第 4 条の 2 第 4 号）に基づき、40 歳以上の特定健康診査非対象者等の健康診査を実施し、その結果、必要な方に対して食事や運動等の生活習慣の改善を促す保健指導を行っています。

令和 7 年度予算額 4,598 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 3 分の 2 の道費補助があります。

【健康診査受診状況】

(令和 6 年度)

受診者 性 別	計	受 診 者 の 年 齢 内 訳 (人)					
		40～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75歳～
男	110	15	32	14	9	13	27
女	214	23	25	15	20	24	107
計	324	38	57	29	29	37	134

(3) がん検診

がんを早期に発見し、治療に結びつけることは、がん予防対策上最も重要な課題であることから、市の指定医療機関等で検診を実施しています。なお、女性特有のがんに関する知識の普及啓発と受診率向上のため、対象年齢となった方へ無料クーポン券等を送付する「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」(H29～)、がん検診受診率向上のため、40 歳・45 歳の函館市民を対象としたがん検診無料クーポン券の送付 (R3～, R5～40 歳向けを追加) を実施しているほか、リーフレットや大腸がん検査キット郵送、生命保険協会など関係機関の協力によるチラシ配布等、受診勧奨の強化を図っています。

令和7年度予算額	ア がん検診	158,309 千円
	イ がん検診受診促進・普及啓発等	14,968 千円

ア 胃がんエックス線検診

開始年度 昭和58年度

内 容 35歳以上の市民を対象に、市の指定医療機関および集団検診で実施しています。

イ 胃がん内視鏡検診

開始年度 令和3年度

内 容 50歳以上の市民を対象に、市の指定医療機関で検診を実施しています。受診は2年に1回とし、年度毎に、生年（西暦）が奇数か偶数かで対象者を区分しています。（令和7年度は奇数年生まれが対象）

ウ 肺がん検診

開始年度 平成6年度

内 容 40歳以上の市民を対象に、集団検診を実施しています。

エ 乳がん検診

開始年度 平成元年度

内 容 40歳以上の女性を対象に、市の指定医療機関で検診を実施しています。受診は2年に1回とし、年度毎に、生年（西暦）が奇数か偶数かで対象者を区分しています。（令和7年度は奇数年生まれが対象）

オ 子宮がん検診

開始年度 平成元年度

内 容 20歳以上の女性を対象に、市の指定医療機関で検診を実施しています。受診は2年に1回とし、年度毎に、生年（西暦）が奇数か偶数かで対象者を区分しています。（令和7年度は奇数年生まれが対象）

カ 大腸がん検診

開始年度 平成9年度

内 容 40歳以上の市民を対象に、市の指定医療機関および集団検診で実施しています。

※40歳・45歳の方を対象にがん検診無料クーポン券送付（45歳向けはR3～、40歳向けはR5～）

※20歳（初回年齢）の方を対象に、子宮頸がん検診無料クーポン券送付

【各種がん検診受診者の推移】

区 分	胃がん検診		肺 が ん 検 診	乳 が ん 検 診	子宮がん検診		大腸がん 検 診
	エックス線	内視鏡			子宮頸部	子宮体部	
令和4年度	2,539	297	8,604	3,891	5,480	2,922	6,408
令和5年度	2,497	276	9,177	3,582	5,575	2,947	6,834
令和6年度	2,254	358	9,782	4,028	6,438	2,939	7,452

※受診者数は、全年齢を対象

(4) 若い世代のピロリ菌検査

開始年度 平成 28 年度

内 容 ピロリ菌は胃の中に生息している細菌であり、多くの研究により、慢性胃炎や胃・十二指腸潰瘍、さらには胃がんなどの原因となっていることが判明しています。将来の胃がんなどの発症リスクを軽減するため、ピロリ菌感染の早期発見を目的に、中学生を対象としたピロリ菌検査を実施しています。

令和 7 年度予算額 1,778 千円

【ピロリ菌検査実施結果】

区 分		一次検査		二次検査	
		受検者数	陽性者数	受検者数	陽性者数
令和 4 年度	中学 2 年生	1,626	79	62	20
令和 5 年度	中学 2 年生	1,498	55	41	13
令和 6 年度	中学 2 年生	1,457	60	41	20

※二次検査は、一次検査陽性者を対象に実施

(5) 骨粗しょう症検診

開始年度 平成 7 年度

内 容 転倒による骨折が高齢者の寝たきりの大きな原因の一つとなっています。その骨折の原因となる骨粗しょう症を予防するため、40 歳以上 70 歳以下の 5 歳刻みの年齢の女性に骨粗しょう症検診を実施しています。

令和 7 年度予算額 101 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 3 分の 2 の道費補助があります。

【骨粗しょう症検診受診者数】

(人)

区 分	計	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳	65 歳	70 歳
令和 4 年度	166 (147)	3 (3)	3 (3)	15 (15)	19 (17)	32 (27)	32 (30)	62 (52)
令和 5 年度	150 (135)	1 (1)	6 (6)	10 (10)	18 (16)	28 (25)	40 (39)	47 (38)
令和 6 年度	182 (169)	3 (2)	8 (8)	20 (20)	20 (19)	41 (41)	44 (38)	46 (41)

()は異常なしであった者の内数

(6) 健康教育

開始年度 昭和 58 年度

内 容 成人および高齢者を対象に、生活習慣病予防や健康づくり等に関する正しい知識の普及を図るため健康教育を実施しています。

ア. 市民健康教室（昭和 52 年度より開始）

市民一人ひとりが健康の維持増進のために必要な知識を習得し、自らの健康づくりを推進することができることを目的として、函館市医師会・函館歯科医師会との共催により開催しています。

イ. 出前講座

依頼のあった地域の団体に出向き、健診結果や生活習慣病予防の講話、血管年齢測定などの体験講座を実施しています。

令和7年度予算額 106千円

費用の負担 後期高齢者医療広域連合受託事業収入があります。

【市民健康教室】

区 分	特集（年1回）		随時開催	
	テーマ	参加者数	回数	参加者数
令和6年度	“動悸・めまい”，“息切れ・むくみ”を感じたことはありますか？ ～不整脈と心不全から身を守る～	153	4	461

※令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止

【出前講座実施内訳】

区 分	40歳未満		40～64歳		65歳以上	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
令和4年度	1	13	23	1,207	6	233
令和5年度	7	65	11	464	14	268
令和6年度	4	57	10	366	16	306

(7) 健康相談

開始年度 昭和58年度

内 容 心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理を支援しております。

令和7年度予算額 8千円

費用の負担 後期高齢者医療広域連合受託事業収入があります。

【健康づくり相談実施状況】 定例

区 分	開催回数	指導実人数
令和4年度	19	22
令和5年度	11	12
令和6年度	10	10

(8) 保健指導

【保健指導の実施状況】 定例外

区 分	来所(人)	電話(人)	計
令和4年度	9	98	107
令和5年度	16	49	65
令和6年度	13	67	80

(9) 訪問指導

開始年度 昭和 58 年度

内 容 家庭において療養上保健指導が必要な方に対し、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図るため、保健師が訪問し必要な保健指導を実施しています。

令和 7 年度予算額 719 千円

費用の負担 後期高齢者医療広域連合受託事業収入があります。

(10) たばこ対策

開始年度 平成 13 年度

内 容 ア 普及啓発と禁煙相談

喫煙は、がんや慢性疾患を引き起こす重大な危険因子であることから、ホームページ等を媒体としてたばこによる健康被害等に関する正しい知識の普及啓発を図る他、イベントなどでの測定体験を交えた普及啓発活動を実施しています。

また、禁煙したい人に対し適切な禁煙支援を行うため、呼気中一酸化炭素濃度測定、呼吸機能検査等や、禁煙治療を行う医療機関の情報提供による禁煙相談を実施しています。

令和 7 年度予算額 320 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 2 分の 1 の国庫補助があります。

【禁煙相談件数】 (件)

区 分	イベント等	来所	電話	計
令和 4 年度	0	1	10	11
令和 5 年度	10	1	1	12
令和 6 年度	13	4	2	19

イ 未成年者喫煙防止対策

未成年者の喫煙は、成年に比べて健康への影響が大きく、吸い始める前の対策を徹底する必要があることから、未成年者の喫煙をなくすことを目的に、小・中高生の児童・生徒を対象に、喫煙防止講座を開催しています。

また、親が喫煙者の場合、子供の喫煙率が高いという実態や、家庭での受動喫煙を防止する観点から、学校や P T A 等と連携し、児童・生徒の保護者に対する喫煙防止対策を推進しています。

【未成年者喫煙防止講座開催実績】

(件)

区 分		小学校	中学校	高校	計
令和4年度	学 校 数	8	-	-	8
	回 数	9	-	-	9
	参加者数	357	-	-	357
令和5年度	学 校 数	11	1	-	8
	回 数	12	1	-	9
	参加者数	483	4	-	357
令和6年度	学 校 数	11	-	-	11
	回 数	12	-	-	12
	参加者数	422	-	-	422

ウ 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止対策の取り組みを促すため、「きれいな空気の施設登録事業」による登録制度を令和2年9月1日より実施しています。また、登録施設に対しステッカーを交付し、ホームページ等で紹介すること等により、さらなる受動喫煙防止対策の推進を図っています。

【「きれいな空気の施設」登録状況】

区 分	令和6年度 (件)
01 社会福祉施設等	9
02 体育施設・娯楽施設	24
03 社会・文化施設	37
04 小売業・サービス業等店舗	82
05 公共交通機関等	2
06 ホテル・旅館等の宿泊施設	20
07 金融機関	37
08 事務所・会社等	14
09 官公庁等	3
10 公衆浴場・日帰り温泉	8
計	236

エ 受動喫煙防止対策に関する相談等

開始年度 令和元年度

費用の負担 補助基準額または対象経費の2分の1の国庫補助があります。

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、施設の敷地内または施設内での喫煙を原則禁止とする改正健康増進法が令和2年4月から施行となり、受動喫煙防止対策に関する相談対応、喫煙可能室設置届出への対応等を行い、望まない受動喫煙防止の取り組みを行います。

【受動喫煙防止対策に関する相談等】

- ・ 市民および事業者からの問合せ・相談対応 延べ 30 件
- ・ 新規飲食店への対応件数 延べ 169 件
- ・ 喫煙可能室設置施設の届出に関する相談対応 延べ 3 件
- ・ 改正健康増進法における義務違反時の対応・事実確認 延べ 6 件

(11) 未成年者飲酒防止対策

開始年度 平成 17 年度

内 容 未成年者の飲酒は、成年に比べてアルコール分解能力が低い発達期の心身に大きな悪影響を与えるだけでなく、アルコール関連問題等、将来にわたって健康への影響が大きいことから、未成年者の飲酒をなくすことを目的に、小学生を対象とした飲酒防止講座を開催しています。

費用の負担 全額市費負担

【未成年者飲酒防止講座開催実績】

区 分	学校数	回数	参加者数
令和 4 年度	7	8	304
令和 5 年度	11	12	482
令和 6 年度	10	11	306

(12) はこだて健幸プロジェクト（旧：はこだて市民健幸大学）

開始年度 令和元年度

令和 7 年度予算額 18,000 千円（市負担金）

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

実施主体 はこだて健幸プロジェクト

構成団体：函館・道南がん対策応援フォーラム，(株)北海道新聞函館支社，北海道ガス(株)函館支店，味の素グループ，函館市

内 容 令和 7 年度より，前身の「はこだて市民健幸大学」実行委員会から改称し，イベント開催だけでなく，幅広い事業を展開する官民連携のプラットフォームとして，地域全体で健康づくりに取組めるような基盤整備を推進する。

○令和 7 年度

①はこだて健幸アプリ～Hakobit～普及啓発事業

健康アプリの運用・普及啓発

- ・ アプリイベントの開催
- ・ スタンプラリーコースの公開
- ・ 機能改修
- ・ プロモーション活動

②「はこだて市民健幸大学」開催事業

連携する企業・団体主催による健康づくりのきっかけとなるイベントの開催

③「はこだて健康ナビ」運用事業

公式 web サイトの運営・情報発信

④その他

- ・健幸ラーニング（eラーニング）
- ・健幸チャンネル（YouTube）

実績

○令和5年度

- ① 100万歩チャレンジ 参加者 13,356人
- ② ウェルネスPOINTラリー
 - ・ウォーキングバトル 参加者 延べ403人
 - ・はこだてスポーツパーク 来場者数9,970人
 - ・街歩きフォトハンティング in 五稜郭 参加者 延べ113人
 - ・ウェルネスGAMES 来場者数14,000人
- ③ みんなde健幸づくり 参加者 延べ812人
- ④ 健幸ラーニング（eラーニング） ページビュー数673回
- ⑤ 健幸チャンネル（YouTube） 掲載数3動画
- ⑥ 普及・啓発事業
 - ・はこだて健幸アプリ「Hakobit」（ハコビット）の配信 ダウンロード数4,548件
 - ・はこだて市民健幸大学webサイト（はこだて健康ナビ）の運営・情報発信213件

○令和6年度

- ① 100万歩チャレンジ 参加者 14,150人
- ② チームで挑戦！一日8,000歩チャレンジ 参加者 延べ333人
- ③ みんなde健幸レク in 垣ノ島遺跡 参加者 延べ36人
- ④ みんなde健幸レク in 四季の杜公園 参加者 延べ38人
- ⑤ ウェルネススタジアム 来場者数8,800人
- ⑥ みんなde健幸づくり 参加者 延べ285人
- ⑦ 健幸ラーニング（eラーニング） ページビュー数608回
- ⑧ 健幸チャンネル（YouTube） 掲載数3動画
- ⑨ 普及・啓発事業
 - ・はこだて健幸アプリ「Hakobit」（ハコビット）の配信 ダウンロード数3,057件
 - ・はこだて市民健幸大学webサイト（はこだて健康ナビ）の運営・情報発信279件

(13) 健康経営推進事業（※健康経営：NPO法人健康経営研究会の登録商標）

開始年度 令和2年度

令和7年度予算額 281千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の2分の1国庫補助があります。

一部、補助基準額または対象経費の3分の2の道費補助があります。

内 容 従業員への健康管理を経営的な視点で考え、健康への投資を行うことで、従業員の活力や生産性の向上等の組織の活性化や業績の向上につながると期待されている「健康経営」を推進し、若い頃から（働く世代）の生活習慣病予防を図る。

【健康経営推進セミナー】・【健康経営推進ワークショップ（R6年度）】
事業主等に対し『健康経営』の普及啓発および実践の動機付けを図る。

区 分	内 容	参加者数
令和4年度	基調講演『健康経営優良法人認定制度と申請の実 際』 実践発表	32人 (27社)
令和5年度	「健康経営のヒント」 ～職場でできる運動メニューを広めよう～	32人
令和6年度	健康経営シミュレーション研修「Dialogue」によるワークショッ プ 保健師による働く世代の健康づくりの講話	9人

(14) 糖尿病対策推進事業

開始年度 令和6年度

令和7年度予算額 1,522千円

費用の負担 一部、後期高齢者医療広域連合受託事業収入があります。

内 容 糖尿病に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、自分の体の状況
を知るきっかけとなる事業等を行い、糖尿病の予防を図る。

【ヘルスリテラシー関係事業】糖尿病予防のための講演会 参加者 68名
慢性腎臓病予防講演会 参加者 88名
血糖値測定キャンペーン 全3回 計186名
(※うち1回は骨健康度測定を実施し、88名)

【運動関係事業】ウェルネスナイトセミナー 全6回 実27名、延132名

【食育関係事業】栄養のプロに学ぶ食育体験（個別栄養相談）全2回 計161名
食育おやつクッキング 参加者 14名

【口腔関係事業】歯みがき指導イベント 参加者 356名
(※口腔保健事業としても同内容を実施しており、そちらは542名)
糖尿病予防歯科講演会 参加者 106名

5 健康診査を中心とした生活習慣病対策

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、健康診査の結果から、対象者に応じた保
健指導を実施することにより、生活習慣病の発症および重症化の予防を図っています。

(1) 特定保健指導（からだサポートコース）

開始年度 平成20年度

内 容 特定健康診査受診者のうち、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目
して選定された対象者に対し、個別および集団での保健指導を行うことによ
り、生活習慣病の発症および重症化の予防を図っています。また、令和4年
度から利用率向上のため特定健康診査実施機関へ業務委託をしています。

令和7年度予算額 12,062千円

費用の負担 補助基準額に対して、国3分の1、道3分の1の補助があります。

【特定保健指導実績】法定報告値

区 分	対象者数	終了者数			実施率
		動機付け支援	積極的支援	計	
令和3年度	1,366	126	28	154	11.3%
令和4年度	1,394	394	72	466	33.4%
令和5年度	1,429	439	93	532	37.2%

※令和4年度から集団健診当日に初回面接を実施している。

(2) 健診要医療判定者受診勧奨事業

開始年度 平成25年度

内 容 特定健康診査受診者のうち、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の重症化リスクが高く、かつ、薬物治療を受けていない者に対し、医療機関への受診行動を促進する保健指導を実施することにより、脳卒中、虚血性心疾患、慢性腎臓病の発症の予防を図っています。

令和7年度予算額 1,430千円

費用の負担 対象経費の10分の10の国庫補助があります。

【保健指導実績】

(人)

区分	対象者数	実施結果	
		電話指導	文書指導 (電話不在)
令和3年度	434	308	126
令和4年度	373	259	114
令和5年度	447	263	184

【保健指導後の医療機関受診状況】

(人)

区分	対象者数	受診した者	未受診者
令和3年度	434	271	163
令和4年度	373	260	113
令和5年度	447	332	125

6 がんについての普及啓発、患者支援

函館市の死因第1位となっているがんについて、様々な情報発信や講演会などを通して正しい知識の普及啓発を行い、市民のがん予防やがん検診の受診促進につなげるほか、がん患者の経済的負担の軽減やがん治療による社会生活上の不安を緩和し、療養生活の質の維持向上を図っています。

(1) 図書館 de がん情報発信

内 容 がんの予防や治療、がんに罹患した際の相談窓口などについての講演会や展示、体験イベントを通じて、がんに対する正しい知識やがん検診の重要性について普及啓発を行っています。

開 催 日 令和6年10月1日(火)～10日(木)

会 場 函館市中央図書館

参加者数 講演会 54名
アピランスケアイベント 46名
回廊展示 435名

(2) がん患者医療用補正具購入費助成事業

開 始 令和5年8月

令和7年度予算額 2,526千円

費用の負担 全額市費負担

内 容 がん治療による社会生活上の不安を緩和し、がん患者の療養生活の質の向上を図るためにウィッグ等を購入した者へ対し、購入費用の一部を助成しています。

【申請件数実績】

年度	件数
令和5年度	127件
令和6年度	81件

7 食育推進事業

食に関する市民の価値観やライフスタイル等の多様化などにより、食を取り巻く環境は大きく変化し、栄養のアンバランス、朝食の欠食等の食習慣の乱れが要因の一つとなる生活習慣病の増加や若い女性のやせ、高齢者の低栄養等様々な問題が生じています。健康増進法や食育基本法等に基づき、「食」に関する正しい知識の普及に努め、市民の健康寿命の延伸を図っています。

(1) 栄養指導業務（子ども未来部主管事業）

ア 両親学級

開始年度 平成9年度

内 容 妊婦とその夫・家族に対して、妊娠中の栄養管理や出産後の母乳等に関する正しい知識の普及を図っています。

【両親学級実施状況】

区分	開催回数	受講者数
令和4年度	6	152
令和5年度	栄養講話 実施なし	
令和6年度	栄養講話 実施なし	

イ のびっこ健診

開始年度 平成15年度

内 容 小児科医より指示のあった現在肥満である児とその保護者に対し、望ましい生活習慣を獲得することができるよう、個々の乳幼児の特性に応じた適切な指導を行うことを目的に栄養指導を実施しています。

【のびっこ健診実施状況】

区分	開催回数	参加人数
令和4年度	12	56
令和5年度	12	47
令和6年度	12	33

ウ 個別栄養相談（母子保健法に基づく栄養相談）

内 容 乳児等の健康の保持および増進のため、個別に栄養相談を行っています。

【個別指導実施状況】

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
4か月児健診	47	1,047	50	972	50	1,045
10か月児健診	47	1,045	50	1,018	50	1,043
1歳6か月児健診	49	1,112	51	1,071	51	1,111
3歳児健診	50	1,306	49	1,173	49	1,306
電話相談	29	29	23	23	23	29
来所相談	27	27	34	34	34	27
メール相談	0	0	0	0	0	0
計	249	4,566	257	4,291	257	4,561

※ 令和3年度の乳幼児健診は新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、希望者のみの時期あり

エ 集団栄養相談（母子保健法に基づく栄養相談）

内 容 乳幼児等の健康の保持および増進のため、講話等を行っています。

【集団栄養指導実施状況（出前講座等）】

区分	開催回数	参加人数
令和4年度	2	17
令和5年度	4	54
令和6年度	5	47

(2) 栄養指導業務（健康増進課主管事業）

ア 個別栄養相談

内 容 電話や来所等で、個別に栄養相談を行っています。

【個別栄養指導実施状況】

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
電話相談	16	16	16	16	17	17
来所相談	3	3	4	4	4	4
メール相談	0	0	0	0	1	1
健康づくり相談	20	23	15	16	8	8
計	39	42	35	36	30	30

※健康づくり相談は管理栄養士が従事した数を掲載しています。

イ 集団栄養相談

内 容 成人を対象に食生活や栄養に関する正しい知識の普及を図るため健康教育を実施しています。健康教育等で栄養バランスの良い食事等を中心に、講話を行っています。

【集団栄養指導実施状況】

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
出前講座	1	11	4	64	9	161

(3) 食育啓発事業

ア 離乳食教室

開始年度 平成17年度

内 容 離乳食初期食（生後5～6か月）のデモンストレーションおよび試食の提供をし、離乳食の進め方についての講話を実施しています。

（函館市食生活改善協議会にデモンストレーション補助と試食の準備、函館市子育てアドバイザーに子どもの見守りを依頼している）

令和7年度予算額 86千円

費用の負担 一部、北海道健康づくり財団の助成があります。

【離乳食教室実施状況】

区分	開催回数	参加数（組）
令和4年度	6	48
令和5年度	6	68
令和6年度	6	52

(4) 特定給食施設等

開始年度 昭和 34 年度（特定給食施設としては平成 14 年度から）

内 容 健康増進法等に基づき、特定給食施設およびその他の給食施設に対して、給食実施状況報告を求め巡回指導等を行っています。

令和 7 年度予算額 3 千円

費用の負担 全額市費負担

【給食施設数および指導数】

(令和 6 年度) (件)

区分	特定給食施設						その他の給食施設		計	
	A	指導件数	B	指導件数	C	指導件数	D	指導件数	施設数計	指導件数計
学校	0	0	22	1	3	0	2	0	27	1
病院	9	0	0	0	9	0	7	0	25	0
介護老人保健施設	0	0	0	0	8	0	0	0	8	0
介護医療院	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0
老人福祉施設	0	0	0	0	13	0	10	0	23	0
児童福祉施設	0	0	0	0	11	11	36	0	47	11
社会福祉施設	0	0	0	0	5	0	6	0	11	0
事業所	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0
寄宿舍	0	0	1	0	1	0	3	0	5	0
矯正施設	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
自衛隊	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
一般給食センター	1	0	0	0	5	0	1	0	7	0
その他	0	0	0	0	6	0	6	0	12	0
計	11	0	23	1	64	11	73	0	171	12

(注)

特定給食施設（指定施設）A 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって継続的に1回300食以上または1日750食以上の食事を供給するもの／それ以外で、継続的に1回500食以上または1日1500食以上の食事を供給するもの

特定給食施設 B 継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの

特定給食施設 C 継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給するもの

その他の給食施設 D 継続的に1回50食以上または1日100食以上の食事を供給するもの

の

(5) 人材育成

ア 学生実習

内 容 管理栄養士養成校の学生に対し、研修および実習指導を行っています。

【学生実習受け入れ実績】

(人)

学校名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
藤女子大学人間生活学部食物栄養学科	1	3	2
青森県立保健大学健康科学部栄養学科	1	0	4

イ ヘルスメイト育成

開始年度 昭和61年度(養成講座), 昭和46年度(研修会)

内 容 子どもから高齢者までの食育の推進や健康増進に寄与するため、食を通じた健康づくりのボランティア活動を行う「ヘルスマイト(食生活改善推進員)」の養成とともに、ヘルスマイト(食生活改善推進員)に必要な知識や技術の向上を図るための研修の実施など、ヘルスマイト(食生活改善推進員)活動を支援しています。

(養成事業)

内 容 市民を対象に、ヘルスマイト(食生活改善推進員)として、地域における食生活を中心とした健康上の問題点やニーズに対応した地区組織活動を展開するために必要な栄養・食生活や健康づくり等についての講話や実習を行っています。

(研修事業)

内 容 ヘルスマイト(食生活改善推進員)の活動に伴い、更なるスキルアップを図るため、食育や健康増進に関する講話等実施しています。

(活動支援事業)

内 容 函館市食生活改善協議会理事会への参加等を行っています。

令和7年度予算額 65千円

費用の負担 後期高齢者医療広域連合受託事業収入、北海道健康づくり財団の助成があります。

【ヘルスマイト養成講座及び研修会実施状況】

	養成講座			研修会		会員数
	回数	延べ人数	修了者数	回数	延べ人数	
令和4年度	7	54	8	2	56	64
令和5年度	7	44	5	3	47	68
令和6年度	7	24	3	2	39	70

(6) 国民健康・栄養調査

内 容 健康増進法に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施します。毎年、国が国民生活基礎調査により設定された単位区から無作為抽出した 300 単位区（大規模年は国勢調査の一般調査区から無作為抽出した 475 地区内）の中で、該当地区がある自治体において、該当世帯および世帯員に対して身体状況調査、栄養摂取状況調査、生活習慣調査を実施しています。

令和 7 年度予算額 1,464 千円

費用の負担 対象経費の 10 分の 10 の国庫補助があります。

【国民健康・栄養調査実施状況】

年度	対象地区
令和 4 年度	大川町
令和 5 年度	該当なし
令和 6 年度	杉並町 7 番, 10 番

※ 令和 6 年度は大規模調査年です。

(7) はこだて健幸応援店“スマートバランスレストラン”事業

開始年度 令和 3 年度

(令和 2 年度から開始したヘルスサポートレストラン推進事業を内容変更して実施しました。)

内 容 第 3 次函館市食育推進計画に基づいた幅広い年代に対しての食育推進を官民双方からアプローチするため、飲食店等で栄養バランス等に配慮した食事提供の場を増やし、市民の健康的な選択や家庭での実践につながる仕組みを作ること、健康寿命の延伸に寄与することを目的としています。

令和 7 年度予算額 87 千円

費用の負担 全額市費負担

【はこスマセット提供店舗】令和 6 年 3 月末現在 (件)

年度	提供店舗
令和 6 年度	39

※ はこスマセット (はこだてスマートバランスセット) : 主食・主菜・副菜が揃っていて、減塩等 (塩分を減らす、野菜や果物を増やす) の健康に配慮したメニュー

【「はこだて健幸応援店“スマートバランスレストラン”」登録状況】 令和7年3月末現在(件)

区分	一つ星	二つ星	三つ星	計
学校内食堂	4	0	0	4
病院内レストラン	1	1	0	2
事業所内食堂	2	0	0	2
コンビニエンスストア	57	0	0	57
レストラン	10	0	38	48
計	74	1	38	113
一つ星	登録要件を満たす 登録要件：店内禁煙，函館市からの健康情報の発信			
二つ星	ヘルスオーダー支援（エネルギー控えめオーダー，塩分控えめオーダー，脂質控えめオーダーの中から2つ以上実施）			
三つ星	ヘルスサポートメニュー提供（栄養バランスメニュー，塩分控えめメニュー，野菜たっぷりメニューの中から1つ以上実施）			

(8) 食品表示関係業務

内 容 食品表示法で規定する栄養成分表示や機能性表示食品，健康増進法で規定する特別用途食品や誇大表示の禁止に関する業務を行うことにより，市民の健康増進を総合的に図っています。

令和7年度予算額 143 千円

費用の負担 対象経費の10分の10の国庫補助があります。

【食品表示等相談件数実績】 (件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
電話相談	20	24	17
来所相談	20	18	11
メール	0	1	2
計	40	43	30

8 歯科保健事業

歯・口腔の健康は、食べる、話す等の口腔機能を保つ上で重要であり、身体的健康のみではなく、精神的、社会的な健康にも大きく寄与します。

生涯を通して口腔の健康を維持することができるように、歯科保健についての正しい知識の普及と啓発に努めています。

(1) 歯科健康診査

令和7年度予算額 17,702千円

ア 成人・妊産婦歯科健康診査

開始年度 平成18年度（現在の形態での開始年度）

内 容 妊産婦および20歳以上の成人に対し、歯周疾患の予防等を目的に、函館口腔保健センターにおいて、歯科健康診査を実施しています。

費用の負担 補助基準額の国庫補助があります。

イ 成人歯科健康診査（節目健診）

開始年度 平成27年度（40歳，50歳）

令和3年度（60歳，70歳拡大）

令和7年度（20歳，30歳拡大）

内 容 20歳，30歳，40歳，50歳，60歳および70歳の方を対象とした歯科医院における歯周疾患検診を実施しています。

費用の負担 補助基準額または対象経費の3分の2の道費補助があります。

ウ 後期高齢者歯科健康診査

開始年度 令和7年度

内 容 咀嚼や嚥下機能の維持・向上を図るため、後期高齢者医療制度の被保険者を対象に歯科医院において「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル（厚生労働省）」に沿った歯科健康診査を実施しています。

費用の負担 後期高齢者医療広域連合受託事業収入があります。

エ 在宅要介護者等訪問歯科健康診査

開始年度 令和7年度

内 容 感染症の発症や嚥下障がいなどの予防のため、要介護状態にある高齢者を対象に訪問歯科健康診査を実施しています。

費用の負担 後期高齢者医療広域連合補助金があります。

【妊産婦歯科健康診査実施結果】

区分	実施回数	受診数	一人平均各歯数			歯石・歯周疾患		
			現在歯	処置歯	未処置歯	歯石あり	歯肉炎	歯周炎
令和4年度	50	72	28.7	9.6	0.5	39	36	1
令和5年度	60	80	28.8	7.6	0.4	37	36	1
令和6年度	100	77	28.5	9.2	0.5	20	13	0

【成人歯科健康診査実施結果】

区分	実施回数	受診数	一人平均各歯数			歯肉出血			歯周ポケット			
			現在歯	処置歯	未処置歯	健全	出血	除外等	健全	4~5mm	6mm~	除外等
令和4年度	50	70	24.5	15.3	0.6	4	66	0	38	26	6	0
令和5年度	60	151	24.7	14.9	0.4	11	138	2	95	47	7	2
令和6年度	100	180	25.2	13.6	0.5	38	141	1	135	33	11	1

【40歳、50歳、60歳および70歳歯周疾患（歯周病）検診実施結果】

区分	実施医療機関	受診数	一人平均各歯数			歯肉出血			歯周ポケット			
			現在歯	処置歯	未処置歯	健全	出血	除外等	健全	4~5mm	6mm~	除外等
令和4年度	90	1022	24.9	13.6	1.0	450	564	1	333	493	189	0
令和5年度	88	930	25.2	14.0	1.0	403	523	4	328	431	167	4
令和6年度	86	898	25.4	13.3	1.2	381	516	1	291	434	172	1

(2) 口腔保健推進事業

令和7年度予算額 11,522千円

ア 口腔保健推進事業

開始年度 令和3年度

内 容 幼少期から高齢期までの幅広い世代に対して口腔保健を推進し、健康寿命の延伸を図るため、市内の介護施設、企業・団体などからの依頼により、歯科医師を派遣し、オーラルフレイル予防や口腔ケアの重要性等の講話、歯科相談、利用者の問診等を実施しています。また、令和7年度からはオーラルフレイルのハイリスク者を対象とし、口腔機能訓練等の個別指導も行っています。

費用の負担 補助基準額の国庫補助があります。

後期高齢者医療広域連合受託事業収入があります。

イ 障がい児・者摂食嚥下リハビリ研修会

開始年度 令和7年度

内 容 摂食嚥下専門医による医療関係者や障がい児の保護者、養護教員等を対象とした診察を兼ねた研修会を開催しています。

費用の負担 補助基準額の国庫補助があります。

【口腔保健推進事業実績】

区 分		介護施設 等訪問	企業・団体 等訪問	両親学級 等業務	歯の学校 業務	その他	合計
令和 6年度	回数(回)	39	29	6	16	0	90
	参加人数(人)	563	1,549	26	455	0	2,593

9 健康づくり事業

(1) 広報・啓発活動

開始年度 平成22年度 (カレンダー)

内 容 市民に健診・検診をPRするため「けんしんのご案内」を作成し、全戸配布をしているほか、ラジオ、新聞等を通じ、健康づくりに関する啓発を随時行っています。

令和7年度予算額 1,691千円 (けんしんのご案内関係・健康増進課負担分)

費用の負担 全額市費負担 (一部広告収入の充当あり)

10 口腔保健センター

函館歯科医師会の運営により、函館市が委託する歯科保健事業のほか、障がい者(児)等の歯科診療および休日における救急歯科診療を実施しています。

(1) 障がい者(児) 歯科診療

開始年度 平成15年度

内 容 心身に障がいがあり、一般の歯科診療所での受診が困難な方を対象に実施しています。(予約制)

日時：土曜日 9時～12時 (口腔ケア)

14時～17時 (歯科診療・口腔ケア)

令和6年度予算額 7,623千円 (市が支出している補助金の額)

【障がい者(児) 歯科診療内訳 (年代別、主たる障害別)】

区 分		年 代 別 受 診 者									主 た る 障 害						
		10歳 未満	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70歳 以上	計	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
令和4年度	新規	9	3	4	0	2	1	0	2	21	1	2	2	12	1	0	3
	再来	96	130	160	134	90	14	3	12	639	45	18	175	310	64	0	27
	計	105	133	164	134	92	15	3	14	660	46	20	177	322	65	0	30
令和5年度	新規	6	3	2	2	4	2	1	0	20	1	1	7	8	0	0	3
	再来	48	147	162	161	106	25	10	22	681	34	25	213	297	64	0	48
	計	54	150	164	163	110	27	11	22	701	35	26	220	305	64	0	51
令和6年度	新規	9	4	2	1	2	1	2	0	21	1	0	5	8	1	0	6
	再来	39	109	168	147	96	32	11	8	610	33	13	202	258	57	0	47
	計	48	113	170	148	98	33	13	8	631	34	13	207	266	58	0	53

(注) 主たる障害：①脳性麻痺②筋疾患③精神遅滞④自閉症⑤染色体異常⑥心疾患⑦その他

【障がい者（児）歯科診療内訳（重度・軽度別，受診理由別）】

区 分		重 度			軽 度			計	主 な 受 診 理 由				
		男	女	計	男	女	計		①	②	③	④	⑤
令和4年度	新規	12	2	14	3	4	7	21	21	0	0	0	0
	再来	335	215	550	48	41	89	639	238	1	1	397	2
	計	347	217	564	51	45	96	660	259	1	1	397	2
令和5年度	新規	10	7	17	2	1	3	20	20	0	0	0	0
	再来	317	257	574	54	53	107	681	257	8	9	406	1
	計	327	264	591	56	54	110	701	277	8	9	406	1
令和6年度	新規	7	4	11	7	3	10	21	18	0	1	1	1
	再来	297	227	524	43	43	86	610	181	0	0	420	9
	計	304	231	535	50	46	96	631	199	0	1	421	10

(注) 主な受診理由：①歯が痛い，しみる，などむし歯の治療 ②歯肉の炎症
 ③義歯関係（入れ歯があわない・入れ歯をいれたいなど）
 ④歯科検診（口腔ケア・リコール） ⑤その他（トレーニング）

(2) 休日救急歯科診療

開始年度 昭和58年度

内 容 日曜，祝日，年末年始の救急歯科診療を実施しています。

診療日時：日曜，祝日，年末年始の9時～14時

令和7年度予算額 1,584千円（市が支出している補助金の額）

【休日救急歯科診療利用状況】

区 分	診 療 日 数	受 診 者 数
令和4年度	71	776
令和5年度	71	819
令和6年度	72	963

11 石綿健康被害救済制度に関すること

石綿による健康被害を受けた方およびその遺族で、労災補償等の対象にならない方に対する救済を図ることを目的として創設された独立行政法人環境再生保全機構の委託業務です。

開始年度 平成 18 年度

内 容 石綿による健康被害に救済給付に関わる相談や、特別遺族弔慰金に係る制度の周知など救済事業の申請受付および相談等を行っています。

対 象 中皮腫，石綿による肺がん，著しい呼吸器障害を伴う石綿肺，著しい呼吸器障害を伴うびまん性胸膜肥厚

【相談および進達の受付状況】

区 分	相談（件）	申請（件）
令和 4 年度	6	4
令和 5 年度	2	1
令和 6 年度	5	3

指導監査

1 社会福祉法人等の運営指導

(1) 社会福祉法人設立認可等の事務

主たる事務所の所在地が函館市内で、その事業を函館市内のみで行う社会福祉法人の設立認可、定款変更、合併認可、解散認可等に係る事務を行います。

また、介護保険サービス事業所および障害福祉サービス事業所の指定等に係る事務も行います。

(2) 社会福祉法人および社会福祉施設等の指導監査事務

ア 指導監査の概要

函館市が所轄庁となる社会福祉法人および社会福祉施設等に対して、次により指導監査を行います。

(ア) 社会福祉法人および社会福祉施設

- ・ 監査の種類 法人監査 適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るための法令、通知に基づく指導事項に関する検査
- 施設監査 適正な施設の運営を確保するための利用者の処遇、施設整備等の事業運営全般にわたる検査
- ・ 監査の方法 一般監査 法人に対し、前回指導監査結果の格付け区分に応じて1～5年に1回実施
また、施設に対しては、原則として年1回実施
そのほか、運営等に問題が発生した場合、または通報、現況報告の確認の結果等でおそれがある場合、法人・施設に対し随時に監査を実施
- 特別監査 社会的に許容されない不祥事の発生など特に問題を有する法人・施設に対し、重点的、継続的に実施

(イ) 介護保険サービス事業者および障害福祉サービス事業者

- ・ 集団指導 必要な指導の内容に応じ、講習等の方法により実施
- ・ 運営指導 サービス事業者等の事業所において実地により実施
- ・ 監査 人員、設備および運営基準等の指定基準違反であると認められる場合もしくはその疑いがあると認められる場合に実施

(ウ) 有料老人ホーム

書面審査および実地検査を実施

イ 社会福祉法人および社会福祉施設等の指導監査等の実施状況等

函館市が所轄庁となる社会福祉法人および社会福祉施設に対する指導監査ならびに指定障害福祉サービス事業者等および介護保険サービス事業者等に対する運営指導の実績は、次のとおりとなっています。

(7) 『函館市社会福祉法人および社会福祉施設指導監査実施要綱』に基づく監査の実施状況等

監 査 の 種 類		令和6年度実績																
		実施件数																
		法人	施設															
1. 一般監査(根拠規定:社会福祉法第56条)		15	56															
(1)「A」格付の法人・施設を対象とする監査(随時および毎年度1回)		0	0															
(2)「B」格付の法人・施設を対象とする監査(毎年度1回)		1	0															
(3)「C」格付の法人・施設を対象とする監査(法人:2~3年に1回,施設:2年に1回)		14	56															
(4)「D」格付の法人を対象とする監査(4年に1回)		0																
(5)「E」格付の法人を対象とする監査(5年に1回)		0																
<table border="1"> <tr> <td>「A」格付:</td> <td>毎年度に文書指導し継続して確認および指導が必要と認められた法人等 財政悪化および再建中の法人</td> <td rowspan="10"></td> <td rowspan="10"></td> </tr> <tr> <td>「B」格付:</td> <td>文書指導を実施し、改善状況報告書を確認した結果、改善が認められた法人等 特別監査を実施した結果、改善が認められた法人等 財政悪化および再建中の法人再建中の法人で改善方向にある法人</td> </tr> <tr> <td>「C」格付:</td> <td>運営について、法令等に照らし、特に大きな問題が認められない法人等 施設・事業について、施設基準、運営費等に関する大きな問題が認められない法人等</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">「D」格付:</td> <td>Cの法人のうち、公認会計士等専門家による財務会計に係る内部統制または事務処理体制の向上に対する支援を受け、支援を踏まえた書類が提出されている法人</td> </tr> <tr> <td>Cの法人のうち、苦情解決へ取り組みが適切に行われ、次の各号のいずれかに該当し、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると判断できる法人 福祉サービス第三者評価事業を受審しその結果の公表を行うなどサービスの質の向上に努めていること</td> </tr> <tr> <td>地域社会に開かれた事業運営が行われていること 地域の福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">「E」格付:</td> <td>Cの法人のうち、会計監査人を設置し、会計監査報告に「無限定適正意見」または「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている法人</td> </tr> <tr> <td>Cの法人のうち、会計監査人を設置していないが、会計監査人による監査に準ずる監査を実施し、会計監査報告に「無限定適正意見」または「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている法人</td> </tr> </table>		「A」格付:	毎年度に文書指導し継続して確認および指導が必要と認められた法人等 財政悪化および再建中の法人			「B」格付:	文書指導を実施し、改善状況報告書を確認した結果、改善が認められた法人等 特別監査を実施した結果、改善が認められた法人等 財政悪化および再建中の法人再建中の法人で改善方向にある法人	「C」格付:	運営について、法令等に照らし、特に大きな問題が認められない法人等 施設・事業について、施設基準、運営費等に関する大きな問題が認められない法人等	「D」格付:	Cの法人のうち、公認会計士等専門家による財務会計に係る内部統制または事務処理体制の向上に対する支援を受け、支援を踏まえた書類が提出されている法人	Cの法人のうち、苦情解決へ取り組みが適切に行われ、次の各号のいずれかに該当し、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると判断できる法人 福祉サービス第三者評価事業を受審しその結果の公表を行うなどサービスの質の向上に努めていること	地域社会に開かれた事業運営が行われていること 地域の福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること	「E」格付:	Cの法人のうち、会計監査人を設置し、会計監査報告に「無限定適正意見」または「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている法人	Cの法人のうち、会計監査人を設置していないが、会計監査人による監査に準ずる監査を実施し、会計監査報告に「無限定適正意見」または「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている法人		
「A」格付:	毎年度に文書指導し継続して確認および指導が必要と認められた法人等 財政悪化および再建中の法人																	
「B」格付:	文書指導を実施し、改善状況報告書を確認した結果、改善が認められた法人等 特別監査を実施した結果、改善が認められた法人等 財政悪化および再建中の法人再建中の法人で改善方向にある法人																	
「C」格付:	運営について、法令等に照らし、特に大きな問題が認められない法人等 施設・事業について、施設基準、運営費等に関する大きな問題が認められない法人等																	
「D」格付:	Cの法人のうち、公認会計士等専門家による財務会計に係る内部統制または事務処理体制の向上に対する支援を受け、支援を踏まえた書類が提出されている法人																	
	Cの法人のうち、苦情解決へ取り組みが適切に行われ、次の各号のいずれかに該当し、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると判断できる法人 福祉サービス第三者評価事業を受審しその結果の公表を行うなどサービスの質の向上に努めていること																	
	地域社会に開かれた事業運営が行われていること 地域の福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること																	
「E」格付:	Cの法人のうち、会計監査人を設置し、会計監査報告に「無限定適正意見」または「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている法人																	
	Cの法人のうち、会計監査人を設置していないが、会計監査人による監査に準ずる監査を実施し、会計監査報告に「無限定適正意見」または「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている法人																	
2. 特別監査(根拠規定:社会福祉法第56条)						0	0											
合計				15	56													

令和6年度 指導・処分実績件数				
文書・口頭指導 (根拠規定: 実施要綱第12条)	改善命令 (根拠規定: 社会福祉法第56条)	事業の一部・全部停止 (根拠規定: 社会福祉法第56条)	役員の解職命令 (根拠規定: 社会福祉法第56条)	法人の解散命令 (根拠規定: 社会福祉法第56条)
21	0	0	0	0

(イ) 『函館市指定障害福祉サービス事業者等指導監査要綱』に基づく指導および監査の実施状況等

監 査 の 種 類	令和6年度実績
	実施件数
1. 集団指導 (根拠規定：障害者総合支援法第10条，児童福祉法第57条の3の2)	233
2. 実地指導 (根拠規定：障害者総合支援法第10条，児童福祉法第57条の3の2)	63
(1) 前年度に実地指導を行っていない「指定障害者支援施設設置者」を対象とする実地指導	3
(2) 前年度および前々年度に実地指導を行っていない「指定障害福祉サービス事業者」等を対象とする実地指導	31
(3) 前年度に監査対象となった「指定障害福祉サービス事業者」等を対象とする実地指導	1
(4) 前年度に実地指導の結果，文書指導が行われた「指定障害福祉サービス事業者」等のうち，実地指導が必要と認められる「指定障害福祉サービス事業者」等を対象とする実地指導	1
(5) 新規指定から6月を超えた「指定障害福祉サービス事業者」等を対象とする実地指導	26
(6) 「児童発達支援センター事業者」および「医療型児童発達支援事業者」を対象とする実地指導	1
3. 監査 (根拠規定：障害者総合支援法第48条，第51条の27，児童福祉法第21条の5の22，第24条の34)	6
(1) 通報・苦情・相談等に基づき実施する監査	4
(2) 相談支援事業等へ寄せられる苦情に基づき実施する監査	0
(3) 自立支援給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者を対象とする監査	0
(4) 実地指導において確認した情報に基づき実施する監査	2
ア. 著しい運営基準違反が確認され，利用者および入所者等の生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断に基づき実施する監査	0
イ. 自立支援給付等に係る費用の請求に誤りが確認され，その内容が著しく不正な請求と認められる事業者を対象とする監査	2
合 計	302

令和6年度 指導・処分実績件数				
文書・口頭指導 (根拠規定：実施要綱第2の5)	勧告 (根拠規定：障害者総合支援法第49条，第51条の28，児童福祉法第21条の5の23，第24条の35)	命令 (根拠規定：障害者総合支援法第49条，第51条の28，児童福祉法第21条の5の23，第24条の35)	指定の一部・全部停止 (根拠規定：障害者総合支援法第50条，第51条の29，児童福祉法第21条の5の24，第24条の36)	指定の取消 (根拠規定：障害者総合支援法第50条，第51条の29，児童福祉法第21条の5の24，第24条の36)
60	0	0	0	0

(ウ) 『函館市介護保険サービス事業者等指導要綱および監査要綱ならびに函館市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指導要綱および監査要綱』に基づく指導および監査の実施状況等

監 査 の 種 類		令和6年度実績 実施件数
1. 集団指導 (根拠規定:介護保険法第23条)		513
2. 運営指導 (根拠規定:介護保険法第23条)		138
	(1) 合同指導	0
	(2) 一般指導	138
	ア. 毎年度, 国の示す指導重点事項に基づき, 介護保険サービス事業者等を対象とする一般指導	138
	イ. 内部告発ならびに利用者およびその家族などからの情報提供を受けて, 一般指導が必要と認められる介護保険サービス事業者等を対象とする一般指導	0
	ウ. その他, 特に一般指導を要すると認める介護保険サービス事業者等を対象とする一般指導	0
3. 監査 (根拠規定:介護保険法第76条, 第78条の7, 第83条, 第90条, 第100条, 第114条の2, 第115条の7, 第115条の17, 第115条の27, 第115条の45の7)		4
	(1) 運営指導において確認した情報に基づき実施する監査	0
	ア. 介護給付等対象サービスの内容に不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある事業所等を対象とする監査	0
	イ. 介護報酬の請求に不正または著しく不当な行為があったことを疑うに足りる理由がある事業所等を対象とする監査	0
	ウ. 介護保険法に規定されている事業所の設備および運営に関する基準に重大な違反があると疑うに足りる理由がある事業所等を対象とする監査	0
	(2) 運営指導を除く確認情報に基づき実施する監査	4
	ア. 通報・苦情・相談等に基づき実施する監査	4
	イ. 国民健康保険団体連合会, 地域包括支援センター等へ寄せられる苦情に基づき実施する監査	0
	ウ. 北海道, 他の市町村および連合会からの通報情報に基づき実施する監査	0
	エ. 介護保険法に規定されている介護サービス情報の報告の拒否等に関する情報に基づき実施する監査	0
	合 計	655

令和6年度 指導・処分実績件数				
文書・口頭指導 (根拠規定: 要綱第3条)	勸告 (根拠規定: 介護保険法第76条の2, 第78条の9, 第83条の2, 第91条の2, 第103条, 第114条の5, 第115条の8, 第115条の18, 第115条の28, 第115条の45の8)	命 令 (根拠規定: 介護保険法第76条の2, 第78条の9, 第83条の2, 第91条の2, 第103条, 第114条の5, 第115条の8, 第115条の18, 第115条の28, 第115条の45の8)	指定の一部・全部停止 (根拠規定: 介護保険法第77条, 第78条の10, 第84条, 第92条, 第104, 第114条の6, 第115条の9, 第115条の19, 第115条の29, 第115条の45の9)	指定の取消 (根拠規定: 介護保険法第77条, 第78条の10, 第84条, 第92条, 第104, 第114条の6, 第115条の9, 第115条の19, 第115条の29, 第115条の45の9)
116	4	0	1	0

(I) 『函館市有料老人ホーム検査実施要綱』に基づく実地検査

検査の種類		令和6年度実績
		実施件数
1. 書面審査 (根拠規定: 函館市有料老人ホーム検査実施要綱第2条)		— ※定期報告のみ
2. 実地検査 (根拠規定: 老人福祉法第29条第13項, 函館市有料老人ホーム検査実施要綱第2条)		8
	(1) 定期の実地検査(3年に1回実施, 新規届出施設への検査を含む)	4
	(2) 通報などにより検査が必要と認められる場合に随時実施する実地検査	4
合 計		8

令和6年度 指導・処分実績件数		
文書・口頭指導 (根拠規定: 要綱第5条)	改善命令 (根拠規定: 老人福祉法第29条第15項)	事業停止命令 (根拠規定: 老人福祉法第29条第16項)
5	2	0

その他の社会福祉

1 福祉サービス苦情処理制度

事業開始 平成13年度

内 容 福祉サービスに係る苦情については、利用者やサービス提供事業者との利害関係等により当事者間での解決が難しい問題もあるため、行政のみの判断だけでなく公正な第三者機関（福祉サービス苦情処理委員2名）を設置して解決を図ることにより、市民の権利利益の擁護と福祉サービスの質の向上を図ります。

相談件数	年度	福祉サービスに関するもの			その他(福祉サービス以外)			合計
		苦情件数	相談件数	計	苦情件数	相談件数	計	
	4	48	15	63	12	4	16	79
	5	107	5	112	21	1	22	134
	6	57	1	58	0	4	4	62

令和7年度予算額 230千円

2 函館市社会福祉審議会

社会福祉法に基づき、社会福祉に関する事項について調査審議するため設置される審議機関です。本審議会には、専門分野に関して調査審議するため、専門分科会および審査部会が置かれています。

会議の種類	審議事項	5年度 開催	6年度 開催
函館市社会福祉審議会(全体会議)	社会福祉に関する事項について調査審議	1回	0回
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否に関する事項を調査審議	2回	1回
身体障害者福祉専門分科会	障がい者の福祉に関する事項を調査審議	1回	0回
身体障害者福祉専門分科会審査部会	身体障がい者の障がい程度に関する事項を調査審議	3回	3回
児童福祉専門分科会	児童福祉に関する事項を調査審議	1回	1回

3 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって相談に応じ、必要な援助を行うなど、福祉の増進に努めています。委員の改選は、3年ごとに行われ、令和7年3月31日現在、市内に684人が委嘱されており、このうち、56人が主任児童委員に委嘱されています。

- ・方面民生児童委員協議会 市内30地区に設置し、各方面民生委員・児童委員との連絡調整を図ります。(毎月1回開催)
- ・方面民生児童委員協議会 方面民生児童委員協議会の正副会長で組織し、協議会間との連絡調整等を図ります。(毎月1回開催)
- ・函館市民生児童委員連合会 民生委員・児童委員の研修等の事業を行うほか、協議会の運営支援、関係機関等の連絡調整を図ります。

(1) 民生委員・児童委員年齢・性別状況(定数710人) (令和7年3月31日現在)

(単位:人)

区分	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計	平均年齢
男	1	6	14	55	132	208	69.4歳
女	5	23	64	163	221	476	66.6歳
計	6	29	78	218	353	684	67.5歳

(2) 在職期間別民生委員・児童委員数(令和7年3月31日現在)

(単位:人)

区分	再任								計	在再任者の平均
	3年未満	3年以上6年未満	6年以上9年未満	9年以上11年未満	11年以上15年未満	15年以上18年未満	18年以上21年未満	21年以上		
男	52	38	37	24	26	13	11	7	208	8年8月
女	112	98	55	52	44	47	25	43	476	9年9月
計	164	136	92	76	70	60	36	50	684	9年2月

(3) 民生委員・児童委員の活動状況（令和6年度）

（単位：件）

項目		件数
問題別相談・支援件数	在宅福祉	2,738
	介護保険	124
	健康・保健医療	503
	子育て・母子保健	59
	子どもの地域生活	1,336
	子どもの教育・学校生活	798
	生活費	91
	年金・保険	19
	仕事	25
	家族関係	119
	住居	131
	生活環境	293
	日常的な支援	1,906
	その他	3,478
計	11,620	

項目	件数
訪問回数	66,579
連絡調整回数	45,360
活動日数	77,341

項目		件数
分野別 案件相談・ 支	高齢者に関すること	6,831
	障がい者に関すること	259
	子どもに関すること	2,264
	その他	2,266
計		11,620

項目		件数
その他の 活動件数	調査・実態把握	3,319
	行事・事業・会議への 参加協力	10,198
	地域福祉活動・自主活動	18,723
	民児協運営・研修	19,567
	証明事務	572
	要保護児童の発見の 通告・仲介	24

4 函館市社会福祉協議会

社会福祉法に基づく組織であり、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、社会福祉事業の企画および実施や社会福祉活動への住民参加のための援助、さらに社会福祉事業の健全な発達に資する事業の実施など社会福祉に関する活動の活性化が図られるよう各種事業を総合的に実施しています。

所在地 函館市若松町 33 番 6 号

法人の認可 昭和 42 年 1 月 24 日

機関・組織 ア 執行機関 理事会（正副会長を含む理事 16 名をもって構成し、会長のみが代表権を有する。）

イ 決議機関 評議員会（評議員選任・解任委員会の決議により選任された評議員 19 名をもって構成する。）

ウ 監査機関 監事 3 名

エ 事務局 以下専任職員 90 名（パート除く）
（令和 7 年 3 月 31 日現在）

5 福祉に関する助成制度

(1) 福祉のまちづくり施設整備費補助金

事業開始 平成 15 年度

内 容 すべての市民が、地域で、ともに支え合いながら、安心して暮らし、自らの意思で自由に行動し、広く社会活動に参加できる地域社会を実現するためのあらゆる環境整備に取り組むため、平成 14 年 7 月 1 日に「函館市福祉のまちづくり条例」を施行しました。この条例では、行政、事業者、市民がそれぞれの役割を果たしながら、よりきめ細かな福祉サービスの推進に努めることを定めているほか、高齢者や障がい者、子どもなどの利用にも配慮した施設の整備にも取り組むこととしており、店舗や旅館など、不特定多数の利用する既存建築物の出入口、通路などについて段差解消などのバリアフリーを行う場合には、補助要綱に定める基準に基づき、工事費用の一部を補助します。

令和 7 年度予算額 1,000 千円

(2) 社会福祉施設整備基金

事業開始 昭和 50 年度

内 容 社会福祉施設の整備・充実のため、市民から寄せられた寄附金を基金に積み立てし、その基金の運用益を財源の一部として、社会福祉法人が設置経営する市内の社会福祉施設の整備等資金の一部として補助します。

基金の額 144,934,250 円（令和 7 年 3 月末現在）

補助対象 建物（維持補修等）および設備整備費（総額 1 施設につき 150 万円以内）

補助率 補助対象経費の 2 分の 1 以内

補助金の 交付状況	年度	申請法人	申請施設	申請額	交付法人	交付施設	交付額
	4	8	10	6,188	8	10	6,188
	5	9	12	6,409	9	12	6,409
	6	8	10	6,369	10	10	6,354

令和7年度予算額 6,500千円

(3) 社会福祉法人の助成に関する条例に基づく補助金

ア 施設整備費補助

事業開始 平成17年度

内 容 社会福祉法人の助成に関する条例に基づき、社会福祉施設の施設整備に要する工事費等の一部を補助します。

補助金の 交付状況	区分	法人数 (法人)	施設数 (施設)	補助金額 (千円)
	4	0	0	0
	5	0	0	0
	6	1	1	7,300

令和7年度予算額 予算計上なし

費用の負担 補助の内容により、補助金額の一部国庫補助等があります。

イ 債務負担行為による補助

事業開始 平成7年度（社会福祉施設整備補助金は昭和43年度開始、民間保育所建設費補助金は昭和50年度開始）

内 容 社会福祉法人の助成に関する条例に基づき、福祉医療機構から資金を借入れして、社会福祉施設の整備事業（新設、老朽改築、増改築等）を行う場合に、借入金の元金の償還金の一部を補助します。

なお、平成27年度以降は、新たな制度の適用は行わないこととしました。

補助金の 交付状況	区分	法人数 (法人)	施設数 (施設)	補助金額 (千円)
	4	15	18	60,019
	5	13	16	56,019
	6	12	14	50,329

令和7年度予算額 49,303千円

費用の負担 全額市費負担

6 中国帰国者等生活支援事業

開始年度 平成 20 年度

内 容 一定の要件に該当する中国残留邦人等の方々に、世帯の収入が一定の給付金基準に満たない方に対し、生活支援給付等を実施します。

給付の種類 ① 生活支援……衣食その他の日常生活や移送に必要な費用
② 住宅支援……家賃, 家屋の補修, その他住宅の維持のために必要な費用
③ 医療支援……病気の治療に必要な費用
④ 介護支援……要介護者, 要支援者の介護のために必要な費用
⑤ その他……生業支援, 葬祭支援など

給付状況 3 世帯 4 人 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

令和 7 年度予算額 9,703 千円

費用の負担 負担対象額の 4 分の 3 および 10 分の 10 の国庫負担があります。

7 生活困窮者支援

近年、8050 問題やダブルケアなど世帯の課題が複合化複雑化し、制度の狭間に陥るケースやどこに相談したらよいかわからないケースが増加しています。

本市ではこのような問題に対応するため、令和 4 年度から、これまでの市内 10 か所の介護保険法による地域包括支援センターを福祉拠点と位置付け、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関を併設しています。

福祉拠点では、世代を問わず世帯の困りごと全体を受け止め、個々の課題に整理したうえで、福祉拠点での直接支援や、より適切な専門機関での連携支援を組み合わせながら、それぞれの状況に応じた支援を行うほか、住居確保給付金や就労準備支援事業、子どもの学習支援事業なども活用しながら、生活困窮者の支援の推進に取り組みます。

(1) 地域で見守り支える福祉拠点推進事業

開始年度 令和元年度

内 容 身近な場所での全世代に対応した包括的な相談・支援体制を構築するため、福祉拠点として介護保険制度の地域包括支援センターに生活困窮者自立支援制度による「自立相談支援機関」を設置し、相談支援を行うとともに、各種社会資源との連携・活用を進めます。

実施体制 福祉拠点 (自立相談支援機関) 10 か所 (委託)

職員配置状況 主任相談支援員 1 名, 相談支援員兼就労支援員 2 名 (自立相談支援機関 1 か所あたり)

令和 7 年度予算額 183,233 千円

費用の負担 負担対象額の 4 分の 3 の国庫負担があります。

(2) 生活困窮者自立支援対策事業

開始年度 平成 27 年度

内 容 生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業のほか、住居確保給付金、就労準備支援事業、子どもの学習支援事業により、生活困窮者の包括的な支援に取り組みます。

令和 7 年度予算額 7,515 千円

費用の負担 負担対象額の 4 分の 3 の国庫負担があります。

ア 自立相談支援事業

福祉拠点（自立相談支援機関）では、様々な理由により生活に困っている方の自立に向け、相談支援員が相談内容や課題等を解きほぐしながら、課題の解決に向けてどのような支援が必要かを一緒に考え、支援プランを作成します。作成したプランに基づき、自立に向けた支援を行うほか、必要に応じて他の専門機関と連携したり、各種制度や社会資源に繋ぐなどの相談支援を行います。

イ 住居確保給付金の支給

住居確保給付金は、一定の要件を満たす方に対する住まいの確保を目的とした給付金で、以下の 2 つの支援があります。

〈家賃補助〉

離職・休業等の収入減少により経済的に困窮し、再就職に向けた活動（自営業の方は経営改善に向けた活動）を行うことを要件として、一定期間、家賃相当額を支給します。

〈転居費用補助〉

同一世帯の方の死亡、離職・休業等により収入が著しく減少し、家賃の安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において、転居により家計が改善すると認められること等を要件として、転居費用相当額を支給します。

(3) 就労準備支援事業

開始年度 平成 28 年度

内 容 直ちに一般就労することが困難な生活困窮者に対し、日常生活習慣の確立や、就労に必要な基礎能力の形成を図るなど、その課題に応じた段階的な支援を実施し、一般就労が可能となることを目的としています。

令和 7 年度予算額 2,341 千円

費用の負担 負担対象額の 3 分の 2 の国庫補助があります。

(4) 子どもの学習支援事業

開始年度 平成 28 年度

内 容 経済的な事情等により学習塾などに通えない市内の中学生がいる世帯を対象に、高校受験のための進学支援や学び直しなどの学習支援、子どもが安心して通える居場所の提供等、子どもと保護者の支援を通じて、子どもの将来の自立に向けた包括的な支援を行います（事業の参加には要件があります）。

令和7年度予算額 24,895千円

参加者定員 100名

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫補助があります。

事業実績

自立相談支援事業		
年度	新規相談件数 (件)	プラン作成件数 (件)
2	1,571	101
3	1,154	44
4	766	208
5	740	367
6	870	562

住居確保給付金事業		
年度	給付件数 (件)	給付金額 (千円)
2	1,345	44,183
3	218	7,030
4	96	3,171
5	25	781
6	17	608

8 旧軍人軍属等援護

(1) 遺族援護法による諸請求等取扱件数

旧軍人、軍属で戦死または戦病死した遺族に対し、国家補償に基づく年金等の支給を行います。

(単位：件)

区分	4	5	6
特別弔慰金請求	76	-	-
特別給付金請求	-	4	-
弔慰金請求	-	-	-
年金関係請求	-	-	-

(2) 戦傷病者特別援護法による諸請求取扱件数

旧軍人、軍属で戦争公務による戦傷病者に補装具療養給付等の援護を行います。

(単位：件)

区分	4	5	6
乗車券引換証	-	-	-
補装具交付修理	-	-	-
手帳交付	-	-	-
異動届等	-	-	-

(3) 障害者等外出支援事業（戦傷病者）

開始年度 平成 24 年度（平成 30 年度より I C カード化）

内 容 戦傷病者の公共交通機関の乗車料金を負担することにより、施設等への通所など外出を支援し、社会活動の促進を図ります。

対 象 者 戦傷病者手帳を有する者

助成内容 年間 72,000 円を上限として「スターイカすニモカ」を使って支払った市電・函館バスの乗車料金を全額ポイントとして還元

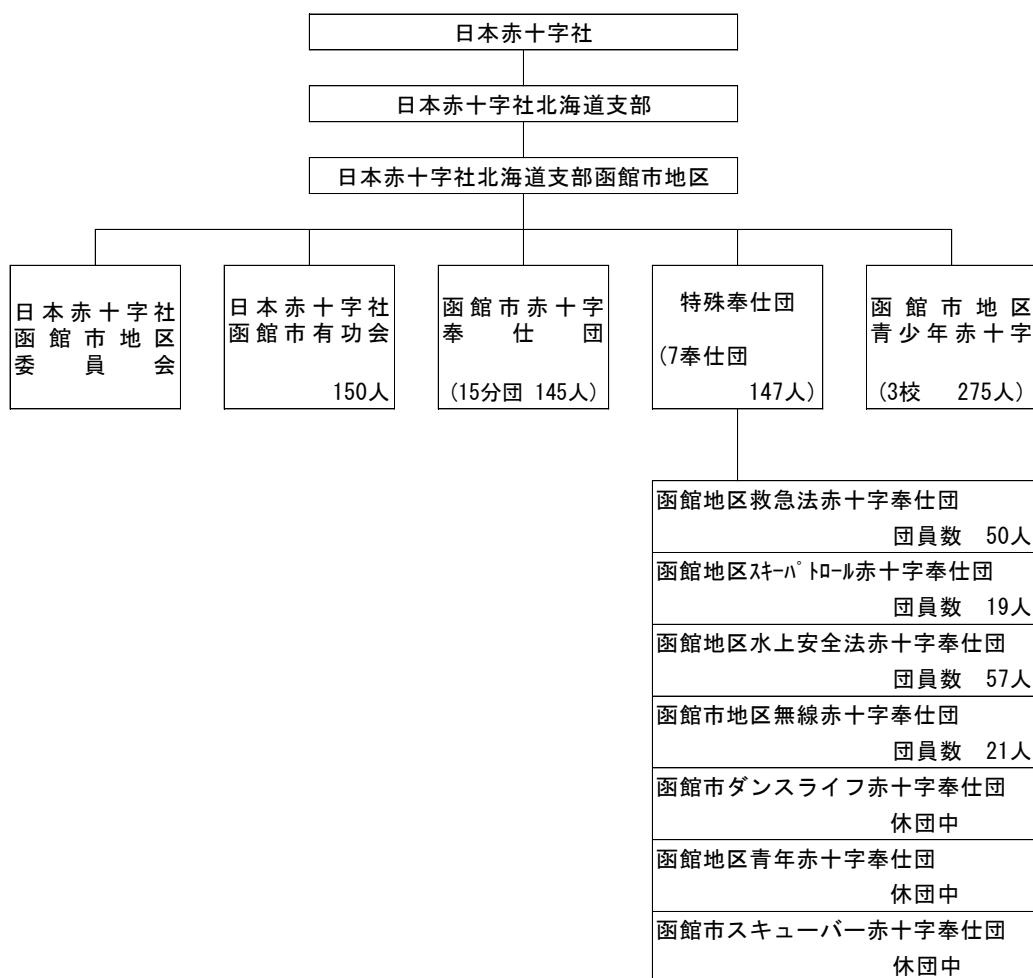
費用の負担 全額市費負担

9 日本赤十字社北海道支部函館市地区

日本赤十字社法に基づく事業を行い、函館市地区では主に赤十字社員・社資募集、被災者への救援物資の配付、赤十字安全法講習の開催（水上安全法、救急法）等の事業を実施しています。

日本赤十字社北海道支部函館市地区の概要および機構

令和 7 年 4 月 1 日現在



日本赤十字社函館市地区社資収納状況 (単位：円)

区分	函館市地区目標額	函館市地区実績額
3	20,797,000	14,864,140
4	20,797,000	9,432,425
5	20,797,000	10,650,660
6	20,797,000	9,938,973

日本赤十字社函館市地区救援物資支給状況 (単位：件)

区分	火災等支給世帯数	毛布	緊急セット
3	6	17	6
4	1	12	2
5	1	1	1
6	1	6	2

10 その他の施設

(1) 火葬場

施設の概要				
	函館市斎場	函館市戸井斎場	函館市椴法華斎場	函館市南茅部斎場
所在地	舟見町27番1号	館町169番地1	絵紙山町27番地2	尾札部町2457番地1
敷地面積	9,748.34㎡	2,391.34㎡	1,855.05㎡	4967.77㎡
構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造
	地下1階地上2階建	平屋建	平屋建	2階建
床面積	2,369.37㎡	258.34㎡	198.00㎡	411.21㎡
開設	平成4年2月1日	平成11年4月1日	平成13年12月21日	平成元年12月5日

使用料 (単位:円)		年度別火葬件数 (単位:件)					
区分	使用料	区分	12歳以上	12歳未満	死産児	その他	計
12歳以上の死体	14,000	2	3,856	1	44	1,560	5,461
12歳未満の死体	8,500	3	4,115	4	39	1,383	5,541
死産児	4,000	4	4,429	4	41	1,247	5,721
上肢, 下肢等身体の一部	2,500	5	4,428	2	30	1,145	5,605
胞衣産わい物(1個につき)	1,000	6	4,434	5	25	371	4,835

※死亡した方および死産児を出産した方等が市民外の方であった場合の使用料は2倍(胞衣産わい物を除く)。

(2) 慰霊堂

施設の目的 昭和9年3月21日に発生し、函館市の3分の1を焦土と化した函館大火の殉難者を弔慰するために、全国からの義援金をもとに建立した施設で、毎年3月21日には慰霊祭を行っているほか、高齢者等を中心とした健康・体力づくりの場として開放し、福祉の増進を図ります。

所在地 函館市大森町33番33号

建物面積 633.04㎡

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

経過 昭和9年9月21日 慰霊堂仮堂建立

昭和13年9月30日 慰霊堂建替え

昭和36年5月21日 床張替えし、青少年ホールとして開放

昭和57年10月31日 慰霊堂修復工事完成

修復工事内容・・・鉄骨補強, 屋根瓦葺き替え, 内外壁全面塗装, 窓枠サッシ・床張替等

総工事費・・・・・・149,650,000円

平成26年4月1日 青少年ホール廃止(慰霊堂として一体管理)

(3) 函館市総合福祉センター（あいよる 21）

施設の目的 障がい者や高齢者などの社会参加や交流の場として、また各種の相談、研修、機能訓練などの事業を行う地域福祉推進のための複合的機能を有する施設です。

所在地 函館市若松町 33 番 6 号

敷地面積 4,337.00 m²

建物面積 8,662.81 m²

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 5 階地下 1 階建

開設 平成 6 年 4 月 1 日

[函館市総合福祉センター]主な施設・事業の内容

	施設の内容	主な事業	主な設備
1 階	障害者福祉センター	相談事業, 手芸・工作その他の創作活動, 日常訓練, 機能回復訓練, 視聴覚障がい者ライブラリー	相談室, 機能回復訓練室, 作業室, 日常生活訓練室, 視聴覚障害者ライブラリー, 機能回復訓練用プール, 録音スタジオ, 研修室, 点字図書室, 集会室
2 階	老人福祉センター	健康相談, 趣味・教養教室の開催, サークル活動, 各種講座, 講演会, 世代間交流事業, 老人福祉センター合同行事	健康相談室, 教養娯楽室, 集会室, 技能訓練室
3 階	母子・父子福祉センター	相談事業, 技能習得事業, 趣味・教養教室の開催	相談室, 技能習得室, 教養娯楽室, 保育室
	福祉情報センター	福祉関連のDVDや図書の貸出	
	介護相談センター	介護を必要とする方やその家族からの相談事業, 介護機器の展示	※介護用品展示コーナーのみ 1 階
	ボランティア相談コーナー	ボランティア活動の資料収集, 提供, 相談, 派遣調整などの事業	
4 階	児童センター	スポーツ教室, 親子ふれあい教室(料理, 工作), 工作教室, 世代間交流事業, 幼児対象キッズランド	遊戯室, 図書室, ビデオ図書室, 音楽スタジオ, コンピュータープレイルーム, 集会室
	おもちゃライブラリー	障がい児を対象に, 遊びを通じてその発達を促すための事業	おもちゃライブラリー
5 階	多目的ホール	各種催しやスポーツに利用	ホール, 更衣室, シャワー室

開館時間

施設の内容	開館時間	休館日
障害者福祉センター 母子・父子福祉センター 多目的ホール 会議室	午前9時から午後9時まで	・毎週月曜日(月曜日が祝日に 当たるときは、その翌日) ・年末年始(12/29～1/3) ※プールは第2・第4を除く金曜 日も休館
老人福祉センター 介護相談センター 福祉情報センター	午前9時から午後5時まで	
児童センター	午前9時から午後6時まで (4月から9月) 午前9時から午後5時まで (10月から3月)	
プール (障害者福祉センター)	午前10時から午後8時まで	

市内の社会福祉施設等の現状

(令和7年7月1日現在)

区分	施設区分			施設数	定員	設置主体別				経営主体別				
	入所	通所	利用			施設種別	公立		民立		公営		民営	
							施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
障害者支援施設等	○			指定障害者支援施設	6	348	1	70	5	278	1	70	5	278
		○		指定自立訓練事業所(機能)	1	10	1	10			1	10		
		○		指定自立訓練事業所(生活)	3	32	1	6	2	26	1	6	2	26
		○		指定就労移行支援事業所	7	144	1	60	6	84	1	60	6	84
		○		指定就労継続支援事業所(A)	4	135			4	135			4	135
		○		指定就労継続支援事業所(B)	52	1068	1	30	51	1038	1	30	51	1038
		○		指定就労定着支援事業所	2				2				2	
		○		指定生活介護事業所	19	675	2	40	17	635	2	40	17	635
		○		指定短期入所事業所	15	18			15	18			15	18
				指定共同生活援助事業所	64	410			64	410			64	410
			○	指定自立生活援助事業所	3				3				3	
			○	指定一般相談支援事業所	7				7				7	
			○	指定特定相談支援事業所	23		1		22		1		22	
			○	指定障害児相談支援事業所	20		1		19		1		19	
			○	身体障害者福祉センター	1		1						1	
			○	地域活動支援センター	5		1		4				5	
			○	福祉ホーム	1	15			1	15			1	15
		○		指定児童発達支援事業所	26	315	1	40	25	275	1	40	25	275
		○		指定放課後等デイサービス事業所	57	605			57	605			57	605
		○	保育所等訪問支援事業所	5		1		4		1		4		
介護・老人福祉施設等	○			介護老人福祉施設	19	1,351			19	1,351			19	1,351
	○			介護老人保健施設	8	896			8	896			8	896
	○			介護医療院	5	360			5	360			5	360
	○			短期入所施設(療養介護含む)	40	1,624			40	1,624			40	1,624
	○			特定施設入居者生活介護	12	833			12	833			12	833
	○	○		小規模多機能型居宅介護	19	511			19	511			19	511
	○			認知症対応型共同生活介護	47	862			47	862			47	862
	○			地域密着型特定施設入居者生活介護	13	377			13	377			13	377
	○			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5	136			5	136			5	136
	○	○		看護小規模多機能型居宅介護	6	163			6	163			6	163
	○			養護老人ホーム	2(2)	270(270)			2(2)	270(270)			2(2)	270(270)
	○			特別養護老人ホーム	24	1,487			24	1,487			24	1,487
	○			老人短期入所施設	29	478			29	478			29	478
		○		老人デイサービスセンター	101				101				101	
	○			生活支援ハウス	2	21	0	0	2	21			2	21
	○			軽費老人ホーム	5(1)	205(80)			5(1)	205(80)			5(1)	205(80)
	○			有料老人ホーム	47	1,624			47	1,624			47	1,624
		○	老人福祉センター	3		3						3		
保護施設	○			救護施設	3	310			3	310			3	310
			○	医療保護施設	1	480			1	480			1	480
その他の社会福祉施設	○			無料低額宿泊所	1	23			1	23			1	23
			○	無料低額診療施設	4	917			4	917			4	917
			○	総合福祉センター	1		1						1	
		-		地域療育センター	0				0				0	
			○	福祉センター	1		1				1			
		○	地域包括支援センター	10		10						10		

※指定短期入所事業所の定員数は、空床型を除く。

※()内の数字は、(地域密着型)特定施設入居者生活介護

社会福祉施設等一覧

社福)…社会福祉法人
 医社)…医療法人社団
 社医)…社会医療法人
 財)…財団法人
 学)…学校法人
 独)…独立行政法人
 NPO)…特定非営利活動法人
 (同)…合同会社
 一社)…一般社団法人

1 障害者支援施設等

(1) 指定障害者支援施設(入所)

(令和7年7月1日現在)

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
国立函館視力障害センター	(〒042-0932) 湯川町1-35-20	59-2751	国	国	70	H18.10.1
よつば学園	(〒041-0834) 東山町118-194	54-8916	社福)育栄会	社福)育栄会	70	H19.7.13
函館青年寮	(〒041-0802) 石川町42-2	47-0124	社福)侑愛会	社福)侑愛会	40	H24.4.1
侑ハウス	(〒041-0824) 西桔梗町783-15	48-0270	社福)侑愛会	社福)侑愛会	40	H24.4.1
函館リハビリセンター	(〒041-0802) 石川町191-6	46-1129	社福)函館仁愛会	社福)函館仁愛会	88	H24.4.1
希望ヶ丘学園	(〒041-0262) 古川町441-3	58-3776	社福)函館緑風会	社福)函館緑風会	40	H25.4.1

(2) 指定自立訓練事業所(機能訓練)

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
国立函館視力障害センター	(〒042-0932) 湯川町1-35-20	59-2751	国	国	10	H18.10.1

(3) 指定自立訓練事業所(生活訓練)

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
多機能型事業所 ワークセンター一条	(〒042-0914) 上湯川町362-66	50-4730	社福)函館一条	社福)函館一条	6	H19.4.1
はこだて療育・自立支援センターライフあおば	(〒042-0932) 湯川町2-39-26	36-0500	市	市	6	H24.3.30
トータスホーム	(〒042-0903) 東畑町141-13	58-1982	社福)函館恭北会	社福)函館恭北会	20	H24.4.1

(4) 指定就労移行支援事業所

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
国立函館視力障害センター	(〒042-0932) 湯川町1-35-20	59-2751	国	国	60	H18.10.1
多機能型事業所 ワークス一条	(〒040-0084) 大川町4-26	43-8313	社福)函館一条	社福)函館一条	6	H19.4.1
Ponte	(〒040-0011) 本町29-29 2F	30-3366	NPO)自立相互扶助ネットワーク	NPO)自立相互扶助ネットワーク	20	H27.9.1
多機能型事業所 asurara<あすらら>	(〒040-0033) 千歳町22-6	83-8373	理想福祉(株)	理想福祉(株)	10	H28.10.1
ジョブシード	(〒042-0941) 深堀町1-7	83-8018	(同)ジョブサポート	(同)ジョブサポート	20	H29.1.1
多機能型事業所 WiSh ウイッシュ	(〒042-0942) 柏木町15-27 3F	86-5166	函館就労支援(株)	函館就労支援(株)	8	R3.7.1
障害者就労移行支援事業所 Nagomu	(〒040-0034) 大森町28-9	78-1085	(株)Well-Being	(株)Well-Being	20	R7.5.1

(5) 指定就労継続支援事業所(A型)

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
軽食喫茶らあ〜ふ	(〒041-8680) 港町1-10-1	40-6151	NPO) 軽食喫茶ピュア	NPO) 軽食喫茶ピュア	10	H23.4.1
松陰プラザ	(〒040-0003) 松陰町1-35	30-2323	社福)函館恵愛会	社福)函館恵愛会	40	H27.4.1
ワークスペース ファイン	(〒041-0806) 美原2-6-19	76-4686	(株)キープライズ	(株)キープライズ	20	H28.10.1
クレドホテル函館	(〒042-0941) 深堀町22-42	54-7878	社福)函館恵愛会	社福)函館恵愛会	65	H29.11.1

(6)指定就労継続支援事業所(B型)

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
はこだて療育・自立支援センターワークあおば	(〒042-0932) 湯川町2-39-26	36-0500	市	市	30	H18.10.1
オリーブ	(〒040-0071) 追分町5-23-1	41-8833	社福)かいせい	社福)かいせい	10	H18.10.1
自立支援センター 翔栄	(〒040-0014) 中島町34-7	30-2255	NPO)自立支援センター翔栄	NPO)自立支援センター翔栄	20	H18.12.14
工房・虹と夢	(〒040-0022) 日乃出町24-5	32-7348	NPO) 工房・虹と夢	NPO) 工房・虹と夢	22	H19.4.1
多機能型事業所 ワークセンター一条	(〒042-0916) 旭岡町19-29	50-3777	社福)函館一条	社福)函館一条	40	H19.4.1
多機能型事業所 ワークス一条	(〒040-0084) 大川町4-26	43-8313	社福)函館一条	社福)函館一条	34	H19.4.1
地域サービスセンター はこだて	(〒040-0014) 中島町25-18	51-0026	NPO)日本障害者・高齢者生活支援機構	NPO)日本障害者・高齢者生活支援機構	40	H21.10.29
多機能型障がい者福祉サービスふれあい	(〒040-0025) 堀川町21-4	32-9980	NPO)ふれあい	NPO)ふれあい	10	H22.3.26
ひまわり函館B-1	(〒040-0013) 千代台町12-20	32-2727	NPO)ひまわり	NPO)ひまわり	20	H22.5.28
コロポックルはこだて	(〒040-0057) 入舟町6-17	22-6188	NPO)脳外傷友の会コロポックル道南支部	NPO)脳外傷友の会コロポックル道南支部	20	H23.9.21
ラビットファーム	(〒042-0903) 東畑町141-13	58-1981	社福)函館恭北会	社福)函館恭北会	20	H24.4.1
かいせい東川	(〒040-0042) 東川町1-11	22-8775	社福)かいせい	社福)かいせい	30	H24.7.1
ジョブサポートひびき	(〒040-0014) 中島町5-4	76-4090	NPO)つむぎ	NPO)つむぎ	20	H24.9.1
しまりすBS函館駅前	(〒040-0063) 若松町19-6	23-8210	NPO)しまりす	NPO)しまりす	20	H24.10.18
就労継続支援B型事業所あいらす	(〒042-0932) 湯川町2-5-15	36-5558	(株)エム・クリエイティブ	(株)エム・クリエイティブ	20	H25.4.1
しまりすBS新川	(〒040-0032) 新川町12-11	83-1338	NPO)しまりす	NPO)しまりす	20	H27.10.1
ジョブハウス勇氣	(〒040-0063) 若松町26-7	84-6910	(株)絆メディカルグループ	(株)絆メディカルグループ	20	H27.11.1
チョコはこだて	(〒041-0835) 東山3-1-17	84-5363	(有)大裕	(有)大裕	20	H27.11.1
千蛭社	(〒040-0001) 五稜郭町30-21	76-6916	NPO)千蛭社	NPO)千蛭社	20	H28.4.1
夕陽が丘	(〒041-0852) 鍛冶2-40-14	54-8889	NPO)地域活動支援センター夕陽が丘	NPO)地域活動支援センター夕陽が丘	20	H28.4.1
チョコゆのはま	(〒042-0933) 湯浜町7-8	84-5388	(有)大裕	(有)大裕	20	H30.2.1
軽食喫茶たんぼぼ	(〒040-0063) 若松町33-6	27-9711	NPO)函館手をつなぐ親の会	NPO)函館手をつなぐ親の会	20	H30.2.1
多機能型事業所 asurara<あすらら>	(〒040-0033) 千歳町22-6	83-8373	理想福祉(株)	理想福祉(株)	10	H30.3.1
シゴトベース	(〒041-0836) 山の手3-34-17	83-6950	NPO)シゴトシンク北海道	NPO)シゴトシンク北海道	20	H30.4.1
就労継続支援B型グループアス	(〒040-0081) 田家町20-23	84-1331	株)GURORIASU	株)GURORIASU	20	H30.9.1
ファニー函館	(〒040-0004) 杉並町4-15	83-7480	(同)HOS	(同)HOS	20	H30.9.1
ワークコートかがやき	(〒041-0836) 山の手1-5-16	76-8828	(株)かがやき	(株)かがやき	20	H30.11.1
美原・虹と夢	(〒041-0806) 美原2-4-15	87-0844	NPO) 工房・虹と夢	NPO) 工房・虹と夢	10	H31.4.1
就労継続支援B型事業所re-project	(〒042-0934) 広野町2-2	86-5712	(株)絆メディカルグループ	(株)絆メディカルグループ	20	R1.11.1
就労継続支援B型事業所つばさ	(〒040-0004) 杉並町9-13	76-6108	(同)大空	(同)大空	20	R1.11.1
就労継続支援B型事業所コミュニティはこだて	(〒041-0811) 富岡町2丁目4-21	44-5610	一社)コミュニティほっかいどう	一社)コミュニティほっかいどう	20	R1.11.1

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
百年の森 函館駅前	(〒040-0063) 若松町22-1	83-1607	(有)THEOGRAM	(有)THEOGRAM	20	R1.12.1
るるワークス	(〒041-0806) 美原1丁目41-6	86-5224	(有)更科	(有)更科	20	R2.3.1
わくわくワーク函館	(〒041-0806) 美原3丁目20-20	83-1965	(株)エンパワー	(株)エンパワー	20	R2.3.16
ポラリスパス	(〒040-0062) 大縄町3-3	24-1805	(株)ポラリスモア	(株)ポラリスモア	20	R2.10.1
チョコかしわぎ	(〒042-0942) 柏木町15-2	86-9725	(有)大裕	(有)大裕	20	R2.11.1
就労継続支援B型事業所ジョブハウス未来	(〒041-0836) 山の手2-53-4	86-6657	(株)絆メディカルグループ	(株)絆メディカルグループ	20	R3.8.1
クリン	(〒040-0011) 本町31-32 本町ウイラⅢ 1階	84-6868	社福)函館恵愛会	社福)函館恵愛会	20	R3.10.1
就労継続支援B型みるみえる	(〒041-0821) 港町1-14-16	76-4804	(株)スマイルキッズクラブ	(株)スマイルキッズクラブ	20	R3.11.1
ファニー湯川	(〒042-0932) 湯川町2-7-12	85-8484	(同)HOS	(同)HOS	20	R3.11.1
障害福祉サービスほっぷ	(〒042-0935) 駒場町6-31	86-9135	(同)ほっぷ	(同)ほっぷ	20	R4.4.1
百年の森 函館	(〒040-0084) 大川町15-20	86-6902	(株)3eee	(株)3eee	20	R4.12.1
サンアップ函館事業所	(〒042-0932) 湯川町3-32-7	83-7789	(株)サンアップ	(株)サンアップ	20	R5.7.1
就労継続支援B型事業所ONE PIECE	(〒041-0841) 日吉町1-14-7	83-7713	(株)絆メディカルグループ	(株)絆メディカルグループ	20	R5.7.1
でじのみ函館吉川	(〒040-0077) 吉川町3-30	83-2750	LIBs Connect(株)	LIBs Connect(株)	20	R5.8.1
多機能型事業所WiSh ウイッシュ	(〒042-0942) 柏木町15-27 3F	86-5166	函館就労支援(株)	函館就労支援(株)	12	R5.11.1
SUN-MOON新川	(〒040-0032) 新川町1-24 R4TM 新川町3階	83-7478	(株)SUN-MOON	(株)SUN-MOON	20	R6.6.1
就労継続支援B型事業所GROW	(〒040-0011) 本町32-7	76-6954	(株)GROW	(株)GROW	20	R6.9.1
就労継続支援B型事業所tenowa	(〒042-0942) 深堀町8-5	86-6207	一社)resta	一社)resta	20	R7.1.1
ジョブシードB型	(〒042-0942) 柏木町37-9	83-8018	(同)ジョブサポート	(同)ジョブサポート	20	R7.4.1
PONO	(〒040-0011) 本町6-12	84-5776	(同)PONO	(同)PONO	20	R7.4.1
すくえあーはこだて	(〒041-0808) 桔梗3-25-4	76-6000	(株)NTS	(株)NTS	20	R7.5.1

(7)指定就労定着支援事業所

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
多機能型事業所ワークスー条	(〒040-0084) 大川町4-26	43-8313	社福)函館一条	社福)函館一条	—	H30.12.1
ジョブシード(休止中)	(〒042-0941) 深堀町1-7	83-8018	(同)ジョブサポート	(同)ジョブサポート	—	R2.3.1

(8)指定生活介護事業所

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
はこだて療育・自立支援センターあおやぎ	(〒042-0932) 湯川町2-39-26	36-0500	市	市	20	H18.10.1
はこだて療育・自立支援センターともえ	(〒042-0932) 湯川町2-39-26	36-0500	市	市	20	H18.10.1
よつば学園	(〒041-0834) 東山町118-194	54-8916	社福)育栄会	社福)育栄会	80	H19.7.13
多機能型事業所ワークセンター一条	(〒042-0916) 旭岡町19-29	50-3777	社福)函館一条	社福)函館一条	34	H21.4.1
ふっと	(〒040-0078) 北浜町5-23	41-4400	社福)かいせい	社福)かいせい	60	H22.3.26
多機能型障がい者福祉サービスふれあい	(〒040-0025) 堀川町21-4	32-9980	NPO)ふれあい	NPO)ふれあい	10	H22.3.26
函館リハビリセンター	(〒041-0802) 石川町191-6	46-1736	社福)函館仁愛会	社福)函館仁愛会	131	H24.4.1

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
函館青年寮	(〒041-0802) 石川町42-2	47-0124	社福)侑愛会	社福)侑愛会	40	H24.4.1
函館青年寮通所部	(〒041-0802) 石川町41-2	47-3128	社福)侑愛会	社福)侑愛会	20	H24.4.1
侑ハウス	(〒041-0824) 西桔梗町783-15	48-0270	社福)侑愛会	社福)侑愛会	40	H24.4.1
ワークショップはこだて	(〒041-0802) 石川町41-4	46-6601	社福)侑愛会	社福)侑愛会	40	H24.4.1
希望ヶ丘学園	(〒041-0262) 古川町441-3	58-3776	社福)函館緑風会	社福)函館緑風会	60	H25.4.1
生活介護しずく	(〒040-0025) 堀川町30-11	76-8782	(同)しずく	(同)しずく	20	H27.8.1
多機能型事業所 ぶれおプラス	(〒041-0806) 美原1-29-16	83-6680	NPO)みんなのさぼー たーわっとな	NPO)みんなのさぼー たーわっとな	20	H28.5.1
Lifeみなと	(〒041-0821) 港町2-7-1	62-7545	NPO)日本障害者・ 高齢者生活支援機構	NPO)日本障害者・ 高齢者生活支援機構	20	H29.7.1
LIFEなかじま	(〒040-0014) 中島町25-18	51-0026	NPO)日本障害者・ 高齢者生活支援機構	NPO)日本障害者・ 高齢者生活支援機構	10	H29.10.1
障がい福祉サービス みらいサロン	(〒042-0933) 湯浜町12-5	76-2732	(株)みらいハウス	(株)みらいハウス	20	R4.6.1
障がい者生活介護事業 所 ゆう	(〒041-0808) 桔梗1-6-1	47-6161	社福)七飯有隣会	社福)七飯有隣会	20	R5.4.1
共生型デイサービス プレイ&コロコロ@花園	(〒041-0843) 花園町26-18-1	84-5795	(株)MILIER CARE	(株)MILIER CARE	10	R6.5.1

(9)指定短期入所事業所

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
函館リハビリセンター	(〒041-0802) 石川町191-6	46-1129	社福)函館仁愛会	社福)函館仁愛会	4	H18.10.1
函館青年寮	(〒041-0802) 石川町42-2	47-0124	社福)侑愛会	社福)侑愛会	2	H18.10.1
侑ハウス	(〒041-0824) 西桔梗町783-15	48-0270	社福)侑愛会	社福)侑愛会	2	H18.10.1
よつば学園	(〒041-0834) 東山町118-194	54-8916	社福)育栄会	社福)育栄会	2	H18.10.1
障害者短期入所 こうじゅ	(〒040-0072) 亀田町7-1	41-5100	社福)函館鴻寿会	社福)函館鴻寿会	空床型	H18.10.1
トータスホーム	(〒042-0903) 東畑町141-13	58-1982	社福)函館恭北会	社福)函館恭北会	2	H18.10.1
希望ヶ丘学園	(〒041-0262) 古川町441-3	58-3776	社福)函館緑風会	社福)函館緑風会	空床型	H25.4.1
グループホーム一条	(〒042-0914) 上湯川町65-8	50-3777	社福)函館一条	社福)函館一条	空床型	H28.7.1
ショートステイ和奏	(〒041-0813) 亀田本町34-25	68-1234	(同)奏海	(同)奏海	空床型	R1.8.1
ショートステイピア ポート追分	(〒040-0071) 追分町5-8	83-8303	(株)絆メディカル グループ	(株)絆メディカル グループ	空床型	R2.7.1
独立行政法人国立病院 機構函館医療センター短 期入所事業所(休止中)	(〒041-8512) 川原町18-16	51-6281	独立行政法人国立病 院機構函館病院	独立行政法人国立病 院機構函館病院	4	R2.8.18
ショートステイピア ポート新川	(〒040-0032) 新川町27-6	83-5541	(株)絆メディカル グループ	(株)絆メディカル グループ	空床型	R3.4.1
ショートステイピア ポート若松	(〒040-0063) 若松町32-11	85-8671	(株)絆メディカル グループ	(株)絆メディカル グループ	空床型	R3.4.1
ショートステイ のこぼーむ美原	(〒041-0806) 美原2-8-27	86-7564	(株)ティグル	(株)ティグル	2	R3.10.1

(10)指定共同生活援助事業所

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
グループホーム えのぐぼこ	(〒041-0851) 本通2-53-24	51-1620	NPO)サポートセンターえの ぐぼこ	NPO)サポートセンターえの ぐぼこ	4	H18.10.1
あかね荘	(〒041-0801) 桔梗町417-9	47-6409	社福)侑愛会	社福)侑愛会	4	H18.10.1
さくら荘	(〒041-0808) 桔梗3-33-2	47-4704	社福)侑愛会	社福)侑愛会	7	H18.10.1

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	指定 年月日
やまぶき荘	(〒041-0808) 桔梗町1-4-1	46-8423	社福)侑愛会	社福)侑愛会	5	H18.10.1
くぬぎ荘	(〒041-0808) 桔梗2-25-1	47-3354	社福)侑愛会	社福)侑愛会	4	H18.10.1
ともえ荘	(〒041-0821) 港町1-25-10	45-6645	社福)侑愛会	社福)侑愛会	5	H18.10.1
グループホーム ゆうあい	(〒042-0953) 戸倉町21-11	76-3456	NPO)障害者・高齢者地域支 援ゆうあい	NPO)障害者・高齢者地域支 援ゆうあい	10	H21.4.1
クリアコート結	(〒041-0851) 本通4-1-11	85-8675	(株)かがやき	(株)かがやき	14	H22.12.20
クリアコート凜	(〒042-0941) 深堀町39-18	85-8675	(株)かがやき	(株)かがやき	7	H23.10.16
クリアコート翔	(〒041-0836) 山の手2-17-8	85-8675	(株)かがやき	(株)かがやき	7	H24.6.11
グループホーム ふるーる	(〒041-0262) 古川町191	58-3322	社福)函館緑風会	社福)函館緑風会	4	H25.4.1
グループホーム ふるーる2号館	(〒041-0262) 古川町213-1	58-1711	社福)函館緑風会	社福)函館緑風会	5	H25.4.1
グループホーム ふるーる3号館	(〒042-0922) 銭亀町210-33	58-1808	社福)函館緑風会	社福)函館緑風会	5	H25.4.1
結	(〒040-0802) 石川町189-13	34-6022	社福)函館仁愛会	社福)函館仁愛会	20	H26.4.1
ルミエール	(〒041-0836) 山の手3-27-3	83-1097	NPO)自立支援セン ター翔栄	NPO)自立支援セン ター翔栄	4	H26.7.1
障がい者グループホーム ピアポート新川	(〒040-0032) 新川町27-6	83-5541	(株)絆メディカル グループ	(株)絆メディカル グループ	7	H26.10.1
グループホームゆのか かわ	(〒042-0932) 湯川町2-24-8	59-6222	社福)函館博栄会	社福)函館博栄会	16	H26.12.1
ぱれっと	(〒041-0802) 石川町461-6	84-8177	社福)侑愛会	社福)侑愛会	6	H29.3.1
グループホーム湯くら	(〒042-0932) 湯川町2-32-6	59-3355	社福)函館博栄会	社福)函館博栄会	20	H29.4.1
グループホームわふと	(〒040-0071) 追分町5-16-3	43-2727	社福)かいせい	社福)かいせい	6	H20.4.1
ケアホームあみかる	(〒040-0078) 北浜町5-24	42-0075	社福)かいせい	社福)かいせい	7	H29.6.1
ケアホームあみかる・2	(〒040-0071) 追分町5-23-2	40-8989	社福)かいせい	社福)かいせい	12	H29.6.1
グループホーム一条	(〒042-0914) 上湯川町65-8	57-1891	社福)函館一条	社福)函館一条	7	H28.7.1
グループホームゆのか かわ	(〒042-0932) 湯川町2-27-16	59-4466	社福)函館一条	社福)函館一条	4	H29.10.1
グループホーム にしあさひおか	(〒042-0915) 西旭岡町3-28-10	50-2025	社福)函館一条	社福)函館一条	5	H29.10.1
グループホーム かみゆのかわ	(〒042-0914) 上湯川町65-9	57-6506	社福)函館一条	社福)函館一条	6	H29.10.1
セルフサポート高砂通り	(〒040-0032) 新川町17-7	86-6860	(株)ネクストベース	(株)ネクストベース	20	H30.12.1
障がい者グループホーム ピアポート若松	(〒040-0063) 若松町32-11	85-8671	(株)絆メディカル グループ	(株)絆メディカル グループ	16	R1.7.1
障がい者グループホーム ピアポート的場	(〒040-0021) 的場町14-1	56-6060	(株)絆メディカル グループ	(株)絆メディカル グループ	4	R1.7.1
グループホーム和奏	(〒041-0813) 亀田本町34-25	68-1234	(同)奏海	(同)奏海	6	R1.8.1
障がい者グループホーム ピアポート桔梗	(〒041-0801) 桔梗町52-18	85-8185	(株)絆メディカル グループ	(株)絆メディカル グループ	4	R1.10.1
障がい者グループホーム ピアポート昭和2丁目	(〒041-0812) 昭和2丁目6-3	86-7115	(株)絆メディカル グループ	(株)絆メディカル グループ	4	R1.11.1
障がい者グループホーム ピアポート湯浜	(〒042-0933) 湯浜町8-13	86-6165	(株)絆メディカル グループ	(株)絆メディカル グループ	14	R2.5.1
障がい者グループホーム ピアポート追分	(〒040-0071) 追分町5-8	83-8303	(株)絆メディカル グループ	(株)絆メディカル グループ	4	R2.7.1
障がい者グループホーム ピアポート本通 (休止中)	(〒041-0851) 本通4-8-2	83-5518	(株)絆メディカル グループ	(株)絆メディカル グループ	4	R3.6.1
あまいろ	(〒040-0061) 海岸町18-23	85-8515	(株)おりづる	(株)おりづる	11	R3.7.1
障がい者グループホーム ピアポート昭和2丁目B	(〒041-0812) 昭和2-6-2	86-7115	(株)絆メディカル グループ	(株)絆メディカル グループ	4	R3.7.1
グループホーム ブライトone	(〒041-0812) 昭和4-6-17	76-3089	(同)ブライト	(同)ブライト	5	R3.7.1

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	指定 年月日
障がい者グループホームピアポート昭和	(〒041-0812) 昭和3丁目31-24	76-3197	(株)絆メディカルグループ	(株)絆メディカルグループ	10	R3.7.1
のこほーむ美原	(〒041-0806) 美原2-8-27	86-7564	(株)ティグル	(株)ティグル	4	R3.10.1
クレドスタイル	(〒042-0941) 深堀町22-40	080-3296-7878	社福)函館恵愛会	社福)函館恵愛会	4	R4.3.1
グループホーム ブライトone サテライト	(〒041-0812) 昭和4-30-2	76-3089	(同)ブライト	(同)ブライト	1	R4.3.22
ファミリー日吉	(〒041-0841) 日吉町3-4-4	090-5006-3411	(株)かがやき	(株)かがやき	7	R4.6.1
グループホーム ブライトone サテライト2	(〒041-0812) 昭和4-2-7	76-3089	(同)ブライト	(同)ブライト	1	R4.8.20
グループホーム かえで	(〒042-0915) 西旭岡町2-45-1	090-5227-5428	社福)函館一条	社福)函館一条	5	R4.10.1
サテライト エルム大川	(〒042-0915) 西旭岡町2-45-1	40-8989	社福)かいせい	社福)かいせい	1	R4.11.7
障がい者グループホーム ピアポートシーサイド A	(〒041-0821) 港町1-33-20 ハイッシーサイド2号館1F	85-8671	(株)絆メディカルグループ	(株)絆メディカルグループ	5	R5.4.24
障がい者グループホーム ピアポートシーサイド B	(〒041-0821) 港町1-33-20 ハイッシーサイド2号館2F	85-8671	(株)絆メディカルグループ	(株)絆メディカルグループ	5	R5.5.25
グループホーム ブライトtwo	(〒041-0853) 中道2-25-28	76-3089	(同)ブライト	(同)ブライト	5	R5.5.15
セルフサポート新川	(〒040-0032) 新川町13-7	86-6860	(株)ネクストベース	(株)ネクストベース	1	R5.7.1
セルフサポート日乃出	(〒040-0022) 日乃出町20-17	86-6860	(株)ネクストベース	(株)ネクストベース	1	R5.7.1
グループホーム ときとう	(〒040-0012) 時任町6-14	83-6225	社福)函館一条	社福)函館一条	7	R6.1.1
ライフサポート 「すまいる」	(〒040-0073) 宮前町2-21	86-7791	A-start(株)	A-start(株)	7	R6.1.1
いんくる函館ふかぼりの家	(〒042-0941) 深堀町23-25 マンションSK101号室	30-6230	(株)いんくる	(株)いんくる	6	R6.1.27
いんくる函館とくらの家	(〒042-0953) 戸倉町10-11	080-4678-8460	(株)いんくる	(株)いんくる	5	R6.1.27
いんくる函館とみおかの家	(〒041-0811) 富岡町1-8-14	080-7431-8285	(株)いんくる	(株)いんくる	6	R6.1.27
グループホーム はこだて	(〒041-0934) 広野町1-8	87-1073	社福)純心福祉会	社福)純心福祉会	10	R6.4.1
いんくる函館戸倉 はなれの家1	(〒042-0953) 戸倉町10-11	080-4678-8460	(株)いんくる	(株)いんくる	1	R6.5.1
いんくる函館戸倉 はなれの家2	(〒042-0953) 戸倉町10-11	080-4678-8460	(株)いんくる	(株)いんくる	1	R6.5.1
こんいろ	(〒040-0012) 時任町9-6 エスポワールフューチャーⅢ208号室	85-8515	(株)おりづる	(株)おりづる	1	R6.5.1
障がい者グループホーム りん2階(休止中)	(〒041-0808) 桔梗1-6-1	47-6161	社福)七飯有隣会	社福)七飯有隣会	7	R6.5.1
はないろ	(〒040-0012) 時任町9-6 エスポワールフューチャーⅢ301号室	85-8515	(株)おりづる	(株)おりづる	1	R6.7.1
ライフサポート 「とうもろー」	(〒042-0941) 深堀町38-9	080-4507-9993	A-start(株)	A-start(株)	6	R7.4.1
グループホーム ブライトthree	(〒041-0822) 亀田港町43-26	76-3089	(同)ブライト	(同)ブライト	5	R7.5.20

(11)指定自立生活援助事業所

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	指定 年月日
マイQOLサポーター anyえにい	(〒041-0852) 鍛冶1-1-18 マーキュリー3階302号室	86-5570	(株)地域せいかつサポート縁・えん	(株)地域せいかつサポート縁・えん	-	R4.10.1
自立生活援助事業所 あとリエ	(〒040-0073) 宮前町3-6	45-8881	(有)ライフアート	(有)ライフアート	-	R5.1.1
自立生活援助 奏鈴	(〒041-0813) 亀田本町34-25	68-1234	(同)奏海	(同)奏海	-	R6.11.1

(12)指定一般相談支援事業所・指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

施設名	所在地	電話	設置主体	種別	定員 (名)	指定 年月日
函館地域生活支援センター	(〒042-0935) 駒場町9-24	54-6757	社福)函館恭北会	特定	-	H24.4.1
				一般		H24.4.19
障害者生活支援センターばすてる	(〒041-0802) 石川町90-7	34-2611	社福)侑愛会	特定・障害児	-	H24.4.1
				一般		H25.4.1
相談支援センター輪	(〒041-0836) 山の手1-6-15	85-6185	(株)雅-Miyabi	特定・障害児	-	H25.11.1
相談支援事業所一条	(〒041-0812) 昭和2-5-13	83-5272	社福)函館一条	特定・障害児	-	H26.3.15
				一般		H26.4.1
はこだて療育・自立支援センター相談支援事業所	(〒042-0932) 湯川町2-39-26	36-0500	市	特定・障害児	-	H26.4.1
うみのほし子ども相談室	(〒040-0022) 日乃出町27-3	56-1451	社福)函館カトリック社会福祉協会	特定・障害児	-	H27.3.1
指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所あとリエ	(〒040-0073) 宮前町35-2	45-8881	(有)ライフアート	特定・障害児	-	H27.8.1
相談支援事業所虹	(〒041-0836) 山の手1-6-14	55-7414	(有)ヘルパーステーション虹	特定・障害児	-	H28.10.1
マイプラン相談室 any・えにい	(〒041-0852) 鍛冶1-1-18 マーキュリー3階302	86-5570	(株)地域せいかつサポート縁・えん	一般・特定・障害児	-	H31.4.1
くらし相談センターつなぐ	(〒040-0024) 高盛町17-19	86-6134	(同)ここから	特定・障害児	-	R1.5.1
相談支援事業所結絆	(〒041-0852) 鍛冶2-35-19	83-8015	(株)絆メディカルグループ	一般・特定・障害児	-	R1.8.1
相談支援事業所笑福	(〒041-0851) 本通4-15-5	84-5026	(株)ケア・スキル	特定・障害児	-	R2.4.1
独立行政法人国立病院機構函館医療センター相談支援事業所	(〒041-8512) 川原町18-16	51-6281	独立行政法人国立病院機構函館病院	特定	-	R2.8.18
相談室 奏音	(〒041-0813) 亀田本町34-25	68-1234	(同)奏海	一般・特定・障害児	-	R3.12.1
るるサポート	(〒041-0806) 美原1-45-15	84-8235	(有)更科	一般・特定・障害児	-	R4.4.1
相談支援事業所ever	(〒041-0852) 鍛冶1-1-27	83-6703	(株)ケアサポートever	特定	-	R4.4.1
相談支援事業所までに	(〒041-0851) 本通1-23-21-101	85-8390	合同会社 巴海	特定・障害児	-	R4.9.1
相談支援事業所グット (goutte)	(〒040-0025) 堀川町30-18	76-0034	(同)しずく	特定・障害児	-	R6.3.15
相談支援事業所だいじょうぶ	(〒040-0004) 杉並町4-15	83-6502	(同)HOS	特定・障害児	-	R6.6.1
相談支援事業所SUN-MOON	(〒040-0032) 新川町1-24 R4TM 新川町5階B号	85-8390	(株)SUN-MOON	特定・障害児	-	R6.6.1
かでの相談室	(〒040-0003) 松陰町3-26	86-6512	(社福)函館恵愛会	特定・障害児	-	R7.1.1
相談室Johan	(〒042-0942) 柏木町15-20-304	080-2284-3939	(一社)サポートセンターJohan	特定・障害児	-	R7.3.31
相談支援事業所永叶	(〒041-0812) 昭和3丁目2-21 タウンハウス昭和2階	84-1705	(株)ネクストベース	特定・障害児	-	R7.4.1

(13)身体障害者福祉センター

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	型	設置(開始) 年月日
総合福祉センター内 障害者福祉センター	(〒040-0063) 若松町33-6	22-6464	市	社福)函館市社会福祉協議会 (指定管理者)	B	H6.4.1

(14)地域活動支援センター

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	類型	指定 年月日
あいよる21	(〒040-0063) 若松町33-6	22-6262	市	社福)函館市社会福祉協議会 社団)函館市身体障害者福祉団体連合会	II	H18.10.1
おはよう	(〒041-0801) 桔梗町59-88	49-0280	NPO)おはよう共同作業所	NPO)おはよう共同作業所	II	H19.1.1
函館地域生活支援センター	(〒042-0935) 駒場町9-24	54-6757	社福)函館恭北会	社福)函館恭北会	I	H18.10.1
陽だまり	(〒042-0941) 深掘町22-43	31-7111	社福)函館恵愛会	社福)函館恵愛会	II	H18.10.1
函館夢ファクトリー	(〒041-0852) 鍛冶2丁目20-28	35-6661	NPO) 函館夢ファクトリー	NPO) 函館夢ファクトリー	II	H18.10.1

(15)福祉ホーム

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	認可年月日
啓明ホーム	(〒042-0932) 湯川町2丁目33-18	59-6661	社福)函館博栄会	社福)函館博栄会	15	H18.10.1

(16)指定児童発達支援事業所

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
児童発達支援センター うみのほし	(〒040-0022) 日乃出町27-3	56-1541	社福)函館カトリック社会福祉協会	社福)函館カトリック社会福祉協会	40	H24.4.1
音の森はこだて	(〒041-0812) 昭和1-11-20	86-7927	(株)リズムアート	(株)リズムアート	10	H25.11.1
のこのこ美原	(〒041-0806) 美原2-8-26	76-3990	(株)ティグル	(株)ティグル	10	H27.4.1
さくら一む湯川	(〒042-0932) 湯川町2-38-14	59-1000	(株)ケアイノベーション	(株)ケアイノベーション	10	H27.7.1
障害児通所支援事業 のんのルーム港店	(〒041-0821) 港町1-14-1	62-2400	(株)エ・アロール	(株)エ・アロール	10	H27.9.1
ジュン・ハートはこだて	(〒041-0852) 鍛冶1-11-2	52-1000	(株)アドレ	(株)アドレ	10	H27.11.16
さくら一む美原	(〒041-0806) 美原3-16-1	46-0100	(株)ケアイノベーション	(株)ケアイノベーション	10	H29.3.25
児童発達支援りずむ おりぶ	(〒041-0821) 港町1-14-17	86-9305	(株)スマイルキッズクラブ	(株)スマイルキッズクラブ	10	H29.7.1
のこのこプラス美原	(〒041-0806) 美原2-3-4	84-5402	(株)ティグル	(株)ティグル	10	H29.12.4
児童通所支援センターラ ブアリス函館若松	(〒040-0063) 若松町26-7	23-3688	(株)3eee	(株)3eee	10	H31.3.18
障害児通所支援事業 のんのルーム駒場店	(〒042-0935) 駒場町5-18	83-1610	(株)エ・アロール	(株)エ・アロール	10	R1.12.1
児童発達支援・放課後等 デイサービス きっずぱーく+	(〒041-0811) 富岡町3-5-14	76-3917	一社)コミュニティほっかいどう	一社)コミュニティほっかいどう	10	R2.4.1
ポラリスひろば 人見教室	(〒040-0005) 人見町21-6	30-1060	(株)ポラリス	(株)ポラリス	10	R4.2.28
しきさい	(〒041-0843) 花園町11-11	86-5547	(株)竹久	(株)竹久	10	R4.3.1
多機能型事業所 たねのね	(〒040-0022) 的場町23-3	76-1448	一社)Roots	一社)Roots	10	R4.11.1
多機能型事業所 こころあ	(〒041-0851) 本通2-34-2	68-1603	(同)Ri'z	(同)Ri'z	10	R5.2.1
百年の森函館	(〒040-0084) 大川町15-20	86-6862	(株)3eee	(株)3eee	10	R5.2.1
多機能型事業所 FLAT	(〒041-0807) 北美原3丁目6-2	76-1702	(同)BEAR HAND	(同)BEAR HAND	10	R5.4.1
重症児デイサービス fuwaRi	(〒041-0812) 昭和3-30-46	83-2247	NPO)for R	NPO)for R	5	R5.4.1
児童発達支援事業所 SEED	(〒041-0836) 山の手1-19-16	78-1468	(株)GREEN REAF	(株)GREEN REAF	10	R5.4.1
多機能型サービス あすも	(〒041-0813) 亀田本町6-21	87-2611	(有)ハープ・ゼーリヒカイテン	(有)ハープ・ゼーリヒカイテン	10	R5.4.1
あるく・ごお	(〒041-0851) 本通4-8-6 1階	83-6306	(同)友結	(同)友結	10	R5.8.1
多機能型事業所あ ぷらす こころあ	(〒042-0941) 深堀町12-32	68-1703	(同)Ri'z	(同)Ri'z	10	R6.2.1
多機能型事業所 SHOOT	(〒041-0836) 山の手2-36-7	76-6182	(株)GREEN REAF	(株)GREEN REAF	10	R6.4.1
はこだて療育・自立支 援センター はぐみ	(〒042-0932) 湯川町2-39-26	36-0500	市	市	40	R6.4.1
多機能型事業所 ふしぎなぼっけ	(〒041-0832) 神山2-9-3	83-8180	(株)エンジェルキッズ	(株)エンジェルキッズ	10	R7.4.1

(17)指定放課後等デイサービス事業所

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
児童デイサービス らびす	(〒041-0811) 富岡町2-33-6	86-6323	NPO)みんなのさぼーたーわっとな	NPO)みんなのさぼーたーわっとな	10	H24.4.1
児童デイサービス すきっぶ	(〒041-0853) 中道1-35-35	84-8122	NPO)みんなのさぼーたーわっとな	NPO)みんなのさぼーたーわっとな	10	H24.4.1

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	指定 年月日
音の森はこだて	(〒041-0812) 昭和1-11-20	86-7927	(株)リズムアート	(株)リズムアート	10	H25.11.1
児童デイサービス ぶれお	(〒041-0806) 美原1-29-16	83-6680	NPO)みんなのさぼー たーわつとな	NPO)みんなのさぼー たーわつとな	10	H26.4.30
るる	(〒041-0806) 美原1-45-15	40-1223	(有)更科	(有)更科	10	H26.7.2
わらさんど	(〒040-0014) 中島町25-18	51-0026	NPO)日本障害者・高 齢者生活支援機構	NPO)日本障害者・高 齢者生活支援機構	10	H26.8.1
あおぞら	(〒040-0014) 中島町24-13	51-0026	NPO)日本障害者・高 齢者生活支援機構	NPO)日本障害者・高 齢者生活支援機構	10	H26.8.1
ひまわり	(〒040-0014) 中島町23-6	51-0026	NPO)日本障害者・高 齢者生活支援機構	NPO)日本障害者・高 齢者生活支援機構	10	H26.8.1
あるく・いち	(〒041-0851) 本通4-8-9	83-6306	(同)友結	(同)友結	10	H27.2.1
あるく・さん	(〒041-0851) 本通4-8-7	83-6306	(同)友結	(同)友結	10	H27.2.1
あるく・にい	(〒041-0851) 本通4-8-8	83-6306	(同)友結	(同)友結	10	H27.2.20
るるメイト	(〒041-0806) 美原2-8-1	47-3224	(有)更科	(有)更科	20	H27.3.16
のこのこ美原	(〒041-0806) 美原2-8-26	76-3990	(株)ティグル	(株)ティグル	10	H27.4.1
多機能型サービスあ すも	(〒041-0813) 亀田本町6-21	87-2611	(有)ハープ・ゼーリヒカ イテン	(有)ハープ・ゼーリヒカ イテン	10	H27.4.1
放課後等デイサービ スりずむ	(〒041-0851) 本通2-30-13	87-0212	(株)スマイルキッズク ラブ	(株)スマイルキッズク ラブ	10	H27.4.27
さくら一む湯川	(〒042-0932) 湯川町2-38-14	59-1000	(株)ケアイノベーション	(株)ケアイノベーション	10	H27.7.1
障害児通所支援事業 のんのルーム港店	(〒041-0821) 港町1-14-1	62-2400	(株)エ・アロール	(株)エ・アロール	10	H27.9.1
ジュン・ハートはこだて	(〒041-0852) 鍛冶1-11-2	52-1000	(株)アドレ	(株)アドレ	10	H27.11.16
放課後等デイサービ スあすも北浜	(〒040-0078) 北浜町5-11	87-2593	(有)ハープ・ゼーリヒカ イテン	(有)ハープ・ゼーリヒカ イテン	10	H28.3.24
放課後等デイサービ スりずむすてつづ	(〒042-0941) 深堀町27-1-3	86-5080	(株)スマイルキッズク ラブ	(株)スマイルキッズク ラブ	10	H28.4.1
ポラリスひろば	(〒040-0084) 大川町15-22	76-7000	(株)ポラリス	(株)ポラリス	10	H28.9.1
放課後等デイサービ スどんぐりコロコロ1	(〒041-0808) 桔梗2-29-32	76-1706	(株)聖の里山	(株)聖の里山	10	H28.12.1
音の森はこだて花園	(〒041-0843) 花園町25-4	83-5072	(株)リズムアート	(株)リズムアート	10	H29.3.1
さくら一む美原	(〒041-0806) 美原3-16-1	46-0100	(株)ケアイノベーション	(株)ケアイノベーション	10	H29.3.25
ポラリスひろば 富岡教室	(〒041-0811) 富岡町1-33-8	76-1211	(株)ポラリス	(株)ポラリス	10	H29.3.25
放課後等デイサービ スあすも富岡	(〒041-0811) 富岡町2-22-24	87-0178	(有)ハープ・ゼーリヒカ イテン	(有)ハープ・ゼーリヒカ イテン	10	H29.4.1
のこのこプラス美原 (休止中)	(〒041-0806) 美原2-3-4	84-5402	(株)ティグル	(株)ティグル	10	H29.12.4
放課後等デイサービ スりずむるびなす	(〒041-0836) 山の手2-52-13	83-6528	(株)スマイルキッズク ラブ	(株)スマイルキッズク ラブ	10	H30.3.15
ポラリスひろば 桔梗教室	(〒041-0808) 桔梗5-26-14	83-7097	(株)ポラリス	(株)ポラリス	10	H30.4.1
児童通所支援センターラ ブアリス函館若松	(〒040-0063) 若松町26-7	23-3688	(株)3eee	(株)3eee	10	H31.3.18
放課後等デイサービ スりずむぐりーぶ	(〒041-0836) 山の手2-52-14	83-6528	(株)スマイルキッズク ラブ	(株)スマイルキッズク ラブ	10	H31.4.1
ポラリスひろばNEXT 石川教室	(〒041-0802) 石川町181-2	76-7677	(株)ポラリス	(株)ポラリス	10	H31.4.1
ギフトッド	(〒042-0943) 乃木町5-21	76-8700	(株)絆メディカルグ ループ	(株)絆メディカルグ ループ	10	R1.6.1
放課後等デイサービ スどんぐりコロコロ2	(〒041-0808) 桔梗5-13-55	76-7454	(株)聖の里山	(株)聖の里山	10	R1.11.1
障害児通所支援事業 のんのルーム駒場店	(〒042-0935) 駒場町5-18	83-1610	(株)エ・アロール	(株)エ・アロール	10	R1.12.1
放課後等デイサービ スりずむじゃんぶ	(〒041-0851) 本通2-30-11	87-0212	(株)スマイルキッズク ラブ	(株)スマイルキッズク ラブ	20	R2.4.1

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
児童発達支援・放課後等 デイサービス きっずぱーく+	(〒041-0811) 富岡町3-5-14	76-3917	一社)コミュニティほっ かいどう	一社)コミュニティほっ かいどう	10	R2.4.1
りんく はこだて	(〒041-0812) 昭和2-37-9	86-7690	(株)Link	(株)Link	10	R2.9.1
あるく・よん	(〒041-0851) 本通4-8-6 2F	83-6306	(同)友結	(同)友結	10	R3.4.1
ギフトッド湯川	(〒042-0932) 湯川町3-41-1	84-5660	(株)絆メディカルグ ループ	(株)絆メディカルグ ループ	10	R3.8.1
放課後等デイサービ スりずむ ほっぷ	(〒041-0851) 本通1丁目44-15	87-0212	(株)スマイルキッズク ラブ	(株)スマイルキッズク ラブ	20	R3.12.1
ポラリスひろば人見教 室	(〒040-0005) 人見町21-6	30-1060	(株)ポラリス	(株)ポラリス	10	R4.2.28
しきさい	(〒041-0843) 花園町11-11	86-5547	(株)竹久	(株)竹久	10	R4.3.1
放課後等デイサービ スりずむおりーぶ	(〒041-0811) 富岡町2-7-4	76-3823	(株)スマイルキッズク ラブ	(株)スマイルキッズク ラブ	20	R4.4.1
放課後等デイサービ ス チルドリア	(〒040-0024) 高盛町14-10	76-7823	(同)On	(同)On	10	R4.4.1
りんく ききょう	(〒041-0808) 桔梗5-41-29	86-6290	(株) Link	(株) Link	10	R4.9.1
多機能型事業所 たねのね	(〒040-0022) 的場町23-3	76-1448	一社)Roots	一社)Roots	10	R4.11.1
放課後等デイサービ ス チルドリア 北美原教室	(〒041-0807) 北美原1-11-18	76-4768	(同) On	(同) On	10	R4.12.1
多機能型事業所 ころあ	(〒041-0851) 本通2-34-2	68-1603	(同)Ri' z	(同)Ri' z	10	R5.2.1
重症児デイサービス fuwaRi	(〒041-0812) 昭和3-30-46	83-2247	NPO)for R	NPO)for R	5	R5.4.1
LEIF函館	(〒041-0851) 本通3-23-10 ルビナス1 階	83-8850	リーフラス(株)	リーフラス(株)	10	R5.4.1
あるく・ごお	(〒041-0851) 本通4-8-6 1階	83-6306	(同)友結	(同)友結	10	R5.8.1
多機能型事業所あぶ らす ころあ	(〒042-0941) 深堀町12-32	68-1703	(同)Ri' z	(同)Ri' z	10	R6.2.1
放課後等デイサービ ス たねのね nico	(〒041-0812) 昭和3-8-14	76-7840	一社)Roots	一社)Roots	10	R6.4.1
多機能型事業所 SHOOT	(〒041-0836) 山の手2-36-7	76-6182	(株)GREEN REAF	(株)GREEN REAF	10	R6.4.1
多機能型事業所 FLAT	(〒041-0807) 北美原3-6-2	76-1702	(同)BEAR HAND	(同)BEAR HAND	10	R7.4.1
多機能型事業所 ふしぎなほっけ	(〒041-0832) 神山2-9-3	83-8180	(株)エンジェルキッズ	(株)エンジェルキッズ	10	R7.4.1

(18)保育所等訪問支援事業所

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
児童発達支援セン ターうみのほし	(〒040-0022) 日乃出町27-3	56-1541	社福)函館カトリック社会 福祉協会	社福)函館カトリック社会 福祉協会	-	H25.8.1
多機能型事業所たねのね	(〒040-0022) 的場町23-3	76-1448	一社)Roots	一社)Roots	-	R5.1.1
多機能型事業所ころ あ	(〒041-0851) 本通2-34-2	68-1603	(同)Ri' z	(同)Ri' z	-	R5.2.1
多機能型事業所あぶ らす ころあ	(〒042-0941) 深堀町12-32	68-1703	(同)Ri' z	(同)Ri' z	-	R6.2.1
はこだて療育・自立支援 センター保育所等訪問支 援事業所	(〒042-0932) 湯川町2丁目39-26	36-0500	市	市	-	R6.4.1

2 老人福祉施設

(1)養護老人ホーム

(令和7年7月1日現在)

施設名	所在地	電話	設置主体および経営主体	定員(名)	認可年月日
永楽荘	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-1366	社福)函館厚生院	150	S31.5.10
まろにえ	(〒042-0915) 西旭岡町3-239-2	84-6645	社福)函館共愛会	120	H22.3.29

(2)特別養護老人ホーム

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	認可 年月日
函館共愛会 愛泉寮	(〒040-0014) 中島町35-7	52-1065	社福)函館共愛会	社福)函館共愛会	160	S42.4.28
旭ヶ岡の家	(〒042-0916) 旭岡町78	50-2121	社福) 函館カリタスの園	社福) 函館カリタスの園	83	S52.5.20
幸成園 (従来型)	(〒041-0801) 桔梗町435-28	47-1113	社福)函館幸成会	社福)函館幸成会	60	S57.4.1
福寿荘 さくら館	(〒041-0802) 石川町189-19	34-7101	社福)函館仁愛会	社福)函館仁愛会	80	S58.4.1
恵楽園	(〒041-0523) 柏野町117	85-2893	社福)恵山恵愛会	社福)恵山恵愛会	50	S59.3.31
みなみかやべ荘	(〒041-1611) 川汲町986-13	25-5300	社福)函館共愛会	社福)函館共愛会	50	S61.3.28
潮寿荘	(〒041-0252) 釜谷町605-1	82-3535	社福)戸井福祉会	社福)戸井福祉会	50	S63.3.29
函館はくあい園 (従来型)	(〒040-0077) 吉川町3-16	45-5250	社福)函館松寿会	社福)函館松寿会	50	H3.3.28
百楽園	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-7418	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	100	H4.3.31
ももハウス	(〒041-0804) 赤川町390-2	47-3335	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	60	H9.2.28
シンフォニー	(〒042-0912) 中野町74-1	58-2000	社福)禎人会	社福)禎人会	100	H15.4.1
松濤	(〒040-0035) 松風町18-15	27-0077	社福)函館大庚会	社福)函館大庚会	50	H16.4.16
おおぞら	(〒042-0908) 銅山町12	36-1100	社福)函館愛育会	社福)函館愛育会	50	H17.4.8
福寿荘	(〒041-0802) 石川町191-1	46-1123	社福)函館仁愛会	社福)函館仁愛会	20	H19.3.30
あい亀田港	(〒041-0822) 亀田港町56-12	62-6300	社福)心侑会	社福)心侑会	60	H26.3.19
谷地頭緑蔭園	(〒040-0046) 谷地頭町23-5	26-7771	社福)純心福祉会	社福)純心福祉会	29	H26.3.28
幸成園 (ユニット型)	(〒041-0801) 桔梗町435-29	47-1113	社福)函館幸成会	社福)函館幸成会	50	H26.4.1
函館はくあい園 (ユニット型)	(〒040-0077) 吉川町3-16	45-5250	社福)函館松寿会	社福)函館松寿会	50	H26.4.1
桔梗みのりの里	(〒041-0808) 桔梗1-3-8	46-5151	社福)敬聖会	社福)敬聖会	100	H26.4.30
俱有	(〒040-0035) 松風町19-18	24-2255	社福)函館大庚会	社福)函館大庚会	48	H26.12.15
こうじゅ	(〒040-0072) 亀田町7-1	41-5100	社福)函館鴻寿会	社福)函館鴻寿会	29	H28.4.1
サテライト 百楽園	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-7418	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	29	H28.5.1
志	(〒041-0841) 日吉町4-12-19	53-1121	社福)結絆の会	社福)結絆の会	29	H30.3.23
ベルソーレ	(〒041-0841) 日吉町4-16-20	30-7777	社福)創生会	社福)創生会	100	H30.3.26

(3)老人短期入所施設

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	設置(開始) 年月日
潮寿荘	(〒041-0252) 釜谷町605-1	82-3535	社福)戸井福祉会	社福)戸井福祉会	2	S63.3.29
函館はくあい園	(〒040-0077) 吉川町3-16	45-5250	社福)函館松寿会	社福)函館松寿会	6	H3.3.28
百楽園	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-7418	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	20	H4.3.31
旭ヶ岡の家 ※空床型を除く	(〒042-0916) 旭岡町78	50-2121	社福) 函館カリタスの園	社福) 函館カリタスの園	7	H4.4.1
福寿荘さくら館	(〒041-0802) 石川町189-19	34-7101	社福)函館仁愛会	社福)函館仁愛会	10	H4.4.1
永楽荘	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-1366	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	9	H5.8.1
恵楽園	(〒041-0523) 柏野町117	85-2893	社福)恵山恵愛会	社福)恵山恵愛会	10	H8.2.26
旭ヶ岡の家 ベレル	(〒042-0916) 旭岡町76	50-5656	社福) 函館カリタスの園	社福) 函館カリタスの園	30	H8.3.10

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	設置(開始) 年月日
ももハウス	(〒041-0804) 赤川町390-2	47-3335	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	10	H9.2.28
幸成園(従来型)	(〒041-0801) 桔梗町435-28	47-1113	社福)函館幸成会	社福)函館幸成会	10	H12.4.1
みなみかやべ荘	(〒041-1611) 川汲町986-13	25-5300	社福)函館共愛会	社福)函館共愛会	2	H12.4.1
函館共愛会愛泉寮	(〒040-0014) 中島町35-7	52-1065	社福)函館共愛会	社福)函館共愛会	6	H12.4.1
こうじゅ	(〒040-0072) 亀田町7-1	41-5100	社福)函館鴻寿会	社福)函館鴻寿会	19	H12.5.10
シンフォニー	(〒042-0912) 中野町74-1	58-2000	社福)禎人会	社福)禎人会	10	H15.4.1
松濤	(〒040-0035) 松風町18-15	27-0077	社福)函館大庚会	社福)函館大庚会	13	H16.4.28
おおぞら	(〒042-0908) 銅山町12	36-1100	社福)函館愛育会	社福)函館愛育会	10	H17.4.28
はこだてケアセンター そよ風	(〒042-0932) 湯川町2-14-22	36-7200	(株)SOYOKAZE	(株)SOYOKAZE	20	H19.9.20
らいふ赤川	(〒041-0805) 赤川1-2-5	85-6068	NPO)りょうほく	NPO)りょうほく	20	H20.8.22
のぞみ大門	(〒040-0036) 東雲町15-16	27-3500	(有)ウジヤト	(有)ウジヤト	38	H23.12.5
こん	(〒040-0012) 時任町35-24	33-1233	医療)大庚会	医療)大庚会	20	H24.3.27
くうら	(〒041-0812) 昭和4-33-10	87-2388	(株)くうら	(株)くうら	25	H25.4.25
幸成園 (ユニット型)	(〒041-0801) 桔梗町435-28	47-1113	社福)函館幸成会	社福)函館幸成会	4	H26.4.1
桔梗みのりの里	(〒041-0808) 桔梗1-3-8	46-5151	社福)敬聖会	社福)敬聖会	20	H26.5.1
日吉ショートステイそ よ風	(〒041-0841) 日吉町2-39-15	32-7111	(株)SOYOKAZE	(株)SOYOKAZE	30	H26.10.22
アプタスクうら	(〒041-0806) 美原5-15-1	87-2579	(株)くうら	(株)くうら	20	H26.12.2
俱有	(〒040-0035) 松風町19-18	24-2255	社福)函館大庚会	社福)函館大庚会	10	H26.12.5
白ゆり美原	(〒041-0806) 美原2-50-2	34-3235	(株)メディカルシャット 函館	(株)メディカルシャット 函館	21	R1.12.1
白ゆり乃木	(〒042-0943) 乃木町4-52	35-7266	(株)メディカルシャット 函館	(株)メディカルシャット 函館	40	R1.12.1
ハートTOハート	(〒040-0078) 北浜町5-12	45-3211	(株)元気な介護	(株)元気な介護	23	R7.5.1

(4)老人デイサービスセンター

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	設置(開始) 年月日
旭ヶ岡の家	(〒042-0916) 旭岡町78	50-2725	社福) 函館カリタスの園	社福) 函館カリタスの園	H2.4.1
百楽園	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-3611	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	H4.4.1
永楽荘	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-1883	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	H5.10.1
恵山恵愛会	(〒041-0523) 柏野町117	85-3001	社福)恵山恵愛会	社福)恵山恵愛会	H8.2.26
ももハウス	(〒041-0804) 赤川町390-2	47-3331	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	H9.3.1
こうせいえん	(〒041-0801) 桔梗町435-28	34-2555	社福)函館幸成会	社福)函館幸成会	H11.4.1
あさひ(休止中)	(〒040-0037) 旭町4-12	27-8881	医療)聖仁会	医療)聖仁会	H11.4.1
社協とどほっけ	(〒041-0611) 新浜町188-2	86-2811	社福)函館市社会福祉 協議会	社福)函館市社会福祉 協議会	H12.8.1
ニチイケアセンター 松陰	(〒040-0003) 松陰町16-4	35-4401	(株)ニチイ学館	(株)ニチイ学館	H13.4.15

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	設置(開始)年月日
よしずみ	(〒040-0015) 梁川町1-10	55-8000	(株)吉住	(株)吉住	H14.8.1
シンフォニー	(〒042-0912) 中野町74-1	58-2000	社福)禎人会	社福)禎人会	H15.3.20
秋桜(認知)	(〒040-0043) 宝来町14-25	23-7220	社医)高橋病院	社医)高橋病院	H15.9.1
ひなたぼっこ	(〒041-0824) 西桔梗町783-8	50-8883	(有)スイートホーム	(有)スイートホーム	H16.3.31
松濤	(〒040-0035) 松風町18-15	27-6616	社福)函館大庚会	社福)函館大庚会	H16.4.28
おおぞら	(〒042-0908) 銅山町12	36-1100	社福)函館愛育会	社福)函館愛育会	H17.4.19
ケアパートナー 函館	(〒041-0841) 日吉町3-21-14	33-4511	ケアパートナー(株)	ケアパートナー(株)	H19.3.1
はこだてケアセンター そよ風	(〒042-0932) 湯川町2-14-22	36-7200	(株)SOYOKAZE	(株)SOYOKAZE	H19.9.20
らいふ赤川	(〒041-0805) 赤川1-2-5	85-6068	NPO)りょうほく	NPO)りょうほく	H20.8.22
フルールハピネス はこだて	(〒040-0046) 谷地頭町8-27	27-3355	(株)萌福祉サービス	(株)萌福祉サービス	H20.12.19
ながだい	(〒041-0841) 日吉町3-39-24	87-0939	(有)ハーブ・ゼーリヒカ イテン	(有)ハーブ・ゼーリヒカ イテン	H21.9.25
高丘	(〒042-0955) 高丘町31-6	36-6030	(株)エムズジャパン	(株)エムズジャパン	H21.10.21
里のどか	(〒041-0801) 桔梗町427-43	46-8700	NPO) 介護福祉協会	NPO) 介護福祉協会	H22.9.24
ここみ湯川	(〒042-0932) 湯川町2-25-21	36-2700	(有) エルアンドエス	(有) エルアンドエス	H22.10.1
つばさ	(〒041-0836) 山の手3-51-12	31-3050	(有)つばさ	(有)つばさ	H23.5.19
赤とんぼ	(〒040-0034) 大森町3-10	23-4455	(社福)青雲の森	(社福)青雲の森	H23.7.1
あーる	(〒040-0073) 宮前町10-9	41-9955	(株)ケア・アール	(株)ケア・アール	H23.10.13
てまり	(〒042-0954) 上野町7-30	59-5000	(株)福祉センター 函館	(株)福祉センター 函館	H24.2.17
出逢い	(〒041-0811) 富岡町1-9-4-1	87-2217	(株)トータル サポート函館	(株)トータル サポート函館	H24.2.28
まつかわ(認知)	(〒040-0074) 松川町30-12	41-1221	医療)鴻仁会	医療)鴻仁会	H24.3.30
よしずみ白鳥	(〒040-0082) 白鳥町16-1	62-1100	(株)吉住	(株)吉住	H24.4.6
プラトー予防センター 函館本店	(〒041-0821) 港町1-12-30	84-5219	(有)健 メィカル・サポート	(有)健 メィカル・サポート	H25.2.22
みずほ	(〒041-0806) 美原2-23-17	84-8475	(株)ウェルフェア	(株)ウェルフェア	H25.4.1
ひまわり	(〒041-0808) 桔梗2-1-32	82-5623	(有)ティー・エス	(有)ティー・エス	H25.5.9
アースサポート函館亀田 港町	(〒041-0822) 亀田港町43-18	40-8311	アースサポート(株)	アースサポート(株)	H25.5.29
シルバーおこなわ	(〒040-0062) 大縄町1-4	21-1600	(株)シルバーサポート	(株)シルバーサポート	H25.9.27
デイサロン 乃木	(〒042-0943) 乃木町4-36	84-1203	(株)トラストケア	(株)トラストケア	H25.10.7
カラダラボ函館湯川	(〒042-0932) 湯川町3-44-17	59-5500	(株)3eee	(株)3eee	H25.12.1
あじさい	(〒042-0932) 湯川町2-15-3	59-5581	社医) 函館博栄会	社医) 函館博栄会	H26.2.17
ニチイケアセンター 函館桔梗(認知)	(〒041-0808) 桔梗3-22-10	34-5911	(株)ニチイ学館	(株)ニチイ学館	H26.4.14
泰夢	(〒040-0021) 的場町18-12	31-8828	(株)WBC	(株)WBC	H26.5.14
桔梗みのりの里	(〒041-0808) 桔梗1-3-8	46-5151	社福)敬聖会	社福)敬聖会	H26.5.22

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	設置(開始)年月日
オリーブ	(〒042-0943) 乃木町4-36	83-2628	(株)トラストケア	(株)トラストケア	H26.6.6
トップ	(〒041-0835) 東山3-18-12	84-1355	(株)山本	(株)山本	H26.7.9
デイハウス アブタスクウラ	(〒041-0806) 美原5-15-1	87-2579	(株)くうら	(株)くうら	H26.11.28
さくらリハビリデイサー ビス	(〒040-0024) 高盛町19-15	83-2254	(株)光洋	(株)光洋	H26.12.4
プラトースانسテージ 本店	(〒040-0078) 北浜町3-8	45-6666	(有)健メディカルサ ポート	(有)健メディカルサ ポート	H27.2.26
カラダラボ函館赤川	(〒041-0805) 赤川町1-2-1	47-8222	(株)3eee	(株)3eee	H27.3.1
きたえる〜む函館桔梗	(〒041-0808) 桔梗1-1-9	83-6733	(株)ヤマチコーポーレ ーション	(株)ヤマチコーポーレ ーション	H27.3.2
花鈴	(〒041-0843) 花園町40-11	30-1300	(株)オフィス花鈴ス テーション	(株)オフィス花鈴ス テーション	H27.3.10
ひろば	(〒041-0851) 本通1-22-13	090-1306 -6072	(株)H.T.L	(株)H.T.L	H27.3.25
寛ぎの翔輝(休止中)	(〒040-0045) 住吉町2-13	27-6006	医社)向仁会	医社)向仁会	H27.7.1
のべる手	(〒041-0853) 中道1-33-7	33-1230	(株)のべる手	(株)のべる手	H28.12.1
ミント	(〒040-0022) 日乃出町20-17	84-6022	(株)ハイサポート	(株)ハイサポート	H29.4.10
函館あいの里(認知)	(〒041-0803) 亀田中野町277-12	47-4331	社福)函館光智会	社福)函館光智会	H29.6.1
ここわ	(〒041-0811) 富岡町1-21-14	83-7173	(株)シンワテック	(株)シンワテック	H29.9.1
永楽荘 (通所C)	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-1366	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	H29.10.1
百楽園 (通所C)	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-7418	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	H29.10.1
北の宿もえ	(〒042-0932) 湯川町2-12-5	57-3100	合同会社もえ	合同会社もえ	H30.1.1
カラダラボ	(〒041-0853) 中道1-5-5	55-5858	(株)3eee	(株)3eee	H30.3.1
ほたる	(〒041-0851) 本通2-55-16	83-5208	合同会社ルミナス	合同会社ルミナス	H30.3.7
SONPOケア函館昭和	(〒041-0812) 昭和4-30-35	42-1051	SONPOケア(株)	SONPOケア(株)	H30.7.1
PeakAssistance 函館本通	(〒041-0851) 本通1-36-30	52-5022	(株)Addition	(株)Addition	H30.7.15
ライフカレッジ 湯の川	(〒040-0932) 湯川町3-12-15	83-5603	(株)ライフシップ	(株)ライフシップ	H30.8.1
みずほ本通	(〒041-0851) 本通1-10-2	84-6095	(株)ウェルフェア	(株)ウェルフェア	H30.8.8
グランユニライフ デイサービスセンター 函館湯の川	(〒042-0932) 湯川町1-13-13	88-8167	(株)グランユニライフケ アサービス	(株)グランユニライフケ アサービス	H30.11.1
ライフカレッジ石川	(〒041-0802) 石川町457-4	83-6820	(株)ライフデザイン	(株)ライフデザイン	H30.12.1
はこだて元気シニア るーむ(通所C)	(〒040-0053) 末広町5-17	86-6216	(株)STAN.DOUP	(株)STAN.DOUP	H31.4.1
飛鳥	(〒041-0811) 富岡町3-30-27	83-8801	(合)飛鳥ケアーズ	(合)飛鳥ケアーズ	H31.4.1
みなみかやべ荘	(〒041-1611) 川汲町986-13	25-3438	社福)函館共愛会	社福)函館共愛会	H31.4.1
共愛会病院	(〒040-0061) 海岸町6-3	86-5360	医)徳洲会	医)徳洲会	R1.6.1
カイリ	(〒042-0955) 高丘町30-20	86-9285	(株)山本	(株)山本	R1.7.10
白ゆり富岡	(〒041-0811) 富岡町1-23-12	44-5757	(株)メディカルシャト ー函館	(株)メディカルシャト ー函館	R1.12.1
白ゆり美原	(〒041-0806) 美原2-50-2	34-3234	(株)メディカルシャト ー函館	(株)メディカルシャト ー函館	R1.12.1

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	設置(開始)年月日
白ゆり乃木	(〒042-0943) 乃木町4-52	35-7188	(株)メディカルシャトー函館	(株)メディカルシャトー函館	R1.12.1
こうじゆ	(〒040-0072) 亀田町7-1	41-5100	(社福)函館鴻寿会	(社福)函館鴻寿会	R2.8.1
プレイリハビリテーションセンター	(〒042-0932) 湯川町2-43-4	86-7781	(株)maestro	(株)maestro	R2.10.1
ライフカレッジ 石川公園前	(〒041-0802) 石川町2-61	85-8505	(株)ライフデザイン	(株)ライフデザイン	R2.12.1
サン・スポーツクラブ(通所C)	(〒041-0802) 石川町167-39	84-5626	サン・スポーツクラブ(株)	サン・スポーツクラブ(株)	R3.4.1
あい本通	(〒041-0851) 本通4-17-29	31-6001	社福心侑会	社福心侑会	R3.12.1
花のん	(〒042-0915) 西旭岡町1-23-3	85-6713	(合)花のん	(合)花のん	R3.6.1
レモン	(〒040-0024) 高盛町9-10	86-5232	(株)ハイサポート	(株)ハイサポート	R3.6.1
凜	(〒040-0022) 日乃出町22-36	31-5000	(株)あんじゆう	(株)あんじゆう	R4.6.1
チャコ	(〒041-0851) 本通2-52-11	76-1072	Smile All Support(株)	Smile All Support(株)	R4.8.1
萌だいこく(休止中)	(〒040-0051) 弁天町11-4	23-0011	(株)萌福祉サービス	(株)萌福祉サービス	R4.8.1
みやまえ	(〒040-0073) 宮前町27-11	84-8831	医)鴻仁会	医)鴻仁会	R4.10.1
ファン(休止中)	(〒041-0806) 美原2-46-1	83-7549	(株)山本	(株)山本	R4.10.1
グッドタイムクラブ・桔梗	(〒041-0808) 桔梗1-27-8	46-1060	(株)創生事業団	(株)創生事業団	R4.10.1
本通	(〒041-0851) 本通2-14-18	84-5347	(株)函館介護支援研究所	(株)函館介護支援研究所	R5.2.1
百年の森 函館	(〒040-0084) 大川町15-20	83-8232	(株)3eee	(株)3eee	R6.1.1
プレイリハビリ@ホーム	(〒042-0932) 湯川町2-43-4	83-7597	(株)cheerful	(株)cheerful	R6.1.15
翔和	(〒041-0812) 昭和1-7-12	85-8101	(合)探求	(合)探求	R6.3.1
プレイ&コロコロ@花園	(〒041-0843) 花園町26-18-1	84-5795	(株)MILIER CARE	(株)MILIER CARE	R6.5.1
はくあい園	(〒040-0077) 吉川町3-16	45-5250	(社福)函館松寿会	(社福)函館松寿会	R6.6.1
Saita	(〒041-0835) 東山2-63-19	76-0025	(合)楚楚	(合)楚楚	R6.7.1
くらしさ函館本通	(〒041-0851) 本通2-32-1	31-8000	(株)元気な介護	(株)元気な介護	R7.2.1
アースサポート函館	(〒041-0811) 富岡町3-1-1	44-1900	アースサポート(株)	アースサポート(株)	R7.4.1
ハートToハート	(〒040-0078) 北浜町5-12	40-6111	(株)元気な介護	(株)元気な介護	R7.5.1
みすず	(〒040-0073) 宮前町3-20	84-1077	(株)ケアサポートみすず	(株)ケアサポートみすず	R7.6.1
山びこフィット	(〒041-0832) 神山3-35-6	32-3635	(株)山びこケア	(株)山びこケア	R7.7.1

(5)生活支援ハウス

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	認可年月日
旭ヶ岡の家 生活支援ハウス	(〒042-0916) 旭岡町78	50-3066	社福)函館カリタスの園	社福)函館カリタスの園	9	H13.8.1
シンフォニー	(〒042-0912) 中野町74-1	58-2000	社福)禎人会	社福)禎人会	12	H15.4.1

(6)軽費老人ホーム

施設名	所在地	電話	設置主体および経営主体	定員(名)	認可年月日
ベリアニエス(ケアハウス)	(〒041-0841) 日吉町4-7-82	31-3222	社福)函館厚生院	50	H5.5.1
ベレル旭ヶ岡の家(ケアハウス)	(〒042-0916) 旭岡町76	50-5656	社福)函館カリタスの園	15	H8.4.1
センチナリアン(ケアハウス)	(〒041-0801) 桔梗町557	46-8255	社福)敬聖会	80	H9.12.1
菜の花(ケアハウス)	(〒040-0043) 宝来町14-26	23-7226	社福)函館元町会	30	H13.5.1
おおぞら(ケアハウス)	(〒042-0908) 銅山町11-4	57-3338	社福)函館愛育会	30	H14.9.1

(7)有料老人ホーム(特定施設を除く)

施設名	所在地	電話	設置主体および経営主体	定員 (名)	設置(開始) 年月日
特定有料老人ホーム 旭ヶ岡の家レジタント	(〒042-0916) 旭岡町79-1	50-4611	(社福)函館カリタスの園	23	H5.6.25
ワンズホーム	(〒041-0822) 亀田港町52-5	62-5070	(有)ワンズホーム	40	H19.1.1
フルールハビネスはこ だて	(〒040-0046) 谷地頭町8-27	27-3355	(株)萌福祉サービス	118	H20.10.1
てまり	(〒042-0954) 上野町7-31	59-4000	(株)福祉センター函館	11	H24.3.2
ふかせ	(〒040-0074) 松川町30-12	41-1221	医療)鴻仁会	68	H24.6.1
こうじゅ三号館	(〒040-0073) 宮前町20-14	40-5255	医療)鴻仁会	27	H26.6.1
シニアハウスてまり	(〒042-0954) 上野町7-36	59-4000	(株)福祉センター函館	5	H26.9.17
シルバ-ホーム白山	(〒040-0041) 栄町7-3	22-7020	(株)清野	9	H26.9.16
凧と汐風	(〒041-0251) 小安町692番地1	83-8814	(有)THEOGRAM	18	H26.9.17
下宿赤とんぼパートI	(〒040-0034) 大森町3-10	23-4777	(株)赤とんぼ	88	H26.9.24
下宿赤とんぼパートII	(〒040-0034) 大森町17-6	22-5858	(株)赤とんぼ	65	H26.9.24
ピュアパレス啄木	(〒040-0022) 日乃出町24-10	32-5001	(株)あんじゅう	88	H26.10.29
下宿よしずみ	(〒040-0015) 梁川町1-10	57-3100	(株)吉住	21	H26.10.31
もえ本館	(〒042-0932) 湯川町2-12-5	57-2710	(有)大山	26	H27.2.20
もえ2号館	(〒042-0932) 湯川町1-5-10	57-3100	(有)大山	9	H27.5.19
もえ3号館	(〒042-0932) 湯川町2-13-1	57-3100	(有)大山	10	H27.2.20
シルバ-ハウス 北の宿本館	(〒042-0932) 湯川町1-14-3	57-3100	(有)大山	28	H27.2.20
シルバ-ハウス 北の宿2号館	(〒042-0932) 湯川町1-14-7	57-3100	(有)大山	6	H27.2.20
湯川荘	(〒042-0932) 湯川町2-18--3	59-5557	(有)大山	7	H27.2.20
花楓	(〒042-0955) 高丘町41-12	83-6217	(株)リブ	22	H27.2.20
泰	(〒040-0045) 住吉町2-13	27-7117	医社)向仁会	175	H27.7.1
幸優ききょう	(〒041-0808) 桔梗町426-20	34-2255	(株)ケア・アール	14	H27.7.1
コミュニティ ハウスよしずみ	(〒040-0082) 白鳥町16-1	62-1111	(株)吉住	24	H27.11.1
恵	(〒041-0405) 川上町462-1	84-2577	(株)KGぶらす	12	H28.11.1
こうじゅ	(〒040-0072) 亀田町7-1	41-5100	社福)函館鴻寿会	38	H28.12.10
はこだて ハイツ	(〒041-0851) 本通1-26-13	52-2300	(有)ショッピングプラザあつや	16	S62.7.7
ほおずき	(〒041-0812) 昭和1-11-13	87-0743	(有)ひだ	15	H22.10.1
住宅型 有料老人ホームかめだ	(〒040-0072) 亀田町3-13	41-5018	医療)鴻仁会	42	H28.12.1
ききょう	(〒041-0808) 桔梗1-14-1	46-3033	医社)向仁会	50	H29.6.1
楽々	(〒040-0063) 若松町31-6	76-9426	(株)ノギス	19	H29.12.1
コミュニティハウス まつかわ	(〒040-0074) 松川町30-7	83-6164	(医)鴻仁会	24	H30.2.20
ネーブル函館	(〒040-0014) 中島町38-1	76-1180	(株)蓮寿	16	R1.7.18
アニー	(〒041-0832) 神山3-16-8	84-8256	(有)ケアマネジメントオフィス・アニー	10	R1.10.1
白ゆり美原	(〒041-0806) 美原2-50-2	34-3239	(株)メディカルシャ-函館	82	R1.12.1

施設名	所在地	電話	設置主体および経営主体	定員 (名)	設置(開始) 年月日
宇賀	(〒042-0923) 志海苔町299-3	58-3232	(株)KGふらす	13	R2.3.1
一福荘	(〒041-0851) 本通1-22-13	86-6074	(株)H.T.L	17	R2.4.20
有料老人ホーム いつみ	(〒040-0075) 万代町14-5	76-9988	(株)マーククリアズ	11	R3.3.1
ピュアバレス海峡	(〒042-0944) 金堀町8-12	51-3010	(株)あんじゅう	60	R4.5.16
てらす	(〒042-0914) 上湯川町28-19	57-1155	(株)あんじゅう	10	R4.6.1
てらすⅡ	(〒042-0914) 上湯川町28-26	57-1300	(株)あんじゅう	15	R4.6.1
てらすⅢ	(〒042-0914) 上湯川町28-27	57-1166	(株)あんじゅう	15	R4.6.1
グッドタイムホーム・鍛 治	(〒041-0852) 鍛治2-35-22	33-5600	社福)創生会	72	R5.4.1
やまつつじ花通	(〒041-0851) 本通3-26-15	85-8851	(株)アンビシャス	41	R6.3.1
しゅじゅ	(〒041-0807) 北美原2-2-30	86-7627	(株)リッシュ	12	R6.4.1
グリーンヒルズ神山	(〒041-0832) 神山1-10-3	83-1646	(合)グリーンヒルズ	42	R6.12.1
くらしさ函館本通	(〒041-0851) 本通2-32-1	31-8000	(株)元気な介護	38	R7.3.1

(8)老人福祉センター

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	型	認可 年月日
函館市湯川老人福祉 センター	(〒042-0932) 湯川町1-7-26	57-6061	市	セントラル警備(株) (指定管理者)	A	S45.4.1
函館市谷地頭老人福祉 センター	(〒040-0046) 谷地頭町13-18	22-0264			A	S49.1.19
総合福祉センター内 老人福祉 センター	(〒040-0063) 若松町33-6	23-5997		社福)函館市社会福 祉協議会 (指定管理者)	B	H6.4.1

3 保護施設

(1) 救護施設

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	認可 年月日
函館共働宿泊所救護部	(〒042-0921) 新湊町261	58-4040	社福)函館共働宿泊所	社福)函館共働宿泊所	100	S27.9.1
高丘寮	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-7038	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	120	S39.3.11
明和園	(〒040-0022) 日乃出町21-17	51-5281	社福)函館市民生事 業協会	社福)函館市民生事 業協会	90	S48.3.1

(2) 医療保護施設

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	認可 年月日
函館五稜郭病院	(〒040-8611) 五稜郭町38-3	51-2295	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	480	S25.2.16

4 その他の社会福祉施設

(1) 無料低額宿泊所

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	設置(開始) 年月日
きずな湯川	(〒042-0932) 湯川町2-14-21	57-0559	(株)絆メディカルグループ	(株)絆メディカルグループ	23	R5.2.1

(2) 無料低額診療施設

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	設置(開始) 年月日
函館中央病院	(〒040-8585) 本町33-2	52-1231	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	527	S11.8.7
北海道社会事業協会 函館病院	(〒042-0935) 駒場町4-6	53-5511	社福)北海道社会事 業協会	社福)北海道社会事 業協会	286	S14.7.14
道南勤医協函館稜北 病院	(〒041-0853) 中道2丁目51-1	54-3113	医療)道南勤労者医療協 会	医療)道南勤労者医療協 会	104	H21.4.1
稜北クリニック	(〒041-0853) 中道2丁目51-1	54-3116	医療)道南勤労者医療協 会	医療)道南勤労者医療協 会	-	R5.4.1

(3)総合福祉センター

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	設置年月日
函館市総合福祉センター	(〒040-0063) 若松町33-6	22-6262	市	社福)函館市社会福祉協議会 (指定管理者)	H6.4.1

(4)福祉センター

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	設置年月日
函館市恵山福祉センター	(〒041-0523) 柏野町117-209	85-2800	市	市	S55.3.15

(5)函館市地域包括支援センター

施設名	日常生活圏域	電話	設置主体	経営主体	設置年月日
地域包括支援センターあさひ	西部	27-8880	市	医療)聖仁会	H18.4.1
地域包括支援センターこん中央	中央部第1	27-0777		医療)大庚会	H28.4.1
地域包括支援センターときとう	中央部第2	33-0555		医療)大庚会	H18.4.1
地域包括支援センターゆのかわ	東央部第1	36-4300		社福)函館厚生院	H28.4.1
地域包括支援センターたかおか	東央部第2	57-7740		社福)函館厚生院	H18.4.1
地域包括支援センター西堀	北東部第1	78-0123		社医)仁生会	H18.4.1
地域包括支援センター亀田	北東部第2	40-7755		社医)文珠会	H28.4.1
地域包括支援センター神山	北東部第3	76-0820		社医)仁生会	H28.4.1
地域包括支援センターよろこび	北部	34-6868		医社)向仁会	H18.4.1
地域包括支援センター社協	東部	82-4700		社福)函館市社会福祉協議会	H18.4.1
地域包括支援センターランチかやべ	東部ランチ	25-6034	社福)函館市社会福祉協議会	H18.4.1	

(6)火葬場

区分	所在地	電話	経営主体	供用開始日
函館市斎場	(〒040-0055) 船見町27-1	22-3450 (函館市斎場)	(株)マルゼンシステムズ (指定管理者)	H4.2.1
函館市戸井斎場	(〒041-0305) 館町169-1			H11.4.1
函館市楸法華斎場	(〒041-0613) 絵紙山町27-2			H13.12.21
函館市南茅部斎場	(〒041-1603) 尾札部町2457-1			H1.12.5

介護保険施設等一覧

1 介護老人福祉施設

(令和7年7月1日現在)

施設名	所在地	電話	設置および経営主体	定員 (名)	指定年月日
愛泉寮	(〒040-0014) 中島町35-7	52-1065	社福)函館共愛会	160	H12.4.1
旭ヶ岡の家	(〒042-0916) 旭岡町78	50-2121	社福)函館カリタスの園	83	H12.4.1
幸成園(従来型)	(〒041-0801) 桔梗町435-28	47-1113	社福)函館幸成会	60	H12.4.1
幸成園(ユニット型)				50	H26.4.1
福寿荘さくら館	(〒041-0802) 石川町189-19	34-7101	社福)函館仁愛会	80	H12.4.1
函館はくあい園(従来型)	(〒040-0077) 吉川町3-16	45-5250	社福)函館松寿会	50	H12.4.1
函館はくあい園(ユニット型)				50	H26.4.1
百楽園	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-7418	社福)函館厚生院	100	H12.4.1
潮寿荘	(〒041-0252) 釜谷町605-1	82-3535	社福)戸井福祉会	50	H12.4.1
恵楽園	(〒041-0523) 柏野町117	85-2893	社福)恵山恵愛会	50	H12.4.1
みなみかやべ荘	(〒041-1611) 川汲町986-13	25-5300	社福)函館共愛会	50	H12.4.1
シンフォニー	(〒042-0912) 中野町74-1	58-2000	社福)禎人会	100	H15.4.1
松濤	(〒040-0035) 松風町18-15	27-0077	社福)函館大庚会	50	H16.4.16
おおぞら	(〒042-0908) 銅山町12	36-1100	社福)函館愛育会	50	H17.4.25
ももハウス	(〒041-0804) 赤川町390-2	47-3335	社福)函館厚生院	60	H22.4.1
あい亀田港	(〒041-0822) 亀田港町56-12	62-6300	社福)心侑会	60	H26.3.19
桔梗みのりの里	(〒041-0808) 桔梗1-3-8	46-5151	社福)敬聖会	100	H26.4.30
俱有	(〒040-0035) 松風町19-18	24-2255	社福)函館大庚会	48	H26.12.5
ベルソーレ	(〒041-0841) 日吉町4-16-20	30-7777	社福)創生会	100	R3.10.1

2 介護老人保健施設

施設名	所在地	電話	設置および経営主体	定員 (名)	指定年月日
グランドサン亀田	(〒041-0802) 石川町191-4	46-3151	社医)文珠会	100	H12.4.1
ロイヤルヒルズ日吉	(〒041-0841) 日吉町4-7-81	31-3113	特医)富田病院	100	H12.4.1
ジョイウェルス桔梗	(〒041-0801) 桔梗町557	46-8881	医療)聖仁会	100	H12.4.1
ケンゆのかわ	(〒042-0932) 湯川町3-29-15	59-1211	社福)函館厚生院	150	H12.4.1
響の社	(〒041-0833) 陣川町91-4	31-8320	医療)函館友愛会	100	H12.4.1
ゆとりろ	(〒040-0043) 宝来町14-27	23-7223	社医)高橋病院	150	H12.4.1
やわらぎ苑西桔梗	(〒041-0824) 西桔梗町735-4	49-8555	医療)やわらぎ会	96	H17.3.29
もも太郎	(〒041-0804) 赤川町388-1	47-5550	社福)函館厚生院	100	H22.4.1

3 介護医療院

施設名	所在地	電話	設置および経営主体	定員 (名)	指定年月日
喜郷(ユニット型)	(〒041-0808) 桔梗1-14-1	34-7707	医社)向仁会	148	H30.5.1
喜郷Ⅱ(従来型)	(〒041-0808) 桔梗1-14-1	34-7707	医社)向仁会	40	H30.5.1
竹田病院	(〒040-0054) 元町29-21	26-5812	社医)尚仁会	60	H31.4.1
高橋病院	(〒040-0012) 時任町1-2	78-1230	社医)高橋病院	60	R3.8.1
森病院	(〒041-0801) 桔梗町557	47-2222	医療)聖仁会	52	R5.4.1

4 短期入所施設

施設名	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
幸成園(従来型)	(〒041-0801) 桔梗町435-28	47-1113	社福)函館幸成会	10	H12.4.1
幸成園(ユニット型)				4	H26.4.1
函館共愛会愛泉寮	(〒040-0014) 中島町35-7	52-1065	社福)函館共愛会	6	H12.4.1
福寿荘さくら館	(〒041-0802) 石川町189-19	34-7101	社福)函館仁愛会	10	H12.4.1
旭ヶ岡の家ベレル	(〒042-0916) 旭岡町76	50-5656	社福)函館カリタスの園	30	H12.4.1
旭ヶ岡の家	(〒042-0916) 旭岡町78	50-2121	社福)函館カリタスの園	17	H12.4.1
みなみかやべ荘	(〒041-1611) 川汲町986-13	25-5300	社福)函館共愛会	5	H12.4.1
永楽荘	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-1366	社福)函館厚生院	9	H12.4.1
百楽園	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-7418	社福)函館厚生院	20	H12.4.1
函館はくあい園	(〒040-0077) 吉川町3-16	45-5250	社福)函館松寿会	6	H12.4.1
恵楽園	(〒041-0523) 柏野町117	85-2893	社福)恵山恵愛会	10	H12.4.1
潮寿荘	(〒041-0252) 釜谷町605-1	82-3535	社福)戸井福社会	2	H12.4.1
グランドサン亀田	(〒041-0802) 石川町191-4	46-3151	社医)文珠会	空床利用	H12.4.1
ロイヤルヒルズ日吉	(〒041-0841) 日吉町4-7-81	31-3113	特医)富田病院	空床利用	H12.4.1
ジョイウェルス桔梗	(〒041-0801) 桔梗町557	46-8881	医療)聖仁会	空床利用	H12.4.1
ケンゆのかわ	(〒042-0932) 湯川町3-29-15	59-1211	社福)函館厚生院	空床利用	H12.4.1
響の杜	(〒041-0833) 陣川町91-4	31-8320	医療)函館友愛会	空床利用	H12.4.1
ゆとりろ	(〒040-0043) 宝来町14-27	23-7223	社医)高橋病院	100	H12.4.1
こうじゅ	(〒040-0072) 亀田町7-1	41-5100	社福)函館鴻寿会	19	H12.5.10
シンフォニー	(〒042-0912) 中野町74-1	58-2000	社福)禎人会	10	H15.4.1
高橋病院	(〒040-0012) 時任町1-2	78-1230	社医)高橋病院	空床利用	R3.8.1
森病院	(〒041-0801) 桔梗町557	47-2222	医療)聖仁会	空床利用	R5.4.1

施設名	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
松濤	(〒040-0035) 松風町18-15	27-0077	社福)函館大庚会	13	H16.4.28
やわらぎ苑西桔梗	(〒041-0824) 西桔梗町735-4	49-8555	医療)やわらぎ会	空床利用	H17.3.29
おおぞら	(〒042-0908) 銅山町12	36-1100	社福)函館愛育会	10	H17.4.28
はこだてケアセンター そよ風	(〒042-0932) 湯川町2-14-22	36-7200	(株)SOYOKAZE	20	H19.9.20
らいふ赤川	(〒041-0805) 赤川1-2-5	85-6068	NPO)りょうぼく	20	H20.8.22
ももハウス	(〒041-0804) 赤川町390-2	47-3979	社福)函館厚生院	10	H22.4.1
もも太郎	(〒041-0804) 赤川町388-1	47-3335	社福)函館厚生院	空床利用	H22.4.1
のぞみ大門	(〒040-0036) 東雲町15-16	27-3500	(有)ウジヤト	38	H23.12.5
こん	(〒040-0012) 時任町35-24	33-1233	医療)大庚会	20	H24.3.27
くうら	(〒041-0812) 昭和4-33-10	87-2388	(株)くうら	25	H25.4.25
桔梗みのりの里	(〒041-0808) 桔梗1-3-8	46-5151	社福)敬聖会	20	H26.4.30
日吉ショートステイそよ風	(〒041-0841) 日吉2-39-15	32-7111	(株)SOYOKAZE	30	H26.10.22
アプタスクうら	(〒041-0806) 美原5-15-1	87-2579	(株)くうら	20	H26.12.2
俱有	(〒040-0035) 松風町19-18	24-2255	社福)函館大庚会	10	H26.12.5
喜郷(ユニット型)	(〒041-0808) 桔梗町1-14-1	34-7707	医社)向仁会	空床利用	H30.5.1
白ゆり美原	(〒041-0806) 美原2-50-2	34-3235	(株)メディカルシャトー函館	21	R1.12.1
白ゆり乃木	(〒042-0943) 乃木町4-52	35-7266	(株)メディカルシャトー函館	40	R1.12.1
ハートTOハート	(〒040-0078) 北浜町5-13	45-3211	(株)元気な介護	23	R7.5.1

5 特定施設入居者生活介護

施設名	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
センテナリアン(軽費)	(〒041-0801) 桔梗町557	46-8255	社福)敬聖会	80	H16.3.30
泰安の郷舟海(休止中)	(〒040-0055) 船見町5-20	24-0088	(株)サポートライフ	42	H16.9.13
永楽荘(養護)	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-1366	社福)函館厚生院	150	H18.10.1
まろにえ(養護)	(〒042-0915) 西旭岡町3-239-2	84-6645	社福)函館共愛会	120	H22.3.31
とどほけ介護付有料 老人ホームほのぼの	(〒041-0611) 新浜町188-2	86-2811	社福)函館市社会福祉協議会	23	H28.4.1
グッドタイムホーム・桔梗	(〒041-0808) 桔梗1-27-8	46-1060	(株)創生事業団	90	H29.9.11
グッドタイムホーム・富岡	(〒041-0811) 富岡町3-22-3	43-3500	(株)創生事業団	54	H29.10.1
ばんだい	(〒040-0075) 万代町6-23	41-5141	医療)鴻仁会	46	R1.10.1
みやまえ	(〒040-0073) 宮前町7-15	40-3883	医療)鴻仁会	96	R1.10.1
白ゆり	(〒041-0811) 富岡町1-23-12	44-5858	(株)メディカルシャトー函館	24	R1.12.1
グッドタイムホーム・湯川	(〒042-0932) 湯川町1-11-6	59-1294	(株)創生事業団	48	R2.6.1
ふれあいの里 悠	(〒040-0061) 海岸町5-25	27-5035	S&Nふれあいケアサービス(株)	60	R4.10.1

6 小規模多機能型居宅介護

施設名	所在地	電話	設置および運営主体	登録定員	指定年月日
潮太郎	(〒041-0252) 釜谷町605-1	82-3535	社福)戸井福祉会	29	H19.8.1
ゆのかわわとな	(〒042-0932) 湯川町1-2-9	36-1520	(有)ウイズ	25	H21.3.25
凧と汐風	(〒041-0251) 小安町692-1	83-8814	(有)THEOGRAM	29	H22.11.29
こん	(〒040-0011) 本町29-7	33-0888	社福)函館大庚会	29	H23.3.30
ききょうわとな	(〒041-0808) 桔梗4-34-9	34-2270	(有)ウイズ	25	H23.11.30
こうじゅ三号館	(〒040-0073) 宮前町20-14	40-5255	医療)鴻仁会	24	H26.6.4
しゅうどう	(〒040-0078) 北浜町1-9	40-2299	(株)秀道	29	H26.10.1
あい美原	(〒041-0806) 美原3-13-32	83-6166	社福)心侑会	25	H27.4.1
あい日吉	(〒041-0841) 日吉町2-22-12	30-7011	社福)心侑会	25	H27.4.1
アニー	(〒041-0832) 神山3-16-13	84-8256	(有)ケアマネジメント オフィス・アニー	29	H29.6.16
ぱるむ	(〒040-0851)本通4-3-21	31-4500	(株)KGぷらす	29	H29.9.1
のべる手	(〒041-0853) 中道2-26-29	33-7887	(株)のべる手	29	H31.4.1
メイフェア日吉	(〒041-0841) 日吉町3-7-23	85-8125	(株)メイフェア	29	R1.8.1
ぱるむⅡ	(〒042-0923) 志海苔町300-4	58-2030	(株)KGぷらす	25	R2.2.1
あんじゅう日の出	(〒040-0022) 日乃出町3-9	30-6633	(株)あんじゅう	29	R2.8.1
なでしこ	(〒040-0062) 大縄町20-19	45-7111	社医)高橋病院	25	R3.4.1
のべる手サテライト	(〒041-0853) 中道2-19-31	30-1551	(株)のべる手	18	R3.11.1
海翔	(〒041-1611) 川汲町586-1	84-1277	(株)KGぷらす	29	R4.6.1
グッドケア・松風	(〒040-0035) 松風町13-15	27-1800	社福)創生会	29	R5.4.1

7 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

区分	施設名	所在地	電話	設置および運営主体	定員(名)	指定年月日
	シルバービレッジ函館あいの里	(〒041-0803) 亀田中野町278-34	47-4331	社福)函館光智会	17	H12.4.1
	シルバービレッジ函館あいの里・泉	(〒041-0803) 亀田中野町278-53	47-4331	社福)函館光智会	18	H12.4.1
	街	(〒040-0012) 時任町35-3	33-1317	医療)大庚会	9	H13.3.28
	ききょう	(〒041-0801) 桔梗町557	47-8033	社福)敬聖会	36	H13.4.26
	よろこびの家	(〒040-0041) 栄町16-16	23-2777	医社)向仁会	45	H13.8.31
	あねもね	(〒041-0841) 日吉町4-7-83	32-3223	特医)富田病院	18	H14.3.27
	こんはこだて	(〒040-0012) 時任町35-4	33-1234	社福)函館大庚会	9	H15.2.28
	高丘	(〒042-0955) 高丘町53-8	36-7772	(有)ベストケアサービス	18	H15.2.28
	第3やわらぎ	(〒041-0801) 桔梗町379-48	47-7725	医療)やわらぎ会	18	H15.4.28
	そよかぜ	(〒040-0035) 松風町14-7	23-1130	(有)ウイズ	18	H15.7.18

施設名	区分	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
秋桜		(〒040-0043) 宝来町14-25	23-7228	社医)高橋病院	27	H15.8.26
のぞみ		(〒041-0822) 亀田港町60-28	62-5550	(有)ウジャト	18	H16.4.14
おもひで		(〒041-0835) 東山3-2-4	32-5595	(有)ハマダコーポレーション	9	H16.9.30
さらさの杜		(〒041-1612) 安浦町364-2	25-5800	(有)北邦	18	H17.5.26
おもひで・懐		(〒040-0836) 山の手2-5-16	30-1122	(有)ハマダコーポレーション	18	H17.10.7
かがやき		(〒041-0811) 富岡町2-21-7	44-1515	(株)ノア	18	H17.11.29
のぞみ2号館		(〒041-0822) 亀田港町60-23	43-7001	(有)ウジャト	18	H18.2.15
よろこびの家菜景		(〒040-0003) 松陰町1-43	32-7070	医社)向仁会	18	H18.2.22
香雪園		(〒042-0955) 高丘町33-11	36-5500	(有)ベストケアサービス	18	H18.3.1
泰安の郷海願		(〒040-0061) 海岸町9-30	62-5577	(株)サポートライフ	18	H18.3.3
よろこびの家日吉		(〒041-0841) 日吉町3-20-25	33-0505	医社)向仁会	18	H18.3.8
よろこびの家住慶		(〒040-0046) 谷地頭町31-8	24-0808	医社)向仁会	18	H18.3.24
ニチイケアセンター函館桔梗		(〒041-0808) 桔梗3-22-10	34-5911	(株)ニチイ学館	18	H21.10.1
光風園		(〒040-0073) 宮前町11-8	83-7512	医療)鴻仁会	18	H22.4.30
凧と汐風		(〒041-0251) 小安町692-1	85-8562	(有)THEOGRAM	18	H22.11.29
まつかわ		(〒040-0074) 松川町41-17	41-1300	医療)鴻仁会	18	H23.3.25
こん松濤		(〒040-0023) 宇賀浦町16-20	30-2277	医療)大庚会	18	H24.3.26
ふかせ		(〒040-0074) 松川町30-12	41-1221	医療)鴻仁会	18	H24.3.30
はこだて乃木		(〒042-0943) 乃木町4-32	33-4480	日総ふれあいケアサービス(株)	18	H24.7.1
グース		(〒041-0843) 花園町24-3	56-6730	日総ふれあいケアサービス(株)	18	H24.7.1
ひなた園		(〒042-0932) 湯川町2-16-1	36-1055	(株)メディカルオフィス・創健	18	H25.3.13
あねもね戸倉ヶ丘		(〒042-0953) 戸倉町15-10	59-6500	特医)富田病院	18	H25.3.26
恵		(〒041-0405) 川上町457-1	84-2383	(株)KGぷらす	18	H25.3.29
にしぼり		(〒041-0844) 川原町5-1	54-0015	一般社団法人 仁生会にしぼり	18	H26.4.1
にしぼり神山		(〒041-0832) 神山1-25-9	52-0247	一般社団法人 仁生会にしぼり	18	H26.4.1
あい戸倉		(〒042-0953) 戸倉町161-1	36-5700	社福)心侑会	18	H27.4.1
あい		(〒041-0812) 昭和3-29-47	62-2246	社福)心侑会	27	H27.4.1
そよかぜ日好		(〒041-0841) 日吉町4-12-18	56-8181	(有)ウイズ	9	H30.3.23

区分 施設名	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
白ゆり	(〒041-0811) 富岡町1-23-12	44-7200	(株)メディカルシャトー函館	18	R1.12.1
来夢	(〒040-0063) 若松町22-1	22-1717	(有)時館	18	R2.2.1
なでしこ	(〒040-0062) 大縄町20-19	45-7045	社医)高橋病院	18	R3.4.1
グッドケア・日吉	(〒041-0841) 日吉町4-15-1	85-8066	社福)創生会	18	R4.7.1
グッドケア・鍛冶	(〒041-0852) 鍛冶2-35-22	33-5600	社福)創生会	18	R5.4.1
とみおか	(〒041-0811) 富岡町1-51-20	43-5300	(株)テンダー	18	R6.5.1
ふるさと	(〒041-0811) 富岡町1-54-17	43-8333	(株)テンダー	8	R6.5.1
まつかげ	(〒040-0003) 松陰町15-5	33-5551	(株)テンダー	18	R6.5.1

8 地域密着型特定施設入居者生活介護

施設名	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
平和の森美原	(〒041-0806) 美原3-53-30	47-8899	平和興産(株)	29	H22.11.1
こん	(〒040-0011) 本町29-7	33-0777	社福)函館大庚会	29	H23.3.30
こうじゅ	(〒040-0072) 亀田町7-1	41-5100	社福)函館鴻寿会	29	H25.3.25
花水季	(〒040-0041) 栄町7-4	22-8884	(株)清野	29	H25.4.12
ケアホームくうら	(〒041-0844) 川原町1-3-1	87-2485	医社)くうら	29	H26.1.9
あい美原	(〒041-0806) 美原3-13-32	83-6165	社福)心侑会	29	H27.4.1
あい日吉	(〒041-0841) 日吉町2-22-12	30-7355	社福)心侑会	29	H27.4.1
白ゆり乃木	(〒042-0943) 乃木町4-53	30-3231	(株)メディカルシャトー函館	29	R1.12.1
フルールハピネスみなと	(〒041-0821) 港町3-4-2	43-0033	(株)萌福祉サービス	29	R3.5.1
光風園	(〒040-0073) 宮前町11-8	83-7513	医療)鴻仁会	29	R3.7.1
グッドタイムホーム・日吉弐番館	(〒041-0841) 日吉町4-15-11	85-8754	社福)創生会	29	R4.10.15
グッドタイムホーム・日吉壱番館	(〒041-0841) 日吉町4-15-5	85-6012	社福)創生会	29	R5.2.1
グッドタイムホーム・松風	(〒040-0035) 松風町13-15	27-1800	社福)創生会	29	R5.4.1

9 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

施設名	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
福寿荘	(〒041-0802) 石川町191-1	46-1123	社福)函館仁愛会	20	H19.3.30
谷地頭緑蔭園	(〒040-0046) 谷地頭町23-5	26-7771	社福)純心福祉会	29	H26.3.28
こうじゅ	(〒040-0072) 亀田町7-1	41-5100	社福)函館鴻寿会	29	H28.4.1
サテライト 百楽園	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-7418	社福)函館厚生院	29	H28.5.1
志	(〒041-0841) 日吉町4-12-19	53-1121	社福)結絆の会	29	H30.3.23

10 看護小規模多機能型居宅介護

施設名	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
恵	(〒041-0405) 川上町457-1	84-2383	(株)KGふらす	29	H25.3.29
谷地頭緑蔭園	(〒040-0046) 谷地頭町23-5	26-7772	社福)純心福祉会	29	H26.3.28
ひよしわとな	(〒041-0841) 日吉4-12-18	52-1522	(有)ウイズ	29	H30.3.23
SOMPOケア函館昭和 看護小規模多機能	(〒041-0812) 昭和4-30-35	44-5800	SOMPOケア(株)	29	H30.7.1
てらす	(〒042-0914) 上湯川町28-32	36-1001	(株)あんじゅう	29	R4.6.1
サテライトてらす(休止中)	(〒040-0022) 日乃出町22-36	84-6230	(株)あんじゅう	18	R4.6.1

※介護保険施設等の最新情報は市指導監査課ホームページ参照。

社会福祉法人一覧

1 函館市が所轄庁となる社会福祉法人

(令和7年7月1日現在)

法人名	住所	代表者	認可年月日	電話番号
函館共働宿泊所	(〒042-0921) 新湊町261	越前典洋	S27.5.8	58-4040
函館市民生事業協会	(〒040-0022) 日乃出町21-17	菊野時生	S27.5.17	51-5281
函館国の子寮	(〒042-0958) 鈴蘭丘町38-7	柏倉正	S34.7.10	50-3267
奉仕会	(〒041-0812) 昭和3-15-10	豊田光佐	S39.3.28	42-6218
函館市社会福祉協議会	(〒040-0063) 若松町33-6	大槻寅男	S42.1.24	23-2226
育星園	(〒040-0025) 堀川町30-3	松本啓	S42.11.7	51-8736
函館聖パウロ会	(〒040-0054) 元町15-13	木村悦子	S46.1.27	22-8558
貞信福祉会	(〒042-0941) 深堀町27-2	野又淳司	S47.1.14	33-0033
育栄会	(〒041-0834) 東山町118-194	亀井隆	S47.3.30	54-8916
ドルカス福祉会	(〒040-0001) 五稜郭町7-22	山地正	S47.3.31	51-7664
函館若葉会	(〒040-0084) 大川町4-27	能戸彰	S52.11.28	43-8161
函館愛育会	(〒042-0914) 上湯川町45-29	大日向豊吉	S53.10.11	57-2586
函館カリタスの園	(〒042-0916) 旭岡町78	若山直	S54.7.2	50-2121
函館松英会	(〒042-0915) 西旭岡町1-29-10	渡邊威	S54.11.27	50-2688
函館常光会	(〒041-0806) 美原3-31-6	高野吉孝	S55.12.15	46-9923
函館幸成会	(〒041-0801) 桔梗町435-28	廣正賢治	S56.8.20	47-1113
函館一条	(〒042-0916) 旭岡町19-29	尾形永造	S57.10.29	50-3777
函館仁愛会	(〒041-0802) 石川町191-1	蒲池珠實	S57.11.18	46-1123
恵山恵愛会	(〒041-0523) 柏野町117	菅龍彦	S58.12.6	85-2893
戸井福祉会	(〒041-0252) 釜谷町605-1	柏原美之	S62.11.6	82-3535
函館松寿会	(〒040-0077) 吉川町3-16	村上幸輝	H2.5.23	45-5250
函館つくしっこ会	(〒041-0803) 亀田中野町57-15	高津知子	H5.1.22	46-8874
函館光智会	(〒041-0803) 亀田中野町278-34	林崎光弘	H7.3.31	47-4331
敬聖会	(〒041-0801) 桔梗町557	森喜美子	H8.10.24	46-8255

法人名	住所	代表者	認可年月日	電話番号
函館鴻寿会	(〒040-0072) 亀田町7-1	上山剛	H11.9.29	41-5100
函館恭北会	(〒042-0903) 東畑町141-13	富田恒一	H11.3.5	58-1985
函館元町会	(〒040-0012) 時任町1-2	高橋肇	H12.9.8	78-1230
かいせい	(〒040-0071) 追分町5-23-2	松田由美子	H14.3.12	40-8989
禎人会	(〒042-0912) 中野町74-1	漆寄照政	H14.7.19	58-2000
函館大庚会	(〒040-0035) 松風町18-15	今均	H14.12.27	27-0077
函館緑風会	(〒041-0262) 古川町441-3	出野富司郎	H25.4.1	58-3776
心侑会	(〒041-0822) 亀田港町56-12	廣瀬隆之	H25.5.31	62-3377
函館恵愛会	(〒042-0941) 深堀町22-42	佐古一夫	H26.3.28	54-7878
函館博栄会	(〒042-0932) 湯川町2-32-6	三上昭廣	H26.9.26	59-1156
結絆の会	(〒041-0841) 日吉町4-12-19	葛西宣彰	H29.4.1	53-1121
函館カトリック 社会福祉協会	(〒040-0022) 日乃出町27-3	林敏雄	S39.3.4	76-0297

※各法人の決算状況は、独立行政法人福祉医療機構のホームページで公開しています。

2 函館市内の社会福祉法人で北海道が所轄庁となるもの

法人名	住所	代表者	認可年月日	電話番号
函館厚生院	(〒040-0011) 本町34-8-1	高田竹人	S27.5.17	51-9588
函館共愛会	(〒040-0073) 宮前町33-11	種田貴司	S9.11.16	55-3366
函館緑花会	(〒042-0932) 湯川町1-31-1	坂本徳廣	S45.12.15	77-6446
つぐみ園	(〒041-0852) 鍛冶2-3-9	佐々木正人	S51.9.27	54-6206
函館杉の子園	(〒040-0011) 本町9-23	長谷川祥子	H10.9.16	51-7561
純心福祉会	(〒040-0046) 谷地頭町23-5	福田庄作	H25.9.5	26-7771

3 函館市外の社会福祉法人で函館市内に社会福祉施設を有するもの

法人名	住所	代表者	認可年月日	電話番号
北海道社会事業協会	(〒060-0004) 札幌市中央区北4西6-1-1	吉田秀明	S27.5.17	(011) 221-0611
侑愛会	(〒049-0101) 北斗市追分7-8-9	祐川暢生	S38.6.17	49-2581
ろうふく会	(〒060-0041) 札幌市中央区大通東4-5-1	古川隆之	S43.12.28	(011) 210-0181
創生会	(〒811-0206) 福岡市東区雁の巣1-7-25	伊東慎太郎	S47.4.17	(092) 607-1111